

平成 2 1 年度

包括外部監査報告書

尼崎市包括外部監査人

遠藤眞廣

目次

第 1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
（ 1 ）	監査の対象	1
（ 2 ）	対象期間	1
（ 3 ）	選定理由	1
3	監査の方法	2
（ 1 ）	監査の視点	2
（ 2 ）	監査の主な手続	2
4	監査従事者	3
5	監査の実施期間	4
6	利害関係	4
7	金額単位等	4
第 2	監査対象の概要	5
1	対象団体の概要	5
（ 1 ）	対象団体の範囲	5
（ 2 ）	市における外郭団体経営改善について	7
2	対象団体の事業分析	12
（ 1 ）	規模分析	12
（ 2 ）	各団体の事業の合理性、市との役割分担について	13
（ 3 ）	財政関与分析	22
（ 4 ）	人的関与分析	26
3	公益法人制度改革	33
4	財政健全化法	36
第 3	監査の結果	40
1	監査対象団体への指摘及び意見	40
2	監査結果の総括	41

第 4	平成 20 年度統廃合団体について	44
1	財団法人尼崎市高齢者生きがい促進協会	46
2	財団法人尼崎市勤労者福祉協会	52
3	株式会社エフエムあまがさき	57
第 5	平成 20 年度末で存続している監査対象団体の個別分析	61
1	尼崎市土地開発公社	61
2	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会	74
3	財団法人尼崎市環境整備事業公社	91
4	財団法人尼崎市総合文化センター	100
5	社団法人尼崎人権啓発協会	111
6	社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団	119
7	財団法人尼崎健康・医療事業財団	130
8	財団法人尼崎口腔衛生センター	146
9	社団法人尼崎市シルバー人材センター	156
10	尼崎中高年事業株式会社	166
11	財団法人尼崎地域・産業活性化機構	183
12	財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所	195
13	株式会社エーリック	210
14	財団法人尼崎市都市整備公社	222
15	財団法人尼崎緑化協会	229
16	尼崎都市開発株式会社	241
17	アミング開発株式会社	253
18	財団法人尼崎市スポーツ振興事業団	262
19	尼崎交通事業振興株式会社	278

第 1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号、以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び尼崎市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 20 年 12 月 25 日条例第 35 号）第 2 条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査の対象

尼崎市の財政的援助団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

（2）対象期間

平成 20 年度（自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 21 年度分以降についても監査対象にした。

（3）選定理由

市は、公共サービスを補完・代替する公益目的のもと各出資団体を設立し、補助金・委託料等を支払い、あるいは債務保証・損失補償等を行ってきた。現在これら財政的援助団体等に対しては、効率的かつ効果的な運営を図ることにより市の事務事業の円滑な運営に寄与することを目的に独立性及び自主性を尊重しつつ、その設立、解散、事業運営等に関し、総合的な視点から指導及び調整を行っている（「外郭団体の統廃合及び経営改善について」平成 19 年 1 月）。

しかしながら、中核市に移行した平成 21 年度当初予算は法人市民税が大幅に減少し、基金がほぼ枯渇するなど、市の財政は深刻な事態に陥っている。この状況下で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年 6 月 22 日法律第 94 号）にいう「将来負担比率」の平成 19 年度指標は、近隣地方公共団体の中でも高水準の団体に属している。

平成 16 年度から導入された指定管理者制度、平成 19 年度から施行された公益法人改革関連三法など環境の変化を踏まえ、財政的援助団体の市の行政目的との関わり方について点検し、現状の分析及び課題の明確化を行うことは市民にとって大きな影響を与えるものであり、重要なテーマで

ある。このような状況から、財政的援助団体をテーマとして選定する。

３．監査の方法

（１）監査の視点

対象団体における経営及び事業の公益性、必要性、効率性、有効性並びに市との取引関係等を中心に監査する。

主な視点は次のとおりである。

（財務に関する事務の執行）

補助金等の財政援助は適切に行われ、財政援助の目的に合った事業が行われているか

委託業務に係る契約及び職員の派遣に関して法令・規程等に準拠して実施されているか

資産・負債の管理業務は適切か

（経営に係る事業の管理）

設立目的に沿った事業運営が、効率的かつ経済的に実施されているか

役職員の人員配置の必要性・合理性があるか

外郭団体における事業の業績管理及び成果管理は適切か

取締役会・理事会等の組織運営は計画的で健全に機能しているか

市との業務委託契約やその他の契約は適正に行われているか

経理規程等の必要な規程は整備されているか

資産の管理は適切に行われているか

外郭団体における情報開示は適切か

会計処理は適切に行われ、決算書は実態を適切に反映しているか

新たな簿外債務等により財政上の追加負担が発生する可能性はないか

借入金等の償還計画・収支計画は現実的なものか

（２）監査の主な手続

監査対象団体へ往査するとともに、所管している部署に対する質問等を行った。また、監査対象団体及び所管課に対する事前アンケート調査の配布及び回答についての検討を行い、外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

関係書類の調査

- ・ 各外郭団体の法人の概要に関する資料
 - ・ 登記簿謄本
 - ・ 定款若しくは寄附行為
 - ・ 組織図等
 - ・ 各外郭団体の規程等(稟議規程、人事労務規程、予算管理規程等)
 - ・ 各外郭団体の財務諸表等
 - ・ 各外郭団体と市との関連取引に関する契約書、仕様書などの資料
 - ・ 市からの派遣職員数等
 - ・ その他各外郭団体の所管課等が管理する書類等
- その他、必要と認められる書類等について調査した。

説明聴取

監査対象団体から説明を聴取した。

4．監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士・税理士	遠 藤 眞 廣
-----------	---------

(2) 包括外部監査人補助者

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者として選任した(公認会計士は五十音順)。

公認会計士・税理士	岩 瀬 哲 正
公認会計士・税理士	小 林 幸 子
公認会計士・税理士	福 井 茂
公認会計士・税理士	細 川 明 子
公認会計士・税理士	宮 田 勇 人
公認会計士・税理士	渡 邊 直 樹
弁 護 士	村 上 公 一

５．監査の実施期間

監査対象団体及び所管課に対し、平成２１年７月１日から平成２２年１月１０日までの期間にわたり、監査を実施した。

６．利害関係

尼崎市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第２５２条の２８第３項及び第２５２条の２９の規定により記載すべき利害関係はない。

７．金額単位等

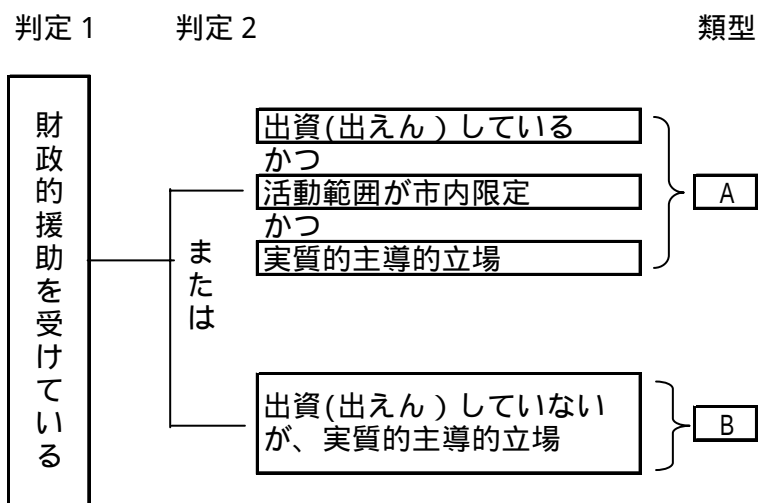
金額については表示単位未満を切り捨てており、また率その他については表示単位未満を四捨五入している。そのため、報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第2 監査対象の概要

1. 対象団体の概要

(1) 対象団体の範囲

本報告書は、「財政的援助団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理」を対象にするものである。財政的援助とは、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給等の援助をいう。団体とは、市出資（又は出えん—以下同様）比率 25%以上、及び市の 50%以上出資の団体の合計で 25%以上出資されているもの、または 25%未満の出資であっても財政的援助を与えているもので市がその経営に実質的に主導的立場を確保していると認められる法人、並びに市は出資していないがその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人をいう。実質的に主導的立場とは、その団体の設立の経緯や出資状況などから市が当該団体を実質的に管理監督していると認められるものをいう。



平成20年度末時点の財政的援助を受けている団体のうち、出資されている団体は平成20年度末解散団体を含み21団体であり（うち、市が主導的立場を有している団体は19団体）、市が出資をしていないが実質的主導的立場を有している団体は3団体である。

平成20年度末日の解散団体も事業を他の団体に譲渡・移管し、あるいは指定管理者の変更などにより事業や施設管理等において引続き市との関りがあり、報告書の対象団体に含めている。

以上の選別の結果、対象団体は次のようになる。

類型	団体番号	所管課	団体名	平成20年度 出資比率
A	1	企画財政局	尼崎市土地開発公社	100.0%
B	2	企画財政局	(社福) 尼崎市社会福祉協議会	-
A	3	環境市民局	(財) 尼崎市環境整備事業公社	66.7%
A	4	環境市民局	(財) 尼崎市総合文化センター	97.1%
B	5	環境市民局	(社) 尼崎人権啓発協会	-
A	6	健康福祉局	(社福) 尼崎市社会福祉事業団	100.0%
A	7	健康福祉局	(財) 尼崎健康・医療事業財団	50.0%
A	8	健康福祉局	(財) 尼崎口腔衛生センター	50.0%
B	9	産業経済局	(社) 尼崎市シルバー人材センター	-
A	10	産業経済局	尼崎中高年事業(株)	56.0%
A	11	産業経済局	(財) 尼崎地域・産業活性化機構	99.9%
A	12	産業経済局	(財) 近畿高エネルギー加工技術研究所	2.2%
A	13	産業経済局	(株) エーリック	17.4%
A	14	都市整備局	(財) 尼崎市都市整備公社	100.0%
A	15	都市整備局	(財) 尼崎緑化協会	52.5%
A	16	都市整備局	尼崎都市開発(株)	40.0%
A	17	都市整備局	アミング開発(株)	41.4%
A	18	教育委員会	(財) 尼崎市スポーツ振興事業団	83.3%
A	19	交通局	尼崎交通事業振興(株)	70.0%

また、「第4章 平成20年度統廃合団体について」で記述されている平成20年度解散団体は、次の3団体である

類型	所管課	団体名
A	企画財政局	(株) エフエムあまがさき
A	健康福祉局	(財) 尼崎市高齢者生きがい促進協会
A	産業経済局	(財) 尼崎市勤労者福祉協会

対象の19団体は、後述する市の「外郭団体の統廃合及び経営改善について」の報告書と対象範囲が同じである。以後、本文中の「外郭団体」の文言は、市がいうところの19団体を意味するものである。

また、対象団体は結果的に総務省がいう「第三セクター等」に近似することにもなる。本文中の「第三セクター」「第三セクター等」の文言は、総務省の定義によっている。

総務省通知 総財公第 95 号 平成 21 年 6 月 23 日 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」

第三セクター等とは

第三セクター及び地方公社、並びに地方公共団体が損失補償等の財政援助を行っている法人その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人

第三セクター及び地方公社とは

地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む)並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。

(2) 市における外郭団体経営改善について

外郭団体の経営改善については、市が、危機的な財政状況からの脱却を目指し、平成 15 年度から 19 年度までの 5 か年を計画期間とし策定した「経営再建プログラム」に基づき、その重点的取組項目の一つとして、外郭団体の自立的な経営改善と団体の統廃合を促進してきた。また、市の財政状況の悪化に加え、指定管理者制度の創設などによる民間事業者との競合といった新たな外郭団体の経営課題が生じる中、平成 19 年 1 月に、「外郭団体の統廃合及び経営改善について-外郭団体の自立経営に向けた市の取組方針-」が策定され、市の財政支援に依存しない外郭団体の自立経営の確立に向けて取り組まれてきたところである。

経営再建プログラム(平成 15 年度～平成 19 年度)における外郭団体の経営改善に向けた取組は次のとおりである。

項目	視点	取組内容
経営改善	民間と競合し存続するため、経営内容を改善し自立する。	経営改善目標額を設定し、補助金・委託料の削減を図る。
統廃合	存在意義の薄れている団体事業の類似性から集中化による効果が見込める団体について、統廃合を図る。	尼崎市施設管理協会の廃止
		その他、経営改善が困難な団体は事業縮小や統廃合を検討する。

経営改善の取組の結果：5 か年で約 18 億円の経営改善効果額を挙げ、また統廃合の取り組みの結果、3 団体の廃止、2 団体の統廃合により約 2

8 億円の改革改善効果額となっており、合わせて約 4 6 億円の効果が生じた。

「外郭団体の統廃合及び経営改善について-外郭団体の自立経営に向けた市の取組方針-」(平成 19 年 1 月策定)は、以下のとおりである。

1. 市の取組方針

指定管理者の選定方針

公募選定の拡大に向けて、以下の基本的な考え方に基づき、公募、非公募、移管の方針を定める。

(A)施設維持管理的要素が高く、市場性のある公の施設については公募選定

(B)対人サービスに係る継続性、公益性等の視点から、現状で合理的と認められる場合は非公募選定

(C)自立運営がふさわしい施設については団体に移管する。

補助金・委託料の削減

補助金のうち人件費相当部分は平成 21 年度には 5%削減する。

随意契約しているものは、平成 21 年度に原則一般競争入札に契約方法を変更する。

指定管理者の非公募及び随意契約が継続される場合、平成 21 年度に 5%以上の削減を行う。

外郭団体が実施している収益性のある事業に係る減免措置の廃止

平成 19 年度から段階的に見直し廃止する。

情報公開の推進

情報公開制度の整備を外郭団体に要請するとともに、市のホームページで公開している「外郭団体の概要」に、役員及び職員の給与水準等の項目を追加する。

統廃合に係る財政支援

職員の雇用確保に向け、以下の対応策等に係る財政支援に対処する。

(A)希望退職制度の実施

(B)資格取得等キャリア開発支援

(C)民間事業者等への斡旋

(D)退職手当財源、負債処理

給与構造改善の要請

外郭団体が継続して存続していくには、公正な条件のもと民間事業者

との競合に対応していく必要があるが、現在の外郭団体の給与構造は、国家公務員または市の給与構造に準拠してきたことなど民間事業者との競合において、競争力を有しているとは言い難い。外郭団体の給与構造改善は、団体自らの意思で実施されるものであるが、市場で競争できる水準に一度に移行することは困難であることから、上記に掲げる外郭団体の自立経営に向けた市の取組方針については、激変緩和措置として3年間を目安に措置を講じたものであり、これに併せ外郭団体における給与構造改善を市として要請する。

2. 統廃合団体

統廃合に当たっての5つの視点

団体の設立目的を達成しているか、または、団体の存在意義が薄れていないか

公の施設の管理を主たる業務とする外郭団体については、指定管理者制度への移行により代替できる民間事業者が存在している場合、経営体質の強化や新たな事業拡大が図れない限り、事業の縮小、団体自体の廃止を視野に入れる。

団体で事業を実施することが効率的であるか

累積赤字のない健全な財務状況であるか

累積赤字があり経営状況が極めて悪化している団体については、損益収支・資金収支の見通しやその対応策を十分に検証し、収支状況の改善が図れない場合、団体自体の廃止を視野に入れる。

民間と競合しており、民間への移管が可能であるか

統合によって機能強化が図れ、より効率的なサービス提供が可能であるか

団体名	
財団法人	尼崎市高齢者生きがい促進協会
財団法人	尼崎市勤労者福祉協会
財団法人	尼崎市都市整備公社
財団法人	尼崎市環境整備事業公社
株式会社	エフエムあまがさき

3. 経営改善団体

行政サービス及び行政事務に係る代替機能の維持・強化を図る団体

市組織構造のスリム化を促進していく必要があり、また、直営による行政サービス及び行政事務の執行より、柔軟で効率的な事務執行が期待できることから経営改善を進める中で代替機能の維持・強化を図る。

尼崎市土地開発公社
財団法人 尼崎地域・産業活性化機構
財団法人 尼崎市総合文化センター

事業領域の検証・変更が必要な団体

外郭団体が実施している事業のうち、一部の事業に民間事業者と競合する事業が出てきていることなどから、外郭団体が実施することの意義、効率性等を検証し、事業領域の変更を含めた経営改善を進める。

社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団
財団法人 尼崎健康・医療事業財団
財団法人 尼崎口腔衛生センター
社団法人 尼崎人権啓発協会
社団法人 尼崎市シルバー人材センター
社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会
財団法人 近畿高エネルギー加工技術研究所
財団法人 尼崎緑化協会
財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団

自立経営を促進する団体

市が出資する株式会社については、市への財政的依存体質を解消し、収益収支・資金収支等の経営見通し、経営計画に基づく自立経営を促進する。なお、経営計画に基づく経営改善が実施されたにもかかわらず、収支状況等の改善が極めて困難で、団体存続に係る継続性が懸念される場合、問題を先送りすることなく法的整理を含めた判断を行う。

尼崎中高年事業株式会社
アミング開発株式会社
尼崎都市開発株式会社
株式会社エーリック
尼崎交通事業振興株式会社

上記の外郭団体の経営改善及び統廃合の取組については「経営再建プログラム」の次のステップとして、市の更なる財政健全化を目指し、平成20年度から24年度までの5か年を計画期間として取り組んでいる「あま

がさき「行財政構造改革推進プラン」における改革改善項目の一つとしても計上されているもので、21年度までの効果額は約2億円となっている。

平成19年1月現在、外郭団体が指定管理者となっている公の施設の状況と平成21年度の状況を比較すると次のとおりである。

【外郭団体が指定管理者となっている公の施設の状況】

平成19年1月現在の状況			平成21年度の状況
公の施設名称	指定管理者	選定等方針	
たじかの園	(社福)社会福祉事業団	非公募	非公募により社会福祉事業団が指定管理者
あこや学園	(社福)社会福祉事業団	非公募	非公募により社会福祉事業団が指定管理者
身体障害者福祉センター	(社福)社会福祉事業団	非公募	非公募により社会福祉事業団が指定管理者
身体障害者デイサービスセンター	(社福)社会福祉事業団	公募	公募により社会福祉事業団が指定管理者
猪名野やすらぎ荘	(社福)社会福祉事業団	廃止	施設廃止
母子生活支援施設	(社福)社会福祉事業団	団体へ移管	社会福祉事業団へ移管
尼崎学園	(社福)社会福祉事業団	団体へ移管	非公募により社会福祉事業団が指定管理者
長安寮	(社福)社会福祉事業団	団体へ移管	社会福祉事業団へ移管
老人福祉センター	(財)尼崎市高齢者生きがい促進協会	公募	特A館は公募、A館は非公募により社会福祉協議会が指定管理(注)
すこやかプラザ	(社福)社会福祉協議会	公募	公募によりNPO法人子どものみらい尼崎が指定管理者
老人福祉工場	(社)尼崎市シルバー人材センター	非公募	非公募によりシルバー人材センターが指定管理者
高齢者就業センター	(社)尼崎市シルバー人材センター	団体へ移管	シルバー人材センターへ移管
社会体育施設(地区体育館、屋内プール)	(財)尼崎市スポーツ振興事業団	非公募	非公募によりスポーツ振興事業団が指定管理者
有料公園施設(記念公園)	(財)尼崎市スポーツ振興事業団	非公募	非公募によりスポーツ振興事業団が指定管理者
有料公園施設(橘・小田南公園内)	(財)尼崎市スポーツ振興事業団	公募	公募により緑化協会・スポーツ振興事業団連合体が指定管理
軟式野球場・多目的運動広場(魚つり公園内)	(財)尼崎市スポーツ振興事業団	公募	公募により緑化協会・スポーツ振興事業団連合体が指定管理
中央地区会館(複合施設)	(財)尼崎市スポーツ振興事業団	非公募	非公募によりスポーツ振興事業団が指定管理者
美方高原自然の家	(財)尼崎市スポーツ振興事業団	公募	公募により財団法人日本アウトワードバウンド協会が指定管理者
青少年いこいの家	(財)尼崎市スポーツ振興事業団	公募	公募によりスポーツ振興事業団が指定管理
勤労者レクリエーションセンター	(財)尼崎市勤労者福祉協会	廃止	門屋合資会社へ民間移管
労働福祉会館、労働センター	(財)尼崎市勤労者福祉協会	統廃合又は公募	公募によりNPO法人シンフォニーが指定管理者

(注)特A館：健康増進に関する指導を事業として行うこととしており、診察室・検診室などを有し、建物規模が800㎡以上であるもの。

A館：健康増進に関する事業の実施が義務づけられておらず、建物規模が495.5㎡以上であるもの。

平成 21 年度から新たに指定管理者になった団体（外郭団体に該当しない団体は除く）及び公の施設

【外郭団体が指定管理者となっている公の施設】

公の施設名称	現在の指定管理者	選定等方針
弥生ヶ丘墓園、西難波墓園	(財) 尼崎市環境整備事業公社	非公募
弥生ヶ丘斎場	(財) 尼崎市環境整備事業公社	非公募

2. 対象団体の事業分析

(1) 規模分析

平成 20 年度の対象団体規模等は、次のとおりである。

	総資産	正味財産	総収入	市の負担率
1 尼崎市土地開発公社	22,106,008	753,105	2,227,216	100.0%
2 (社福) 尼崎市社会福祉協議会	871,651	627,585	811,807	41.8%
3 (財) 尼崎市環境整備事業公社	512,126	250,763	397,313	94.4%
4 (財) 尼崎市総合文化センター	4,888,284	623,538	477,385	70.6%
5 (社) 尼崎人権啓発協会	62,854	27,382	59,334	93.6%
6 (社福) 尼崎市社会福祉事業団	372,262	330,219	862,758	95.6%
7 (財) 尼崎健康・医療事業財団	3,865,364	1,774,590	2,099,239	55.7%
8 (財) 尼崎口腔衛生センター	480,941	313,126	209,262	33.8%
9 (社) 尼崎市シルバー人材センター	717,421	499,204	1,851,413	32.8%
10 尼崎中高年事業(株)	939,188	823,200	702,340	73.2%
11 (財) 尼崎地域・産業活性化機構	1,854,395	1,772,773	188,289	46.8%
12 (財) 近畿高エネルギー加工技術研究所	598,768	592,550	157,458	41.8%
13 (株) エーリック	1,156,328	244,308	251,367	23.5%
14 (財) 尼崎市都市整備公社	19,593	1,486,406	2,026,178	100.0%
15 (財) 尼崎緑化協会	500,124	474,889	315,282	83.6%
16 尼崎都市開発(株)	1,499,653	902,381	453,703	7.7%
17 アミング開発(株)	5,561,566	976,059	625,414	4.1%
18 (財) 尼崎市スポーツ振興事業団	2,482,745	2,119,400	1,313,975	59.4%
19 尼崎交通事業振興(株)	256,479	170,820	761,768	82.2%
合計	48,745,750	8,240,306	15,791,501	

市の負担率とは、売上高等に対する市への依存度(収入依存度)をいう。

市への依存額については、機会費用を含めている。また、土地開発公社については、保有土地の市の買取金額を含めている。

機会費用とは、選択されなかった選択肢のうちで最善の価値のことで、逸失利益ともいう。例えば、低利融資の通常金利差額、無償貸付の通常貸付料などである。

総資産の約 45% が尼崎市土地開発公社である。尼崎市土地開発公社の総資産中の大部分(22,054 百万円)は市が買戻すことになっている公有用地であり、結果的には市の外にある財産ではない。その他の団体で総資産が多額であるもの、例えば財団法人尼崎市総合文化センターなどは、その団体が建物等の不動産を所有することが要因である。

正味財産がマイナス(すなわち債務超過)は、2 団体である。財団法人

尼崎健康・医療事業財団は市民健康開発センターの建設償還資金補助金が当初予定どおりに交付されなかったためである（この点では、同じく建設償還資金補助金が当初予定どおりに交付されなかった財団法人尼崎市総合文化センターは債務超過ではない。これはこの団体が建物を圧縮処理の対象にし、建物と同補助金を直接相殺していたという会計処理の相違に起因する）。また財団法人尼崎市都市整備公社は駅前開発物件の過年度売却損が原因である。

総収入には市からの建設償還資金補助金を含めていない。また、団体別の収支はその建設償還資金補助金収入が大きく影響するため、記述を省略している。

3年間の合計額の推移は次のとおりである。

年度	総資産	正味財産	総収入	単位：千円 尼崎市土地開発公社を除く、総収入
				総収入
18	54,492,807	6,328,105	16,424,680	15,072,003
19	50,144,569	7,006,511	18,524,252	14,271,168
20	48,745,750	8,240,306	15,791,501	13,564,285
平均	51,127,709	7,191,641	16,913,478	14,302,485

総資産の減少傾向の主な原因は借入金の返済であり、正味財産の主な増加原因は尼崎市からの借入金返済原資である建設償還資金補助金の収入である。総収入は尼崎市土地開発公社から市が買い取る先行取得土地の買取額が尼崎市の財政事情に影響されるため、それを除く総収入額では減少傾向である。

（２）各団体の事業の合理性、市との役割分担について

事前アンケート調査により数項目の質問をした中で、各団体の設立目的とも関係がある「事業の合理性」及び「市との役割分担」について、各団体がどのような認識を持っているかを判断する項目がある（未回答を含む）

Q：尼崎市ではなく、貴団体が事業を実施することについて、その合理的理由を説明して下さい。

1	尼崎市土地開発公社	土地取得の手続を機動的・弾力的に行えること。
---	-----------	------------------------

2	(社福) 尼崎市社会福祉協議会	地域福祉の推進には、住民主体の活動が不可欠であり、住民主体の地域福祉活動を推進することが法人目的である本会が、行政と協働で事業を実施しているものである。
3	(財) 尼崎市環境整備事業公社	公社職員の方が人件費が低いことなどから、公共性を確保しながら、より効率的な事業の実施が可能である。
4	(財) 尼崎市総合文化センター	これまで培ってきた文化や芸術に関するノウハウを活かした事業展開が可能である。
5	(社) 尼崎人権啓発協会	人権教育・啓発の重要な課題は、市民一人ひとりの偏見の解消を図るとともに、当事者が、内在する力を発揮して、自立、自己実現を達成し、主体的な行動へと結びつけていけることと思われるが、このような必要な条件整備を行っていくことが行政の課題であり、協会は、当事者の自尊感情の醸成や主体性の確立を図るため、積極的な役割を果たす啓発事業を推進する。 当協会は、関係団体とのこれまでの連携の中で情報収集能力を有しており、これに基づく様々な立場の方々の考えを集約し、効率的かつ効果的に事業を実施するノウハウを有している。
6	(社福) 尼崎市社会福祉事業団	市の財政硬直化の状況のなかで、安定的かつ経済的な施設運営への体質改善を図る一方、利用者サイドに立った処遇充実の方向とを無理なく調和させる観点から、公的責任を確保しつつ、民間人の持つ能力と豊富な経験及びその熱意を活用することにより、今まで以上に施設利用者に密着したより高度で専門的な施設運営体制を確立し得るため。
7	(財) 尼崎健康・医療事業財団	今後ますます市民ニーズに柔軟な対応が必要となる「市民健康開発センター」と「医療センター」については、尼崎市と尼崎市医師会が共同で設立した財団法人で実施することにより、医療関係機関等の人材とノウハウの活用、夜間休日等の利用、他団体からの補助、事業拡大時の人員の確保等が可能となる。
8	(財) 尼崎口腔衛生センター	専門的歯科医師の確保について、尼崎市歯科医師会の全面的な支援を受けられる。
9	(社) 尼崎市シルバー人材センター	当センターがシルバー事業を実施することは法律で規定されている。なお、昭和55年、シルバー事業が国の施策として全国的に推進されることになったときから、この事業は、行政機関の行う事業でなく、高齢者が自主的に、創意を持って活動できる会員組織(社団法人)として実施されるよう考えられ全国でシルバー人材センターが設立された。

1 0 尼崎中高年事業（株）	緑化事業：専門性（樹木の剪定等技術・経験）、経済性（給与水準が市職員より低い）、効率性（市内全域の事業を受託して、機動性や効率性を確保している）、中高年齢者の雇用促進 施設管理事業：経済性（給与水準が市職員より低い）、中高年齢者の雇用促進、効率性（長時間（１６時間）の駐輪場管理のワークシェアリング）
1 1 （財）尼崎地域・産業活性化機構	・各種事業を横断的、複合的に行うことにより、人件費や費用の軽減が図れ、効率的な運営ができること ・固定した法人職員により市内事業所の推移など継続した様々な情報とノウハウの蓄積があること ・尼崎市中小企業センターを情報交流拠点とし、常に外部との接点を持ちながら、機動的に対応できることなど。
1 2 （財）近畿高エネルギー加工技術研究所	財団法人の実施する事業に従事する者の多くは、民間企業で経験を積んだ高度加工技術に関する技術者で、専門性が高い業務を行っている。また、民間企業からの出向者や企業OBが従事していることから、出身母体である企業の最新の技術情報や機器情報が入手できると共に、出向者は派遣元からの給与が支給されていることや嘱託職員の雇用により、財団法人の経費の軽減が図れている。
1 3 （株）エーリック	尼崎市が都市型新産業ゾーンを形成するための「リサーチ・コンプレックス計画」を先導的プロジェクトとして位置付け、市が中心となり、国・県・市・地域企業の連携の下、整備を進めたものである。第３セクターである株式会社エーリックが運営を行う利点は、施設管理事業、交流事業を市が直接行うよりも柔軟かつ効率的に運営できるためである。
1 4 （財）尼崎市都市整備公社	当団体は尼崎市の「外郭団体の統廃合及び経営改善について」の取組方針の中で、「団体の設立目的である市街地再開発事業（潮江、立花、中央、塚口）は、いずれも完了しており、市はフェスタ立花来街者用駐車場の買戻しを行い、平成 24 年度末までに当該団体を廃止する」とされている。 こうした中、当団体の事業は、立花南第二地区の市街地再開発事業を推進するために取得した地区財産（フェスタ立花駐車場）の処分（負債処理）のみとなっており、尼崎市との覚書に基づき、市の財政状況を考慮しながら、負債の解消を年次的に行うため、事業を継続していく必要がある。

1 5 (財) 尼崎緑化協会	当団体は民間の緑化普及団体「尼崎緑化協会」を母体に、市民憲章の精神を目的に持って設立した団体であるため、行政よりも市民に身近な立場にあることから、当団体が市に代わって継続的に民有地緑化の普及啓発を行うことが、より効果的である。 経済合理性：柔軟な雇用形態により、市職員での実施より人件費の抑制が図れる。また普及啓発のノウハウを蓄積しているので、同等の経費で質的優位性を保てる点からも合理性がある。 専門性：当団体は植物園学芸員や公園管理運営士など専門的知識を有した人材を多数保有しており、公園を緑化普及啓発のフィールドとして、その特性に応じて活用するため、利用者にも発注者にも、一般的な公園管理より遥かにメリットが大きい。 独立性：全市を一元管理している尼崎市より、特定の公園を管理している当団体の方が、公園の特性に合致した様々な取り組みを先進的に実施できる。
1 6 尼崎都市開発（株）	再開発施設の適正な管理運営や賃貸等については、継続的かつ一体的な業務執行や臨機応変で弾力的な取り組みが必要であるが、市においては、それらに係るノウハウの不足や法制度上の問題から「市の事業」として行うことができず、第3セクターとしての当社が設立されたものである。
1 7 アミング開発（株）	再開発施設の適正な管理運営や賃貸等については、継続的かつ一体的な業務執行や臨機応変で弾力的な取り組みが必要であるが、市においては、それらに係るノウハウの不足や法制度上の問題から「市の事業」として行うことができず、第3セクターとしての当社が設立されたものである。
1 8 (財) 尼崎市スポーツ振興事業団	・体育スポーツに関する市民ニーズは多種多様化してきており、それらにこたえていくためには、弾力的かつ機動力のある運営が不可欠である。 ・健康運動指導士等の資格を有する指導員を多数配置し、スポーツの専門性ときめの細やかなサービスにも対応するとともに、指導員の高齢化と人件費を抑制すべく、嘱託職員制度を導入している。 ・正規職員の人件費についても国家公務員の85%程度に抑制しており、尼崎市の指定管理料の削減措置に対応している。 ・収益性のある事業についても、あくまで営利目的でないため、収益と健康づくり事業に関する指導ノウハウ等のすべてを市民スポーツの普及・振興事業に還元している。

19 尼崎交通事業振興 (株)	市バスの路線受託運行については、市交通局の厳しい経営状況が続く中で、輸送サービスを低下させることなく、安定した輸送サービスを提供するため、市交通局の指導管理が可能な当社が民間事業者として、効率的で安価なコストで路線運行を行い市バス事業に貢献している。またその他車両の洗車・給油や市バスサービスセンター(乗車券の発売・着札、案内業務等)業務等市交通局受託業務については、尼崎市の出資会社として、公益性を十分認識し民間事業者として安価なコストで効率的な業務運営を行っている。
--------------------	---

Q：尼崎市と貴団体の役割分担を説明して下さい。

1 尼崎市土地開発公社	尼崎市と一体となって、市の事業に必要な公有用地の先行取得を行っている。
2 (社福) 尼崎市社会福祉協議会	地域福祉の推進に関して、各種の地域福祉事業の実施を通じて、地域での住民主体の活動を進めていく中心的な役割を担っており、尼崎市は、地域住民が主体的に地域福祉活動を進めることができるよう、物的支援や財政的支援を担っている。
3 (財) 尼崎市環境整備事業公社	法令や技術的な要因等から尼崎市が直接に実施しなければならない業務を除いて、公社の設立趣旨に合った、公共性の確保が強く求められる業務を効率的に行うことにより、公社は、民間事業者に安定的に委ねることができない行政の分野の補完・代替機能を果たしている。
4 (財) 尼崎市総合文化センター	尼崎市は、文化振興を目的とする文化事業の方向性協議や補助金の拠出を行う。財団はこれら文化行政サービス及び行政事務に係る市の代替え、機能の強化を図る団体として、財団の機敏性、柔軟性を活かす中で、尼崎市における文化振興の推進機能の核として位置付けている。
5 (社) 尼崎人権啓発協会	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題は、行政だけで解決できるものではなく行政、当事者、市民、NPOなどの民間団体、事業者、企業などがそれぞれの役割を果たすとともに、協働して取り組んでいくことが重要であり、尼崎市は、当協会に対して、運営補助金を交付している。 協会は、事業活動として管理費、事業として市民啓発事業・地域啓発事業・啓発映画上映業務を実施している。市民啓発事業については各地域の人権啓発推進委員会(総合センター事務局) 人権擁護委員協議会等に対するイベント、人権に関わる催し等に対し協賛を行っている。地域啓発事業については、各地域の人権教育啓発促進委員会(当事者)を通じ、

	地域に精通した交流事業を行っている。また、啓発映画については、設営、映写にプロパーが専属的に従事している。
6 (社福) 尼崎市社会福祉事業団	市が設置した社会福祉施設の管理運営及び経営を行い、市と一体となって市の社会福祉事業の推進を図る。
7 (財) 尼崎健康・医療事業財団	市はハード面を負担し、尼崎市医師会は医師等の人材や医療のノウハウといったソフト面を負担し、財団法人は「市民健康開発センター」と「医療センター」の事業を実施している。また、市は独立で採算をとることができない「医療センター」事業について、経費の一部を補助している。
8 (財) 尼崎口腔衛生センター	尼崎歯科医師会と市の共同で休日歯科診療報酬事業や障害者歯科診療事業、尼崎歯科専門学校運営事業等を実施している。
9 (社) 尼崎市シルバー人材センター	(尼崎市)事業を委託することで、高年齢者の就業の場を提供している。 (当センター)シルバー事業は法律に規定された国の施策で、国・市から2分の1ずつの運営補助を受けているもので、尼崎市域における就業を通じた高齢者の生きがいづくりに関する施策をすべて担っている。
10 尼崎中高年事業(株)	(尼崎市)・事業を委託することで、中高年齢者の雇用促進の場を提供。 (当社)・市内緑化事業を中心とした市からの受託により、中高年齢者の雇用、再就職の場を提供。 ・業務規模、勤務時間等により、民間では受託が難しい業務を分担する。
11 (財) 尼崎地域・産業活性化機構	・市は主に事業の企画立案を行い、財団は事業の実施を行うこととしている。 ・事業所へのアンケート調査、現場訪問により、情報収集やニーズの把握を行い、市の政策等に反映させている。
12 (財) 近畿高エネルギー加工技術研究所	市が施設及び機器といったハード整備を行い、財団法人が目的達成に向けて各種ソフト事業を実施している。また、市は、「調査・研究事業」、「ものづくり総合相談事業」及び「人材育成・技術力向上支援事業」、「技術開発・試作支援事業」といった事業運営にかかる経費の一部を補助している。
13 (株) エーリック	市からの補助を受け、インキュベーションマネージャーを配置して経営・金融相談や販路拡大の支援を行うとともに、関連情報の提供や、講演会・各種セミナー・交流会を開催するなど、入居企業に対する育成・支援活動を行っている。

1 4 (財) 尼崎市都市整備公社	市が計画した駅前地区の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業を推進するため、市が市街地再開発事業を実施又は指導を行い、当団体が市や再開発事業施行者からの依頼を受け、市街地再開発事業地区内の用地等の先行取得及び管理、処分を行ってきた。こうした中、当団体の事業は、立花南第二地区の市街地再開発事業を推進するために取得した地区財産の処分(負債処理)のみとなっており、市との覚書に基づき、市の補助金を受けながら、負債の解消を年次的に行っている。
1 5 (財) 尼崎緑化協会	緑の相談所及び緑化普及啓発フィールド公園等維持管理運営業務委託：市は相談所、フィールド公園等の設置と運営経費の負担。当団体は施設を活用しての普及啓発活動等 花と緑のまちづくり推進事業業務：市は生産圃場や街角花壇等場所の提供と人件費を含む事務局経費の負担。当団体はボランティア団体等の事務局業務、圃場管理、栽培指導・補助、植栽管理等 環境緑化推進事業：市と当団体が一体となつての普及活動。一部は市が委託業務として公共施設での設置経費を負担し、当団体が施工及び栽培指導、講習会の実施 緑化助成事業：当団体が兵庫県・市の緑化助成事業の事務執行
1 6 尼崎都市開発(株)	当社は、市が都市再開発の一環として計画し、施行した市街地再開発事業により建設された再開発ビルの管理運営を主たる業務として、市が発起人となり、会社法に基づき設立された株式会社であり、再開発ビルの良好な管理や商業施設として活性化に向けた取り組みなど、地元に着した活動を行うほか、公共施設の維持管理業務を行っている。
1 7 アミング開発(株)	当社は、市が都市再開発の一環として計画し、都市基盤整備公団(現都市再生機構)が施行した市街地再開発事業により建設された再開発ビルの管理運営を主たる業務として、市が発起人となり、会社法に基づき設立された株式会社であり、再開発ビルの良好な管理や商業施設として活性化に向けた取り組みなど、地元に着した活動を行うほか、公共施設の維持管理業務を行っている。
1 8 (財) 尼崎市スポーツ振興事業団	当事業団が開催する事業が円滑に展開できるように、各施設の改修等ハード面の整備については市が担当し、それらが市民の健康増進・コミュニティづ

	くりの場として十分活用いただけるよう当事業団が施設維持管理やスクールなどのソフト部門を担当している。
19 尼崎交通事業振興(株)	市バス事業の付随業務を当社が一括して業務(受託)を行い、市交通局は路線運行を主として業務を行っている。また市バス路線の受託運行については、主に路線の運行業務を担っている。

平成21年度から、市は「“あまがさき”行財政構造改革推進プラン」を策定している。その中の第2目標は「地域社会で支える仕組みづくり」であるが、19団体がその目標にどのように関わっていくか前述の事前にアンケートで回答を得ている。

Q：市は「“あまがさき”行財政構造改革推進プラン」において「地域社会で支える仕組みづくり」をうたっていますが、これについて貴団体においては、何らかの取り組みを行っていますか。行っている場合はどのような活動を行っていますか。

1 尼崎市土地開発公社	行っていない。
2 (社福)尼崎市社会福祉協議会	地域福祉推進計画を策定し、「地域社会で支える仕組みづくり」を進めるため、地域でのボランティア窓口の開設や、各種機関、団体とのネットワークづくり、地域のリーダー育成に取り組んでいる。
3 (財)尼崎市環境整備事業公社	今後、公社も地域社会を構成する様々な主体の一つとして、市民、事業者、行政などと連携・協力をして、まちづくりを進めていくこととしており、市民活動団体の開催する行事への支援・参加等の取り組みを行っている。
4 (財)尼崎市総合文化センター	市内福祉施設や医療施設での無料出前コンサート(アウトリーチ)など、地域に密着した事業展開を図っている。
5 (社)尼崎人権啓発協会	人権啓発活動そのものが、正に「地域社会で支える仕組みづくり」であると考えている。
6 (社福)尼崎市社会福祉事業団	児童養護施設や母子生活支援施設などでは、入所児童や入所者の一人ひとりが地域社会の一員となって自立し、責任が果たせられるよう指導している。また、施設行事などを通じて地域との関わりを持つことにより、地域住民との理解と協力を得るとともに、地域との連携を深めている。

7	(財) 尼崎健康・医療事業財団	地域における様々な情報を収集・発信し、みんなで共有化するため、40事業所で構成している園田地域振興連携推進会議に参加している。また、市が実施する特定高齢者介護予防事業を受託し、特定高齢者を対象とした介護予防教室を開催するなど、「地域社会を支える仕組みづくり」に取り組んでいる。
8	(財) 尼崎口腔衛生センター	行っていない。
9	(社) 尼崎市シルバー人材センター	当センターの事業は、「地域社会で支える仕組みづくり」にいう、地域活動に携わることが少なかった退職者を地域活動の担い手として育てているというものに該当している。少子高齢化により高齢者が増えるなか、就業による生きがいづくり、ボランティアによる生きがいづくりの重要性が更に増している。
10	尼崎中高年事業(株)	武庫川コスモス畑において、社員有志が土・日などの休日を活用して、ボランティアで種まきや除草等の作業を市民とともにやり、花と緑のまちづくりを実践している。
11	(財) 尼崎地域・産業活性化機構	「市民(受益者)と行政の協働化」への取組において、施設の提供や調整を行っている。
12	(財) 近畿高エネルギー加工技術研究所	当財団周辺の関連企業団体で設立した「リサーチコア・アメニティコア連絡協議会」の一員として、周辺クリーン運動や献血活動などの社会貢献運動を実施している。
13	(株) エーリック	当社周辺の関連企業団体で設立した「リサーチコア・アメニティコア連絡協議会」の一員として周辺クリーン運動や献血運動などの社会貢献活動を実施している。
14	(財) 尼崎市都市整備公社	当団体の事業は、立花南第二地区の市街地再開発事業を推進するために取得した地区財産(フェスタ立花駐車場)の処分のみとなっており、市民との協働の取組は行っていない。
15	(財) 尼崎緑化協会	街なみ街かど花づくり運動では、会員数約千人を誇り、市内約150カ所の花壇で活動している市民ボランティア団体「尼崎花のまち委員会」が主体となって花のまちづくりに取り組んでいる。チューリップ運動についても、阪神尼崎駅前広場では毎年約200人の市民の方々の協働で2万5千球を植えるなど、全市で約25万球の植え付けを実施しています。また当団体のフィールドの一つである上坂部西公園を拠点として、グリーンヘルパーという市民ボランティアが当団体の研修を経て、樹木観察や公園ガイド、花壇管理、樹名板の設置等の活動を行っている。蓬川地区花づくり事業では、住民の方々がワークシ

		ヨップを行い当団体との協働で花壇づくりを行っている。
16	尼崎都市開発（株）	行っていない。
17	アミング開発（株）	行っていない。
18	（財）尼崎市スポーツ振興事業団	・老人会、自治会及びスポーツクラブ21などの地域活動団体・グループに対して、指導員が市内各地域に出向き「スマイル健康講座」を無料で開催することにより、地域に根ざした自主的な健康づくり活動が活発に継続されるよう普及活動を行っている。 ・「脱メタボ！頑張る市民を応援するサポーター企業」として、スクールの無料体験、各施設の体重・血圧計の提供、体成分分析、健康相談など地域住民が自発的に健康維持増進に取り組める環境づくりに向けたサービスを提供している。
19	尼崎交通事業振興（株）	行っていない。

（３）財政関与分析

平成２０年度の市の対象団体への財政的援助等の関与状況は次のとおりである。

（フロー項目）

単位：千円

	補助金等	金利軽減、賃料減額	低利貸付等	指定管理料	その他委託料	合計
1 尼崎市土地開発公社			47,789			47,789
2 （社福）尼崎市社会福祉協議会	129,726			59,691	143,411	332,828
3 （財）尼崎市環境整備事業公社	48,265				327,047	375,312
4 （財）尼崎市総合文化センター	1,070,372				1,800	1,072,172
5 （社）尼崎人権啓発協会	43,028				12,446	55,474
6 （社福）尼崎市社会福祉事業団				812,462	13,402	825,864
7 （財）尼崎健康・医療事業財団	899,727	13,820			265,130	1,178,677
8 （財）尼崎口腔衛生センター	70,668				171	70,839
9 （社）尼崎市シルバー人材センター	40,455			19,288	547,696	607,439
10 尼崎中高年事業（株）					513,930	513,930
11 （財）尼崎地域・産業活性化機構	27,057				48,873	75,930
12 （財）近畿高エネルギー加工技術研究所	65,919					65,919
13 （株）エーリック	12,000				9,794	21,794
14 （財）尼崎市都市整備公社	490,000					490,000
15 （財）尼崎緑化協会	10,977				252,646	263,623
16 尼崎都市開発（株）		17,760	3,040		14,222	35,022
17 アミング開発（株）					14,202	14,202
18 （財）尼崎市スポーツ振興事業団				708,701	72,705	781,406
19 尼崎交通事業振興（株）					626,561	626,561
合計	2,908,194	31,580	50,829	1,600,142	2,864,036	7,454,781

(ストック項目)

単位：千円

団体名	債務保証	損失補償	貸付金
1 尼崎市土地開発公社	12,707,521		8,031,700
2 (社福) 尼崎市社会福祉協議会			
3 (財) 尼崎市環境整備事業公社		134,340	
4 (財) 尼崎市総合文化センター		4,092,823	
5 (社) 尼崎人権啓発協会			
6 (社福) 尼崎市社会福祉事業団			
7 (財) 尼崎健康・医療事業財団		5,284,054	
8 (財) 尼崎口腔衛生センター			
9 (社) 尼崎市シルバー人材センター			
10 尼崎中高年事業(株)			
11 (財) 尼崎地域・産業活性化機構			
12 (財) 近畿高エネルギー加工技術研究所			
13 (株) エーリック			800,000
14 (財) 尼崎市都市整備公社			1,506,000
15 (財) 尼崎緑化協会			
16 尼崎都市開発(株)			140,955
17 アミング開発(株)			
18 (財) 尼崎市スポーツ振興事業団			
19 尼崎交通事業振興(株)			
合計	12,707,521	9,511,217	10,478,655

また、平成18年度からの推移は次のとおりである。

単位：千円

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
補助金等	1,737,806	1,965,148	2,908,194
金利軽減	31,166	1,240	31,580
低利貸付等	41,388	58,934	50,829
指定管理料	1,585,845	1,574,996	1,600,142
その他委託料	2,933,790	3,025,727	2,864,036
合計	6,329,995	6,626,045	7,454,781
前期比	-	296,050 4.7%	828,736 12.5%

債務保証	20,730,387	14,848,166	12,707,521
損失補償	11,142,609	10,749,033	9,511,217
貸付金	7,941,561	10,530,157	10,478,655
合計	39,814,557	36,127,356	32,697,393
前期比	-	3,687,201 9.3%	3,429,963 9.5%

(フロー項目)

主な増減理由

補助金等の増加 民間金融機関の借入金返済を優先するため交付された
建設償還資金補助金の増加

金利軽減等の減額(平成19年度) 財団法人尼崎健康・医療事業財団

の金利軽減額の減少（長・短プライムレート差の縮小）

（ストック項目）

主な増減理由

債務保証・損失補償の減少 フロー項目 による民間金融機関借入金の返済による減少

貸付金の増加（平成 19 年度） 尼崎市土地開発公社への市からの貸付金増加約 30 億円（基金の運用額増加、公社の金融機関借入金の返済）

以上の市から見た関与状況とは別に、19 団体が財務的安定を得るための現状認識を前述の事前にアンケートで回答を得ている。

Q：財務安定性の状況（資金繰り、内部留保等）についてコメントをお願いします。

1	尼崎市土地開発公社	保有している現金・預金が減少傾向にあり、公社の運営に係る経費の捻出が困難になる可能性があり今後、対策を検討する必要がある。
2	（社福）尼崎市社会福祉協議会	利息の発生する負債はないが、単年度の赤字を内部留保の資金で補填しており、内部留保の水準が下がっている。
3	（財）尼崎市環境整備事業公社	各年度において、前年度の繰越収支差額を見込んで収支均衡を保っており、特定預金の積立などは全くできていない状況である。
4	（財）尼崎市総合文化センター	財政的に安定させるには、将来予測される退職給付引当金や修繕積立金などの経費に充てるため、収益確保に努め、内部留保を蓄積する必要があると考えている。
5	（社）尼崎人権啓発協会	市からの安定した補助が必要である。
6	（社福）尼崎市社会福祉事業団	平成 21 年度から母子生活支援施設と養護老人ホームを市から施設移管を受け自立経営を行っているが、措置費収入が主となるため、入所者を定員に近づけるよう確保する必要がある。
7	（財）尼崎健康・医療事業財団	減価償却累計額に比べ、減価償却引当預金が少額であり、今後、必要額を計画的に内部留保していくことが課題となっている。
8	（財）尼崎口腔衛生センター	尼崎歯科専門学校の廃校へ向けた養成部門事業の清算により、内部留保金の水準が下がってきている。

9	(社) 尼崎市シルバー人材センター	単年度赤字ではあるが、これまでの積立金があり、借入金もないため現状問題はない。
10	尼崎中高年事業(株)	営業収益は減少しているが、営業外収益(利息収入や国の助成金)により、収支均衡を維持している。また、これまでの収益を利益剰余金としてプールしており、借入金もない。
11	(財) 尼崎地域・産業活性化機構	収益が十分でないため、減価償却に係る引当ができない状況にある。
12	(財) 近畿高エネルギー加工技術研究所	機器の修理経費の増減が翌年への繰越経費の増減につながっているが、ある程度安定運営されている。
13	(株) エーリック	単年度の収支バランスは改善されたものの、累積赤字の解消、短期借入金の償還、施設の老朽化に伴う大規模改修などの課題を有しているため、平成 21 年度からの第 4 次中期計画を着実に実行していくことが重要である。
14	(財) 尼崎市都市整備公社	平成 20 年度決算時点で 14 億 8,641 万円の正味財産マイナス額となっている。これは地区財産(フェスタ立花駐車場)を時価譲渡したことによる取得価格との差によるものですが、市から毎年補助金を受けており、平成 24 年度末の団体廃止までに正味財産のマイナスを解消する見込みである。
15	(財) 尼崎緑化協会	20 年度までは健全経営を維持してきたので、資金繰りや借入金、欠損金等の問題はなかった。従来、市内の大規模公園を中心に 14 カ所の公園の維持管理を随意契約で受託してきたが、19 年度から段階的に随意契約の見直しが実施されて 21 年度は 7 カ所となり、収入が大幅に減少している。人件費も含めた様々な分野で支出予算削減の取り組みをしているが、基礎的な支出(人件費、一般管理費、事務所等維持費等)があるため、収入の大幅な減少を吸収するほどの支出削減は現状では困難である。このような状況であることから、今後の課題と認識している。
16	尼崎都市開発(株)	収益減少による資金繰り悪化の傾向にある。
17	アミング開発(株)	償却前利益は、平成 18 年度 148 百万円、平成 19 年度 149 百万円、平成 20 年度は 139 百万円と推移しており、都市再生機構及び市への割賦金返済が平成 18 年度 121 百万円、平成 19 年度 123 百万円、平成 20 年度は 125 百万円であり、また、運転資金面においても現状問題ない状況であり、資金収支はほぼ均衡している。

18 (財) 尼崎市スポーツ振興事業団	スポーツクラブ事業を除いては、安定的・継続的に事業展開してきており、財政調整積立資産やスポーツ振興基金に加え、退職給付引当資産についても所要額全額確保していることから、財政的安定性は担保できているとの認識である。
19 尼崎交通事業振興(株)	流動比率330%、自己資本比率が67%と安定しており、利益剰余金も年々増加している。

(4) 人的関与分析

平成20年度の市の対象団体への人的関与状況等は次のとおりである。

平均値の計算については、有効回答を集計している

	役員									
		団体職員	出資者	市OB	市	市議会議員	その他	役員設計(人)	常勤役員平均任期(月)	常勤役員平均報酬(千円/年)
1 尼崎市土地開発公社	常勤							0		
	非常勤							0		
	市兼務				7			7		
	小計				7			7		
2 (社福) 尼崎市社会福祉協議会	常勤			1				1	4.0	2,902
	非常勤						18	18		
	市兼務							0		
	小計			1			18	19	4.0	2,902
3 (財) 尼崎市環境整備事業公社	常勤							0		
	非常勤					3	1	4		
	市兼務				6			6		
	小計				6	3	1	10		
4 (財) 尼崎市総合文化センター	常勤			1				1	3.0	2,876
	非常勤					4	5	9		
	市兼務				5			5		
	小計			1	5	4	5	15	3.0	2,876
5 (社) 尼崎人権啓発協会	常勤						1	1	-	3,328
	非常勤					2	17	19		
	市兼務							0		
	小計					2	18	20	-	3,328

6（社福）尼崎市 社会福祉事業団	常勤	1		1			2	1.0	3,329
	非常勤			1		2	3	6	
	市兼務				5			5	
	小計	1		2	5	2	3	13	1.0
7（財）尼崎健康・医療事業財団	常勤				1			1	1.0
	非常勤		9			3	2	14	
	市兼務				6			6	
	小計		9		7	3	2	21	1.0
8（財）尼崎口腔 衛生センター	常勤			1				1	1.0
	非常勤		7			2	1	10	
	市兼務				6			6	
	小計		7	1	6	2	1	17	1.0
9（社）尼崎市シル バー人材セン ター	常勤			1				1	2.0
	非常勤	13		1			4	18	
	市兼務								
	小計	13		2			4	19	2.0
10 尼崎中高年 事業（株）	常勤	1		2				3	2.5
	非常勤		6		1			7	
	市兼務								
	小計	1	6	2	1			10	2.5
11（財）尼崎地 域・産業活性化機 構	常勤				1		1	2	2.0
	非常勤					2	8	10	
	市兼務				1			1	
	小計				2	2	9	13	2.0
12（財）近畿高 エネルギー加工 技術研究所	常勤		1					1	2.0
	非常勤	1	12				6	19	
	市兼務				1			1	
	小計	1	13		1		6	21	2.0
13（株）エーリ ック	常勤			1			1	2	3.3
	非常勤		8				1	9	
	市兼務				2			2	
	小計		8	1	2		1	13	3.3
14（財）尼崎市 都市整備公社	常勤								-
	非常勤								
	市兼務				5			5	
	小計				5			5	
15（財）尼崎緑 化協会	常勤			1				1	1.0
	非常勤						13	13	
	市兼務				3			3	
	小計			1	3		13	17	1.0

１６ 尼崎都市開発（株）	常勤	1		1				2	7.0	6,238
	非常勤		5					5		
	市兼務									
	小計	1	5	1				7	7.0	6,238
１７ アミング開発（株）	常勤		1	2				3	1.6	3,301
	非常勤		6					6		
	市兼務				1			1		
	小計		7	2	1			10	1.6	3,301
１８（財）尼崎市スポーツ振興事業団	常勤			1				1	3.0	6,143
	非常勤				5	2	6	13		
	市兼務									
	小計			1	5	2	6	14	3.0	6,143
１９ 尼崎交通事業振興（株）	常勤			2				2	4.5	3,481
	非常勤									
	市兼務				4			4		
	小計			2	4			6	4.5	3,481
総合計	常勤	3	2	15	2		3	25	2.4	5,066
	非常勤	14	53	2	6	20	85	180		
	市兼務				52			52		
	合計	17	55	17	60	20	88	257	2.4	5,066

役員の平成１８年度からの推移は次のとおりである。

		対象団体で役員である者								
年度	勤務形態	団体職員	出資者	市OB	市	市議会議員	その他	役員計（人）	常勤役員平均在任期間（年／月）	常勤役員平均報酬（千円／年）
18	常勤	4	2	14	3	0	3	26	2.8	4,020
	非常勤	14	56	2	6	18	87	183		
	市兼務	0	0	0	56	0	0	56		
	合計	18	58	16	65	18	90	265	2.8	4,020

19	常勤	4	2	14	3	0	3	26	3.0	4,219
	非常勤	14	53	2	6	18	84	177		
	市兼務	0	0	0	54	0	0	54		
	合計	18	55	16	63	18	87	257	3.0	4,219
	対前年比	0	3	0	2	0	3	8	0.2	199

20	常勤	3	2	15	2	0	3	25	2.4	5,066
	非常勤	14	53	2	6	20	85	180		
	市兼務	0	0	0	52	0	0	52		
	合計	17	55	17	60	20	88	257	2.4	5,066
	対前年比	1	0	1	3	2	1	0	0.6	847

主な増減

市ＯＢ・兼務・派遣は２年間で４人減少（４.９％）全体では８人の役員数減少になっている。

常勤役員数は市ＯＢ・兼務・派遣という市関係者が各年度とも過半数を占める。この点は市の施策の補完・代替・支援機能を果たす団体である点で必然の帰結ともいえるが、その反面として外郭団体の改革である「事業領域の変更を含めた経営改善」「自立経営」の制約（意思決定の限界）という問題をはらんでいる。

	職員									
		正規	嘱託	臨時	市 兼 務	他出 資団 体派 遣	市 Ｏ Ｂ	職 員 計 （人）	正規常勤 職員平均 在籍期間 （年月）	正規常勤職 員平均給与 額（千円／ 年）
１ 尼崎市土地 開発公社	常勤		1		4			5		
	非 常 勤									
	小計		1		4			5		
２（社福）尼 崎市社会福祉 協議会	常勤	24	36	48	1		10	119	14.7	5,674
	非 常 勤			240			1	241		
	小計	24	36	288	1		11	360	14.7	5,674
３（財）尼崎 市環境整備事 業公社	常勤	37	2		2			41	18.0	5,869
	非 常 勤									
	小計	37	2		2			41	18.0	5,869
４（財）尼崎 市総合文化セ ンター	常勤	33	5	1	2			41	21.4	7,008
	非 常 勤									
	小計	33	5	1	2			41	21.4	7,008
５（社）尼崎 人権啓発協会	常勤	5						5	18.0	4,298
	非 常 勤									
	小計	5						5	18.0	4,298
６（社福）尼 崎市社会福祉 事業団	常勤	61	41	24	1		1	128	10.8	4,943
	非 常 勤		1	9				10		
	小計	61	42	33	1		1	138	10.8	4,943

7 (財) 尼崎健康・医療事業財団	常勤	51	49	7	2		2	111	10.1	6,164
	非常勤		2					2		
	小計	51	51	7	2		2	113	10.1	6,164
8 (財) 尼崎口腔衛生センター	常勤	14		3			1	18	21.2	6,736
	非常勤									
	小計	14		3			1	18	21.2	6,736
9 (社) 尼崎市シルバー人材センター	常勤	15					1	16	19.6	7,113
	非常勤									
	小計	15					1	16	19.6	7,113
10 尼崎中高年事業(株)	常勤	52	29	135			3	219	4.5	3,046
	非常勤									
	小計	52	29	135			3	219	4.5	3,046
11 (財) 尼崎地域・産業活性化機構	常勤	12		2	3			17	9.8	5,792
	非常勤									
	小計	12		2	3			17	9.8	5,792
12 (財) 近畿高エネルギー加工技術研究所	常勤	2	9		2	6		19	7.0	5,314
	非常勤			4		2		6		
	小計	2	9	4	2	8		25	7.0	5,314
13 (株) エーリック	常勤	3	2				1	6	4.9	2,859
	非常勤									
	小計	3	2				1	6	4.9	2,859
14 (財) 尼崎市都市整備公社	常勤				4			4		
	非常勤									
	小計				4			4		
15 (財) 尼崎緑化協会	常勤	13	2	16				31	15.4	6,168
	非常勤			3				3		
	小計	13	2	19				34	15.4	6,168

16 尼崎都市 開発（株）	常勤	10	1	1			1	13	18.0	6,291
	非常勤		1				1	2		
	小計	10	2	1			2	15	18.0	6,291
17 アミング 開発（株）	常勤	3				1	1	5	5.6	5,023
	非常勤									
	小計	3				1	1	5	5.6	5,023
18（財）尼 崎市スポーツ 振興事業団	常勤	40	49	12				101		5,983
	非常勤			66				66		
	小計	40	49	78				167		5,983
19 尼崎交通 事業振興（株）	常勤	90	8	11			20	129	4.1	4,381
	非常勤									
	小計	90	8	11			20	129	4.1	4,381
総合計	常勤	468	234	257	21	7	41	1,028	12.7	5,791
	非常勤		4	322		2	2	330		
	合計	468	238	579	21	9	43	1,358	12.7	5,791

職員の平成18年度からの推移は次のとおりである。

		対象団体で職員である者								
年度	勤務形態	正規職員	嘱託職員	臨時職員	市兼務	他出資団体派遣	市OB	職員計（人）	正規常勤職員平均在籍期間（年／月）	正規常勤職員平均給与額（千円／年）
18	常勤	482	227	252	32	7	40	1,040	12.0	5,381
	非常勤	0	2	352	0	2	1	357		
	合計	482	229	604	32	9	41	1,397	12.0	5,381
19	常勤	482	235	254	25	7	41	1,044	12.9	5,490
	非常勤	0	4	340	0	2	1	347		
	合計	482	239	594	25	9	42	1,391	12.9	5,490
	対前年比	0	10	10	7	0	1	6	0.9	108
20	常勤	465	234	260	21	7	41	1,028	12.7	5,791
	非常勤	0	4	322	0	2	2	330		
	合計	465	238	582	21	9	43	1,358	12.7	5,791
	対前年比	17	1	12	4	0	1	33	0.2	302

主な増減

職員数は平成20年度に33人の減少（そのうち正規職員17人）その影響で平均在籍期間が対前年マイナスになっている。その平均勤続期間が減少している反面、正規常勤職員平均給与額は上昇していることが特筆される。

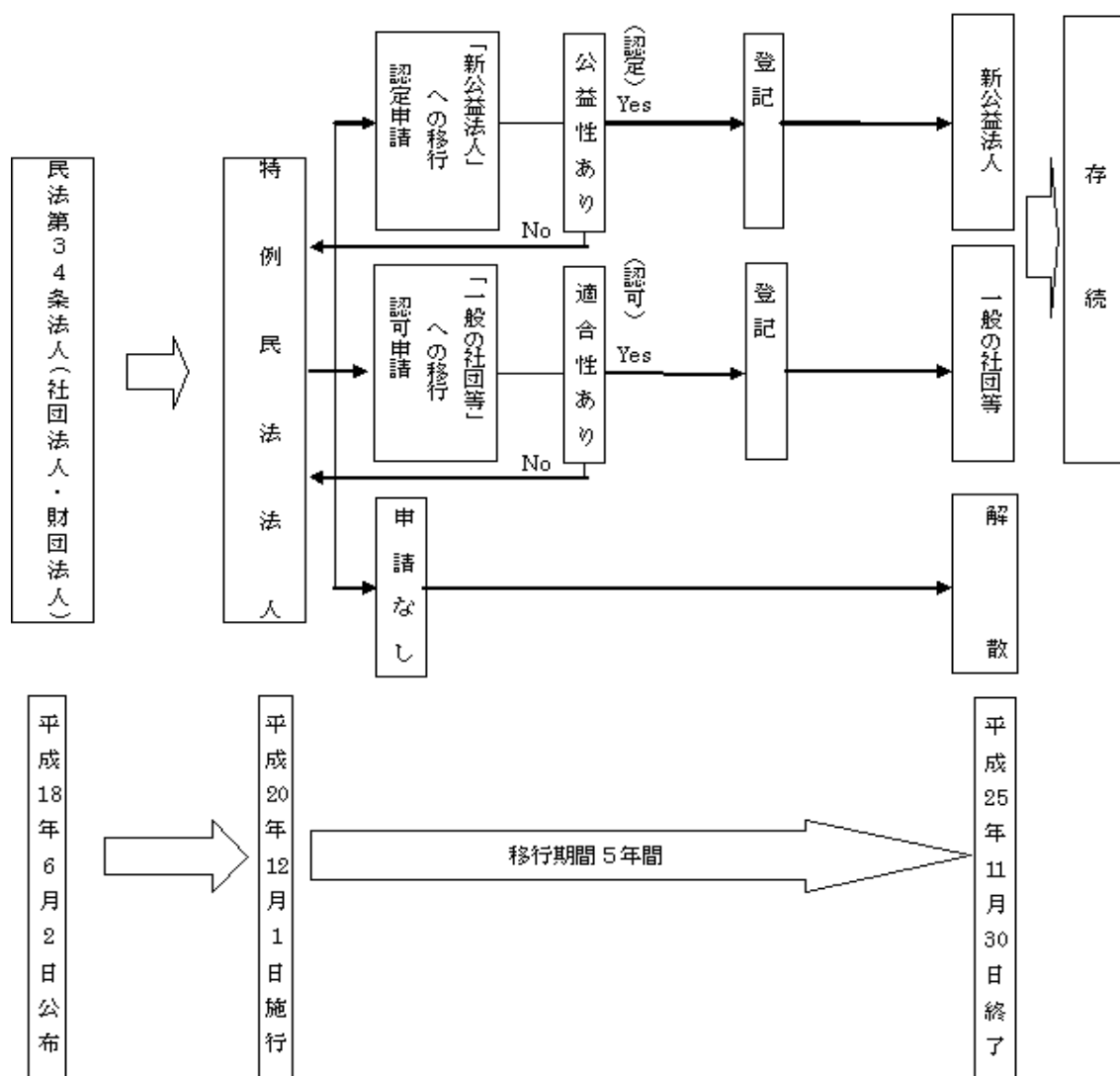
市の職員数は約3千2百人（平成21年4月1日現在）であるが、外郭

団体は1,337人（市兼務を除く、平成21年3月31日現在）であり、公共サービスを提供しあるいは補完・代替する総職員数に占める外郭団体職員数の割合は約30%になる規模である。

3. 公益法人制度改革

平成18年5月26日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人、公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）」の公益法人制度改革三法が成立した。公益法人制度改革三法は、明治29年に制定された改正前民法に基づく公益法人制度を根本的に見直し、これに代わるものとして新たに制定されたものである。

この公益法人改革の流れは次のようになる。



この制度改革の特徴は、公益認定を受ける場合はもちろんのこと、一般法人を選択する場合でも認可を受けなければならないことであり、移行期

間の５年間のうちにそれぞれの申請がなければ解散したものとみなされることにある（整備法第４６条）。平成１８年５月１日「会社法」の施行時に特別の手續なく株式会社として存続することになった旧有限会社の扱いなどとは異なるものである。

本報告書の対象団体のうち、民法３４条を設立根拠とする社団法人・財団法人は１１団体である。団体への事前アンケートでは、１１団体中９団体が公益認定申請を準備している。

公益認定申請のメリット・デメリットは、次のとおりである。

	公益	一般
メリット 税務上のメリット	・ 公益性あるという信用 ・ 特定公益増進法人に該当 ・ 利子源泉税なし	・ 経営の自由度が大きい ・ 非営利型または共益のみ収益事業課税に限定される。
デメリット	・ 毎年度認定基準維持 収支相償 / 公益目的事業比率 / 留保制限 ・ 認定取消時に財産の強制寄附 （ガバナンス） ・ 理事の出席義務や欠格事由	・ 認可時のみ公益目的支出計画 ・ その後毎期は損益・貸借等で同計画をチェックする。 ・ 利子課税あり ・ 「公益」名称がないこと （ガバナンス） ・ 普通決議（過半数出席かつ過半数で決議）
その他	・ 制約義務多数あり	・ 他の法人格なみの制約

公益認定を受けた場合に、公益認定後に市への依存度が高い団体で認定取消が起これば公益目的取得財産残額相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に１ヵ月以内に贈与することが必要になるなど市の行政の一翼を担う行政サービスに支障を来すことにもなりかねないというリスクがある。

また、できるだけ市に依存せず自主財源（収益事業等）を求め経営努力する方向を選択するにしても、公益社団法人・公益財団法人では、公益認定基準全１８項目（認定法第５条）のうち以下の項目に留意する必要がある、事業活動の制約にもなりかねない。

第６項、公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること（収支相償）。

第８項、公益目的事業比率（費用ベース）が５０／１００以上になると見込

まれること。

第9項、遊休財産額が年間の公益目的事業費相当額を超えないと見込まれること。

他方、公益認定を受けるメリットの一つに税務上の優遇措置の享受がある。特に公益法人には利子課税がないことは、財団法人などで多額の財産を運用している団体の運用利回りに直接的な影響を及ぼす。

公益認定を受けるか、一般を選択するかはメリット・デメリット、リスク負担の程度、公益法人維持のための事務負担等を慎重に検討しなければならない。

なお、公益法人三法の法人区分ごとの法人税法上の取扱いは次のとおりである。

公益法人三法の法人区分		法人税法の取扱い
公益社団法人・公益財団法人（公益認定法人）		公益法人等
一般社団法人	非営利型法人	公益法人等
一般財団法人	非営利型法人以外の法人	普通法人

特例民法法人	公益法人等
--------	-------

4. 財政健全化法

地方公共団体が破綻に至る前の段階で早期是正できる仕組みを創設する「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月22日に公布された。施行日は平成21年4月1日であるが、財政指標の公表等に係る規定については平成20年4月1日から施行されている。これに伴い、平成20年度から前年度の決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率（公営企業に係る会計に適用）が公布され、平成21年度から計画策定義務に該当する団体は財政健全化計画・財政再生計画の策定（公営企業は経営健全化計画の策定）が義務付けられることになった。

財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定で、公営企業会計を除く決算で健全化判断比率（4指標）を、また公営企業会計では資金不足比率を算出し、監査委員の審査に付し議会に報告し公表することを義務付けている。

本報告書で関連する指標は将来負担比率であるので、他の指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、資金不足比率）の詳細は省略する。

将来負担比率とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率をいう。

将来負担比率の計算式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \begin{matrix} \text{（ 充当可能基金額+特定財源見込額+} \\ \text{地方債現在高に係る基準財政需要額} \\ \text{算入見込額）} \end{matrix}}{\text{標準財政規模} - \begin{matrix} \text{（ 元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額）} \end{matrix}}$$

将来負担額： から までの合計額

一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般財源等からの負担等見込額

当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体が

らの負担等見込額

退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

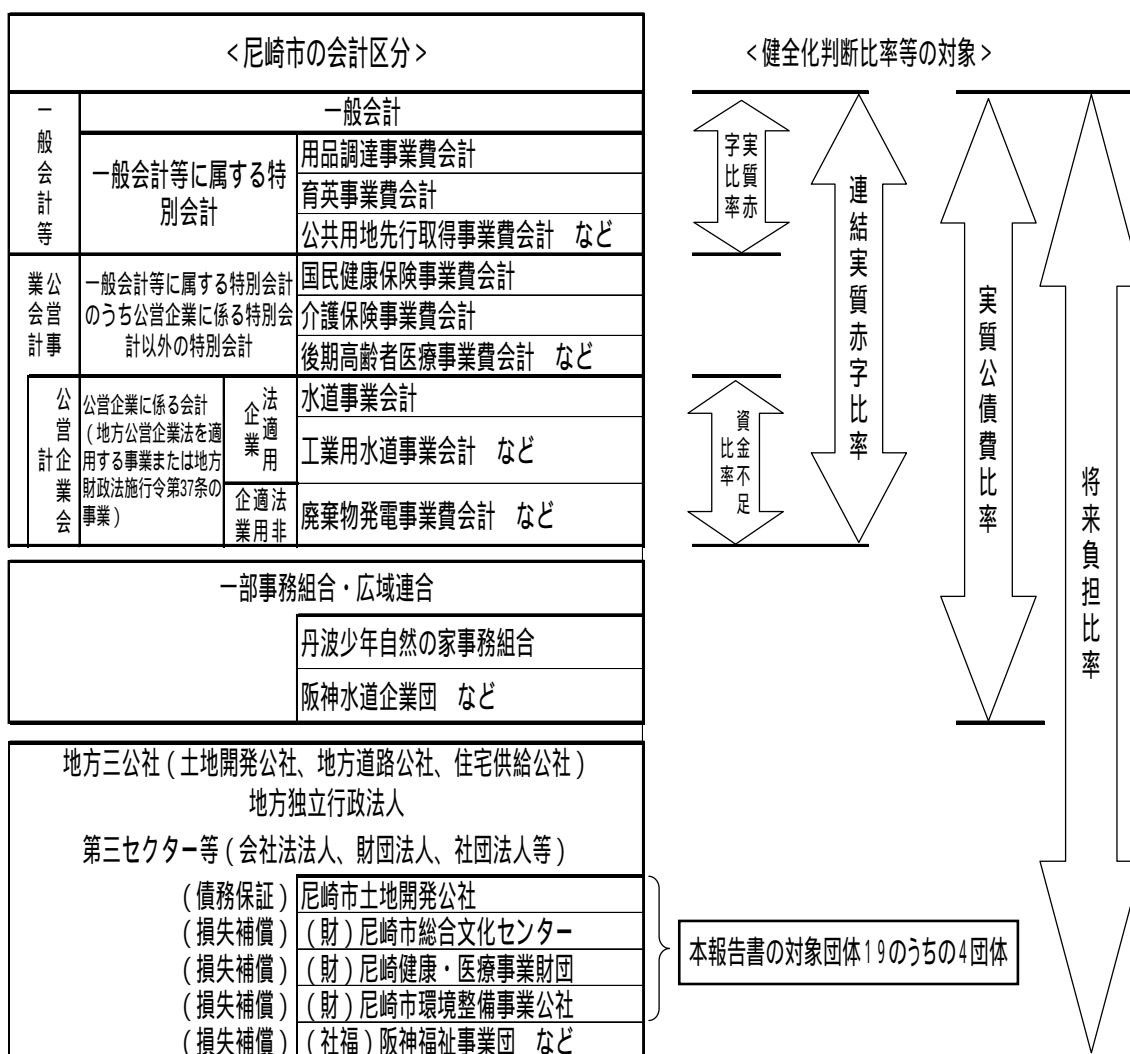
地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

連結実質赤字額

組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基金額： から までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

平成20年度の市の会計区分と健全化判断比率等の関係は次のとおりである。



本報告書対象団体 19 のうち、将来負担比率指標の将来負担額に影響する団体は 4 団体である。

尼崎市土地開発公社
財団法人 尼崎市総合文化センター
財団法人 尼崎健康・医療事業財団
財団法人 尼崎市環境整備事業公社

この 4 団体の将来負担額（率）の影響度、市民一人当たり将来負担額は次のとおりである。

将来負担額の対象会社別状況

年度	将来負担額（千円）		将来負担額の影響度（％）				一人当たり将来負担額（千円）		将来負担比率の影響度（％）	
	19	20	19		20		19	20	19	20
			総額	純額	総額	純額				
尼崎市土地開発公社	16,501,106	14,270,180	4.4%	9.4%	3.8%	8.5%	35	31	20.3	17.5
（財）尼崎市総合文化センター	4,613,853	4,092,823	1.2%	2.6%	1.1%	2.4%	10	8	5.6	5.0
（財）尼崎健康・医療事業財団	5,944,560	5,284,054	1.6%	3.4%	1.4%	3.2%	12	11	7.3	6.5
（財）尼崎市環境整備事業公社	179,120	134,340	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0	0	0.2	0.1
計	27,238,639	23,781,397	7.2%	15.5%	6.3%	14.2%	57	50	33.4	29.1
将来負担額（総額）	372,643,992	372,403,259	100%		100%		812	809		
将来負担額（純額）	175,904,821	167,140,547		100%		100%	383	363		
将来負担比率（％）									217.2	205.8
早期健全化基準（％）									350.0	350.0

（注）1、将来負担額（純額）：基金残高を含む充当可能財源等控除後の負担額（将来負担比率の分子額）
2、土地開発公社の平成20年度将来負担額は、「債務負担行為」である後年度の負担額を含めている。

4 団体のうち、尼崎市土地開発公社の将来負担比率に占める割合が高い。
平成 20 年度の市民一人当たり将来負担額は、平成 19 年度とほぼ変わらず約 80 万円であり、そのうち対象 4 団体の合計は約 5 万円になっている。

なお、兵庫県下の主な地方公共団体の将来負担比率は、次のとおりである。

団体名	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	早期健全化基準
尼崎市	217.2%	205.8%	350.0%
西宮市	116.2%	100.1%	350.0%
神戸市	177.5%	176.6%	400.0%
姫路市	104.9%	102.5%	350.0%
芦屋市	216.7%	206.7%	350.0%
兵庫県	361.7%	360.1%	400.0%
市平均	157.1%	151.0%	
市平均（神戸市を除く）	147.6%	139.5%	

兵庫県ホ-ムペ-ジより

（注）1、平均は、加重平均による。

2、平成 2 0 年度兵庫県の指標は、総務省（速報）による。

市の将来負担比率は、平成 1 9 年度と平成 2 0 年度のいずれも早期健全化基準の 3 5 0 % 以下であり、健全団体である。また、平成 2 0 年度は、平成 1 9 年度より将来負担比率が改善している。もっとも、依然として 2 0 0 % 台であり、他都市及び他都市平均と比べても高水準であることに注意を要する。

第3 監査の結果

1 監査対象団体への結果及び意見

各団体の報告内容の結果及び意見は次のとおりである。

平成20年度統廃合団体について

団体名	結果	意見
3 株式会社エフエムあまがさき		1

平成20年度末で存続している監査対象団体

団体名	結果	意見
1 尼崎市土地開発公社		6
2 (社福) 尼崎市社会福祉協議会	1	1
3 (財) 尼崎市環境整備事業公社		3
4 (財) 尼崎市総合文化センター	1	6
5 (社) 尼崎人権啓発協会		4
6 (社福) 尼崎市社会福祉事業団	2	1
7 (財) 尼崎健康・医療事業財団	2	10
8 (財) 尼崎口腔衛生センター	1	5
9 (社) 尼崎市シルバー人材センター		4
10 尼崎中高年事業(株)		6
11 (財) 尼崎地域・産業活性化機構		3
12 (財) 近畿高エネルギー加工技術研究所		5
13 (株) エーリック	1	6
14 (財) 尼崎市都市整備公社		2
15 (財) 尼崎緑化協会		4
16 尼崎都市開発(株)		7
17 アミング開発(株)		3
18 (財) 尼崎市スポーツ振興事業団	2	7
19 尼崎交通事業振興(株)		6

	結果	意見
合計 100	10	90

2 監査結果の総括

(1) 行政サービス及び行政事務に係る代替機能の維持・強化のため、団体の事業領域の検証・変更、自立経営を促進することについて

外郭団体の経営能力を強化することが必要であり、それが達成されれば、行政サービス等の代替機能の維持・強化につながり、団体の自主財源の比率が向上するものと考えられる。しかし、法人の意思決定機関である理事会・取締役会の構成メンバーの過半数が市の関係者である団体が多い。経営責任意識が民間企業と比べ低くなると考えられる。この状態の団体の指摘で、意思決定機関の構成メンバーの問題、経営（戦略）計画の未設定の問題が共通して指摘されている。

(2) 不動産所有型外郭団体について

不動産（建物）を外郭団体で所有させることにより、公益性とともに経済性・効率性を達成する目的で設立された団体がある。外郭団体に建物を所有させる手法は、インセンティブが働き、固定資産税が徴収できるなどのメリットも多大である。しかし、市の財政事情が逼迫してくると外郭団体所有の不動産の未償還借入金の返済や更新修繕投資は後順位に回されがちである。

このような不動産所有型外郭団体の共通した指摘は、その建物の大規模改修計画が策定されていないことである。団体が所有する建物の建設資金（償還金）は市が補助金を交付しており、市の行政財産と一体不可分の役割を負うものである。適切な改修を計画的に行うことは、市民の財産を後世に残すための必須手続であるが、現状の団体の収益力では賄えないものがほとんどである。財産の管理を市の公有財産に限らず、いわゆる外郭団体所有のものも含め総合的なプランニングが必要である。

(3) 随意契約について

市と対象団体、または対象団体と外部業者間で請負契約を締結する場合に随意契約（見積り合わせを含む、以下この項で同様）で行われている事例が散見される。特に対象団体と外部業者間での随意契約は、契約金額の妥当性の確保に特段の留意が必要である。業務完了報告を含め、関係証拠書類をチェックし、その成果を把握し業務の実在性を確認し、その成果は次回以降の発注に反映させることが基本である。各対象団体でこの趣旨の

指摘を述べているところがある。

(4) 給与構造改善の要請

対象団体で、常勤職員に対して国又は市の給与表に従う給与体系を継続している団体がある。「給与構造改善の要請」は団体が継続して存続していくには、公正な条件のもと民間事業者との競合に対応していくものであり、「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成19年1月)の報告書のテーマの一つである。この点を意識して、従前の事前アンケート調査で「人事評価の仕組みに業績評価が組み込まれているか」の問いかけをしている。業績評価は個人の貢献度合いと団体の営業成績の双方を年俸に反映するものであるが、19団体中組み込まれているという回答はゼロであった(大半が勤務評定にとどまる。一団体は検討中という回答)。

給与構造改善は上記の報告書の中で遅延しているものの一つである。監査対象団体でこの趣旨の指摘を述べているところがある。

(5) 公益法人制度改革への対応

対象団体19のうち、特例民法法人は11団体であり、うち9団体が平成20年度末で公益認定を受ける意思を持っていることが従前の事前アンケート調査で判明している。公益認定を受けるメリットとリスクを勘案し慎重に判断されるものと思われるが、平成20年度で具体的に行動を起こしている団体はなかった。今後、外郭団体の改革を進めるに際して収益事業等の事業の譲渡・移管などは、事業を引き継ぐ側の特例民法法人の公益認定への影響も同時に考慮する必要がある。

外郭団体である特例民法法人を 公益認定を申請する、 一般認可を申請後、公益認定の必要性が生じたときに体制を整備し公益認定を申請する、廃止する、という3区分に仕分けする作業が必要である。

(6) 会計処理基準の統一・準拠について

対象団体で株式会社形態のところは、一般的に会社法の考え方が浸透しているものと思われ、指摘はあるが発生主義会計がほぼ適用されている。

社団法人・財団法人及び社会福祉法人も発生主義会計の適用が要請されているが、特に社団法人・財団法人である特例民法法人は、新基準(平成16年基準)の適用が、平成18年度から速やかに適用するものとされており、発生主義会計採用の歴史は古いものではない。このことから、特に

退職給付引当金、減価償却費の計上の指摘が散見される。減価償却費は法人税法の規定を準用している団体がほとんどであるが、近年の法人税法本法及び個別通達の改正が重なり、結果的に対応できていないという指摘に及んでいるものが多い。

平成 20 年度末解散団体の事業顛末を参照すると、退職金支払いのため市が追加的に負担を被る事案がほとんどである。早期退職による加算分が予期せぬ追加負担で発生することは当然であるが、継続企業の下での期末日現在要支給額を引当計上し、同額の特定資産を積み立てておれば退職金支払いの損益的・収支的影響を緩和できるものである。

(7) 公募による指定管理者の選定について

「第 2 監査の対象の概要 1 対象団体の概要 (2) 市における外郭団体経営改善について」のなかの、外郭団体が指定管理者となっている公の施設の状況の平成 19 年 1 月現在と平成 21 年度の比較がある。

外郭団体が指定管理者となっている公の施設については、引続き非公募により外郭団体が指定管理者となっているケースが多く見られ、指定管理者の選定において、公募の拡大が進んでいない状況であるといえる。

地方自治法第 244 条の改正(平成 15 年 6 月 13 日公布)の趣旨、行財政運営の構造改革・規制緩和(官から民へ)、住民サービス向上と経費削減、自治体出資法人の経営健全化と整理・統廃合を踏まえて、公募による指定管理者の選定の拡大が望まれる。公募によらず、自治体の出資法人等を指定した場合には、議会や地域住民等に対する説明責任が生ずる。

対象団体で選定が非公募である点を指摘している箇所がある。

(8) 情報公開について

前項(6)の会計処理基準の統一・準拠については、市民への情報公開の適切性に直接的な影響を及ぼす。現在市はホームページで「外郭団体等の経営情報」を公開しているが、本報告書の各団体の会計的な指摘を反映すれば、財政状態等がかなり変化せざるを得ない団体がある。情報公開は最低限として「真実な情報」を提供するものでなければならない。

また、本報告書は重要な経営課題を各団体別に指摘する結果になっているが、包括外部監査が導入されたことを契機に、毎年各団体別の課題と取り組み状況(進捗状況)を簡潔に公表する場があってもよいのではないか。情報公開の透明度を上げることも必要である。

第4 平成20年度統廃合団体について

平成19年1月に、市より「外郭団体の統廃合及び経営改善について - 外郭団体の自立経営に向けた市の取組方針 - 」が公表された。その中で、「2 統廃合団体」において、統廃合団体の実名をあげて、統廃合の方針を明らかにしている。

まず、統廃合を検討するにあたり、以下の五つの視点を挙げている（趣旨のみ要約して記載した）。

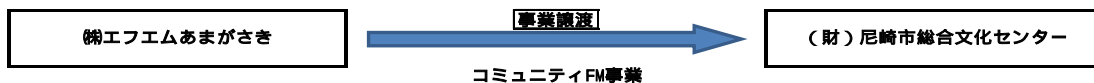
- ア 団体の設立目的の達成度合と存在意義
- イ 事業実施の効率性
- ウ 財政状況の健全性
- エ 民間との競合関係と民間への移管可能性
- オ 統合による機能強化と効率性向上の可能性

その上で、以下の団体について統廃合の判断を行い、団体との協議・調整を進めることとしている。

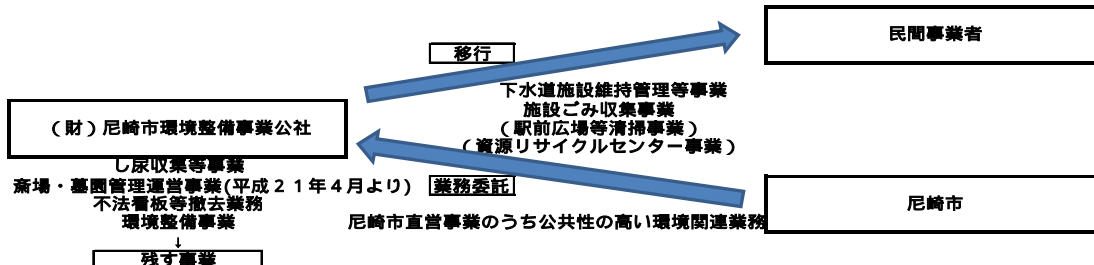
- 1 財団法人尼崎市高齢者生きがい促進協会
- 2 財団法人尼崎市勤労者福祉協会
- 3 財団法人尼崎市都市整備公社
- 4 財団法人尼崎市環境整備事業公社
- 5 株式会社エフエムあまがさき

その中で、上記のうち「3 財団法人尼崎市都市整備公社」及び「4 財団法人尼崎市環境整備事業公社」については、平成21年4月1日以降も存続している。したがって、本報告書「第5 監査対象団体の個別分析」における「14 財団法人尼崎市都市整備公社」及び「3 財団法人尼崎市環境整備事業公社」にその内容を記載することとし、本章では上記のうち「1 財団法人尼崎市高齢者生きがい促進協会」・「2 財団法人尼崎市勤労者福祉協会」・「5 株式会社エフエムあまがさき」についてその内容を記載することとした。

外郭団体の統廃合による各種事業移行等の状況は以下のとおりである。

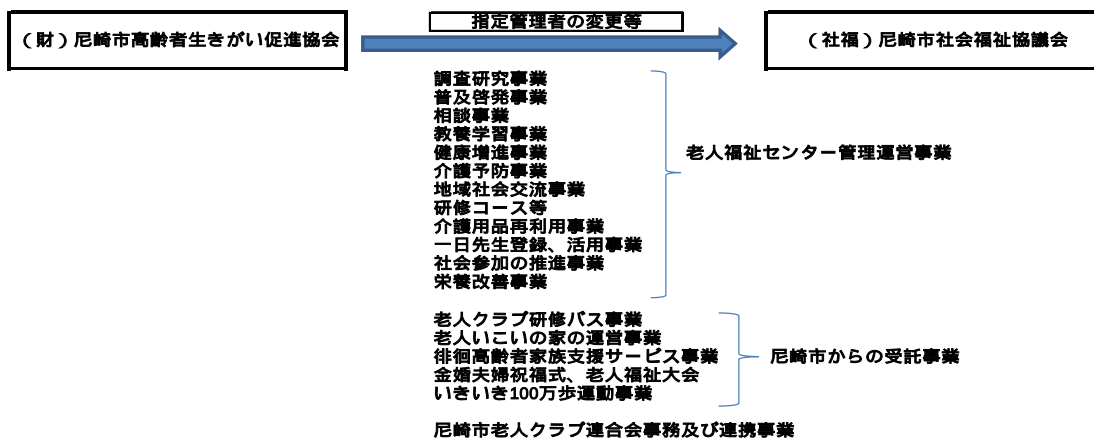


平成21年3月末をもって㈱エフエムあまがさきは解散
コミュニティFM事業については、すべてを(財) 尼崎市総合文化センターに移行した。



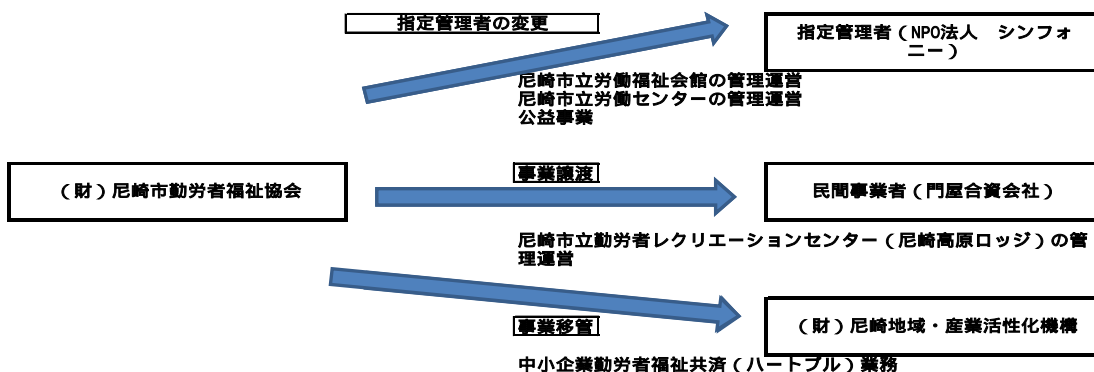
平成19年1月付の「外郭団体の統廃合及び経営改善について」によれば、団体廃止の方向性が明記されていた。

しかし、平成20年12月11日付の「財団法人尼崎市環境整備事業公社の今後のあり方について(市方針)」によれば、民間事業者ができる事業は民間への移行を段階的に進め、尼崎市直営事業のうち公共性の高い環境関連業務については同公社が行うよう方向づけることが明記された。



平成21年3月末をもって(財) 尼崎市高齢者生きがい促進協会は解散

上記すべての事業は、市の方針及び指定管理者の公募選定等に伴って、(社福) 尼崎市社会福祉協議会へ移行した。



平成21年3月末をもって(財) 尼崎市勤労者福祉協会は解散

上記すべての事業は、指定管理者の変更や事業譲渡に伴って、上記各主体へ移行した。



団体の設立目的である市街地再開発事業(潮江, 立花, 中央, 塚口)は、いずれも完了していることから、平成24年度までに団体を廃止することとしており、事業の移行は予定されていない。

1 財団法人尼崎市高齢者生きがい促進協会

【名称】 財団法人尼崎市高齢者生きがい促進協会

【主たる事務所】 兵庫県尼崎市東難波町4丁目9番25号
 尼崎市立総合老人福祉センター内

【法人成立の年月日】昭和56年4月1日

【目的】高齢者自らが積極的に生きがいを促進する活動を支援し、もって
 高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

1. 高齢者の生きがいの促進に関する調査研究
2. 高齢者の生きがいの促進に関する普及啓発
3. 高齢者の教養学習に関する事業
4. 高齢者の社会参加の推進に関する事業
5. 高齢者の健康増進に関する事業
6. 尼崎市からの老人福祉に関連する施設の管理運営の受託
7. 尼崎市からの高齢者対策に係る事業の受託
8. その他上記の目的を達成するために必要な事業

【役員構成】平成21年3月末時点

役職名	氏名	備考
理事長	幾田 次夫	
専務理事	守部 精寿	
理事	西田 正雄	
理事	上松 圭三	尼崎市議会議員
理事	鈴木 克司	尼崎市医師会 副会長
理事	藤原 軍次	尼崎市社会福祉協議会 理事 (大庄支部長)
理事	安達 浩	尼崎市民生児童委員協議会 副会長 (園田地区会長)
理事	村上 幸子	尼崎市連合婦人会 理事
理事	前田 武徳	尼崎市老人クラブ連合会 会長 (立花地区会長)
理事	高岡 貞夫	尼崎市老人クラブ連合会 副会長 (中央地区会長)
理事	武田 文夫	尼崎市老人クラブ連合会 副会長 (小田地区会長)
理事	獅子田 サチ	尼崎市老人クラブ連合会 副会長 (大庄地区会長)
理事	犬伏 久雄	尼崎市老人クラブ連合会 副会長 (武庫地区会長)

理事	中谷 孝子	尼崎市老人クラブ連合会 副会長 (園田地区会長)
監事	後藤 嘉子	尼崎市老人クラブ連合会 理事
監事	作野 靖史	尼崎市 福祉部長

【事業内容】

- (1) 老人福祉センター管理運営事業等
- (2) 尼崎市からの受託事業 ((1) 以外のもの)
- (3) 尼崎市老人クラブ連合会事務及び連携事業等

【各事業の状況】

- (1) 老人福祉センター管理運営事業等

老人福祉センターは、地域の高齢者の方々からの各種相談に応じ、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の様々な事業を行いながら、互いに協力し、健康で明るく楽しい時間を過ごしていただく施設である。60歳以上の尼崎市民ならば、誰でも利用できる。

老人福祉センターは以下の5拠点に所在する。

総合老人福祉センター

〒660 - 0892 尼崎市東難波町4丁目9番25号

老人福祉センター 鶴の楽園

〒661 - 0953 尼崎市東園田町6丁目91の2

老人福祉センター 千代木園

〒660 - 0064 尼崎市稲葉荘2丁目24番5号

老人福祉センター 福喜園

〒661 - 0033 尼崎市南武庫之荘1丁目7番20号

老人福祉センター ワークセンター和楽園

〒660 - 0828 尼崎市東大物町1丁目1番3号

具体的な事業内容については以下のとおり。

- ・調査研究事業
- ・普及啓発事業
- ・相談事業
- ・教養学習事業
- ・健康増進事業
- ・特定高齢者介護予防事業
- ・地域社会交流事業
- ・研修コース等

- ・介護用品再利用事業
- ・一日先生登録、活用事業

各老人福祉センターの利用状況は以下のとおりであり、平成 18 年度から平成 20 年度にかけて、開館日数や参加人数についての大幅な増減はない。しかし、今後の高齢化の進行により 60 歳以上の尼崎市民の更なる増加が見込まれ、長期的には利用度が増してくることが想定される。

単位：日数

施設の名称	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
総合老人福祉センター	295	296	295
鶴の巣園	297	295	295
千代木園	299	299	300
福喜園	297	296	295
和楽園	296	297	294
合 計	1,484	1,483	1,479

各セルは年間開館日数を示す。

単位：人数

施設の名称	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
総合老人福祉センター	78,997	83,387	77,894
鶴の巣園	60,882	65,662	69,580
千代木園	76,702	77,650	78,236
福喜園	84,915	86,696	84,720
和楽園	66,822	66,757	64,535
合 計	368,318	380,152	374,965

各セルは年間延参加人数を示す。

(2) 市からの受託事業 ((1) 以外のもの)

具体的な事業内容については以下のとおり。

- ・老人クラブ研修バス事業

毎年 4 月 1 日現在、尼崎市老人クラブ連合会所属の単位老人クラブに観光バス 1 台を提供し、老人クラブの自主的かつ積極的な高齢者福祉を増進するための研修事業

- ・老人いきいの家の運営事業

老人福祉法による老人福祉施設の機能を補完する目的で、健全な憩いの場を提供する施設を市が指定し、週 3 日以上を高齢者に開放する施設に対し運営補助を行う事業。運営補助の金額は、65 ヶ所に

対して 7,800,000 円である。

- ・徘徊高齢者家族支援サービス事業

認知症高齢者の徘徊に対し、早期に発見できるシステムを利用して、家族等の介護負担の軽減を図る目的で実施される事業

- ・金婚祝福式、老人福祉大会

例年 9 月の初旬に金婚夫婦の祝福式を行うとともに、9 月中旬の敬老の日に老人福祉大会を開催し、各種表彰式や講演会を行う事業

- ・いきいき 100 万歩運動事業

市内在住 65 歳以上の高齢者(介護保険第 1 号被保険者)に対し、介護予防の観点からウォーキングを奨励する事業

上記事業内容のうち、利用状況について計数的な測定が可能な事業内容について、平成 18 年度から平成 20 年度にかけての利用状況は以下のとおりである。平成 18 年度から平成 20 年度にかけて、利用度の大幅な増減はないものと見られる。今後、高齢の尼崎市民の更なる増加が見込まれ、長期的には利用度が増してくることが想定される。

事業の名称	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
老人クラブ研修バス事業	年間延参加人数 (人)	8,887	8,824	8,326
徘徊高齢者家族支援サービス事業	稼働台数 (台)	21	20	19
いきいき 100 万歩運動事業	登録者数 (人)	4,628	5,108	5,636

(3) 尼崎市老人クラブ連合会事務及び連携事業等

尼崎市老人クラブ連合会の事務局として、役員会等諸会議の開催、各単位クラブへの運営指導、兵庫県老人クラブ連合会等との連絡・調整などの事務を担う事業である。

利用状況について計数的な測定が困難であるため、年々の利用度の比較等の分析はできない事業内容である。

【解散後の事業顛末】

平成 21 年 3 月 31 日をもって解散(最終の清算時において、出資額 195,000,000 円のうち回収額は 86,601,037 円につき、市の経済的負担額は 108,398,963 円であった)。

- ・「総合老人福祉センター」については、指定管理者の公募を行った結果、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会が指定管理者となった。指定管理者の期間は5年間である。
- ・「老人福祉センター鶴の巣園」・「老人福祉センター千代木園」・「老人福祉センター福喜園」・「老人福祉センターワークセンター和楽園」については、社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会と協議調整を行った結果、非公募による指定管理者となった。指定管理者の期間は10年間である。

したがって、(1)老人福祉センター管理運営事業等(2)尼崎市からの受託事業((1)以外のもの)(3)尼崎市老人クラブ連合会事務及び連携事業等の各事業については、すべて指定管理者の変更に伴って社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会へ移行した。

【解散後の職員顛末】

1. 正規職員について(22人)

- (1) 20人・・・社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会で採用
- (2) 1人・・・社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会での採用を辞退
- (3) 1人・・・定年退職(求職希望なし)

2. 嘱託・臨時職員について(9人)

- (1) 3人・・・尼崎市臨時職員として採用
- (2) 2人・・・尼崎市臨時職員等へ求職中
- (3) 4人・・・民間事業者で採用, 完全離職その他

【監査の結果及び意見】

当団体の各事業について利用率等を検証してみると、尼崎市民による利活用は近年概ね横這いと見られるが、今後、高齢の尼崎市民の更なる増加が見込まれ、長期的には利用度が増してくることが想定される。したがって、各事業は尼崎市民にとって今後ますます重要性ないし必要性が増してくるものと考えられるので、事業自体消滅させるのではなく、運営主体を他に移してサービス提供の視点や方法等につき刷新を図るという意思決定は妥当であったと考えられる。

また、各事業を社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会へ移すことにより、以下のようなメリットも期待できる。

ボランティア活動につなげる健康づくりのプログラムの策定が可能になる。すなわち、単なるエクササイズによる健康増進のみではなく、

ボランティア活動と結び付けることで、尼崎市にとってより高い効果が期待できる。

社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会にとって、地域拠点が増えることで、地域との連絡・連携がより密になる。

地区別となっている尼崎市老人クラブの一元化を図ることにより、より効率的な運営管理が可能となる。

以上により、同団体の解散、並びに各事業の指定管理者変更による社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会への移行については、今後更なる高齢化が見込まれる尼崎市民の福利厚生という面で一定の効果が期待できる意思決定であったと考えられる。

2 財団法人尼崎市勤労者福祉協会

【名称】 財団法人尼崎市勤労者福祉協会

【主たる事務所】 兵庫県尼崎市東難波町4丁目18番32号
市立労働福祉会館内

【法人成立の年月日】昭和45年4月4日

【目的】尼崎市の勤労者福祉事業の推進を図り、もって、勤労市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

【役員構成】平成21年3月末時点

役職名	氏名	備考
理事長	白井 文	尼崎市長
副理事長	中村 昇	尼崎市副市長
常務理事	岩田 強	尼崎市産業経済局長
理事	小寺 敬二	尼崎市企画財政局長
理事	森 進	尼崎市総務局長
理事	山本 博久	尼崎市健康福祉局長
理事	真田 保男	猪名川町長
理事	西村 悟	猪名川町副町長
理事	別当 敬治	猪名川町建設部長
監事	芝 俊一	尼崎市産業経済局産業労働部長
監事	小北 弘明	猪名川町総務部長

【事業内容】

- (1) 尼崎市立労働福祉会館の管理運営
- (2) 尼崎市立労働センターの管理運営
- (3) 労働相談業務
- (4) 公益事業
- (5) 尼崎市立勤労者レクリエーションセンター（尼崎高原ロッジ）の管理運営
- (6) 中小企業勤労者福祉共済（ハートプル）業務

【各事業の状況】

- (1) 尼崎市立労働福祉会館の管理運営

企業等による尼崎市立労働福祉会館利用の減少が続いている。

申込件数については、平成18年度から平成19年度にかけて272件の減少となっており、平成19年度から平成20年度にかけては、761件の減少となっている。

他方、利用率については、平成18年度から平成19年度にかけて1.2ポイントの減少となっており、平成19年度から平成20年度にかけては、

3.1 ポイントの減少となっている。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用件数（件）	7,314	7,042	6,281
利用率（％）	30.4	29.2	26.1

（２）尼崎市立労働センターの管理運営

企業等による尼崎市立労働センター利用の減少が続いている。

申込件数については、平成 20 年 1 月から 2 月のアスベスト除去工事による閉館の影響もあり、平成 18 年度から平成 19 年度にかけて 109 件の減少となっている。他方、かかる平成 19 年度中の閉館による影響から、平成 19 年度から平成 20 年度にかけては 45 件の増加となっている。しかし、平成 18 年度から平成 19 年度にかけての 109 件の減少の半分弱の反動に留まっている。

一方、利用率については、平成 18 年度から平成 19 年度にかけて 1.0 ポイントの減少となっており、平成 19 年度から平成 20 年度にかけては、0.8 ポイントの減少となっている。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用件数（件）	498	389	434
利用率（％）	14.1	13.1	12.3

（３）労働相談業務

労働相談業務については、専門の相談員を配置し、労働基準監督署、社会保険事務所等関係機関との連携を図るなかで、労働条件や福利厚生等に関する相談に応じるとともに、インターネットによる求人情報検索システム「しごと情報ネット」を活用し、求職者への情報提供を行っている。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
相談件数（件）	291	219	212
しごと情報ネット利用状況（件）	478	486	350

（４）公益事業

平成 19 年度において、陶芸教室、染色教室、クリスマスリース教室、初級ハングル語講座、手話教室、篆刻教室、ステンドグラス教室、会館利用者発表会（水彩画・俳句・書道他）勤労者講演会を行っており、延

参加者数 1,191 人である。

平成 20 年度においては、布ぞうり体験教室、染色教室、クリスマスリース教室、初級ハングル語講座、手話教室、篆刻教室、ステンドグラス教室、会館利用者発表会（水彩画・俳句・書道他）、勤労者講演会を行っており、延参加者数 1,011 人である。

平成 19 年度から平成 20 年度にかけて、延参加者数 180 人の減少となっている。

（５）尼崎市立勤労者レクリエーションセンター（尼崎高原ロッジ）の管理運営

尼崎市民のための宿泊レジャー施設である「尼崎高原ロッジ」（兵庫県川辺郡猪名川町に所在）の管理運営を行っている。

施設周辺の豊かな自然環境を活かすべくホテル鑑賞等のイベントを実施したり、主として団体客をターゲットとするサービス（団体プラン等）を提供したりと、利用者の増加に努めたが、施設利用の減少が続いている。

延利用人数については、平成 19 年 2 月から 3 月のアスベスト除去工事による閉館の影響もあり、平成 18 年度から平成 19 年度にかけて 1,967 人の増加となっている。他方、平成 19 年度から平成 20 年度にかけては 5,339 人の減少となっている。

一方、宿泊利用率については、平成 18 年度から平成 19 年度にかけて 2.6 ポイントの減少となっており、平成 19 年度から平成 20 年度にかけては、3.9 ポイントの減少となっている。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
延利用人数（人）	26,138	28,105	22,766
宿泊利用率（％）	34.3	31.7	27.8

（６）中小企業勤労者福祉共済（ハートフル）業務

市内の中小企業で働く従業員の福利厚生向上を目指し、中小企業勤労者福祉共済事業として、映画・観劇・スポーツ・旅行等の利用補助、バスツアー、文化活動、家族レクリエーション大会を実施している。また、結婚・入学・見舞金等給付事業及び住宅・生活・教育等の資金貸付あっせん事業を実施している。なお、掛金や給付金にまつわる出納関連業務については市で行っており、当団体では行っていない。

中小企業勤労者福祉共済加入者の減少が続いている。

法人数については、平成 18 年度末と平成 19 年度末を比較すると 37 社の減少となっており、平成 19 年度末と平成 20 年度末を比較すると 71 社の減少となっている。

一方、会員数については、平成 18 年度末と平成 19 年度末を比較すると 35 人の増加となっているが、他方で平成 19 年度末と平成 20 年度末を比較すると、958 人の大幅減少となっている。

	平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年度末
法人数（社）	1,432	1,395	1,324
会員数（人）	14,673	14,708	13,750

【解散後の事業について】

当団体は、平成 21 年 3 月 31 日をもって解散。

・（１）尼崎市立労働福祉会館の管理運営及び（２）尼崎市立労働センターの管理運営並びに（４）公益事業については、公募により「NPO 法人シンフォニー」が指定管理者となった。

・（５）尼崎市立勤労者レクリエーションセンター（尼崎高原ロッジ）の管理運営については、ホテル事業を行う「門屋合資会社」へ市が事業譲渡を行った。

・（６）中小企業勤労者福祉共済（ハートブル）業務については、市が行っている掛金や給付金の出納関連業務と併せて「財団法人尼崎地域・産業活性化機構」へ市が事業移管を行った。

【解散後の職員について】

1. 正規職員について（14 人）

- | | |
|--------|---------------|
| （１）8 人 | ・・・市関係外郭団体で採用 |
| （２）3 人 | ・・・市嘱託員 |
| （３）3 人 | ・・・退職 |

2. 嘱託職員について（2 人）

- | | |
|--------|---------------------------|
| （１）1 人 | ・・・退職 |
| （２）1 人 | ・・・NPO 法人シンフォニー（指定管理者）で採用 |

3. パート及び臨時職員について（26人）

- (1) 2 人 . . . 退職
(2) 24 人 . . . 門屋合資会社（事業譲渡先）で採用等

【解散に伴う財政支援】

解散に係る費用のうち、職員退職金・施設備品等リース残債を補助金として支出している。

- (1) テニスコート・厨房施設等のリース残債 . . . 10,911,571 円
(2) 正規職員 14 人分の職員退職金 . . . 186,423,697 円

【監査の結果及び意見】

当団体の上記【事業内容】(1) ~ (6) の各事業について、利用率等について詳細に検証してみると、いずれの施設についても利活用が近年低下している。したがって、当団体の平成 21 年 3 月 31 日をもって解散することの意思決定は妥当であったと考えられる。

3 株式会社エフエムあまがさき

【名称】 株式会社エフエムあまがさき
【主たる事務所】 兵庫県尼崎市昭和通二丁目7番16号
【法人成立の年月日】平成8年8月8日（開局は平成8年10月26日）

【目的】東西南北に広がりを持つ尼崎市ならではの文化を捉えて、尼崎市を電波で結び、地域に密着した放送を行うことを目的とする。

【役員構成】平成20年6月1日時点

役職名	氏名	備考
代表取締役	世儀 由雄	社長
代表取締役	松尾 信也	専務
取締役	佐野 正	(株)ベイ・コミュニケーションズ 代表取締役社長
取締役	丹内 章二	尼崎商工会議所 事務局長
取締役	小寺 敬二	尼崎市 企画財政局長
監査役	樽谷 篤明	(株)エフエム・キタ 代表取締役社長

【事業内容】

尼崎市内全域へのコミュニティFM（ステーションネーム：エフエムあまがさき、周波数：82.0MHz）の放送及びその付帯事業

- (1) 緊急、災害、市政、文化、生活、市民交流に関する情報の放送
- (2) 番組、広告の放送、制作
- (3) 他のコミュニティ放送局との共同番組制作、相互番組交換
- (4) 各種催し物の実施
- (5) 書籍の出版業務

【事業の状況】

一般的なコミュニティFM放送

そのうち、平成20年度における行政情報の放送は以下のとおりである。

- ・ 行政広報番組（15分間放送）×783回
- ・ 行政広報番組（外国語20分間放送）×313回
- ・ 行政広報番組（30分間放送）×104回

(上記については、尼崎市からの委託料の対象となっていたもののうち、広報担当所管のもの)

- ・ その他一般的なコミュニティFM放送

【解散後の事業顛末】

平成21年3月25日に解散決議を行い、同31日解散、4月1日をもって「財団法人尼崎市総合文化センター」へ全部事業譲渡を行った。

【解散後の職員顛末】

正規・嘱託社員(5人)

(1) 3人(正規2・嘱託1)・・・財団法人尼崎市総合文化センターにて受け入れ

(2) 2人(嘱託2)・・・清算会社社員

【解散後のFM放送事業に対する財政支援】

株式会社エフエムあまがさきから財団法人尼崎市総合文化センターへの放送事業譲渡に関して、譲渡財産の時価相当額を財団法人尼崎市総合文化センターに対して補助金として支出している。金額は、11,354千円である。

譲渡財産の項目及び内訳、金額は以下のとおりである。

単位：千円

項 目	内 訳	金 額
建物	演奏所・事務所	5,643
建物付属設備	事務所電気設備	597
	火災報知器	16
	看板	37
構築物	送信アンテナ	177
	20W 増力アンテナ	435
機械及び装置	CD 多連装再生装置	27
	MD デッキ	8
	音声コーディック	170
車両及び運搬器具	カロラワゴン	50
器具及び備品	倉庫内木製整理棚	13
	コンピューターFMV CE21	9
	コンピューターFMV A131E600	8
	LAN 装置	27
無形固定資産	電話加入権(15回線)	30
出資金	日本コミュニティ放送協会	150

預託金	車両リサイクル料	10
簿外資産	その他備品・消耗品等	3,414
消費税	(出資金及び預託金を除く)	533
	合 計	11,354

【監査の結果及び意見】

閲覧できない書類があった件＜意見＞

当団体は、平成 21 年 3 月 25 日に解散決議を行い、4 月 1 日をもって「財団法人尼崎市総合文化センター」へコミュニティ FM 放送事業の譲渡を行って、9 月 25 日に清算を完了した。なお、以下の書類については、包括外部監査の過程で閲覧を求めるも、叶わなかった。理由は、株式会社形態であったため、解散時の市以外の株主の利益保護の要請のもと、閲覧に供するためには解散時の株主全員の承諾が道義的に必要なこと、代表清算人に、以下の書類を解散時の株主も含め第三者の閲覧に供する権利及び義務がないこと、FM 放送事業の譲渡を受けた「財団法人尼崎市総合文化センター」も事業を譲り受けたに過ぎず、事業を譲渡した他社に関する以下の書類を提示することはできないこと、の 3 点を理由とする。

市は解散するまで当該会社の株主であったのだから、少なくとも株主名簿、株主総会議事録、計算書類は会社法上閲覧謄写できる（会社法 433 条）。今回の監査は市の委嘱による包括外部監査である以上、市が当該会社の株主としての権利に基づき過去に入手したかかる資料については、提出することも可能であると考えられるが、解散時の市以外の株主の利益保護の要請などの理由により、解散団体のその同意が得られなかった。

地方公共団体が民間企業とともに株式会社形態に出資をする第三セクターの形式は、解散時にこのような事態をはらむということであり、今後において市が民間企業とともに株式会社形態に出資をしたことがあった場合に、解散時のことも念頭に置いて慎重な判断が必要であることを示す状況であった。

- ・定款
- ・解散謄本（解散決議 平成 21 年 3 月 25 日）
- ・取締役会議事録（過去 2 期）
- ・株主総会議事録（過去 2 期）
- ・事業報告（過去 2 期）
- ・税務申告書（過去 2 期）

- ・ 監査役監査報告書（過去 2 期）
- ・ 平成 20 年度の稟議書総括表（稟議決裁項目の一覧表）
- ・ 残余財産評価書

第5 平成20年度末で存続している監査対象団体の個別分析

1 尼崎市土地開発公社

(1) 事業概要

所管部署	企画財政局 行政経営推進室 財政担当		
設立年月日	昭和48年4月14日		
設立目的	公有地の拡大の推進に関する法律(以下「公拡法」という。)に基づき、市と一体となって、地域の秩序ある整備を図る。		
主な事業内容	公有地の先行取得。		
管理施設(指定管理者)	—		
出資状況	資本金	6,000千円	
	市の資本金に占める割合	6,000千円	100%
	他の出資状況	—	—%

(2) 公益性の判断

公が行うべき事業である理由	道路、公園など、公共施設又は公用施設の用に供する土地を先行取得しているため。
市民ニーズ及びその把握方法	市の依頼に基づいた土地の先行取得を行っており、市民ニーズの把握は市の事業課において行われている。
類似の事業を行っている他団体	該当なし

設立目的

土地開発公社は、公拡法に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分及び工業団地の造成を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与するものである。

主な事業は、地方公共団体に代わっての公有地の先行取得事業、先行取得事業に支障のない範囲で認められている自主事業としての土地造成事業である。

設立主体

公社の設立主体は、単独の地方公共団体又は複数の地方公共団体に限られている。設立者である地方公共団体は、公社の基本財産の2分の1以上を出資しなければならない。

事業のスキーム

土地開発公社は、地方公共団体が直接土地を取得する場合と比べて、機動的な土地の取得が可能であり、行政需要に迅速に対応できるメリットが

ある。土地購入資金は主に銀行借入金が中心であり、地方公共団体が債務保証を行っている。公社により先行取得された土地は、地方公共団体により買い取られることとなるが、その買取価格は協定書等に基づき公社の取得価格に、地方公共団体への譲渡時までの借入金利息及び管理費等を加算した価格となる。

課題

前述のスキームにより、公社による先行取得から地方公共団体による買取りまでの期間が長期化するほど、地方公共団体の財政負担が重くなる。また、地価が下落傾向にあれば、地方公共団体が公社から買い取った土地の簿価は、市中価格から乖離してしまい、地方公共団体の財政負担が更に重くなる悪循環に陥ることになる。

地価下落・安値低迷傾向が続けばこのような土地開発公社の本質的な問題が露呈することになり、全国的には土地開発公社を解散する傾向がある。

土地開発公社数の推移

年度	17	18	19	20	平成20年度の対前年度比
都道府県	46	46	44	44	0
指定都市	14	15	17	17	0
市区町村	1,227	1,066	1,042	1,014	28
合計	1,287	1,127	1,103	1,075	28
対前年比		160	24	28	

「総務省、平成19年度土地開発公社事業実績調査結果」より

調査日は各年度4月1日

28解散のうち、自主解散24社、合併に伴う解散4社

平成21年度からは、全国的に第三セクター等改革推進債の活用による土地開発公社の解散事例も出てくるものと予想される。

平成21年4月1日に施行された「地方交付税法等の一部を改正する法律」により、第三セクター等の整理または再生に伴い自治体が負担する必要がある経費については、平成21～25年度の5年間に於いて地方債の起債（いわゆる「第三セクター等改革推進債」）を認める特例規定を設けるよう、「地方財政法（昭和23年法律第109号）」の一部が改正された。

経営健全化計画

（A）このような状況の中、地方公共団体単独では公社の健全化が困難で

あるケースも出てきたため、一定の要件を満たした場合に当該地方公共団体に支援措置を行うため、総務省は、平成12年に土地開発公社経営健全化対策を公表している。現在の尼崎市土地開発公社の経営健全化計画（以下、健全化計画）は第二次のもので、平成18年度から平成22年度の5ヵ年にわたるものである。それによって市は平成18年3月29日付けで公社経営健全化団体に指定されている。なお、平成12年度当初に公社経営健全化団体に指定されている市は、当初の第一種公社経営健全化団体の判定を引き継ぐものである。

経営健全化の基本方針

平成18年度以降も、引続き総務省の公社経営健全化対策の指定を受けることにより、更なる簿価の圧縮を図るとともに、あわせて借入金等の抑制に努めることにより、公社の健全化に取り組むものである。

（第二次経営健全化計画）

（単位：百万円）

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合計
年度初保有額	26,441	25,661	23,050	20,875	17,127	26,441
取得額計画額	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	6,000
処分計画額	2,320	4,141	3,672	5,217	12,699	28,049
設立出資団体により取得	2,320	4,141	3,672	5,217	12,699	28,049
うち、公共用地先行取得事業債の弾力運用額	1,117	2,876	1,973	4,155	11,238	21,359
当該年度利子・管理費等簿価計上額	340	330	297	269	220	1,456
年度末保有額	25,661	23,050	20,875	17,127	5,848	5,848

（B）公社経営健全化団体に対する財政措置

公社経営健全化団体に対する財政措置として以下のものがある。

保有土地の買い戻しに係るもの		
	公社保有土地の状況	市が買い戻す場合の措置
1	供用を開始している保有土地	一般事業債（その他）起債対象
2	債務保証等対象土地	貸付等の有効利用を図る目的での買い戻しは、一般事業債（その他）起債対象
3	債務保証等対象土地（保有期間にかかわらず）	公共用地先行取得等事業債起債対象

その他	
1	債務保証等対象土地に係る資金について無利子貸付を行う場合は、一般事業債（貸付金）起債対象
2	3の場合に調達金利の一部を特別交付税で措置する
3	債務保証等対象土地に係る資金について利子補給を行う場合は、経費の一部を特別交付税で措置する

土地開発公社の財務状況（財政状況等一覧表より）

（単位：百万円）

地方公社名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	貸付金と債務保証・損失補償合計額	標準財政規模に対する割合	標準財政規模
尼崎市土地開発公社	2	750	6	7,562	14,548	-	22,110	23.3%	94,812
西宮市土地開発公社	94	531	10	5,091	8,050	-	13,141	14.1%	93,422
神戸市土地開発公社	205	883	20	0	7,000	0	7,000	1.8%	390,831
姫路市土地開発公社	5	2,119	10	2,000	17,940	-	19,940	17.4%	114,399
芦屋市土地開発公社	32	1,437	5	1,210	3,600	-	4,810	20.9%	22,975
兵庫県土地開発公社	136	7,938	105	3,884	0	106,064	109,948	10.9%	1,010,487

上記は平成 19 年度のデータであるが、標準財政規模の対する貸付金及び債務保証等合計額の比率は、尼崎市が特に高いことがわかる。

（３）尼崎市土地開発公社の財務情報

単位：千円

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 当初予算
損益計算書	営業収益	1,352,677	4,253,084	2,227,216	4,867,460
	営業費用	1,355,933	4,251,250	2,224,356	4,867,198
	営業利益	3,256	1,834	2,860	262
	営業外収益	133	321	263	242
	営業外費用				
	経常利益	3,123	2,155	3,123	504
	特別損益				
	法人税等				
	当期純利益	3,123	2,155	3,123	504
	減価償却前当期純利益	3,123	2,155	3,123	504

貸借対照表	流動資産	26,441,236	22,863,861	22,094,985	18,280,292
	うち公有用地	26,380,671	22,812,941	22,054,985	18,249,838
	固定資産	11,023	11,023	11,023	11,024
	資産合計	26,452,259	22,874,884	22,106,008	18,291,316
	流動負債	511,939	14,882	613,682	5,195
	固定負債	25,192,492	22,110,020	20,739,221	17,532,518
	(うち有利子負債)	25,192,492	22,110,020	20,739,221	15,532,518
	資本金	6,000	6,000	6,000	6,000
	利益剰余金(欠損金)	741,828	743,982	747,105	747,603
	資本の部合計	747,828	749,982	753,105	753,603

公有用地明細表

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	面積(m ²)	金額(千円)	面積(m ²)	金額(千円)	面積(m ²)	金額(千円)
公園用地	1,383.92	551,139	1,058.33	408,374	0.00	0
道路用地	7,863.61	3,598,723	7,029.38	2,675,089	6,742.42	2,597,239
代替用地	1,786.99	704,977	1,352.67	413,592	1,352.67	419,938
その他	97,601.99	21,525,831	92,488.75	19,315,885	90,487.70	19,037,807
合計	108,636.51	26,380,671	101,929.13	22,812,941	98,582.79	22,054,985

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
用地費	18,822,792	16,216,223	15,203,784
補償費	2,058,646	1,558,099	1,843,883
その他	5,280	5,280	5,280
建設利息	5,493,952	5,033,339	5,002,037
合計	26,380,671	22,812,941	22,054,985

(注) 建設利息とは、支払利息の土地原価算入額をいう。

保有期間別状況 (平成20年度末)

(単位: 千円)

	道路用地		公共事業代替用地		その他の公共用地		合計	
	金額	比率(%)	金額	比率(%)	金額	比率(%)	金額	比率(%)
5年未満	1,606,845	61.9%	0	-	274,721	1.4%	1,881,567	8.5%
5年以上10年未満	0	-	0	-	132,485	0.7%	132,485	0.6%
10年以上20年未満	976,591	37.6%	419,938	100.0%	17,940,330	94.2%	19,336,860	87.7%
20年以上	13,801	0.5%	0	-	690,270	3.6%	704,072	3.2%
計	2,597,237	100%	419,938	100%	19,037,806	100%	22,054,985	100%

(注) 契約日の最も古いものは、昭和61年7月29日

借入金明細

単位: 千円

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
金融機関	19,882,387	78.9%	12,960,165	58.6%	10,796,520	52.1%
尼崎市水道局	0	0.0%	2,000,000	9.0%	1,000,000	4.8%
尼崎市基金	4,462,104	17.7%	5,561,854	25.2%	7,031,700	33.9%
尼崎市外郭団体	848,000	3.4%	1,588,000	7.2%	1,911,000	9.2%
合計	25,192,492	100%	22,110,020	100%	20,739,221	100%

(キャッシュフロー)

資本的収入及び支出(決算額)				単位：千円
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
長期借入金収入	762,389	1,149,145	842,255	2,753,790
長期借入金償還金	1,338,092	4,231,617	2,213,054	7,782,764
長期借入金借換額	12,279,201	8,224,950	4,930,708	25,434,860

損益計算書については、公有地取得事業原価(営業費用)に加重平均金利である平準化金利で利息を再計算し加算したものを公有地取得事業収益(営業収益)に計上している。

貸借対照表の公有用地は、健全化計画に沿って減少傾向にある。土地の保有期間別状況(平成20年度末)では、道路用地の61.9%が5年未満であり、その他の公共用地の94.2%が10年以上20年未満の長期保有土地である。

また、長期借入金(固定負債)については、金融機関の比率が低下する一方、尼崎市保有基金等の比率が増加している。長期借入金(固定負債)残高のうちの金融機関の比率減少はキャッシュフローで借換額の減少と符合している。

利益剰余金は、過年度に事務費を請求していたものの累積である。なお、昭和57年度以降は事務費の原価加算を行っていない(昭和58年2月10日、尼崎市土地開発公社買収委託事務費に関する覚書)。

(4)市の関与状況

(単位：千円)

市の関与状況		平成18年度	平成19年度	平成20年度
公的支援	出資金、低利貸付等に伴う機会費用	45,197	62,636	54,539
市の負担率(%)		100.00	100.00	100.00

(注)「出資金、低利貸付等に伴う機会費用」は、本市の公的支援への状況を示すものであり、具体的には金融機関からの借入利率と市への支払利率の差額、及び出資金の機会費用の合計である。

(単位：千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
債務保証残高	20,730,387	14,548,166	12,707,521
貸付金残高	4,462,105	7,561,854	8,031,700
合計	25,192,492	22,110,020	20,739,221

資本金	6,000	6,000	6,000
市の出資割合(%)	100.00	100.00	100.00

(注)貸付金残高は尼崎市水道局及び尼崎市基金運用分である。形式的には合計額全額に市の債務保証を受けている。

(5) 役員及び職員の状況

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
役員	市兼務	6 人	8 人	7 人

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
職員	常勤	嘱託職員	1 人	1 人
		市兼務	4 人	4 人
		合計	5 人	5 人
	人件費総額(千円)		7,612	7,777
				5,180

(注)人件費総額は、「職員の併任に関する協定」に基づく公社が負担する人件費相当額である。

(6) 事業別の状況

尼崎市土地開発公社は、公拡法第 17 条第 1 項の土地先行取得事業を行っており、同条第 2 項の土地造成事業は営んでいない。また、同条第 1 項の事業により公社が先行取得した土地のうち、市により再取得される見込みがなくなった土地(特定土地)はない。

土地取得事業

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
面積(㎡)	1,238.73	1,473.21	2,582.04	1,775
金額(千円)	907,431	670,722	1,456,670	1,051,821

(注)平成 21 年度は計画値

土地処分事業

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
面積(㎡)	4,368.05	8,180.59	5,928.38	8,556
金額(千円)	1,343,738	4,238,452	2,214,626	4,856,968

(注)平成 21 年度は計画値

なお、特定土地の会計処理については土地開発公社経理基準要綱(総務省)に規定されており、時価評価される場合がある(強制評価減)。

要綱第25条

区分		評価
公有地先行取得事業		
公有用地 等（下記を除く）		原価法
代替地	取得原価相当による再取得等が見込まれるもの	原価法
	・上記以外	強制評価減
特定土地		
土地造成事業		
完成土地等		強制評価減
開発中土地		

尼崎市土地開発公社の所有土地（平成20年度）

（7）団体の総合所見

当団体は、宅地造成事業をしておらず、先行取得の依頼先も市に限定されており、粛々と健全化計画を遂行中である。その限りでは先行取得事業化の流れは明瞭である。買取り土地の全ては市に転売可能である。市からの買取依頼は、事業の進捗や市の予算に影響されて決定されるため結果的に長期間保有することもあるが、保有に伴う発生利息は土地原価になり売価損が計上されることはなく、財務内容は健全である。

情報の公開度は、公社（土地買取）枠として毎年予算審議の対象にしていること、当団体の財務内容をホームページで公開していること、また過去に公文書公開請求に応じていること（平成15年11月18日受理、公文書の名称又は内容は「2003年3月末現在の保有土地一覧表（地番、取得価格、利子もしくは簿価がわかる資料のうち、地番の部分を除く）」）などから透明度が高いものであると評価できる。

もっとも、過去に先行取得した土地の金額が多額に及び、事業化するにも多額の地方債（後世代負担）に頼らざるを得ない。また、先行取得土地のうち、事業計画が当時の市の財政状況を前提としているもので立案当初からかなり状況が変化しているものがある。

中でも注意を要すると思われる土地は、健全化計画終了後に公社に残る土地（約58億円相当で、いわば健全化計画外の土地）である。（健全化計画に沿って、市が買い取る土地が約280億円（平成20年度末では残り約162億円を2年で買取ることになる）と多額でありその買取土地の事業化の可能性・必要性等は重要事項ではあるが、公共用取得先行取得事業費会計（一般会計等に属する特別会計）を含む市の買取り後の対応については本稿テーマの対象外である。）

健全化計画終了後の土地

(単位:千円)

区分	事業名	平成20年度末残高					
		面積(m ²)	用地費	補償費他	建設利息	計	比率(%)
道路用地	久々知水堂線	62.02	41,386	0	24,494	65,880	1.1%
道路用地	橘区画28号立花駅今北線	65.71	45,997	0	27,331	73,328	1.3%
道路用地	大庄友行線(191号線の甲)	59.96	48,507	39,001	49,237	136,746	2.4%
道路用地	辰巳線	34.39	15,028	24,110	11,286	50,425	0.9%
道路用地	城内大物線	191.00	53,630	3,591	9,976	67,198	1.2%
道路用地	金楽寺線(市道第66号線)	84.88	26,058	925	5,032	32,016	0.6%
	小計	497.96	230,608	67,629	127,358	425,597	7.3%
代替用地	戸ノ内地区住環境整備事業	1,352.67	331,314	0	88,623	419,938	7.2%
	小計	1,352.67	331,314	0	88,623	419,938	7.2%
その他	歴史博物館・図書館	2,720.95	2,034,426	640,312	1,335,422	4,010,161	69.1%
その他	戸ノ内地区住環境整備事業	2,226.89	490,412	135,389	96,237	722,039	12.4%
その他	競艇場ファン用駐車場用地	407.73	172,877	0	55,484	228,361	3.9%
	小計	5,355.57	2,697,716	775,702	1,487,144	4,960,563	85.4%
	合計	7,206.20	3,259,639	843,332	1,703,126	5,806,098	100%

健全化計画終了後の土地の事業化について

区分	事業名	現況	備考
道路用地	久々知水堂線	地先の通行権がある箇所は更地、マンション前は緑地(暫定整備済)	片道一車線・両側2車線の道路で、現状の道路で利用価値は十分にある
道路用地	橘区画28号立花駅今北線	緑地(暫定整備済)	片道一車線・両側2車線の道路で、現状の道路で利用価値は十分にある
道路用地	大庄友行線(191号線の甲)	地先の通行権がある箇所は更地、その他はフェンスで囲んでいる。	一車線、一方通行、生活道路であり、拡幅は困難
道路用地	辰巳線	東西の生活道路。住宅密集地	一車線、一方通行、生活道路であり、拡幅は困難
道路用地	城内大物線	国道2号線と国道43号線の接続のための南北道。すぐに国道2号線に到達する。	未拡幅部分のみ一方通行。一ヶ所は駐車場として利用可能
道路用地	金楽寺線(市道第66号線)	南北道の角地	角地であり、駐車場で利用可能
代替用地	戸ノ内地区住環境整備事業	2ヶ所あり、内1ヶ所は市の戸ノ内開発事務所がある(約10名勤務中)	整形地であり環境整備事業終了後に残ったとしても売却は可能
その他	歴史博物館・図書館	S63~H2頃の計画である。利用には埋蔵文化財調査が必要。一部残し買収完了	城内街づくり計画に載らず健全化計画外の物件では最大
その他	戸ノ内地区住環境整備事業	整形地	
その他	競艇場ファン用駐車場用地	整形地であるが、東西を民有地に挟まれている。民間地主と協力すれば、他への転用・売却が可能	

歴史博物館・図書館事業用地

北側、現状は中央図書館の駐車場（無料）として利用



南側、囲いフェンスで未利用（一部はイベント用に使用）



健全化計画終了後に残る土地を包括外部監査人が現況調査し、ヒアリング等を行った結果は上記のとおりである。現況等はその時点の調査結果である。

総額約 5.8 億円の約 70% の 4.0 億円が歴史博物館・図書館事業用地である。事業化あるいはその他に転用する場合には、当該土地は埋蔵文化財の調査が必要であるが行われておらず、動きが取れない状況になっている。

経営健全化計画終了後の土地 5,848 百万円を平成 20 年度末から今後 10 年及び 20 年間保有し続けた場合の利息累計は次のとおりである。

平成 20 年度末		10 年間の利息 累計（百万円）	20 年間の利息累 計（百万円）
短プラ（複利計算）	1.475%	922	1,989
長プラ（複利計算）	2.250%	1,457	3,277
公債利率（単利計算）	1.86%	925	1,487

公債は、30 年償還で計算している。

10 年間保有するのであれば、金融機関の協力を得て現状のまま短期プライムレートで資金調達することも選択肢のように見える。しかしその場合の支払利息は更地維持のためのコストにすぎず、市民への説明がつかない。事業化できれば追加の投資的経費が必要ではあるが、公債利息の支払いは市民へのサービス提供のためのコストとして把握できる。また、20 年間保有し続けた場合は、短プラ等の運用よりも公債の運用の方が有利であるとの結果は歴然である。

しかし、健全化計画外の土地は、公共用地先行取得事業債（償還 10 年）の起債対象にならず、一般事業債に頼らざるを得ない。これが市の買取（事業化）が困難である理由の一つにもなっている。

（ 8 ） 監査の結果及び意見

健全化計画外の土地の処理＜意見＞

建設利息の負担を最少化する方策の早急な検討が望まれる。健全化計画外の土地の処理に時間をかけるべきではない。市は早期に土地開発公社から買い戻すべきである。

事業計画の実現を早めるか、計画当初の状況（人口構成、産業構造、生活状況、市の財政事情等）からの情勢変化を踏まえ、事業計画の再評価を公開の下で議論するべきである。その場合に仮に売却の結論が出されても、土地開発公社で売価損を発生させるわけにはいかないもので、いずれにしても一度市が買い取らなければならない。

なお、健全化計画外の土地について、外部に売却する可能性がある以上、時価を把握しておくべきである。

歴史博物館・図書館事業用地＜意見＞

歴史博物館・図書館事業用地は、健全化計画外の土地の 70 % を占める物件である。市は早期に土地開発公社から買い戻すべきであるが、埋蔵文化財調査を行っていないと動きが取れない。早急な着手に努めるべきで

ある。

未利用保有地の暫定利用について＜意見＞

健全化計画外の土地の現地調査の結果、有効活用が見込められるとされる城内大物線及び金楽寺線（市道第 66 号線）などは管理責任がある所管課に提案し、暫定利用を検討すべきである。

長期借入金の貸借対照表表示について＜意見＞

長期借入金のうち、貸借対照表日から一年以内に返済されるものは、土地開発公社経理基準要綱第 30 条第 1 項（2）に「短期借入金」の例示もあることから、「一年以内返済長期借入金」科目で表示することを検討することが望まれる。

金融機関からの資金調達は、原則入札制度を導入すべきである

＜意見＞

平成 20 年度の金融機関からの資金調達は、基金運用原資の借入金調達が多かったため入札を行っていない。しかし、原則として入札制度を導入すべきである。入札制度により土地原価の建設利息を少しでも減少させることが、更地維持のためのコストにすぎない支出をすることに対する市民への責務である。

なお、市の基金を原資とする借入は、基金がいずれ将来必要なものであり、その時確実に返還されるべきものである。低利率で調達できるため調達残高を増やしてきているが、当面の措置としては有効であるが抜本的な解決策ではないことに留意すべきである。

土地開発公社の設立目的の再確認について＜意見＞

公社の設立根拠法である公拡法は、地価が上昇していくという予測で作成されたものである。現状はこの法律の想定する経済情勢と乖離している。事業計画の洗い直し、先行取得土地のスケジューリング化を行い、土地開発公社の経済性・効率性、先行取得土地の事業化の可能性・必要性を検証しながら経営健全化計画外の土地の処理を進めるべきである。

時価で市が買い取るなど、売却損が土地開発公社で発生するスキームの場合は、市が債務保証をしている土地開発公社借入金の償還に要する経費を平成 25 年度が期限である「第三セクター等改革推進債」の活用で賄う

ことも検討すべきである。その場合には、土地開発公社の廃止を伴うものであり、土地先行取得という公社機能に代わるものが必要になる。

2 社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会

(1) 事業概要

所管部署	健康福祉局・協働推進局		
設立年月日	昭和 41 年 6 月 1 日		
設立目的	市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。		
主な事業内容	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画、実施、研究、宣伝、連絡、調整および助成 (2) 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助 (3) 保健医療、教育他関連する事業との連絡 (4) 共同募金事業への協力 (5) 善意銀行に関する事業 (6) 介護保険事業、介護支援事業 (7) 福祉サービス利用援助事業 (8) 生活福祉資金貸付事業 (9) ボランティア活動の振興 (10) 尼崎市立老人福祉センターの経営 (11) その他法人の目的達成に必要な事業		
管理施設（指定管理者）	すこやかプラザ（平成 20 年度まで）、 尼崎市老人福祉センター（平成 21 年度より）、 総合老人福祉センター、鶴の巣園、千代木園、 福喜園、ワークセンター和楽園		
出資状況	基本金	5,000 千円	
	市の出資金額 及び基本金に 占める割合	—	—%
	他の出資状況	—	—%

昭和 41 年に個人が 500 千円出資して設立されたが、平成 12 年に繰越利益を組入れることで基本金 5,000 千円となった。

(2) 公益性の判断

公が行うべき事業である理由	本会は社会福祉法第 109 条にも規定されているように、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、本会が行う事業は地域福祉の推進に資するものである。また、地域福祉の推進は、広く住民福祉向上に寄与し、行政目的と合致するものであ
---------------	---

	り、社会福祉法第 107 条では、行政計画として地域福祉推進計画を策定することを義務づけていることから、尼崎市における地域福祉の推進は、尼崎市または本会が行うべきものである。
市民ニーズ及びその把握方法	本会の行う地域福祉活動そのものが、住民主体の活動や、活動を支援する事業であり、市民ニーズの把握にあたっては、総合相談等を通じて、支援を必要とする方、また地域のリーダーやボランティアなど活動の担い手からニーズの把握を行っている。
類似の事業を行っている他団体	介護保険事業を除けば、類似事業を行っている団体はない。

(3) 財務情報

(単位：千円)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 当初予算
損益計算書	事業活動収入	906,543	901,375	811,807	1,030,961
	事業活動支出	910,387	903,634	871,641	1,043,482
	事業活動収支差額	3,844	2,259	59,834	12,521
	事業活動外収入	4,421	4,421	4,420	4,419
	事業活動外支出	-	-	43	-
	経常収支差額	576	2,162	55,457	8,102
	特別収入	-	1,607	-	-
	特別支出	476	461	8,090	-
	当期活動収支差額	100	3,308	63,547	8,102
貸借対照表	減価償却前当期活動収支	11,029	13,715	56,349	
	流動資産	241,018	260,736	206,569	
	固定資産	672,856	673,259	665,082	
	資産合計	913,874	933,995	871,651	
	流動負債	60,208	61,801	45,795	
	固定負債	165,491	181,061	198,271	
	(うち有利子負債)	-	-	-	
	基本金	5,000	5,000	5,000	

その他の積立金	453,643	453,904	443,964	
次期繰越収支差額	229,532	232,228	178,620	
純資産合計	688,175	691,133	627,585	

損益計算書については、一般会計及び特別会計を合算して記載し、経理区分間繰入金収入、支出については相殺して記載している。

事業活動外収入は、受取利息配当金収入である。

貸借対照表については、一般会計及び特別会計を合算して記載している。

(4) 市の関与状況

(単位：千円)

市の関与状況			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度当初 予算
公的 支 援	補助金	地域自治活動、地 域福祉活動の推進	105,590	105,136	105,572	104,689
		地域福祉サポ－ト 事業	10,448	11,049	10,546	13,170
		地域福祉権利擁護 事業	1,600	1,600	1,600	1,600
		民間社会福祉活動 を推進する事業	14,302	14,258	12,008	12,008
	小計		131,940	132,043	129,726	131,467
	低利貸付に伴う機会費用		12,357	12,357	12,357	13,100
	小計		12,357	12,357	12,357	13,100
	合計		144,297	144,400	142,083	144,567
	指定管理料収入			59,680	59,548	59,691
その 他市 の委 託料	敬老事業		54,464	54,464	54,464	54,464
	ボランティアセンター運営事業		3,415	3,278	3,271	3,107
	緊急通報事業		22,013	22,013	22,017	21,413
	高齢者生きがい活動支 援通所事業		1,257	1,146	1,251	-
	自立支援型食事サービ ス		6,403	6,101	6,226	6,042
	ファミリーサポートセン ター事業		-	2,503	3,013	4,523
	権利擁護ネットワーク構 築支援		-	6,327	6,676	-
	住宅改造支援事業		-	-	-	14,858
	老人クラブ連合会事業		-	-	-	3,039
	特定介護予防事業		-	-	-	4,672
	老人福祉大会		-	-	-	373
	金婚夫婦祝福事業		-	-	-	2,190
	老人クラブ研修事業		-	-	-	14,403

	老人いきいの家運営事業	-	-	-	7,800
	徘徊高齢者家族支援事業	-	-	-	247
	いきいき 100 万歩運動	-	-	-	7,951
	難病者訪問介護	3,243	1,026	797	642
	要介護認定調査	35,137	46,158	45,696	50,400
	小計	125,932	143,016	143,411	196,124
公的支援+指定+その他(合計)		329,909	346,964	345,185	608,550
市の負担率(%)		35.90%	37.97%	41.88%	58.29%

市の外郭団体である財団法人尼崎市高齢者生きがい促進協会が、平成 21 年 3 月末に解散し、この団体が行っていた事業を引継いだことにより、平成 21 年度は指定管理料や委託費が増加した。

市の負担率については、公的支援のうち収入に計上されないものを分母に含めて算出している。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
土地	使用の状況(有償・無償・減免中・他)	無償	無償	無償
建物		無償	無償	無償

本部がある尼崎市社協会館が無償使用になっている。土地の固定資産税評価額に 100 分の 4 を乗じた金額を貸付に伴う機会費用とみなしている。

(5) 役員及び職員の状況

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
役員	常勤	市 O B	1 人	1 人	1 人
		合計	1 人	1 人	1 人
	非常勤	市会議員	-	-	-
		その他	18 人	18 人	18 人
		合計	18 人	18 人	18 人
	平均在任期間(年)		2 年	3 年	4 年
	人件費総額(千円)		3,378	2,902	2,902

(注) 1 . 平均在任期間は常勤役員の平均在任期間をいう。

2 . 人件費総額は、報酬及び賞与である。

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
職 員	常 勤	正 規 職 員	25 人	24 人	24 人
		嘱 託 職 員	38 人	38 人	36 人
		臨 時 職 員	54 人	54 人	48 人
		市 兼 務	1 人	1 人	1 人
		市 O B	13 人	10 人	10 人
		合 計	131 人	127 人	119 人
	非 常 勤	臨 時 職 員	-	-	2 人
		パ ー ト 職 員	280 人	269 人	238 人
		市 O B	-	-	1 人
		合 計	280 人	269 人	241 人
		合 計 人 数	411 人	396 人	360 人
		平 均 在 任 期 間	12.7 年	13.7 年	14.7 年
		人 件 費 総 額 (千 円)	578,798	566,444	520,213

(注) 1 . 平均在任期間は正規常勤職員の平均在任期間をいう。

2 . 人件費総額は、給与及び賞与である。

尼崎市よりスタートの号級が低い。5 年分位下がっていて、近年は 10% カットしている。

(6) 事業別の状況

会員数の状況

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
単 位 福 祉 協会会費	協会数	627	626	625
	金額(千円)	1,254	1,252	1,250
賛助会員	団体(件)	39	37	38
	個人(件)	164	168	145
	金額(千円)	848	858	800
会費収入	合計(千円)	2,102	2,110	2,050

市においては、当団体は自治会機能を含わせ持つ歴史的な経緯があり、自治会員が当団体会員でもある。単位福祉協会とは自治会のことであり、当団体の行っている「地域福祉活動」は住民主体の活動である。

ただ、近年は住民の自治会加入率が低下し現在は 70% 位となっている。

地域自治活動、地域社会福祉活動の推進目的で交付されている補助金の分析

市から交付されている補助金に対する支出額は次のとおりである。

(単位：千円)

補助内訳	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	交付額	実際額	交付額	実際額	交付額	実際額
市社協人件費	82,027	105,771	82,123	116,734	82,189	120,801
市社協事務費	748	832	706	947	727	1,181
支部事務費	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008
連絡協議会	1,036	1,036	1,036	1,036	1,036	1,036
単位福祉協会	13,146	13,167	13,188	13,153	13,167	13,125
社協会館運営	7,625	7,625	7,075	7,075	7,445	7,445
合計額	105,590	129,439	105,136	139,953	105,572	144,596
上記の補助金収入額の経理区分ごとの計上額						
法人運営事業	29,403		28,867		29,265	
地域福祉活動	76,187		76,269		76,307	

この補助金の助成する事業は、次のとおりである。

・ 地域自治活動

社会福祉関係団体等に関すること、各種行政機関委員等の推薦に関すること、資源回収グループに関すること、日赤社資募集への協力、その他コミュニティー活動の推進に必要な事業

・ 地域社会福祉活動

善意銀行事業、老人給食サービス、福祉教育推進事業、ともしびの箱善意運動、敬老事業、共同募金への協力、その他地域福祉推進のために必要な事業

上記の表から人件費の支出額が年々増加している事がわかる。人件費補助金の経理区分別計上は法人運営事業と地域福祉活動事業でされている。これに対応する人件費の事業活動収支計算書での計上は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度
法人運営事業			
人件費補助金	21,051	21,051	21,051
人件費支出	37,687	32,537	33,494
差引金額	16,636	11,486	12,443
地域福祉活動事業			
人件費補助金	60,976	61,072	61,138
人件費支出	68,084	84,197	87,307
差引金額	7,108	23,125	26,169
差引合計額	23,744	34,611	38,612

地域福祉活動事業

地域福祉活動の収支状況は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
市協働参画課補助金	76,187	76,269	76,307
市地域サポート事業	10,446	11,049	10,545
補助金収入計	86,635	87,317	86,852
助成金収入計	1,497	1,006	655
敬老事業	54,464	54,464	54,464
緊急通報	22,012	22,012	22,017
高齢者生きがい活動	1,256	1,146	1,251
自立支援型食事	6,403	6,100	6,226
ファミリーサポートセンター	-	2,503	3,013
権利擁護ネットワーク	-	-	6,675
その他の受託金	-	6,326	-
受託料収入計	84,136	92,553	93,647
その他の収入	-	16	5
退職給与引当金戻入	13,372	-	1,901
事業活動収入計	185,641	180,892	183,061
人件費	88,578	103,143	108,949
事務費	28	213	265
事業費	66,029	69,056	68,801
助成金	33,694	33,576	32,915
その他	215	254	356
退職給与引当金繰入	-	17,109	20,015
事業活動支出計	188,546	223,352	231,303
事業活動収支差額	2,905	42,460	48,242

助成金支出の内訳は、支部運営事務費助成、連絡協議会活動費助成、単位福祉協会活動費助成、地域福祉活動助成、老人給食活動費助成等である。

地域福祉活動事業の内容は下記のとおりである。

(ア)老人給食サービス

ひとり暮らしの高齢者に対して、ボランティアの協力を得て、実施主体別におおむね週 1 回配食または会食を実施している。また、活動ボランティアを対象に食育をテーマに研修も行っている。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実施主体	54 グループ	47 グループ	47 グループ
利用者数	1,392 人	1,355 人	1,356 人
ボランティア数	712 人	688 人	682 人
利用延食数	40,403	38,448	39,173

(イ)地域福祉サポート事業

地域ごとに地域福祉推進委員会を設置し、虚弱な高齢者に対し住民が主体となって援助活動を行った。また、ボランティアに対し、あり方検討会を行っている。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用者数	221 人	273 人	232 人
ボランティア数	173 人	176 人	134 人

(ウ)緊急通報システム事業

65 歳以上のひとり暮らしの高齢者の世帯に通報機器を設置し、急病などの緊急事態が発生した時に地域で支援できる事業を実施した。

啓発広報や地域支援体制づくりにも努めている。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用者数	774 人	766 人	740 人

(エ)敬老事業

70 歳以上の高齢者に対し、9 月の敬老月間に長寿を祝う事業を実施した。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
参加人員	56,592 人	61,437 人	61,295 人

(オ)高齢者自立支援型食事サービス事業

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、月～金まで業者による食事の宅配を行った。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用者数（月別累計）	2,608 人	2,564 人	2,593 人

(カ)権利擁護ネットワーク構築支援事業

高齢者や障害者等の権利を擁護する相談を受け付けている。ケアマネージャーに対しては、権利擁護の研修会を行っている。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
相談件数	16 件	175 件	226 件

(キ)ファミリーサポート事業

地域で子育て家庭を支え合い助け合う活動として、育児の援助を受けたい人、援助を行いたい人が会員となって相互援助活動を行い、安心して育児をできる環境づくりを目的とした事業を実施している。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
3 月末会員数	57 人	350 人	610 人
活動実績	-	1,563	2,017

福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

福祉サービスの利用や契約を適切に行うことが困難な高齢者や障害者等の相談に応じるとともに、支援員を派遣し日常生活の支援を行っている。収支の状況や活動実績は、次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
市補助金	1,600	1,600	1,600
受託金(県社協他)	1,376	3,530	4,092
事業収入	128	133	120
事業活動収入計	3,104	5,263	5,812
事業活動支出計	4,361	5,480	6,215
事業活動収支差額	1,256	217	403
相談件数	408 件	2,668 件	1,857 件
契約件数	21 件	28 件	31 件

ボランティア活動推進事業（民間社会福祉活動を推進する事業）

高齢者介護、生活不安、児童や高齢者の虐待問題等、公的な制度だけでは対応できない多様な問題の解決に向けて、住民が積極的、主体的に地域

福祉活動やボランティア活動に参加できるよう、地域に密着した事業を展開し、地域福祉サービスの活動拠点の役割を行っている。収支の状況や活動実績は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
市補助金	14,302	14,258	12,008
県社協補助金	173	154	1,724
市民福祉振興協会助成金	1,940	2,340	2,600
市受託金	3,415	3,278	3,271
その他の収入	107	89	12
退職給与引当金戻入	-	-	4,860
事業活動収入計	19,937	20,119	24,474
事業活動支出計	26,144	23,253	21,633
事業活動収支差額	6,207	3,134	2,841
ボランティア養成講座	78 回	69 回	81 回
上記参加者	1,105 人	888 人	993 人
ボランティアグループ活動費助成 受付件数	112 件	125 件	137 件
相談、コーディネート	10,639 件	12,283 件	10,858 件
ボランティアの登録人数	4,700 人	4,790 人	4,541 人
ボランティアグループ	259	264	258

尼崎ボランティア連絡協議会、尼崎市民間社会福祉施設連絡協議会及び N P O 等との連携、情報交換を行っている。

共同募金配分事業

兵庫県共同募金会尼崎市共同募金委員会が実施している共同募金運動に協力し、募金活動を行っている。収支の状況等は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
共同募金配分金収入	25,468	25,085	24,209
事業活動収入計	25,468	25,085	24,209
事業費等	3,559	3,097	3,554
各種団体助成金	1,134	1,357	1,266
地域福祉活動助成金	20,774	20,630	19,389
事業活動支出計	25,468	25,085	24,209
事業活動収支差額	0	0	0
募金実績額	36,234	35,330	34,780

善意銀行事業

地域住民から寄せたた寄付金を、地域福祉活動に活用するとともに、援助を必要とする社会福祉関係団体の実施する事業に助成している。

収支の状況は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
ともしびの箱	8,680	8,612	8,472
善意銀行預託金	3,490	3,105	3,180
寄付金収入計	12,171	11,717	11,652
事業費	179	234	194
助成金	1,174	695	752
事業活動支出計	1,353	929	946
事業活動収支差額	10,818	10,788	10,706

尼崎善意銀行は、本会事務局に本店を置き、中央、小田、大庄、立花、武庫、園田支部事務局に支店を設けている。尼崎善意銀行規約では、支店に支店長を置き、支部長をもって充て、支店長は支店業務を総理する。銀行から払い出しを受ける時は、文書により理事長に申請する。払い出しは、委員会の意見を聞いた上で理事長が決定する。銀行に監事を置き、本会監事を持って充てる。監事は本店事務局へ年度末における銀行の預託、払出状況報告の監査を行わなければならないと規定されているが、これに対する監査報告書はなかった。

なお、ともしびの箱善意運動とは、6 月の善意月間に募金活動を行っている。集まった募金は老人給食サービス事業や地域福祉活動推進に使われている。

法人運営事業

本部では決算、予算、理事会、人事、給与、社協会館維持、福祉協会・連絡協議会会長に関すること等管理業務を行っている。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
会費収入	2,102	2,110	2,050
寄付金収入	16,074		
市協働参画課補助金	29,403	28,867	29,265
県社協受託金収入	1,785		
雑収入	5,414	4,119	4,471
事業活動収入計	54,778	35,097	35,786

事業活動支出計	66,912	59,918	82,808
事業活動収支差額	12,139	24,821	47,022

平成 20 年度に、退職給与引当金が 30,258 千円計上された。

居宅介護事業

ケアマネージャーがケアプランを作成し、日常生活の支援を行っている。
収支の状況や活動状況は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護保険収入	104,316	108,903	97,033
(内要介護認定調査)	(35,137)	(46,158)	(45,696)
退職給与引当金戻入	-	6,752	12,670
事業活動収入計	104,316	115,656	109,703
事業活動支出計	121,386	130,532	116,045
事業活動収支差額	17,069	14,876	6,341
認定調査件数	8,464	11,080	10,979
ケアプラン作成数	6,887	6,170	5,114

この分野は、民間と競合している分野であり、当団体としては、特に宣伝等はしていない。予防プランの作成をこれから新規に行っていく予定である。

介護保険収入の中には市からの委託業務として介護保険被保険者以外の者の要介護認定調査受託金が含まれている。

訪問介護事業

介護を要する高齢者や障害者が家庭で生活ができるようにケアプランに基づいてホームヘルパーが訪問し、介護サービスを提供している。

収支の状況や活動状況は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業収入	-	2,014	5,337
介護保険収入	381,757	374,976	284,853
(内難病者訪問)	(3,243)	(1,026)	(797)
自立支援費他	46,067	40,548	39,681
退職給与引当金戻入れ	-	18,706	-
事業活動収入計	427,824	436,244	329,872
事業活動支出計	389,984	358,851	323,630

事業活動収支差額	37,840	77,394	6,242
利用者数	630 人	633 人	606 名
ヘルパー実働数	282 人	262 人	276 名

介護保険制度の改正により予防介護が月 4 回行っても、1 回行っても同じ報酬となり、収支が悪化している。

介護保険収入の中には市からの委託業務として難病者訪問介護受託金が含まれている。

すこやかプラザ運営事業

尼崎市立すこやかプラザの指定管理者として管理運営を行っていた。
収支の状況は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
指定管理料収入	59,680	59,548	59,003
事業収入他	144	132	130
退職給与引当金戻入れ	-	-	22,371
事業活動収入計	59,824	59,680	81,505
事業活動支出計	72,221	64,881	58,951
事業活動収支差額	12,396	5,200	22,554
子育て支援相談件数	454	610	628
子育て講座開催回数	69	68	71
イベント開催回数	173	181	155
プレイル-ム利用延人数(人)	26,740	26,722	25,244
介護講座回数	39	25	58
住宅改造相談回数	2,372	1,692	1,604
貸館件数	1,461	1,425	1,313

実施事業の内容は、住宅改造支援事業、相談事業、講座等及び子育て援助事業等である。なお、平成 21 年度からはこの業務は N P O 法人子どもみらい尼崎が行うようになった。

ただし、住宅改造支援事業は引き続き当団体が行うこととなる。バリアフリーの相談、改善のアドバイスを建築士、作業療法士等とともに行う。

貸室事業

尼崎市社協会館 1 階ホール、3 階大広間、4 階会議室 1 (和室)、会議室 (大会議室)、会議室 3 (小会議室) の各室の貸室を行っている。収益事業は特別会計で処理され、収支及び利用状況は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業活動収入計	5,824	5,760	4,899
事業活動支出計	5,275	5,548	5,069
事業活動収支差額	549	211	170
法人税等	79	121	0
利用件数	781	982	906

平成 18 年度に徴収不能額 387 千円が計上された。

現在本部がある社協会館は、もともと貸館であった。貸室を行うことによりこの社協会館を市より借り受けている。

尼崎市立老人福祉センターの管理運営

市の外郭団体である財団法人尼崎市高齢者生きがい促進協会が平成 21 年 3 月末をもって解散したことにより、事業を当団体が行い、財団法人尼崎市高齢者生きがい促進協会に在籍していた人員を引継ぐことになった。

平成 21 年 4 月から尼崎市立老人福祉センター(総合老人福祉センター、鶴の巣園、千代木園、福喜園、ワークセンター和楽園)の指定管理者として、高齢者の生きがいづくりや、健康増進、介護予防、各種相談事業などを行う。

(7) 団体の総合所見

平成 12 年に成立した「社会福祉法」により、従来の中央省庁を中心とする福祉政策が市区町村に実施責任を移行させることとなり、地域福祉が自治体政策として位置づけられようになった。

社会福祉法第 4 条では、地域住民、事業者、活動者、利用者の 4 者が地域社会を構成するものとしてうたわれ、それらが相互に協力して地域福祉を推進していく理念が規定されている。行政システムの転換により、公私協働により福祉サービスが実施されるようになった。

また、社会福祉法第 109 条では、社会福祉協議会を地域福祉を推進する中核的な機関として位置づけ、その区域内における社会福祉事業又は更正保護事業を経営する者の過半数が参加するものとし、次のように事業内容を規定している。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図るために必要な事業

さらに、社会福祉法第107条では市町村に社会福祉計画を策定し、公表することを義務づけているが、「あまがさきし地域福祉計画」においても、当団体と市が両輪一体となって地域福祉を推進していくことを明記している。公私協働、官民協力に基づき地域福祉のサービスを実施していくシステムである。

社会福祉の問題を考える上で、尼崎市の人口構造、世帯数などは、下記のようになっている。

住民基本台帳人口（尼崎市公表より）

	平成19年3月		平成20年3月		平成21年3月	
全人口数(人)	458,958	100%	458,603	100%	459,933	100%
75歳以上(人)	38,971	8.5%	40,854	8.9%	42,603	9.3%
65歳以上(人)	95,052	20.7%	97,962	21.3%	101,276	22.0%
全世帯数	209,116		210,951		213,638	
概算1世帯当たり人口	2.19人		2.17人		2.15人	

高齢者人口が増加し、かつ1世帯当たりの人口が減少しているので単身世帯が増加していることが推測できる。地域福祉の推進がますます必要な状況となっている。

一方で既存の制度で保護されない人や、個人主義的な現代社会では地域の人にふれられたくないと思う人もいるかもしれない。

生活様式や価値観の多様化した地域社会において、困った時には互いに助け合い、行政サービスに結びつけられるようなシステムを官民一体で発展、運営させていくことが求められている。

当団体の組織構造をみると、この監査対象となった当団体の下に6つの行政区（中央、小田、大庄、立花、武庫、園田）に支部がある。各支部には、理事、評議員、監事が存在し業務の運営及び監督を行っている。各支部の支部長が本会の常務理事となり本会と連絡調整を行っている。事業分析で行っている地域福祉事業、善意銀行業務、共同募金など具体的な活動

は支部を中心に行われている。

当団体では各支部の決算書及び各支部の監事の監査報告書を入手している。

当団体から支払われる地域福祉活動助成金などにより、自治会である単位福祉協会及び単位福祉協회를約 10 単位ほど集めた連絡協議会が具体的な活動を行い、支部がとりまとめを行う住民主体の地域福祉となっている。

当団体の財政状態をみると、平成 20 年度の当期収支差額が 63,547 千円の赤字となり、平成 21 年度も 40,000 千円の赤字が見込まれ財政的には厳しい状況となっている。平成 19 年度までは訪問介護の利益が寄与して全体の黒字を維持できてきたのが、介護保険制度の改正により、平成 20 年度からは赤字となるようになった。

地域福祉を推進していく中核的存在であるが、市の出資がないため一民間機関の扱いとなり、市からの補助金や委託費の予算も厳しいため、過去 10 年間新規で正規職員が採用できず、公私協働で福祉サービスを提供していくにも厳しい状況となっている。

(8) 監査の結果及び意見

善意銀行業務の監査について < 結果 >

善意銀行とは、地域住民から寄せられた寄付金を地域福祉活動の推進のために活用するとともに、援助を必要とする社会福祉関係団体に助成等する事業であり、地域社会福祉活動を推進する目的で市からの補助金対象事業となっている。尼崎善意銀行規約第 9 条第 2 項によれば監事は銀行の預託、払出し状況の監査を行わなければならないと規定されているが、これに対する監査報告書が作成されていない。

地域自治活動及び地域社会福祉活動を推進する事業の補助金 < 意見 >

市より、毎年 1 億超の補助金が支給されているが、補助金の助成決定書及び実績報告書の記載が明確ではなかった。

この補助金は、複数の事業を補助する目的で一括支給され、事業費補助の形式となっている。

地域自治活動として「社会福祉関係団体等に関すること」ほか 4 項目、地域社会福祉活動として「共同募金への協力」ほか 6 項目が補助対象事業となっているが、年度末に提出される実績報告書では、事業ごとに関連づ

けられる形式になっていない。

この補助金は実質的には、当団体の人件費の補助と地域福祉活動事業の補助に使われていることから、市からの助成決定書を含め、助成決定要綱等の整備又は見直しを行う必要があるとともに、実績報告書も助成金決定要綱等に関連付けられるように提出されるべきである。

また、この補助金には当団体を通じて、支部、連絡協議会、単位福祉協会に渡される助成金も含まれている。各助成金を支給した部署からどのように使われていたかの報告を受け、支出金額の点検を市が行うことも必要である。

3 財団法人尼崎市環境整備事業公社

(1) 事業概要

所管部署	環境市民局 ごみ減量推進課		
設立年月日	昭和 56 年 3 月 3 日		
設立目的	尼崎市における生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図り、もって市民の生活環境の向上と福祉の増進に寄与すること。		
主な事業内容	し尿収集等事業、駅前広場等清掃事業、資源リサイクルセンター事業、下水道施設維持管理等事業、斎場・墓園管理運営事業		
管理施設（指定管理者）	斎場・墓園		
出資状況	基本財産	90,000 千円	
	市の出資金額及び基本財産に占める割合	60,000 千円	66.67%
	他の出資状況	30,000 千円	33.33%

(2) 公益性の判断

公が行うべき事業である理由	・し尿収集等事業、資源リサイクルセンター事業 廃棄物処理法で、一般廃棄物の収集運搬、処分や廃棄物の排出抑制については、市町村の責務であるとされている。 ・駅前広場等清掃事業 市条例で、不法看板等の撤去等、地域の良好な景観の形成のための施策の実施については、市の責務とされている。 ・下水道施設維持管理等事業 下水道法で、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理については、市町村が行うものとされている。 ・斎場、墓園管理運営事業 斎場、墓園の経営は、法的にも持続性、非営利性を求められており、特に斎場については、墓地埋葬法に基づく国の指導からも、市の直営か公益法人による経営が望ましいとされている。
市民ニーズ及びその把握方法	・し尿収集等事業 水洗化されていない世帯のし尿処理等を行っており、定期収集時に水洗化されていない世帯の把握を行っている。 ・駅前広場等清掃事業

	地域の良好な景観の形成を行っているが、市民ニーズの把握については特に実施していない。 ・資源リサイクルセンター事業 資源リサイクル、ごみの減量化に取り組んでおり、市民ニーズの把握については特に実施していない。 ・下水道施設維持管理等事業 市民の生命、財産を守る事業であり、市民ニーズの把握については特に実施していない。 ・斎場、墓園管理運営事業 公衆衛生の確保を目的とする事業であり、斎場については火葬件数の推移を分析することで、墓園については意見箱を設置して意見を収集することで、市民ニーズの把握を実施している。
類似の事業を行っている他団体	該当なし

(3) 財務情報

単位：千円

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度当初予算
損益計算書	営業収益	445,125	422,071	397,313	518,055
	営業費用	433,381	422,542	394,710	534,334
	営業利益	11,744	471	2,603	16,279
	営業外収益	5,967	17,711	20,414	17,871
	営業外費用	17,711	0	0	1,592
	経常利益	0	17,240	23,017	0
	当期純利益	0	17,240	23,017	0
	減価償却前当期純利益	17,833	33,591	37,629	0
貸借対照表	流動資産	20,799	59,441	38,202	-
	固定資産	522,599	488,536	473,924	-
	資産合計	543,398	547,977	512,126	-
	流動負債	20,799	42,200	15,185	-
	固定負債	372,297	309,237	246,178	-
	(うち有利子負債)	337,900	281,720	225,540	-

	基本金	90,000	90,000	90,000	-
	正味財産増加額 (減少額)	60,302	106,540	160,763	-
	正味財産合計	150,302	196,540	250,763	-

財務諸表については「公益法人会計基準」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事申し合わせ)公表以前の旧基準に、それぞれ準拠して作成している。したがって、損益計算書は、収支計算書を参考にして作成したものである。

損益計算書について

当期純利益については、平成19年度・平成20年度において若干の黒字となっている。ここ数年、当期純利益は増加傾向にあるが営業収益は減少傾向にあり、営業費用の削減効果等が表れたものと見られる。

営業収益について、平成20年度実績に比して平成21年度当初予算は増額設定されている(増額:120,742千円)。これは、平成21年4月より、斎場・墓園管理運営事業を開始したことによる。

貸借対照表について

平成21年度当初予算について、貸借対照表金額に関しては設定をしていない。

正味財産は年々増加しているが、かかる増加に伴う面以外に資産・負債の構成内容に大幅な変化はない。

(4) 市の関与状況

単位：千円

市の関与状況			平成 18 年 度	平 成 19 年度	平 成 20 年度	平 成 21 年度当初 予算
公 的 支 援	補助金	社 屋 建 設 償 還 金	49,131	49,216	48,265	46,843
	小 計		49,131	49,216	48,265	46,843
	合 計		49,131	49,216	48,265	46,843
指定管理料収入			0	0	0	149,919
その 他市	し尿収集 等事業	委託料収入	48,992	48,665	48,665	48,666

の委託料	駅前広場等清掃事業	委託料収入	109,965	86,979	66,695	46,391
	資源リサイクルセンター事業	委託料収入	110,312	110,590	110,590	112,360
	下水道施設維持管理等事業	委託料収入	67,110	70,499	71,187	70,624
	施設ごみ収集事業	委託料収入	34,897	31,975	29,910	22,919
	小計		371,276	348,708	327,047	300,960
公的支援+指定+その他(合計)			420,407	397,924	375,312	497,722
市の負担率(%)			94.45	94.28	94.46	96.08

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
損失補償契約に伴う債務残高		223,900	179,120	134,340
基本金		90,000	90,000	90,000
市の出資割合(%)		66.67	66.67	66.67
土地	使用の状況(有償・無償・減免中・他)	有償	有償	有償
建物		公社保有	公社保有	公社保有

(5) 役員及び職員の状況

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
役員	非常勤	市会議員	3 人	3 人	3 人
		その他	0 人	1 人	1 人
		合計	3 人	4 人	4 人
	市兼務		7 人	6 人	6 人
		合計人数	10 人	10 人	10 人
	平均在任期間(年)		-	-	-
	人件費総額(千円)		-	-	-

(注) 1 . 平均在任期間は常勤役員の平均在任期間をいう。当団体には、常勤役員はいない。

- ２．人件費総額は、報酬及び賞与である。ただし、全員が尼崎市職員と兼務しており、当公社としての人件費の発生はない。

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
職員	常勤	正規職員	39 人	39 人	37 人
		嘱託職員	0 人	0 人	2 人
		臨時職員	3 人	1 人	0 人
		市兼務	1 人	2 人	2 人
		合計人数	43 人	42 人	41 人
		平均在任期間（年）	17	18	18
		人件費総額（千円）	216,487	226,398	222,330

（注）１．平均在任期間は正規常勤職員の平均在任期間をいう。

２．人件費総額は、給与及び賞与である。

（６）事業別の状況

し尿収集等事業

廃棄物処理法で、一般廃棄物であるし尿の収集・運搬・処分等については、市町村の責務であるとされている。かかる責務を遂行すべく、水洗化されていない世帯のし尿の収集等を行う事業である。

近年インフラ整備は進み、し尿収集等を必要とする世帯は年々減少している。

事業の実績概況（年度毎のし尿収集等に関する実績）は以下のとおりである。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
対象世帯（世帯）	688	653	615
収集運搬台数（台）	1,236	1,126	1,003
収集運搬量（kl）	1,669.92	1,514.76	1,312.95

駅前広場等清掃事業

尼崎市条例で、不法看板等の撤去等、地域の良い景観の形成のための施策の実施については、市町村の責務であるとされている。かかる責務を遂行すべく、市内の主要駅（阪神尼崎駅、阪神出屋敷駅、JR 尼崎駅、

JR 立花駅，JR 猪名寺駅，阪急園田駅，阪急塚口駅，阪急武庫之荘駅）の駅前広場等を清掃する事業である。

事業の実績概況（年度毎の年間延べ収集回数等）は以下のとおりである。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
駅前広場（回）	1,854	1,852	1,856
地下歩道（回）	1,650	1,648	1,652
歩道（回）	104	104	103
不法看板等撤去量（t）	40.33	36.85	41.45

資源リサイクルセンター事業

廃棄物処理法で、一般廃棄物の収集運搬・処分や廃棄物の排出抑制については、市町村の責務であるとされている。かかる責務を遂行すべく、資源リサイクル・ごみの減量化に取り組む事業である。

事業の実績概況（年度ごとの各種ごみの搬送・転送業務実績等）は以下のとおりである。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
選別残渣搬送			
搬送台数（台）	1,872	1,972	2,047
搬送量（t）	3,076.67	3,089.86	3,069.09
破碎ごみ転送			
搬送台数（台）	3,703	3,503	4,088
搬送量（t）	6,751.70	6,167.53	6,011.98
汚水転送			
搬送台数（台）	230	297	374
搬送量（kl）	828.0	1,069.2	1,346.4
廃家電受入（個）	4,090	3,378	3,242

下水道施設維持管理等事業

下水道法で、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理については、市町村が行うものとされている。かかる責務を遂行すべく、市民の生命・財産を水害から守るために、ポンプ場等の維持操作・運転管理業務を実施する事業である。

事業の実績概況（年度ごとの維持操作・運転管理業務の対象としたポンプ場等）は以下のとおりである。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
対象先ポンプ場等	・大庄中継ポンプ場 ・又兵衛抽水場	・大庄中継ポンプ場 ・又兵衛抽水場	・大庄中継ポンプ場 ・又兵衛抽水場 ・臨海西部ポンプ場

斎場・墓園管理運営事業

斎場・墓園の経営は、法的にも永続性・非営利性を求められており、特に斎場については、墓地埋葬法に基づく国の指導からも、市の直営が公益法人による経営が望ましいとされている。かかる責務を遂行すべく、公衆衛生の確保に取り組む事業である。

平成 21 年 4 月より開始した事業であり、過去の実績概況はない。

（ 7 ）団体の総合所見

平成 20 年 12 月に定めた「財団法人尼崎市環境整備事業公社の今後のあり方について（市方針）」に基づき、現在、市が当団体へ委託している業務のうち、民間事業者でも代替可能な業務については、民間への移行を段階的に進めていく一方で、現行の市の直営業務のうち、当団体で実施することがふさわしい、より公益性の高い業務を当団体に移行できるよう、業務整理を行っていく中で、「公益財団法人」への移行を目指している。

法令や技術的な要因等から市が直接実施しなければならない業務を除いて、当団体の設立趣旨に合った、公共性の確保が強く求められる業務を行うことにより、当団体は、民間事業者に安定的に委ねることができない行政の分野の補完・代替機能を果たしている。また、公社職員の方が市職員よりも人件費が低いことなどから、公共性を確保しながら、より効率的な事業の実施が可能である。

しかしながら、市や民間事業者が現在行っていない独自の業務で、当団体にふさわしい新たな業務の実施について検討を行っているが、現時点では具体的なものはない。

当団体の平成 20 年度末時点の財政状態については、資産のなかの退職

給付引当預金の積立てができていない状況にあり、また、希望退職に係る退職手当資金の尼崎市環境基金からの借入れや、社屋建設資金としての三井住友銀行からの借入れについても、市と三井住友銀行との間に損失補償の協定がなされており、返済に係る原資については、市から補助金として全額負担している。

まずは、早急に収支改善の取組みを行う中で、単年度の収支不足を解消することは当然のこと、生じた収支差額を退職給付引当預金に積み立てていくことが、当団体の財務基盤の確立に不可欠である。

(8) 監査の結果及び意見

平成 20 年度財務諸表につき、旧の「公益法人会計基準」に準拠して作成されていることについて＜意見＞

当団体は、平成 19 年 1 月に市より公表された「外郭団体の統廃合及び経営改善について - 外郭団体の自立経営に向けた市の取組方針 - 」においては、統廃合の対象団体であった。しかしその後、平成 20 年 12 月に定められた「財団法人尼崎市環境整備事業公社の今後のあり方について（市方針）」において、公益性の高い業務を行いながら存続する方向性が明らかとなった。したがって、現状は特例民法法人であるが、平成 25 年 11 月 30 日までには公益財団法人へ移行するのであれば公益認定を受けなければならない。

しかしながら、平成 20 年度財務諸表については「公益法人会計基準」（平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事申し合わせ）公表以前の旧基準に準拠して作成されている状況であり、公益認定を受ける準備において立ち遅れていると言わざるを得ない。

これまで、平成 16 年度と平成 20 年度の 2 度に亘って「公益法人会計基準」が改定されているものの、そのフォローアップはなされて来なかったようであるが、公益財団法人へ移行するための公益認定を受けるためには、少なくともその第一ステップとして、平成 21 年度以降の財務諸表につき、最新の「公益法人会計基準」に準拠して作成する必要がある。

中期経営計画が作成されていないことについて＜意見＞

中期経営計画（一般的には概ね 3 年）の作成がなされていない。中期経営計画は、経営を遂行していく中でのマイルストーンないし羅針盤としての役割を果たすものである。また、年々の業績・実績を中期経営計画と対

比することで、業績評価が可能となる。今後、公益認定を受けるという方向性においても、中期経営計画の作成は必要である。

なお、平成 21 年度を含め毎年度、予測貸借対照表の作成がなされていないが、中期経営計画において予測貸借対照表の作成もなされることが望ましいと考える。予測貸借対照表は、財政状態を資産負債の対比（ストックの面）から予測する財務書類であり、財政状態の計画を写像する上で重要な財務書類だからである。

「尼崎市立弥生ヶ丘斎場」における葬儀式場の有効活用の必要性について＜意見＞

「尼崎市立弥生ヶ丘斎場」（尼崎市弥生ヶ丘 1 番 1 号）には、葬儀式場が 1 部屋あり、価格については以下のとおりである。エアコン完備、パイプ椅子数十脚とマイク・演台も備え付けられている。

区分	市内	市外
2 時間まで	5,200 円	10,400 円
延長 2 時間まで 1 時間につき	1,000 円	2,000 円

しかしながら、利用は年間約 3 回程度しかなく概ね遊休している状態であり、まさに「もったいない」と言わざるを得ない状況である。せっかくの設備であるから、利用率を高めるべく有効活用の方法がないか検討する必要がある。

4 財団法人尼崎市総合文化センター

(1) 事業概要

所管部署	環境市民局　　ちかまつ・文化・まち情報課		
設立年月日	昭和 4 8 年 4 月 1 日		
設立目的	尼崎市民の文化の向上に寄与することを目的とする。		
主な事業内容	文化事業：良質の芸術文化を低廉な料金で鑑賞、体験できる機会を提供する。　美術展事業、　友の会事業、ホール事業（大・中・ミニ）　文化振興事業に区分される。 附帯事業：一般宴会事業 貸館事業：尼崎市民に芸術・文化などの発表及び会議する場所を低廉な料金で提供する。会議室、美術ホール、大・中・ミニホールなどである。 団体育成事業：尼崎市内の音楽活動を活性化させる。音楽団体 5 団体及び尼崎芸術文化協会 コミュニティエフエム放送事業：行政情報や文化・生活情報をリアルタイムに市民に提供し、地域の活性化に寄与する。（平成 2 1 年度から）		
出捐状況	指定正味財産	204,712 千円	
	市の指定正味財産に占める割合	198,800 千円	97.1%
	他の出資状況	5,912 千円	2.9%

(2) 公益性の判断

公が行うべき事業である理由	文化行政サービス及び行政事務に係る市の代替え、機能の強化を図る団体として、財団の機敏性、柔軟性を活かす中で、市における文化振興の推進機能の核として位置付けている。これまで培ってきた文化や芸術に関するノウハウを活かした事業展開が可能である。
市民ニーズ及びその把握方法	来館者によるアンケート集計を基に、文化事業は、良質な芸術文化を低廉な料金で鑑賞できる機会の希望、貸館事業は、利用者の利便性を考慮した施設提供の希望などを把握している。
類似の事業を行っている他団体	文化事業では兵庫県立芸術文化センター、兵庫県立尼崎青少年創造劇場など 貸館事業では尼崎中小企業センターなど 宴会事業では、ホテルニューアルカイック

総合文化センターの内容等

所有	内容	開館	備考
(財)尼崎市総合文化センター	挙式、会議室、宴会室、美術ホール(4階・5階) 文化教室	S50/1	文化棟
	アルカニックホール、アルカニックホール・ミニ	S57/7	ホール棟
	専用(立体)駐車場	H2/6	専用駐車場
	アルカニックホール・オクト	H5/11	中ホール
	ギャラリーアルカニック(美術ホール・2階)	H13/10	ホール棟内

総合文化センターは、公の施設として地方公共団体が所有する形態が多い中で、市は財団法人が建物を所有し、市が土地を提供するものである。

総合文化センター建設等の詳細

昭和41年	6月 1日	建設準備委員協議会設置
昭和44年	2月 25日	答申(総合文化センター建設に関する報告書)
昭和46年	2月～12月	基本設計実施
昭和47年	10月 15日	総合文化センター建設準備室設置
	11月 20日	実施設計実施
昭和48年	3月 31日	財団法人尼崎市総合文化センター設立許可
	4月 1日	財団法人尼崎市総合文化センター事務局設置
	7月 6日	文化棟着工
昭和49年	11月 25日	文化棟竣工
昭和50年	1月 10日	文化等開館
昭和55年	4月 1日	ホール棟着工
昭和57年	2月 28日	ホール棟竣工
	7月 10日	ホール棟開館
平成元年	9月 14日	立体駐車場着工
平成2年	5月 31日	立体駐車場竣工
	6月 1日	立体駐車場供用開始
平成3年	6月 1日	中ホール着工
平成5年	9月 30日	中ホール竣工
	11月 10日	中ホール供用開始
平成7年	1月 10日	シドニーオペラハウスと友好ホール提携締結
平成13年	3月 31日	挙式の自主事業を廃止
平成15年	4月 1日	13の文化振興事業を尼崎市から移管
平成17年	4月 1日	事務所統合
平成20年	4月 1日	3の文化振興事業を尼崎市から移管

(3) 財務情報 (総括表)

単位：千円

		平成 18 年度	平成 19 年度
収 支 計 算 書	収入の部		
	事業収入	465,211	527,530
	補助金等収入	828,204	796,061
	その他収入	64,418	54,391
	収入合計	1,357,833	1,377,982
	支出の部		
	事業費	177,287	234,942
	管理費	808,977	823,666
	その他	371,436	318,088
	支出合計	1,357,700	1,376,696
	当期収支差額	133	1,286
貸 借 対 照 表	流動資産	173,482	157,922
	固定資産	5,240,916	4,972,622
	資産合計	5,414,398	5,130,544
	流動負債	137,537	120,691
	固定負債	4,927,906	4,653,100
	(うち有利子負債)	4,894,514	4,625,352
	正味財産	348,955	356,753

平成 18 年度と平成 19 年度は公益法人会計基準 (昭和 60 年基準) により作成している。

		平成 20 年度	平成 21 年度当初予算
収 支 計 算 書	事業活動収入の部		
	事業収入	477,384	545,735
	補助金等収入	1,070,372	1,088,412
	その他収入	9,827	19,922
	事業活動収入計	1,557,583	1,654,069
	事業活動支出の部		
	事業費	210,753	269,603
	管理費	832,389	843,096
	事業活動支出計	1,043,142	1,112,699
	事業活動収支差額	514,440	541,370
	投資活動収入	102,366	60,411
	投資活動支出	89,559	83,055
	投資活動収支差額	12,807	22,644
	財務活動収入	0	0
	財務活動支出	532,529	514,730

	財務活動収支差額	532,529	514,730
	予備費支出	—	35,000
	当期収支差額	5,281	31,004
貸借対照表	流動資産	181,768	—
	固定資産	4,706,515	—
	資産合計	4,888,283	—
	流動負債	149,819	—
	固定負債	4,114,927	—
	(うち有利子負債)	4,092,822	—
	正味財産	623,537	—

有利子負債明細表

(単位：千円)

ホール棟	692,750
中ホール	2,616,336
駐車場	152,042
その他	631,694
合計	4,092,822

平成20年度から、公益法人会計基準（平成16年基準）により作成している。同事業年度の会計単位別の正味財産増減計算書は次のとおりである。

平成20年度		一般会計	特別会計	合計
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部			
	経常収益	8,768	1,554,458	1,563,226
	事業収益	0	477,384	477,384
	受取補助金等	7,338	1,063,034	1,070,372
	その他	1,430	14,040	15,470
	経常費用	7,481	1,288,961	1,296,442
	事業費	7,481	203,273	210,754
	管理費	0	1,085,688	1,085,688
	当期経常増減額	1,287	265,497	266,784
	当期一般正味財産増減額	1,287	265,497	266,784
	一般正味財産期首残高	14,893	137,148	152,041
	一般正味財産期末残高	16,180	402,645	418,825
	指定正味財産増減の部			
	当期指定正味財産増減額			
	指定正味財産期首残高	204,712	0	204,712
	指定正味財産期末残高	204,712	0	204,712
	正味財産期末残高	220,892	402,645	623,537

民法第34条を設立根拠とする社団及び財団法人（以下「公益法人」という。）の会計基準は、昭和60年基準（いわゆる旧基準）の資金ベースの収支計算中心の考え方から、平成16年改正基準（いわゆる新基準）の発生ベースの損益計算中心の考え方に改正されている。新基準は平成18年度から速やかに実施するものとされており、その適用時期に当たっては、公益法人間で様々である。

総合文化センターは平成20年度から新基準を適用しているために、市から将来支給される補助金で取得している建物等の会計処理を平成19年度以前の直接圧縮記帳処理から、減価償却費を計上し市からの補助金を申告減算する処理に変更している。

年度	20	19
圧縮記帳処理	申告減算	経常外費用
減価償却費	経常費用・管理費で計上	なし

準拠する会計基準の変更（昭和60年基準から平成16年基準へ）に合わせ圧縮記帳処理の扱いが変更されており、19年度以前と20年度以降の正味財産増減計算書（損益計算書）を単純に比較することは困難である。

貸借対照表の建物勘定を見ると、経過年数から考えて未償却割合（簿価/取得価額）が理解しにくい状況にある。包括外部監査人が建物勘定の表示を組み替えると次のようになる。

（単位：千円）

科目		平成20年度貸借対照表の組替	未償却割合	平成20年度貸借対照表	未償却割合
建物	取得価額	10,699,492	100%	4,130,253	100%
	圧縮記帳額	6,569,239		0	
	償却累計	265,657		265,657	
	簿価	3,864,596	36.1%	3,864,596	93.6%

（４）市の関与状況

単位：千円

市の関与状況			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年 度	平成 21 年 度当初予 算
公的 支援	補助金	管理運営	413,843	404,812	410,043	393,456
		償還金	388,736	371,394	628,037	595,896
		文化振興事業費	19,795	19,856	32,292	45,815

		施設整備	—	—	—	41,833
		エフエム放送	—	—	—	11,412
	小計		822,374	796,062	1,070,372	1,088,412
	出資金、低利貸付等に伴う機会費用		94,155	93,956	94,254	94,254
	合計		916,529	890,018	1,164,626	1,182,666
委託料	戦没者追悼式	委託料収入	1,800	1,800	1,800	1,800
		徴収利用料金	—	—	—	—
	小計		1,800	1,800	1,800	1,800
公的支援+指定+その他(合計)			918,329	891,818	1,166,426	1,184,466
市の負担率(%)			63.2	60.6	70.6	67.7

(注) 出資金、低利貸付等に伴う機会費用は、出資金、低利貸付金の年度末残高に各年度末の長期プライムレートを乗じている。また、市の負担率については、公的支援のうち収入に計上されていないものを分母に含めて算出している。税の減免は、償却資産税の減免額であり、固定資産税は平成16年度から通常の税額を納付している。

単位：千円

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
損失補償契約に伴う債務残高		4,894,515	4,625,353	4,092,823
指定正味財産		204,712	204,712	204,712
市の出資割合(%)		97.1	97.1	97.1
土地	使用の状況(有償・無償・減免中・他)	無償貸付	無償貸付	無償貸付
建物		財団所有	財団所有	財団所有

なお、建物に担保権は設定されていない。

(5) 役員及び職員の状況

			平成18年度	平成19年度	平成20年度
役員	常勤	市OB	1人	1人	1人
		市会議員	4人	4人	4人
	非常勤	その他	5人	5人	5人
		小計	9人	9人	9人
	市兼務		5人	5人	5人

	合計人数	15人	15人	15人
	平均在任期間 (年)	3	3	3
	人件費総額(千円)	3,353	2,876	2,876

- (注) 1. 平均在任期間は常勤役員の平均在任期間をいう。
2. 人件費総額は、報酬及び賞与である。
3. 平成21年度から常務理事に外部有識者(大学教授)を任命している

			平成18年度	平成19年度	平成20年度
職員	常勤	正規職員	34人	33人	33人
		嘱託職員	6人	4人	5人
		臨時職員	—	—	2人
		市兼務	1人	1人	2人
		合計	41人	38人	42人
	平均在任期間 (年)		19.3	20.3	21.4
	人件費総額(千円)		228,129	231,245	229,862

- (注) 1. 平均在任期間は正規常勤職員の平均在任期間をいう。
2. 人件費総額は、給与及び賞与である。

(6) 事業別の状況

特別会計の収支計算書

単位：千円

年度		18	19	20
事業活動収入				
美術展事業	収入	6,465	4,960	7,454
	事業費支出	21,045	18,679	28,656
差引		14,580	13,719	21,202
友の会事業	収入	62,572	59,042	56,968
	事業費支出	35,062	33,073	33,231

	差引	27,510	25,969	23,736
ホール事業	収入	36,992	81,032	55,879
	事業費支出	39,031	88,470	60,945
	差引	2,039	7,438	5,066
付帯事業	収入	86,821	101,248	94,178
	事業費支出	74,670	87,236	80,441
	差引	12,151	14,012	13,737
施設収入	収入	272,362	281,248	262,907
	事業費支出	0	0	0
	差引	272,362	281,248	262,907
補助金収入		527,706	524,162	535,106
特定資産運用収入				4,358
雑収入		5,298	5,043	4,038
	収益合計	828,408	829,277	817,615
管理費支出		808,977	823,666	832,389
	事業活動収支差額	19,431	5,611	14,774

補助金収入は、元本償還金補助金を除いている。

特別会計の状況は、以上のとおりである。事業活動収支差額に各年ばらつきがあるが、市からの補助金約5億2千万円に大きく依存している状況である。

(7) 団体の総合所見

財団法人尼崎市総合文化センターは、尼崎市からの文化事業の移管を含め、市の行政と一体の活動を行っている。また、建物等建設のための借入金 は全額市の損失補償を受けている。借入金償還及び期中の支払利息については補助金交付の措置がされている。

借入金償還等も市の財政事情を色濃く反映し、ホール棟の借入金につい

て平成 9 年度に返済猶予を行い（それにより補助金は減額になり）多額の未償還額を残し現在に至っている。

近隣の競合団体は、貸館事業では兵庫県立芸術文化センター、兵庫県立尼崎青少年創造劇場、貸室では尼崎市中心企業センターなどがある。

大規模文化ホールが文化都市尼崎市にとって必要であることは十分理解できる。しかし、建物の維持・耐用年数の伸長のための修繕費も捻出できず、多額の借入金残高が市の財政を圧迫する現状から、当該文化施設が市にとって適正規模であったかどうか疑わしいものである。

ホール棟屋上の漏水が指摘されるなど、設置から約 27 年（文化棟は約 34 年）経過し経年劣化が危惧されるなか、後世に残すべく重要な尼崎市市民の財産の一つであることには間違いないので、改修については市を挙げてのバックアップ体制が必要である。

（ 8 ） 監査の結果及び意見

設備更新計画＜意見＞

総合文化センター改修計画は施設と舞台に区分し計画されているが、平成 21 年度予算を見ても改修計画が反映されていない。

施設改修計画
平成 20 年度末、5 年以内改修分 （単位：千円）

（施設）	計画	完了分
文化棟	45,074	3,378
ホール棟	264,368	333
中ホール	未査定	0
駐車場	未査定	0
小計	309,442	3,711

（舞台）	計画	完了分
ホール棟	500,359	4,720
中ホール	346,954	0
ミニホール	24,817	0
小計	872,130	4,720

合計	1,181,572	8,431
----	-----------	-------

施設設備改修計画は、資産の劣化を最小限に食い止め、後世に文化施設を継承するためには不可欠であり、必要最小限かつ実行可能なものを立案し、当該改修計画は市全体を挙げて全力で取り組むべきものである。

貸室事業の効率性について＜意見＞

文化棟の 7 階貸室は低利用のままである（平成 20 年度稼働率 30 .

9%)。国道2号線南向かい側に市の中小企業センターがあるが、そちらも稼働率は30%程度である。近隣の貸会議室の需給バランスが崩れ、供給オーバーになっている。貸室のニーズは、競合する中小企業センターで吸収し、総合文化センターの7階スペースは用途変更等し、有効利用を模索するべきである。

9階の廃止した挙式事業スペースの効率性について<意見>

挙式事業は平成12年度に廃止を宣言し、以後は挙式事業者との賃貸契約に変更している。現在では、当該スペースを貸与している業者が行っている挙式事業は、東側に隣接するホテルニューアルカイク(近鉄ホテルグループ)が競合先になっている。衣装室は定額賃料(月額約16万円)であるが、その他のスペースは使用に応じて料金を徴収している。賃借人からの報告によると、平成20年度挙式件数は25件にすぎない。

9階スペースは実質遊休資産になっている。大幅改造による用途変更等の有効活用を考えるべきである。

退職給付会計について<結果>

公益法人会計基準(公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合わせ、平成16年改正)では、発生主義会計のもと引当金の計上が求められる。退職給付引当金についても計上が強制される(公益法人会計における退職給与引当金について、昭和61年、日本公認会計士協会)。現在の総合文化センターが採用する会計基準は、法人税法で認められるいわゆる無税引当額に限定している。事業年度の財政状態を適正に表示するため、退職給付引当金の全額計上(簡便法による要支給額の100%計上)が必要である。

平成20年度は次の計算式で求められる。

退職給付債務	256,759	(千円)
特定退職金共済制度積立金	<u>29,752</u>	
差引 要計上額	227,007	
退職給付引当金計上額	<u>16,931</u>	
差引 引当金計上不足額	<u>210,076</u>	

退職金支払基金<意見>

退職金支払のための特定預金を退職給付引当金と同額で留保することは

会計的に強制されるものではない。しかし、財政的には同引当金と同額程度の金額を積み立てることが望ましい。

財務諸表の注記＜意見＞

退職給付引当金の会計処理の方法を財務諸表に対する注記・重要な会計方針として明瞭に開示する必要がある。

法人税法上の繰越欠損金について＜意見＞

平成20年度に直接圧縮記帳処理の方法から減価償却費計上処理に変更し、従来の直接圧縮記帳額を申告減算することにより、法人税申告書上では、今後毎年多額の繰越欠損金が発生する。税務上の青色繰越欠損金は最長7年しか繰越せないことから、7年以内に消化するタックスプランニングが必要になる。

5 社団法人 尼崎人権啓発協会

(1) 事業概要

所管部署	協働推進局 人権課		
設立年月日	昭和 57 年 7 月 1 日		
設立目的	尼崎市民に人権問題の啓発を推進し、同和問題をはじめとする人権問題に対する正しい認識と深い理解を広げ、人権問題の解決に寄与する。		
主な事業内容	人権問題に関する啓発事業、研修、調査、研究		
管理施設（指定管理者）	—		
出資状況	正味財産	27,382 千円	
	市の出資金額及び正味財産に占める割合	社団法人のため出資金はない	—%
	他の出資状況	同上	—%

(2) 公益性の判断

公が行うべき事業である理由	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に、人権啓発事業を行うことは、地方公共団体の責務であると規定されているため。
市民ニーズ及びその把握方法	人権課がほぼ 5 年ごとに人権についての市民意識調査を行っている。 協会においても上映会ごとにアンケート調査を行っている。
類似の事業を行っている他団体	尼崎市人権・同和教育研究協議会 企業人権・同和教育合同研究会

(3) 財務情報

(単位：千円)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 予算現額
損益計算書	経常収益	61,767	61,580	59,334	55,597
	経常費用	61,591	63,507	60,478	64,012
	経常増減額	176	1,927	1,144	8,415
	経常外収益	-	-	-	-
	経常外費用	-	-	11,570	-
	一般正味財産増減額	176	1,927	12,714	8,415
	法人税等	328	348	381	
	減価償却前当期純利益	2,113	641	12,058	7,970

貸借対照表	流動資産	16,135	14,659	13,882	7,882
	固定資産	47,391	48,135	48,972	33,249
	資産合計	63,526	62,795	62,854	41,131
	流動負債	653	624	636	650
	固定負債	20,850	22,075	34,836	12,668
	(うち有利子負債)	-	-	-	-
	正味財産	42,023	40,095	27,382	27,813
	負債及び正味財産合計	63,526	62,795	62,854	41,131

損益計算書については、一般会計と特別会計を合算した数値を記載している。平成 20 年度に発生した経常外費用はプロパー職員が退職したことによる退職給付引当費用である。

貸借対照表については、一般会計と特別会計を合算した数値を記載している。

(4) 市の関与状況

(単位：千円)

市の関与状況			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度予算 現額
公的支援	補助金	市民啓発事業	2,222	2,177	1,736	2,338
		地域啓発事業	17,253	16,854	17,572	16,970
		事務費	1,683	1,681	1,540	1,463
		人件費	23,570	24,016	22,180	17,840
	小計		44,728	44,728	43,028	38,611
	出資金、低利貸付等に伴う 機会費用		1,006	1,006	1,006	1,006
	小計		1,006	1,006	1,006	1,006
合計			45,734	45,734	44,034	39,617
その他の委託料	人権問題市民啓発映画 上映業務		2,713	2,713	2,713	2,577
	水堂総合センター分館 清掃業務委託		4,210	4,210	4,210	4,210
	今北東公園ほか 24 箇所 保護育成業務委託		5,817	5,619	5,523	-
	小計		12,740	12,542	12,446	6,787
公的支援+指定+その他(合計)			58,474	58,276	56,480	46,404
市の負担率（％）			93.15%	93.11%	93.60%	81.98%

市の負担率については、公的支援のうち収入に計上されていないものを分母に含めて算出している。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
土地	使用の状況(有償・無償・減免中・他)	-	-	-
建物		減免	減免	減免

市役所建物 68.9²m²を無償で借りている。減免額は年間 1,006 千円である。減免額は市の関与状況の低利貸付に伴う機会費用に含めている。

(5) 役員及び職員の状況

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
役員	常勤	その他	1 人	1 人	1 人
		合計	1 人	1 人	1 人
	非常勤	市会議員	2 人	2 人	2 人
		その他	17 人	17 人	17 人
		合計	19 人	19 人	19 人
		合計人数	20 人	20 人	20 人
		平均在任期間(年)	3 年	4 年	5 年
		人件費総額(千円)	3,748	3,699	3,790

(注) 1 . 平均在任期間は常勤役員の平均在任期間をいう。

2 . 人件費総額は、報酬及び賞与である。

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
職員	常勤	正規職員	5 人	5 人	5 人
		合計	5 人	5 人	5 人
		合計人数	5 人	5 人	5 人
		平均在任期間(年)	16	17	18
		人件費総額(千円)	21,081	21,479	21,615

(注) 1 . 平均在任期間は正規常勤職員の平均在任期間をいう。

2 . 人件費総額は、給与及び賞与である。

職員給与体系は一般会計の 3 人は尼崎市に準じているが、特別会計の 2 人は別体系である。

(6) 事業別の状況

会員数の状況

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
正会員	個人(人)	996	936	790
	団体(数)	152	158	155
	会費(千円)	2,715	2,703	2,498
賛助会員	個人(人)	138	113	91
	団体(数)	11	11	7
	会費(千円)	276	246	179
個人計(人)		1,134	1,049	881
団体計(数)		163	169	162
収入計(千円)		2,991	2,949	2,677

「人権」とは、「人間の尊厳」に基づいてすべての人が生まれながらにして持っているかけがいのない権利で、人間が人間らしく生きていくために欠かすことのできないものであり、行政が市民、事業者と一体となって、社会全体で取り組むことが重要である。

当団体は日本固有の人権問題である同和問題をはじめとする人権問題の解決に寄与することを目的に、人権問題の啓発を推進しているが、会員の状況を見ると個人では高齢化が進み若い人の加入率は少なく、法人については不況や倒産の影響を受け会員数は年々減少している。

啓発映画上映業務

人権問題市民啓発映画選定委員会を年2回開催し、人権問題について考えられる映画を選定して市民、行政、企業を対象にビデオやプロジェクター等の貸出しを行うほか大規模な映画会を行っている。収支や視聴者の状況は次のとおりである。なお、人件費については、当法人全体で別途補助金が出されている。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 予算現額
委託料収入	2,713	2,713	2,713	2,577
事業費(人件費 除く)	2,592	2,050	1,801	2,501
収支差額	121	663	912	76

(視聴覚教材を使った啓発事業)				
上映回数	147 回	159 回	181 回	
視聴者数	7,834 人	7,526 人	7,574 人	
(うちハートフル・シネマ in あまがさき / 大規模人権啓発映画会)				
上映回数	45 回	45 回	45 回	
視聴者数	2,611 人	2,245 人	1,958 人	

上映後は、アンケートを実施している。

市民啓発事業

市民啓発事業は市からの補助金を受けて行われている。収支の内訳は下記のとおりである。なお、人件費については当法人全体で別途補助金が出されている。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 予算現額
補助金	2,222	2,177	1,736	2,338
事業費(人件 費除く)	3,657	3,240	2,516	2,938
収支差額	1,435	1,063	780	600

同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題の解決に向けた教育、啓発を行うことを目的とし、啓発広報車により街頭キャンペーンや地域巡回、各種講演会や研修会の開催、図書の販売、尼崎市民まつりへの参加等を行っている。各地区の人権教育啓発促進委員会が行う啓発事業に協賛している。

地域啓発事業

地域啓発事業は市が建設した 6 ヲ所の総合センターと園田東会館を同和問題をはじめとする人権問題解決の拠点として行われている。収支の状況は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 予算現額
補助金収入	17,253	16,854	17,572	16,970
事業費	17,819	20,458	18,672	18,100
収支差額	566	3,604	1,100	1,130

6 カ所の総合センターと園田東会館にある任意団体である各地域人権教育啓発促進委員会は、当法人と連携して、地域交流事業(夏まつり、文化祭)等地域の人権啓発事業を行っているが、当団体と各地域人権教育啓発促進委員会との間には、経費の負担について書面は取り交わされていない。

6 ケ所の総合センターと園田東会館の現状は次のとおりである

委員会等	使用許可施設	使用許可面積
いくしま人権協会	上ノ島総合センター	23.1 m ²
小田北地域人権教育啓発促進委員会	神崎総合センター	20.57 m ²
水堂地域人権教育啓発促進委員会	水堂総合センター	12.71 m ²
今北・堂松南地域人権教育啓発促進委員会	今北総合センター	20.00 m ²
南武庫之荘地域人権教育啓発促進委員会	南武庫之荘総合センター	32.63 m ²
塚口地域人権教育啓発促進委員会	塚口総合センター	17.02 m ²
戸ノ内地域人権教育啓発促進委員会	園田東会館	23.44 m ²

6 カ所の総合センターと園田東会館は市の行政財産であるが、使用料を免除して、上記の任意団体に使用させている。

事業費の内訳は、各地域人権教育啓発促進委員会が使ったリース代、車輛維持費、消耗品費、諸謝金等を必要経費に計上している。

当団体と連携して人権啓発事業に取り組んでいるものであるが、書面により事業に係る経費の負担についての取り決めがないので、経費負担についての関係を明確にさせる必要がある。

公共施設清掃事業

旧水堂青少年会館の清掃業務並びに 25 ケ所の公園等の清掃を含む保護育成業務を市より受託している。収支の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 予算現額
施設清掃受託費	4,210	4,210	4,210	4,210

公園保護育成業務	5,817	5,619	5,523	—
委託料収入計	10,027	9,830	9,733	4,210
事業費計	10,145	9,136	9,174	4,278
収支差額	118	694	559	68

当団体の定款では、「公益事業に支障のない限り、その収益を公益事業に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。」と規定している。清掃事業等は特別会計で処理され、収益を一般会計に繰り入れている。なお、公園保護育成業務は平成 21 年度からは契約先が変更され、現在は社団法人尼崎市シルバー人材センターへの委託と地域住民団体への委託で行われるようになった。

法人税、住民税及び事業税が支出時に租税公課として事業費に計上され、前期所得に対する税金が委託費を算出する計算の根拠に含まれている。

(7) 団体の総合所見

日本固有の人権問題である同和問題については、昭和 44 年に時限法として「同和対策事業特別措置法」が制定・施行された。その内容は、生活環境の改善、職業の安定、人権擁護活動の強化を図ることによって、地域住民の社会的、経済的地位の向上など、地方公共団体にも国の施策に準じて必要な措置を講ずることを求めていた。その後、この問題の最終法として昭和 62 年に 5 年間の時限法として「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が施行され、延長されたが平成 14 年 3 月にこれらの法律は終了し、同和問題は一般法の中で取り組まれることとなった。

平成 19 年に市が行った人権についての市民意識調査による「関心を持っている日本社会の人権にかかわる問題」のアンケートの結果、関心の高い順位は次のようになっている。

1 位 障害者やその家族 2 位 高齢者 3 位 インターネットによる人権侵害 4 位 子供(虐待含む) 5 位 女性 6 位 プライバシーをめぐる問題 7 位 犯罪被害者とその家族 8 位 同和地区の人々

当団体は、市から補助金を受け、人権啓発事業を行っている団体であるが、同和問題をはじめとして新たなアプローチによる人権問題への取組が少ないように思える。

人権啓発の成果は心の問題であり、効果が測りにくい面もあるが、現代のような不安定要素が高い時代には、人々の生活にセーフティーネットを引いて行くためにもこの問題は強化して取り組む必要がある。

(8) 監査の結果及び意見

新しい人権問題への取組について<意見>

現代は格差が広がり、人々の心に不安定要素が高い時代である。当法人はあらゆる人権問題の解決に寄与する目的で設立された団体であるので、市が行ったアンケートの結果などを踏まえ、新たなアプローチにより人権問題へ取組んでいく必要がある。

地域啓発事業について<意見>

各地域で長年任意団体である人権教育啓発促進委員会と連携して地域啓発事業を行っているが、当該業務に関する経費の負担について書面の取り決めがないので、負担の関係を明確にする必要がある。

類似の人権啓発団体について<意見>

市は類似の人権啓発団体にも委託料を出している。それらは、尼崎市人権・同和教育研究協議会(学校・社会教育中心)と企業人権・同和教育合同研究会(事業者中心)である。財政硬直化のおり人権問題を連携して行えるような効率的な組織体制の見直しも必要と思慮する。

特別会計の委託費の積算について<意見>

当団体では支払う法人税、住民税及び事業税を租税公課で処理し、事業費支出に含まれ、旧水堂青少年会館の清掃業務や公園保護育成業務の委託費算出の根拠となっていた。

公益法人会計基準では、経常外増減額の後的一般正味財産増減の部に事業費支出に含めず発生主義で計上することが原則となっているため、適正な処理を行うべきである。

6 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団

(1) 事業概要

所管部署	健康福祉局 総務課		
設立年月日	昭和 59 年 4 月 1 日		
設立目的	市の財政硬直化の状況のもと、長期的な都市経営の視点に立った柔軟な行政運営への体質改善を図る一方、利用者の視点に立った処遇充実の方向とを調和させる観点から、民間人の持つ能力と豊富な経験及びその熱意を活用することにより、今まで以上に施設利用者に密着したより高度で専門的な施設運営体制を確立する方法として社会福祉事業団を設立した。		
主な事業内容	・ 第一種社会福祉事業（母子生活支援施設、児童養護施設、肢体不自由児通園施設、養護老人ホーム、知的障害児通園施設） ・ 第二種社会福祉事業（身体障害者福祉センター、相談支援事業、身体障害者デイサービスセンター）		
管理施設（指定管理者）	尼崎市立身体障害者福祉センター 児童養護施設尼崎市尼崎学園 肢体不自由児通園施設尼崎市立たじかの園 尼崎市立身体障害者デイサービスセンター 知的障害児通園施設尼崎市立あこや学園		
出資状況	基本金	10,000 千円	
	市の出資金額及び基本金に占める割合	10,000 千円	100%
	他の出資状況	—	—%

(2) 公益性の判断

公が行うべき事業である理由	第一種社会福祉事業は支援が必要な人を入居させて生活の拠点となる等利用者への保護の必要性が高い事業であり、国・地方公共団体または社会福祉法人が経営を行うことが原則とされている。
市民ニーズ及びその把握方法	第一種社会福祉事業は、措置等により市民が利用している施設であり、直接的なニーズをとらえた判断は難しい。第2種社会福祉事業の2施設については、利用者へのアンケート調査や利用実績を参考にしている。

類似の事業を行っている他団体	近畿圏内においては、当団体を含め 21 事業団がある。(近隣では、兵庫県社会福祉事業団、西宮市社会福祉事業団、伊丹市社会福祉事業団、川西市社会福祉事業団など)
----------------	---

(3) 財務情報

(単位：千円)

		平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度 当 初 予 算
損 益 計 算 書	事業活動収入	805,452	841,635	862,758	839,293
	事業活動支出	755,182	781,592	819,620	839,793
	事業活動収支差額	50,269	60,043	43,138	500
	事業活動外収入	56	585	1,154	-
	事業活動外支出	-	-	-	-
	経常収支差額	50,326	60,628	44,292	-
	特別収入	0	165	1,210	-
	特別支出	63	1,444	1,018	-
	当期活動収支差額	50,262	59,348	44,484	-
	減価償却前当期純 利益	52,335	61,417	48,491	-
貸 借 対 照 表	流動資産	241,287	296,155	349,360	-
	固定資産	20,929	23,746	22,902	-
	資産合計	262,216	319,901	372,262	-
	流動負債	35,828	34,165	42,043	-
	固定負債	0	0	0	-
	(うち有利子負債)	0	0	0	-
	基本金	10,000	10,000	10,000	-
	その他の積立金	32,837	32,837	32,837	-
	次期繰越活動 収支差額	183,551	242,899	287,382	-
	純資産合計	226,388	285,736	330,219	-

損益計算書については、施設ごとに作成された事業活動収支計算書の数値を合算して計上し、経理区分間繰入金収入、支出については相殺して記載している。

貸借対照表については、施設ごとに作成された数値を合算して記載している。

(4) 市の関与状況

(単位：千円)

市の関与状況		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度当初 予算
公 的 支 援	出資金、低利貸付等に伴う 機会費用	220	210	225	190
	小計	220	210	225	190
	合計	220	210	225	190
措置費収入		-	-	-	179,109
指定管理料収入		786,999	787,239	812,462	599,627
そ の 他 市 の 委 託 料	子育て家庭ショートス テイ事業	44	305	-	-
	手話通訳者養成事業	-	-	590	304
	障害児地域療育等支援	-	-	-	7,432
	障害者相談支援事業	-	14,812	12,812	12,812
	小計	44	15,117	13,402	20,548
公的支援+指定+その他(合計)		787,263	802,566	826,089	799,474
市の負担率(%)		97.72%	95.33%	95.72%	95.23%

出資金に伴う機会費用は、出資金の年度末残高に各年度末の長期プライムレートを乗じている。また、市の負担率については、公的支援のうち収入に計上されていないものを分母に含めて算出している。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
資本金		10,000	10,000	10,000
市の出資割合(%)		100%	100%	100%
土地	使用の状況(有償・無 償・減免中・他)	無償	無償	無償
建物		無償	無償	無償

市が事業主体である事業の指定管理者として、土地、建物を無償で使用している。

(5) 役員及び職員の状況

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
役 員	常 勤	団体職員	1 人	1 人	1 人
		市 O B	1 人	1 人	1 人
		合計	2 人	2 人	2 人
	非 常 勤	市 O B	1 人	1 人	1 人
		市会議員	2 人	2 人	2 人
		その他	3 人	3 人	3 人

		合計	6 人	6 人	6 人
	市 兼 務		5 人	5 人	5 人
		合計人数	13 人	13 人	13 人
		平均在任期間 (年)	2 年	3 年	1 年
		人件費総額(千 円)	3,424	2,973	5,116

(注) 1. 平均在任期間は常勤役員の平均在任期間をいう。

2. 人件費総額は、報酬及び賞与である。

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
職 員	常 勤	正規職員	57 人	60 人	61 人
		嘱託職員	38 人	37 人	41 人
		臨時職員	27 人	28 人	24 人
		市派遣	11 人	5 人	1 人
		市 O B	-	1 人	1 人
		合計	133 人	131 人	128 人
	非 常 勤	正規職員	-	-	-
		嘱託職員	-	1 人	1 人
		臨時職員	-	-	9 人
		合計	-	1 人	10 人
		合計人数	133 人	132 人	138 人
		平均在任期間 (年)	10.7 年	10.3 年	10.8 年
		人件費総額(千 円)	472,166	478,004	511,728

(注) 1. 平均在任期間は正規常勤職員の平均在任期間をいう。

2. 人件費総額は、給与及び賞与である。

現在の給与体系は、国家公務員の体系に準じており、特殊手当は廃止している。

(6) 事業別の状況

母子生活支援施設

母子生活支援施設は、児童福祉法第 38 条の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその監護すべき児童を入所さ

せてこれらの者を保護することを目的とする施設であり、収支の状況等は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 当初予算
措置費収入	-	-	-	36,020
指定管理料収入	37,183	37,183	38,650	-
雑収入	802	544	587	449
事業活動収入計	37,985	37,727	39,237	36,469
事業活動支出計	37,770	35,834	38,736	39,649
事業活動収支差額	215	1,893	500	3,180
月別在籍世帯数計	106 世帯	98 世帯	121 世帯	

この施設は定員 20 世帯であったが、入所世帯が少なく、築 30 年以上の老朽化した建物であるなどの課題を持っていた。そこで、市は大規模修繕をした上で、平成 21 年 10 月 1 日に建物を無償譲渡し、今まで市が事業主体であり、当法人が指定管理者であったのを、平成 21 年度からは自主事業として運営させることとなった。

平成 21 年度予算の数値には、減価償却費は含まれていない。これからは、建物の修繕費などが当法人の負担となるので、さらに収支が悪化することが予想される。第 1 種社会福祉事業であり公益性が高いので、今後は措置費収入として収益が計上されるが、指定管理料のように当法人の状況を考慮した上での契約に基づくものではないので、さらなる経営努力が必要となる。

身体障害者福祉センター

身体障害者福祉センターは、身体障害者福祉法第 31 条に基づき、心身障害者福祉の中核的施設として各種の相談、啓発事業を実施するとともに第 17 条に基づく身体障害者デイサービス事業（併設型）の指定事業者として、利用者の自立促進、機能訓練、スポーツ、リクレーション等障害者の福祉増進に勤める施設であり、収支の状況等は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 当初予算
指定管理料収入	83,836	76,975	76,386	74,042
市委託費収入	-	7,406	6,996	6,710
雑収入他	509	134	149	109

事業活動収入計	84,345	84,515	83,531	80,863
事業活動支出計	73,088	76,917	85,866	80,863
事業活動収支差額	11,257	7,598	2,335	0
利用延べ人数	24,590 人	24,434 人	30,526 人	

市委託費は、障害者相談支援事業や手話通訳者養成事業である。

尼崎学園

尼崎学園は児童福祉法第 41 条の規定に基づき、乳児を除いて(1)保護者のいない児童、(2)虐待されている児童、(3)その他の環境がよくないために保護しなければならない児童を入所させて、養育することを目的とする施設であり、収支の状況等は、次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 当初予算
指定管理料収入	203,925	201,853	198,794	197,619
市委託費収入	44	305	-	-
雑収入他	1,734	1,417	2,087	401
事業活動収入計	205,703	203,575	200,881	198,020
事業活動支出計	195,111	194,781	200,726	198,020
事業活動収支差額	10,592	8,794	155	0
延べ在籍児童数計	701 人	668 人	674 人	

市委託費は子育て家庭ショートステイ事業である。

たじかの園

たじかの園は、児童福祉法第 43 条の 3 の規定に基づき、肢体の不自由な就学前の児童が保護者と一緒に通園して機能訓練、保育及び生活保護を受け、ひとりだちができるようになることを目的とする施設であり、収支の状況等は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 当初予算
指定管理料収入	117,090	116,135	116,135	116,002
市委託費収入	-	7,406	6,406	13,838
県委託費収入	14,054	7,712	6,112	-
雑収入他	519	529	384	150
事業活動収入計	131,663	203,575	129,037	129,991
事業活動支出計	128,843	131,782	130,727	129,991

事業活動収支差額	2,820	71,793	1,690	0
延べ在籍児童数計	394 人	403 人	445 人	

平成 20 年度まで県から委託費が出ていた障害児地域療育等支援事業は、平 21 年度からは市から支出されるようになった。その他に、障害者相談支援事業が平成 19 年度より市からの委託事業として行われている。

長安寮

長安寮は、老人福祉法第 20 条の 4 の規定に基づく、養護老人ホームであり、65 歳以上で身体上、もしくは精神上または環境上及び経済的な理由で居宅において養護を受けることが困難な方で、おおむね身のことが自分でできる方が利用できる施設であり、収支等の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 当初予算
介護保険料	-	27,523	26,494	26,823
措置費収入	-	-	-	143,089
指定管理料収入	170,752	158,733	158,732	-
雑収入他	279	943	472	447
事業活等収入計	171,031	187,200	185,699	170,359
事業活動支出計	162,990	174,427	165,958	167,181
事業活動収支差額	8,040	12,773	19,740	3,178
入所者数	73 人	67 人	61 人	

平成 19 年度から外部サービス利用型特定施設入居者の認定を受け、訪問介護、デイサービス事業を行っている。

築 24 年の老朽化した建物で内装は畳の和室で相部屋であったが、一部フローリング化しベッド配置するなどの改装を行い、平成 21 年 4 月 1 日に尼崎市から建物を無償で譲受け、平成 21 年度からは自主事業として行われることとなった。

入所者確保が必要であるが、他市からの受入、訪問介護事業などの事業所の開設などを展開していく予定である。平成 21 年度予算の数値には、減価償却費は計上されておらず、将来的には建替などの準備も必要となる。

第 1 種社会福祉事業であるので措置費収入は計上できるが職員の配置などの検討も必要である。

身体障害者デイサービスセンター

身体障害者デイサービスセンターは、身体障害者福祉法第 31 条及び第 17 条に基づく身体障害者デイサービス指定事業者として、通所により各種のサービスを提供するとともに、室内温水プール事業では、心身障害者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を図ることを目的とする施設であり、収支等の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 当初予算
指定管理料収入	63,068	62,255	62,255	62,255
雑収入	14	-	300	2
事業活動収入計	63,082	62,255	62,555	62,258
事業活動支出計	59,008	57,877	61,460	62,258
事業活動収支差額	4,073	4,377	1,094	0
デイサービス事業月別延べ件数累計	2,195 件	2,176 件	2,693 件	
プール利用月別延べ人数累計	6,466 人	6,509 人	7,228 人	

あこや学園

2 歳児から 5 歳児までの発達に遅れや偏りがある子供に対し、個別指導・グループ指導・栄養指導・保育交流を通じて個別に配慮しながら、全体的な発達を促すとともに、保護者に対しても支援する施設であり、収支等の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 当初予算
指定管理料収入	76,522	99,482	126,886	126,886
雑収入他	355	128	91	3
事業活動収入計	76,877	99,610	126,977	126,889
事業活動支出計	60,625	78,212	103,568	126,889
事業活動収支差額	16,251	21,398	23,408	0
延べ在籍児童数計	551 人	593 人	586 人	

猪名野やすらぎ荘

入所者全員が健康で楽しく家庭的な雰囲気の中で、潤いのある老後と豊かな共同生活が送れるように努める施設であり、収支等の状況は次のと

おりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 当初予算
指定管理料収入	2,659	2,659	2,659	-
雑収入	141	101	15	-
事業活動収入計	2,799	2,760	2,674	-
事業活動支出計	2,836	2,656	1,180	-
事業活動収支差額	37	103	1,493	-
在籍世帯数	5 世帯	1 世帯	3 世帯	-

この施設は、当団体設立以来、管理運営していたが平成 21 年 3 月末に廃止し改装を行い、母子生活支援施設と同様の用途で子供 3 人以上の多人数世帯受入に使用する予定である。平成 21 年度は改装工事を行っている。

本部

本部では法人全体の管理業務を行っている。各施設の指定管理料収入を本部費の事業活動支出に充てるため、按分して計上している。収支の内訳は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 当初予算
指定管理料収入	31,964	31,964	31,964	30,366
雑収入	-	243	200	1
事業活動収入計	31,964	32,206	32,164	30,367
事業活動支出計	34,906	31,695	31,392	31,763
事業活動収支差額	2,942	510	771	1,396

(7) 団体の総合所見

当団体は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師等専門職や社会福祉士、ヘルパー等意欲のある民間人を使って、市が行うべき社会福祉事業を指定管理者として行う役割を担っているが、財政硬直化のおり、各施設で人件費削減や職員配置の見直しが求められている。

社会福祉制度は、多様な生活障害原因によって援護を必要とする児童、高齢者、障害者、母子及び父子、生活困窮者などに対して、専門的な対人サービスを在宅や入所施設などで提供する制度であり、現在では末端の行

政である市町村に権限が移譲されている。

多くの社会福祉サービスは公的責任として国民に提供されるべきものとして想定され、特に第一種社会福祉事業については国、地方公共団体が行うべきものであり、例外的に社会福祉法人が行うことができると「社会福祉法」に定められている。仮に社会福祉法人が行う場合でも、それは本来公が行う事業であるから公がサービス費を支出する必要がある。当団体も母子生活支援施設、長安寮が平成 21 年度から自主事業となったが、経常的な費用は措置費として市から支出される。措置費は、厚生労働大臣が定めた単価に基づき決定され、今までの指定管理料のように当団体の人員配置や状況を考慮した契約によるものでないので、これから一層のコスト管理が要求されてくることとなる。

今後は良質なサービスの提供の維持と利益の確保が求められる。

(8) 監査の結果及び意見

自主事業のあり方について<意見>

母子生活支援施設や長安寮は今まで市が行う事業の指定管理者としての役割であったが、平成 21 年度に市から譲り受けたことにより、自主事業として運営されることとなった。

今後改修費や修繕費などの経費負担が増していくので、効率的な運用が求められる。自立経営に向け他市からの受け入れ等、利用者に質の高いサービスを維持しながら効率的な運営が図れる仕組みの設計が必要となっている。

退職給付会計の適用について<結果>

社会福祉法人会計基準では、職員に対し退職金を支給することが定められている場合は、退職給付引当金を計上することが定められているが設定されていない。平成 21 年 3 月 31 日には、期末要支給額 227,452 千円、その内社会福祉医療機構からの支給額が 163,507 千円であるので、63,945 千円の計上漏れとなっている。

計算書類について<結果>

社会福祉法人会計基準第 2 条では公益事業と収益事業を独立した会計単位としなければならない、公益事業に対して社会福祉法人会計基準が適用されることとなっている。

社会福祉法人会計基準第 5 条に計算書類に記載する金額は総額をもって表示しなければならないとあり、第 6 条に必要な計算書類が定められている。当団体は資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録が総額表示で作成されていない。また、貸借対照表には減価償却累計額の脚注が求められているが、記載されていない。計算書類には会計方針の注記も求められているが、記載されていない。

7 財団法人尼崎健康・医療事業財団

(1) 事業概要

所管部署	健康福祉局 保健企画課		
設立年月日	昭和 48 年 1 月 8 日		
設立目的	健康の増進、疾病の予防及び医療情報に関する事業を推進するとともに、休日・夜間の急病診療の確保及び看護師の養成を図り、地域住民の健康の増進と医療の充実に寄与する。		
主な事業内容	1．休日夜間急病診療業務：内科・小児科、耳鼻咽喉科、眼科の一次救急診療 2．小児救急医療電話相談窓口業務 3．看護専門学校：医療専門課程、医療高等課程での看護師養成 4．健康増進事業：健康運動教室、短期運動教室、訪問リハビリ業務、プール・トレーニングの開放 5．検診事業：人間ドック、事業所健診等 6．検査事業：市内医療機関の臨床検査、尼崎市保健所の臨床検査 7．医療情報事業：健康に関する情報の提供等		
管理施設（指定管理者）	—		
出資状況	指定正味財産のうち基本財産充当額	295,000 千円	
	市の出資金額及び基本財産に占める割合	147,500 千円	50%
	他の出資状況	社団法人尼崎市医師会 147,500 千円	50%

(2) 公益性の判断

公が行うべき事業である理由	1．休日夜間急病診療業務：市内及び近隣の市町における医療機関での診療体制において、診療時間外の診療を補完することで、地域における疾病治療の充実を図る趣旨から行政の関りが必要である。 2．小児救急医療電話相談窓口業務：市内においては、夜間に小児の病気に対する相談窓口がないことから、保護者の不安を取り除くための相談業務は、地域医療貢献の一環である。
---------------	--

	3．看護専門学校：少子高齢化の中、進展する医療の高度化・専門化等に対応し、地域医療に貢献できる有能で豊かな人間性を身につけた看護師を養成する必要がある。 4．健康増進事業：市内で介護が必要な方にリハビリを行うことで、社会生活への復帰に貢献することが必要。また、運動指導・栄養指導を通じ市民の健康維持・増進を図る必要性がある。 5．検診事業：労働安全衛生法に基づく健康診断を実施し、労働者の健康を確認し維持する。また、三大生活習慣病（脳卒中、心臓病、がん）や糖尿病をはじめとする様々な病気の予防と早期発見のための健診を実施し、市民の健康状態を確認するとともに未病者への保健指導を行うことで、医療費抑制を図る必要がある。 6．検査事業：血液等の検体から病気の有無を的確に診断し、医療貢献の一助とする。 7．医療情報事業：市民に対し、健康情報を提供することで、健康に対する意識を高め、病気にならない生活を営めるようにする。
市民ニーズ及びその把握方法	1．休日夜間急病診療業務：来所されている患者数が昭和49年11月の開設以来平成21年3月末まで延べ100万人を超えている。 2．小児救急医療電話相談窓口業務：平成20年6月から実施したところであるが、平成21年3月末までの10ヶ月で1,328人の利用があった。 3．看護専門学校：これまでの卒業生が5,000人を超えている。 4．健康増進事業：市内での訪問リハビリの実施件数が平成20年度実績で延べ4,560件、健康運動教室等に延べ1,753人が参加した。 5．検診事業：健診実施件数が平成20年度実績で延べ97,600人であった。 6．検査事業：平成20年度実績で延べ

	316,000 件の出検があった。 7. 医療情報事業：特定健診、特定保健指導を含む各種情報を随時更新し、市報、ホームページ等で適宜更新するとともに、平成 21 年 3 月に携帯用ホームページを立ち上げた。（各事業の実績は上記 4. 5. のとおり） 以上のように市民のニーズがある。なお、把握方法は、毎月の各事業実績のデータ収集によるものである。
類似の事業を行っている他団体	1. 休日夜間急病診療業務：市内の公立病院及び民間病院において（一次、二次）救急を実施している。 2. 小児救急医療電話相談窓口業務：兵庫県（運営は神戸市医師会） 3. 看護専門学校：西宮市医師会看護専門学校（看護師養成）大学として園田学園女子大学に看護学部がある。 4. 健康増進事業：阪急塚口駅前ティップネス（プール・トレーニング等の一般開放）（財）尼崎スポーツ振興事業団（プール・トレーニング等の一般開放） 5. 検診事業：あけぼの会（健康診断事業）財団法人近畿健康管理センター（健康診断事業）等 6. 検査事業：BML（臨床検査事業）FALCO（臨床検査事業）等 7. 医療情報事業：特になし

（ 3 ）財務情報

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
損益計算書	営業収益	1,891,791	2,014,158
	営業費用	2,186,160	2,283,303
	営業利益	294,369	269,145
	営業外収益	387,794	414,620
	営業外費用	329,792	409,924
	経常利益	236,367	264,449
	特別損益	151,212	258,009
	法人税等	-	-
	当期純利益	85,155	6,440
	減価償却前当期純利益	134,331	240,351

貸借対照表	流動資産	500,021	611,103	572,891
	固定資産	3,713,246	3,363,433	3,292,473
	資産合計	4,213,267	3,974,536	3,865,364
	流動負債	215,836	212,142	226,590
	固定負債	6,453,689	6,225,091	5,413,364
	(うち有利子負債)	6,322,994	6,094,560	5,284,054
	負債合計	6,669,525	6,437,233	5,639,954
	資本金	295,000	295,000	295,000
	一般正味財産	2,751,258	2,757,697	2,069,590
	正味財産合計	2,456,258	2,462,697	1,774,590
	負債及び正味財産合計	4,213,267	3,974,536	3,865,364

損益計算書において、営業利益が経常的に赤字体質にあり、市等からの補助金などでこれを補填する体質にある。営業外収益には基本財産運用益と受託補助金等が含まれている。平成 20 年度における営業外収益の増加は、市からの補助金の増加（平成 19 年度比較 574 百万円）が主要な原因である。営業外費用には平成 18 年度 219 百万円、平成 19 年度 279 百万円の部門間振替である繰入金支出を含めている。特別損益には平成 18 年度及び 19 年度において部門間振替である繰入金収入を含めている。平成 20 年度における特別損益には出資団体監査において指摘された修繕費、工事費の資産計上に伴う修正（82 百万円）が含まれている。

貸借対照表において、継続的に正味財産がマイナス、すなわち債務超過の状態にある。平成 20 年度において債務超過状態が緩和されている理由は、市からの補助金等によって借入金を返済し固定負債が減少したためである。

（４）市の関与状況

（単位：千円）

市の関与状況			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
公的支援	補助金	医療センター管理	9,627	11,486	12,079
		急病診療業務	50,646	29,821	98,790
		看護専門学校	12,668	9,502	6,335
		ハーティ 21 建物・機器（利息分含む）	182,752	204,902	780,438
	利子補給金		4,549	2,870	2,085
	小計		260,242	258,581	899,727
	損失補償契約に伴う金利軽減額		30,341	9,063	7,044

出資金、低利貸付等に伴う機会費用（*1）			36,576 9,055	36,429 9,055	36,502 9,055
小計			57,862	36,437	34,491
合計			318,104	295,018	934,218
指定管理料収入			-	-	-
その他の市の委託料	健康増進事業	委託料収入	31,015	32,041	33,191
		徴収利用料金	-	-	-
	検診事業	委託料収入	269,072	294,654	218,755
		徴収利用料金	-	-	-
	検査事業	委託料収入	16,488	17,193	13,184
		徴収利用料金	-	-	-
	小計		316,575	343,888	265,130
公的支援+指定+その他(合計)			634,679	638,906	1,199,348
市の負担率（％）			33.08%	31.30%	56.40%

（*1）市から当団体への土地貸付について、「尼崎市公有財産規則の運用について」（昭和58年4月1日尼管財第1号）により平成20年固定資産税評価額を基準に土地貸付料を算出して計上した。出資金に対しては、年度ごとの平均長期プライムレートを適用して利息相当額を計上した。なお、有償貸付土地については、当事業団の支払地代を（ ）表示した。

（単位：千円）

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
損失補償契約に伴う債務残高		6,024,194	5,944,560	5,284,054
資本金		147,500	147,500	147,500
市の出資割合(%)		50.00%	50.00%	50.00%
土地	使用の状況(有償・無償・減免中・他)	市民健康開発センター：有償 尼崎医療センター：無償	市民健康開発センター：有償 尼崎医療センター：無償	市民健康開発センター：有償 尼崎医療センター：無償
建物		自己所有	自己所有	自己所有

（尼崎医療センター：2,224 m²、無償）

（市民健康開発センター：4,797 m²、9,055 千円 / 年）

(5) 役員及び職員の状況

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
役員	常勤	団体職員	1	1	
		市			1
		合計	1	1	1
	非常勤	出資者	9	9	9
		市会議員	3	3	3
		その他	2	2	2
		合計	14	14	14
	市兼務		6	6	6
		合計人数	21	21	21
		平均在任期間 (年)	14	15	1
		人件費総額 (千円)	9,176	9,176	15,348

- (注) 1 . 平均在任期間は常勤役員の平均在任期間をいう。
2 . 人件費総額は、報酬及び賞与である。

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
職員	常勤	正規職員	57	58	58
		嘱託職員	49	46	43
		臨時職員	4	4	7
		市兼務	2	2	2
		市 O B	2	2	2
		合計	114	112	112
	非常勤	嘱託職員	2	2	2
		合計人数	116	114	114
		平均在任期間 (年)	8	9.9	10.1
		人件費総額 (千円)	725,437	667,747	659,654

- (注) 1 . 平均在任期間は正規常勤職員の平均在任期間をいう。

２．人件費総額は、給与及び賞与である。

(６) 事業別概要

市民健康開発センターハーティ２１

(Ａ) 法人管理

(ａ) 収支損益

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
基本財産運用収益	1,357	1,359	1,350
受託補助金等	189,576	209,207	805,617
施設利用収益等	84,902	116,784	115,003
経常外収益	-	-	17,418
繰入金収入	200,155	190,390	-
収益合計	475,990	517,740	939,388
事業費用	428,915	461,693	441,870
経常外費用	-	21	5,627
繰入金支出	19,633	88,857	-
費用合計	448,548	550,571	447,497
当期正味財産増減額	27,442	32,831	491,892

(Ｂ) 健康増進

(ａ) 収支損益(平成 19 年度までは「健康回復」)

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業収益(*1)	96,085	106,519	103,675
経常外収益	8	174	-
繰入金収入	19,633	14,998	-
収益合計	115,726	121,691	103,675
事業費用	115,906	124,180	117,339
経常外費用	2,472	264	-
費用合計	118,378	124,444	117,339
当期正味財産増減額	2,652	2,753	13,664

(*1)事業収入、健康増進事業収入、施設利用収入、受託事業収入の合計

(ｂ) 事業実績

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
診療回数(回)	926	427	204
健康運動教室(人)	138	127	152
短期運動教室(人)	1,757	1,544	1,601
リハビリテーション(回)	3,994	4,409	4,567
栄養教室(人)	632	275	153
相談指導(件)	657	736	757

プール・トレーニング利用（人）	24,531	43,428	46,013
体育ホール貸出（件）	355	335	313
健康度チェック（件）	49	111	130
健康被害予防事業（回）	372	380	368
尼崎特定高齢者介護予防事業（回）	6	48	52
月額制会員小計（人）	562	2,913	3,386

（Ｃ）検診事業

（ａ）収支損益

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業収益	856,214	957,176	938,747
経常外収益	4,504	937	-
繰入金収入	-	73,858	-
収益合計	860,718	1,031,971	938,747
事業費用	725,182	788,059	787,497
経常外費用	1,345	22,218	-
繰入金支出	167,528	188,049	-
費用合計	894,055	998,326	787,497
当期正味財産増減額	33,337	33,645	151,250

（ｂ）事業実績

（単位：人）

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
人間ドック	4,594	4,649	3,363
政府管掌一般検診	15,246	16,431	17,191
事業所検診	42,696	44,859	46,921
学校検診	12,831	16,474	16,443
二次検診	2,040	2,035	1,943
骨密度測定	70	54	45
その他検診事業	74	102	88
地域巡回検診	16,326	21,062	11,609

(D) 検査事業

(a) 収支損益

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業収益	435,878	463,278	477,106
経常外収入	6,966	5	-
収益合計	442,844	463,283	477,106
事業費用	413,097	463,277	477,107
経常外費用	72,530	-	-
繰入金支出	30,719	6	-
費用合計	516,346	463,283	477,107
当期正味財産増減額	73,502	0	1

(b) 事業実績

(単位：件)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
医療機関	187,951	212,046	232,076
検診事業部	66,215	74,678	67,507
尼崎市	13,366	13,388	10,663
その他(事業所等)	4,716	4,637	5,844
合計	272,248	304,749	316,090

(E) 医療情報

(a) 収支損益

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業収益	1,341	1,605	2,406
経常外収益	1,635	2,328	-
収益合計	2,976	3,933	2,406
事業費用	1,189	1,599	396
経常外費用	172	-	-
繰入金支出	1,907	2,334	-
費用合計	3,268	3,933	396
当期正味財産増減額	292	0	2,010

尼崎医療センター

(A) 医療センター管理

(a) 収支損益

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金収入	9,627	11,486	12,079

その他経常収益	-	-	238
経常外収益	170	168	18,144
収益合計	9,797	11,654	30,461
事業費用	21,935	23,303	27,700
経常外費用	54	158	162
費用合計	21,989	23,461	27,862
当期正味財産増減額	12,192	11,807	2,599

(B) 休日夜間急病診療所

(a) 収支損益

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業収益	347,856	333,950	313,754
補助金収入	55,684	34,930	106,992
経常外収益	259	409	27,315
収益合計	403,799	369,289	448,061
事業費用	394,943	380,819	426,294
経常外費用	500	500	206
費用合計	395,443	381,319	426,500
当期正味財産増減額	8,356	12,030	21,561

(b) 事業実績

(単位：人)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
内科	10,719	10,576	10,228
小児科	18,437	17,194	14,001
耳鼻咽喉科	4,466	4,446	4,167
眼科	2,289	2,156	2,331
合計	35,911	34,372	30,727

(単位：人)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
救急車搬入数	322	345	272
後送医療機関転送者数	589	647	658
他市利用者数	10,464	10,919	8,632
小児救急医療電話相談者数		-	1,328

(C) 看護専門学校

(a) 収支損益

(単位：千円)

医療専門課程	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業収益	88,945	93,437	94,075
補助金収入	26,157	24,153	22,152
経常外収益	1	28	19,525
収益合計	115,103	117,618	135,752
事業費用	115,738	105,230	104,819
経常外費用	379	1,084	131
費用合計	116,117	106,314	104,950
当期正味財産増減額	1,014	11,304	30,802

(単位：千円)

医療高等課程	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業収益	65,469	58,190	54,231
補助金収入	13,850	12,624	11,412
経常外収益	1	21	-
収益合計	79,320	70,835	65,643
事業費用	77,281	62,805	63,987
費用合計	77,281	62,805	63,987
当期正味財産増減額	2,039	8,030	1,656

(b) 事業実績

(単位：人)

在校生数	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
医療専門課程 (看護科)	116	114	119
医療高等課程 (准看護科)	97	86	79

< 医療専門課程(看護科)卒業生勤務地 >

(単位：人)

勤務地	平成 19 年 3 月卒	平成 20 年 3 月卒	平成 21 年 3 月卒
尼崎市	2	12	8
(尼崎市の割合)	(5.4%)	(34.3%)	(22.9%)
西宮市	3	3	1
伊丹市	6	7	9
その他地域	18	8	14
未就職・進学等	8	5	3
卒業生合計	37	35	35

（７）団体の総合所見

当財団は、市民開発センター（ハーティ２１）において健康増進事業、検診事業、検査事業並びに医療情報事業を、尼崎医療センターにおいて休日夜間急病診療、看護専門学校医療専門課程（看護科）、看護専門学校医療高等課程（准看護科）を事業として行っている。

ハーティ２１については、建設・機器購入資金に係る金融機関借入金が平成 21 年 3 月末時点で 5,284 百万円あり、これについて市は金融機関との間で損失補償契約を締結している。この資金の返済に充てるため平成 20 年度において市から建設・機器購入資金として 660 百万円を、利息分として 122 百万円を補助金として受け入れている。

この点について、当初から市民の合意の基に市の負担で建設されたという前提に立てば、なんら意見を述べる余地はない。しかしながら当時の決定過程及び決定そのものに問題がなかったとしても、その後の経済情勢及び市の財政状態の悪化によって、建設資金等の返済を先送りにしてきた結果、支払利息などの負担が増加していることもまた事実である。

ハーティ２１の事業については、建設資金等償還金を含んだ上で、平成 20 年度の正味財産増減額はプラスとなっている。

医療センターの事業については、兵庫県及び市からの補助金によって運営が成り立っている。

財政状態については、平成 20 年度においてハーティ２１関連の補助金を含め、市から 899 百万円以上の公的支援（損失補償契約に伴う金利軽減額を除く）を受け、医療センターの土地 2,224 m²についても市から無償貸与を受けているが、平成 21 年 3 月末時点において、正味財産は 1,774 百万円以上のマイナスとなっている。

（８）監査の結果及び意見

ハーティ２１における健康増進事業について＜意見＞

平成 21 年度における外来リハビリテーションの廃止により、健康増進事業はハーティ２１の施設において行われる短期運動教室とプール・トレーニング利用並びに訪問リハビリテーションが主な事業となる。これらの事業は、訪問リハビリテーションその他一部の事業を除き財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が、指定管理受託施設において自主事業として行うスポーツ教室やスポーツクラブ尼崎（WOODY）の運営と重複あるいは類

似しているものである。また、当団体が行う会員制による運動施設の利用制度は、実質的にスポーツクラブの運営とも言えるものであり、当団体があえて直接実施する必要がある公益性の高い事業とは考えられない。なお、当該事業は法人管理部門の費用を配賦する前段階で平成 18 年度及び平成 19 年度において各約 2 百万円の平成 20 年度において約 13 百万円の一般正味財産の減少を生じている。

以上のことから、健康増進事業については、当団体はもちろん他の外郭団体並びに市自身が提供する「健康」に関連する事業を洗い出した上で、事業の重複、非効率性などを排除するための抜本的な見直しを行う必要がある。

ハーティ 21 における検診・検査事業＜意見＞

検診・検査事業については、部門別に損益を把握し収益性が確保されているように見受けられるが、各部門の収益を獲得する上で必要不可欠である建物、設備等にかかる減価償却費などをはじめとする法人管理部門の費用も各部門に配賦した上で損益を管理する必要がある。

医療情報事業について＜意見＞

プライバシーマークの更新、ホームページの更新、プログラム開発などの事業内容及び事業規模から判断して、会計区分を設ける必要性は乏しく、また、法人管理部門の費用を適正に配賦した場合に利益を確保しているとは言えないことから、法人管理部門への統合及び事業の廃止をも含めて検討を始めるべきである。

急病診療所事業（一次救急医療）について＜意見＞

利用状況はおおむね安定しているが、周辺市の救急医療体制の整備状況等の影響を受け、一部診療科において、利用の減少が見られる。こうした点については、周辺市を含む広域の医療体制整備状況の情報を十分に収集した上で検討し、当団体の事業に迅速に反映させていく必要があり、そうした動きに合わせた事業計画の立案が行われるべきである。

また、診療所の建物及び設備は、建設後大規模な改修工事が行われていないこと、十分な設備機器の導入が進んでいないことなどから、必要十分な医療サービスを受診者の満足のいくレベルで提供することが可能な体制にあるとは言い難い。さらに医師、看護師等の勤務しやすい受け入れ態勢

が整えられているとも言い難い。これらの点も、上述の事業計画の中に含めて早急に改善を検討する必要がある。

以上の検討の結果として、より効率的かつ環境変化への迅速な対応を可能とするために、事業運営主体、運営方法、その他あらゆる観点からの事業再検討が必要である。

看護専門学校事業（医療専門課程・看護科及び医療高等課程・准看護科）について＜意見＞

看護師が慢性的不足状態にあると言われる現状を鑑みると、その公益性も認められ、事業の必要性は認められる。しかしながら、卒業生の勤務先地について、平成 20 年度卒業生において、看護科では尼崎市での勤務が 22.9%、准看護科では同 27.5%と、必ずしも尼崎市への勤務が多いとは言えない状況にある。この点を考えれば、市の補助金及び土地の無償貸与などの負担が適切なものであるかは議論の生じる余地があり、市が主体的に看護専門学校事業を継続することが適切であるか否かについて兵庫県及び医師会等と十分に協議を行う必要がある。

なお、医療高等課程・准看護科については、閉科の決定により平成 21 年度以降、新たな学生の募集を行わないこととされたため、この議論の必要はない。しかしながら、閉科による今後の看護専門学校のあり方については、事業計画の立案による事業の再構築、人材の再教育等を行わなければならない。

これらの点では平成 21 年度から各種委員会で検討していくというのが当団体の見解である。補助金等の交付が伴う当該事業のあり方そのものに関わる重要事項であり、早期の結論が望まれる。

市からの委託業務について＜意見＞

健康増進事業、検診事業、検査事業について、市からの主な業務委託は見積もり合わせによる契約となっているが、市としての経済性、効率性を追求する視点からは競争入札制度の導入を検討すべきである。

当団体からの業務委託について＜意見＞

診療業務、検査業務、清掃業務を始め主要な業務は、見積もり合わせによる契約によって業務委託を行い、同一契約先との取引も 10 年を超えるものも多い。診療業務等で競争入札に適さないと考えられるもの以外は、

経済性、効率性の視点から、できる限り競争入札を行い、コスト削減に努めるべきである。

市兼務職員等について＜意見＞

当団体の事務局長及び係長職が尼崎市職員の兼務となっているが、事務局長職については１年の任期での交代、係長職についてはおおむね３年の任期での交代が行われている。現状について、特に事務局長には、その専決事項として「組織の設置、改廃案を作成する」「予算案を作成する」「予算執行計画及び支払計画を編成する」などが規程上定められ、団体運営の根幹をなす業務を専決事項として定めている。それにもかかわらず、市の人事ローテーションの一つと誤解を与えかねないような１年任期の交代は、健康・医療関連の知識と経験を持つ民間からの人材あるいは、当団体内の人材を含めて広く最適な人選を行っている状況にあるのか否かを疑わしめる可能性もあり、適切な対応が必要である。

人件費負担について＜意見＞

当財団職員の年齢構成において、現時点では５０歳を超える職員は少数であるが、今後その増加が見込まれることから、市と同様の給与表を前提とした現行の給与体系では、将来の人件費の負担増加は避けられないものがあり、収益獲得機会の拡大、あるいは人件費負担の抑制策の導入といった事業構造の改革が必須である。

未収金について＜意見＞

急病診療事業に係る診療報酬の未収金について、定期的に督促は行っているものの、３年経過によって特段の手続を行うことなく貸倒償却処理を行っている。法的手段を講じる等により回収を促す必要がある。

また、検査事業に係る検査料の未収金について、３年以上滞納しているものなどがあるが、特段の対策が行われていないため、何らかの手段を講じて回収を促す必要がある。

滞納未収金について、事務処理規程、会計処理規程その他当財団の規則・規程になんらの定めがない点について問題がある。

減価償却額の計算について＜結果＞

会計処理規程に定められた固定資産の減価償却は、法人税法に定める定

額法あるいは旧定額法とされているが、平成 10 年度税制改正による法定耐用年数の適用誤りを誤修正している、旧定額法を適用する平成 19 年 3 月 31 日以前取得資産について償却可能限度額までの償却を行っていない、法人税法に定めた償却率を利用せず償却基礎額を耐用年数で除す方法によっている、新規取得資産の償却につき償却月数の適用誤りがある等により、規程に従った法人税法による減価償却額とは異なる額を減価償却額として計上する結果となっている。

尼崎市土地開発公社への貸付金について＜結果＞

貸借対照表に掲載されている「有価証券」は尼崎市土地開発公社に対する期間 1 年間の貸付金であり「短期貸付金」として表示し、財産目録にもその内容を記載する必要がある。

8 財団法人尼崎口腔衛生センター

(1) 事業概要

所管部署	健康福祉局 保健企画課		
設立年月日	昭和 51 年 2 月 6 日		
設立目的	激増する歯科医療需要に対処するため、予防衛生措置や休日急病診療等を行い、歯科衛生士、歯科技工士の養成を図るとともに、市民の歯科相談センターとして、地域住民の利用に供し、もって保健衛生の増進に寄与する。		
主な事業内容	口腔衛生に関する一般市民教育及び検診指導 心身障害者の歯科診療、結核命令入所患者の歯科診療及び休日急病歯科診療 介護保険に関する事業 歯科衛生士及び歯科技工士の養成事業 尼崎口腔衛生センターの設置、管理及び運営 その他前条の目的を達成するため必要な事業		
管理施設（指定管理者）	—		
出資状況	指定正味財産のうち基本財産充当額	15,000 千円	
	市の出資金額及び基本財産に占める割合	7,500 千円	50 %
	他の出資状況	社団法人尼崎市歯科医師会 7,500 千円	50 %

(2) 公益性の判断

公が行うべき事業である理由	口腔衛生に関する一般市民教育及び検診指導、心身障害者の歯科診療、結核命令入所者患者の歯科診療及び休日急病歯科診療については、一般歯科医院での対応が困難であり、尼崎市歯科医師会と市との共同事業として、財団の事業としてスタートした。 歯科衛生士及び歯科技工士の養成については、「市の外郭が行うべきか？」との評価を受けながら、昭和 54 年度より、優秀な歯科衛生士及
---------------	--

	び歯科技工士を地域に送り出し、保健衛生の増進に寄与してきたが、平成 21 年度生の募集を停止し、現在の 2 年生を平成 22 年 3 月に送り出し閉校することになった。
市民ニーズ及びその把握方法	センターの主な事業である心身障害者（児）歯科診療については、一般歯科医院に通院困難な方々の診療を精通した歯科医師が診療に当たっている。開設以来 30 数年経過しており、受診者も平成 18 年度 2,404 人、平成 19 年度 2,528 人、平成 20 年度 2,703 人と年々増加し、市民のニーズが高まっているところである。 また、休日急病歯科診療については、元旦を含む年末年始、お盆、休日に診療を行っており、市民生活に安心感を与え、その責務を全うし、毎年 900 名前後の患者が受診されている。また、口腔外科等 2 次医療機関（大学病院）との連携も体制が整っているところである。 センター障害者歯科アンケートを来館された患者を対象に平成 21 年 4 月 23 日～6 月 17 日まで行った。アンケート回収は 150 件あり、要望としてトイレ、床、待合室、診療台、駐車場など施設、設備に対しての苦情が多数あった。
類似の事業を行っている他団体	該当なし

（ 3 ）財務情報

（単位：千円）

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
損益計算書	営業収益	250,132	221,685	209,262
	営業費用	243,443	223,844	233,937
	営業利益	6,689	2,159	24,675
	営業外収益	-	16	479
	営業外費用	1,540	-	543
	経常利益	5,149	2,143	24,739
	特別損益	-	-	-

	法人税等	-	-	-
	当期純利益	5,149	2,143	24,739
	減価償却前当期純利益	12,669	3,295	8,128
貸借対照表	流動資産	155,888	147,485	101,178
	固定資産	387,099	388,537	379,763
	資産合計	542,987	536,022	480,941
	流動負債	73,133	59,593	22,117
	固定負債	129,845	138,564	145,698
	(うち有利子負債)	-	-	-
	資本金	15,000	15,000	15,000
	利益剰余金(欠損金)	325,009	322,865	298,126
	資本の部合計	340,009	337,865	313,126

損益計算書においては、営業収益の約 5 割程度を占める養成部門（歯科衛生士及び歯科技工士）の授業料収入をはじめとする収益の減少に加えてこの部門に対する補助金の減少の影響を受けて、平成 18 年度から全体の営業収益が減少している。しかしながら、当該部門の費用の削減は進んでいないため部門としての利益を圧迫し、さらに全体の損益においても平成 19 年度において赤字に転落し、平成 20 年度においては赤字幅が拡大している。なお部門間の振替である繰入金の入出金は含まれていない。

貸借対照表においては、授業料等の減少によって預金及び前受金が減少したため流動資産及び流動負債が減少している。固定負債は退職給付引当金であり、平成 20 年度まで増加を続けている。利益剰余金は収益性の低下によって減少傾向となり、今後については憂慮すべき状態に向かう可能性がある。

（４）市の関与状況

市の関与状況			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
公的 支 援	補助金	法人管理	26,848	26,755	28,859
		予防診療	37,663	36,415	35,211
		養成	13,196	9,898	6,598
	小計		77,707	73,078	70,668
	出資金、低利貸付等に伴う 機会費用		7,933 (*1)	7,925 (*1)	7,929 (*1)
	小計		7,933	7,925	7,929
	合計		85,640	81,003	78,597
指定管理料収入			-	-	-

その他の市の委託料	ねたきり者等 歯科受託事業	委託料収入	1,866	322	-
		徴収利用料金	-	-	-
	節目歯科検診 受託事業	委託料収入	166	153	171
		徴収利用料金	-	-	-
	小計		2,032	475	171
	公的支援+指定+その他(合計)		87,672	81,468	78,768
市の負担率(%)		33.97	35.49	36.27	

(*1)市から当センターへの土地貸付について、「尼崎市公有財産規則の運用について」(昭和58年4月1日尼管財第1号)により平成20年固定資産税評価額を基準に土地貸付料を算出して計上した。出資金に対しては、年度ごとの平均長期プライムレートを適用して利息相当額を計上した。

(単位：千円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
資本金		15,000	15,000	15,000
市の出資割合(%)		50.0	50.0	50.0
土地	使用の状況(有償・無償・減免中・他)	無償	無償	無償
建物		-	-	-

(5) 役員及び職員の状況

			平成18年度	平成19年度	平成20年度
役員	常勤	市OB	1	1	1
		合計	1	1	1
	非常勤	出資者	8	8	7
		市会議員	-	-	2
		その他	-	-	1
		合計	8	8	10
	市兼務		7	7	6
		合計人数	16	16	17
		平均在任期間(年)	1	1	1
		人件費総額(千円)	2,877	2,877	5,666

(注) 1 . 平均在任期間は常勤役員の平均在任期間をいう。

2 . 人件費総額は、報酬及び賞与である。

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
職 員	常 勤	正規職員	14	14	14
		臨時職員	2	3	3
		市 O B	1	1	1
		合計	17	18	18
	平均在任期間 (年)		19.2	20.2	21.2
	人件費総額 (千円)		134,416	118,466	121,471

(注) 1 . 平均在任期間は正規常勤職員の平均在任期間をいう。

2 . 人件費総額 (役員を含まない) は、給与及び賞与である。

(6) 事業別概要

法人管理部門 (一般会計)

(A) 収支損益

(単位 : 千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
基本財産運用収益	99	152	169
補助金収入	26,848	26,755	28,859
経常外収益	246	430	604
収益合計	27,193	27,338	29,632
管理費用	30,904	27,896	33,352
経常外費用	-	-	39
費用合計	30,904	27,896	33,391
当期正味財産増減額	3,711	557	3,758

予防診療部門 (一般会計)

(A) 収支損益

(単位 : 千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業収益	43,943	40,468	43,530
補助金収入	37,663	36,415	35,211
経常外収益	158	308	438
収益合計	81,765	77,192	79,180
事業費用	84,900	79,114	83,148
経常外費用	934	-	349
費用合計	85,835	79,114	83,498
当期正味財産増減額	4,070	1,922	4,317

(B) 事業実績

(a) 予防・診療事業

(単位：人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
予防・診療数	5,508	5,434	5,458
(うち検診指導)	(1,470)	(1,452)	(1,513)
(うちフッ素塗布)	(730)	(579)	(478)
(うち身障者)	(2,404)	(2,528)	(2,703)
(うち休日)	(904)	(875)	(764)
ねたきり者診療	301	52	-
特養入所者診療	6,940	7,019	7,086

(b) 口腔機能向上指導

(単位：人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サンホーム	144	202	143

(c) 介護予防教室

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
回数(回)	18	88	141
受講者(人数)	40	535	861

養成部門(一般会計)

(A) 収支損益

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業収益	104,955	96,445	83,600
補助金収入	13,558	10,237	6,774
経常外収益	15,607	2,742	2,711
収益合計	134,121	109,425	93,086
事業費用	121,472	109,871	110,521
経常外費用	40	-	154
費用合計	121,512	109,871	110,675
当期正味財産増減額	12,608	446	17,589

(B) 事業実績(就職地状況)

(a) 歯科衛生学科

(単位：人)

卒業年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	昭和 55 年 ～平成 19 年累計
卒業者数	33	38	31	35	789
(うち尼崎)	13	9	9	10	307
卒業者のうち 尼崎就職者割合(%)	39.3	23.6	29.0	28.5	38.9

(b) 歯科技工学科

(単位：人)

卒業年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	昭和 55 年 ～平成 19 年累計
卒業者数	14	18	20	16	692
(うち尼崎)	4	7	2	4	221
卒業者のうち 尼崎就職 者割合(%)	28.5	38.8	10.0	25.0	31.9

(C) 学生数

(a) 歯科衛生学科

(単位：人)

	平成 18 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
第 1 学年	35	33	35
第 2 学年	35	32	32

(b) 歯科技工学科

(単位：人)

	平成 18 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
第 1 学年	31	22	14
第 2 学年	16	26	21

口腔衛生推進事業(特別会計)

(A) 収支損益

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
基金運用収益	370	570	635
収益合計	370	570	635
事業費用	273	395	385
費用合計	273	395	385
当期正味財産増 減額	97	175	249

健診事業(特別会計)

(A) 収支損益

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業収益	6,680	7,133	7,158
経常外収益	-	40	48
収益合計	6,680	7,174	7,206
事業費用	6,456	6,566	6,529
費用合計	6,456	6,566	6,529

当期正味財産増減額	224	607	677
-----------	-----	-----	-----

(B) 事業実績 (事業所歯科検診)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業所数	7	8	9
人数	5,228	5,570	5,468

(7) 団体の総合所見

財団法人尼崎口腔衛生センター（以下「センター」という。）は、昭和 51 年 2 月に、「激増する歯科医療需要に対処するため」に設立され、予防・診療事業、養成事業、健診事業等を尼崎市などからの補助金を受けて事業継続している。

当団体の収支損益は、補助金を受け入れてもなお正味財産が減少する状態が継続しており、平成 20 年度末における正味財産はなお 313 百万円のプラスを維持しているものの、事業構造の抜本的な見直しを迫られているものと言うことができる。

ところで、当団体設立後 30 年以上を経て歯科医師及び歯科診療所の増加により、歯科診療の需要はおおむね満たされつつあるということができ、今後は他市でも見られるような供給の過剰が顕在化する可能性もある。

市における人口 10 万人当たり歯科医師数は平成 8 年 12 月 31 日時点で 55.1、平成 18 年 12 月 31 日時点で 62.0 となっている。また、平成 19 年 10 月 1 日現在における人口 10 万人当たり歯科診療所数は 53.6 であり、兵庫県平均の 52.1 を上回っている状態にある。

以上のような環境下で、近畿地区での歯科衛生士及び歯科技工士学校への入学者数が減少傾向にあること、当団体の養成部門卒業生の尼崎市以外への就職が 6 割を越えている状況にあること、市等からの補助金がなければ事業の継続が困難であることなどから、歯科衛生士及び歯科技工士の養成事業を廃止することとし、平成 21 年度における募集を中止した判断は適切なものであったといえる。

この結果、今後の当団体における事業は、予防・診療及び健診部門が中心になり、人員の余剰が生じるものと考えられるが、これに対処するため当団体は大幅な人員の削減及び給与体系の見直しによる人件費の削減を打ち出した。こうした一連の動きは事業環境の変化に対応し、事業構造の転換を図る上で重要かつ適切な決定がなされたものと言うことができる。

しかしながら、さらに予防・診療及び健診部門に対する需要についても、先に述べた歯科診療所の増加を考えた場合、障害者診療等の必要性は考えられるものの、現在の形態での事業を当団体として継続していくこと自体にも抜本的な検討がなされる必要があるものと考えられる。

(8) 監査の結果及び意見

予防・健診事業について<意見>

予防・診療数の全体はおおむね一定人数で推移しているが、部門損益的には、法人管理部門の費用を配賦せず、歯科医師会への委託料相当程度の補助金を収入として受け入れてもなお赤字の状態が継続していること、事業規模が小さいために法人管理部門の費用負担が相対的に大きくなり、当該費用を配賦した場合、赤字幅がさらに拡大する状況にあることから、市から社団法人尼崎市歯科医師会等への直接委託などの形態を視野に、この事業を従来どおりの形態で当団体が行うべき必然性について検討すべきである。

口腔衛生推進事業について<意見>

基金運用による収益をもとに行われている事業であり、部門損益を見る限り正味財産の増加を生じているが、この部門にも法人管理部門の費用を配賦すれば、部門損益もマイナスに転じることとなる。

市と社団法人尼崎市歯科医師会の主催による「歯の衛生週間事業」への協賛、介護老人保健施設における講演、学術研修会を事業として行っているが、事業規模も小さく、事業の有効性にも疑問があることから、あえてセンターが基金を設けて行う事業であるか、検証が必要である。

外部委託業務について<意見>

予防・診療事業、健診事業、歯科保健指導等主要な事業のすべてが社団法人尼崎市歯科医師会及び社団法人兵庫県歯科衛生士会への随意契約による委託である。

市及び当団体から入手した資料において、市が、総額 50 百万円程度の予防・診療その他上記口腔衛生関連事業を上述の諸団体に直接委託できない具体的な理由は示されていない。

この事業を行うにあたっては、定期的に他社の見積書を入手するなど外注価格の適正性を確保する等の委託方式について、検討する必要がある。

口腔衛生推進基金について＜意見＞

「財団法人尼崎口腔衛生センター口腔衛生推進基金規程」によって、当初「口腔衛生推進基金」30 百万円が設けられ、その後の剰余金の繰入により平成 20 年度末現在 56 百万円を基金残高としている。これらは実質的には養成部門において生じた剰余金であるが、貸借対照表上は養成部門としてではなく、「口腔衛生推進事業費」の会計区分を設けてその他固定資産に「口腔衛生推進基金積立金」として計上している。

また、この運用収益を特別会計に計上して「口腔衛生推進事業」が行われているが、記述のとおり平成 20 年度において収益 635 千円、費用 385 千円であり、事業規模は極めて小さく、活動意義を再検討すべきである。

事業計画について＜意見＞

理事メンバーによる事業運営委員会において、養成部門廃止後の当団体のあり方等について議論を進めているが、事業規模の大幅な縮小による当団体における事業の非効率化の増大、すなわち間接コストの相対的増大という現実から、これまでの当団体における事業の延長線上にある既存事業の強化などといった議論ではなく、当団体の存続の可否を含めたトップレベルの議論が必要な時機に来ていると考えるべきである。

減価償却計算について＜結果＞

建物に適用されている耐用年数が、法令の改正にもかかわらず建築時の従前の法令に基づいて設定された状態のままである。当団体の会計処理規程では、法人税法施行令第 56 条に定める耐用年数、償却率によって減価償却を行なうとしていることから、適用する耐用年数及び償却率の修正が必要である。

9 社団法人尼崎市シルバー人材センター

(1) 事業概要

所管部署	産 業 経 済 局 し ご と 支 援 課	
設立年月日	昭和 5 5 年 1 0 月 1 日	
設立目的	定年退職後等において、生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に就業の機会を提供することで、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。	
主な事業内容	市内に住む高齢者 4 , 8 0 0 人を会員として登録し、企業・家庭・公共団体から受託した仕事を会員へ提供している。	
管理施設（指定管理者）	老人福祉工場	
出資状況	基本財産	指定正味財産なし

(2) 公益性の判断

公が行うべき事業である理由	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に「定年退職者等に対する就業の機会の確保・提供」を行うための団体として市町村の区域ごとに1個に限り指定できる旨規定されている。そして、それぞれの自治体が、高齢者の生きがいづくりの一環として、国と同額の補助金を負担しシルバー事業（就業による生きがいづくり）を行わせている。また、平成18年12月にとりまとめられた国の「再チャレンジ支援総合プラン」では、「退職した団塊世代の活躍」の場として、社団法人尼崎市シルバー人材センター（以下「シルバーセンター」という。）が重要な役割を与えられている。
市民ニーズ及びその把握方法	特になし
類似の事業を行っている他団体	尼崎中高年事業株式会社が実施している事業（自転車駐車場管理業務、緑化業務）で一部重複している。

(3) 財務情報

		平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度当初予算
損 益 計 算 書	営業収益	1,961,271	1,947,693	1,851,413	1,889,038
	営業費用	1,946,164	1,945,904	1,866,015	1,905,139
	営業利益	15,107	1,789	14,602	16,101
	営業外収益	-	96,609	-	-
	営業外費用	511	-	-	-
	経常利益	14,596	98,398	14,602	16,101
	特別損益	-	-	-	-
	法人税等	-	-	-	-
	当期純利益	14,596	98,398	14,602	16,101
	減価償却前 当期純利益	20,038	107,040	6,337	8,969
貸 借 対 照 表	流動資産	166,620	170,420	153,254	-
	固定資産	473,185	574,071	564,167	-
	資産合計	639,805	744,491	717,421	-
	流動負債	159,013	161,301	148,833	-
	固定負債	65,384	69,384	69,384	-
	(うち有利子 負債)	-	-	-	-
	負債合計	224,397	230,685	218,217	-
	正味財産合計	415,408	513,806	499,204	-
	負債・正味財産 合計	639,805	744,491	717,421	-

損益計算書について、平成 18 年度においては、受託事業収入が前年度比 82,253 千円(4.6%)増加したことにより、14,596 千円の黒字となった。平成 19 年度においては、尼崎シルバー会館を市から無償譲渡されたことによる受贈益を 69,384 千円計上したことで利益がそれだけ増加した。平成 20 年度においては、受託事業収入が前年度比 95,870 千円(5.2%)減少し、費用面においても職員を 1 人採用したことにより、14,602 千円の赤字となった。平成 21 年度においては、前年度採用した職員 1 人分の人件費の増加による費用の増加等により、16,101 千円の赤字になると予想している。

貸借対照表については、損益計算書の影響を除き特に大きな変動はない。

(4) 市の関与状況

市の関与状況			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度当初 予算
公 的 支 援	補助金	高年齢者就業 機会確保事業 費補助金	35,280	35,660	35,280	36,370
		社団法人尼崎 市シルバー人 材センター補 助金	3,558	5,294	5,175	5,200
	税の減免 額	法人市民税（均 等割）	60	60	60	60
	合計		38,898	41,014	40,515	41,630
指定管理料収入			23,874	19,288	19,288	18,738
その 他市 の委 託料	高齢者に提 供する仕事 の受託	委託料収入	576,485	587,577	547,696	547,696
	小計		576,485	587,577	547,696	547,696
公的支援+指定+その他(合計)			639,257	647,879	607,499	608,064
市の負担率（％）			32.59	33.26	32.81	32.19

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
資本金		-	-	-
市の出資割合(%)		-	-	-
土地	使用の状況(有償・無 償・減免中・他)	無償	無償	無償
建物		ワークプラ ザを無償に て借り受け	ワークプラ ザを無償に て借り受け	ワークプラ ザを無償に て借り受け

(5) 役員及び職員の状況

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
役 員	常 勤	市OB	1人	1人	1人
		小計	1人	1人	1人
	非 常 勤	団体職員	13人	13人	13人
		市OB	1人	1人	1人
		その他	5人	4人	4人

	小計	19 人	18 人	18 人
	合計	20 人	19 人	19 人
	平均在任期間 (年)	4 年	1 年	2 年
	人件費総額(千円)	3,558	5,294	5,175

- (注) 1. 平均在任期間は常勤役員の平均在任期間をいう。
2. 人件費総額は、報酬及び賞与である。

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
職員	常勤	正規職員	14 人	14 人	15 人
		臨時職員	1 人	1 人	-
		市 O B	1 人	1 人	1 人
		合計	16 人	16 人	16 人
	平均在任期間 (年)		19.0	20.0	19.6
	人件費総額(千円)		97,786	101,422	106,698

- (注) 1. 平均在任期間は正規常勤職員の平均在任期間をいう。
2. 人件費総額は、給与及び賞与である。

(6) 事業別の状況

平成 18 年度から平成 20 年度にかけて受託事業及び自主事業の推移は、次のとおりである。

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
受託事業	公共事業	件数(件)	659	674	625
		延人員(人)	178,367	191,071	179,341
		契約額(千円)	613,051	621,523	580,208
	民間事業(事業所)	件数(件)	13,093	13,363	13,453
		延人員(人)	320,668	322,065	311,283
		契約額(千円)	1,085,957	1,064,953	1,001,827

	民間事業 (家庭)	件数 (件)	7,907	8,553	9,832
		延人員 (人)	39,097	43,173	47,258
		契約額 (千円)	143,949	143,780	151,971
	受託事業 合計	件数 (件)	21,659	22,590	23,910
		延人員 (人)	538,132	556,309	537,882
		契約額 (千円)	1,842,957	1,830,256	1,734,006
自主事業		件数 (件)	23	24	24
		延人員 (人)	1,177	1,162	1,278
		契約額 (千円)	6,003	7,098	7,476
受託事業 及び 自主事業 合計		件数 (件)	21,682	22,614	23,934
		延人員 (人)	539,309	557,471	539,160
		契約額 (千円)	1,848,960	1,837,354	1,741,482
公民 比率		公共 (%)	33.2	33.8	33.3
		民間 (%)	66.8	66.2	66.7
正会員数 (人)			3,953	4,099	4,291
実働会員数 (人)			3,294	3,332	3,321
就業率 (%)			83.3	81.3	77.4

受託事業のうち公共事業については、平成 19 年度に受注件数が増えたため契約金額も増加したが、平成 20 年度は受注件数が減少したため 41,315 千円契約金額を減少させた。

民間事業については、事業所向けの活動として平成 18 年度において前年比 58,207 千円の受注増大となったが、その後平成 20 年度までに減少傾向になり、平成 18 年度と比較し平成 20 年度は 84,130 千円受注減少となっている。

家庭向けの活動としては、平成 18 年度より増加傾向にあるが単価の低い業務の受注が多いために件数の増加に比例した契約金額の増加には至っておらず、平成 18 年度と比較し平成 20 年度は 8,022 千円の増加となった。

自主事業においては、自転車リサイクル事業として整備リサイクル自転車の販売の増加等により若干ではあるが、契約金額を増加させている。

平成 18 年度から 3 年間の推移を見ると、公民比率は概ね横ばいで推移しており比較的民間に対して事業運営に力を注いでいることが推測される。

就業率については、過去 10 年間 80%前後の就業率を確保している。これは、会員登録だけして実働要員として参加しない会員もいることから、現状の就業率となっているものである。現状、会員数の増加に対して比較的就業率の確保ができており、比較的高齢者の生きがいづくりの機会の提供はできているものと考えられる。しかし、今後も更なる高齢化社会に向かうことから、会員数が増加する見込みであることは間違いない。その場合に、現状の就業率が確保できるのか否かについて、さらなる検討が必要となってくるものと考えられる。

(7) 団体の総合所見

平成 17 年実施の国勢調査では尼崎市における年齢 3 区分別将来推計人口は次のようになっている。

(単位：%、総人口：人)

	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年
65 歳以上	19.9	23.7	27.7	29.3	29.6	30.5
15～64 歳	67.0	63.2	59.6	58.5	59.1	58.7
0～14 歳	13.1	13.1	12.7	12.2	11.3	10.8
総人口	462,647	456,124	445,325	430,264	411,740	391,100

この表から、65歳以上の人口構成比率が約20年後の2030年には総人口の3割強を占めることになり高齢化社会になることは一目瞭然であり、当団体に対する存在意義及びその活動への期待は大きなものになると考えられる。

しかし一方で、尼崎市の総人口は約20年後には65千人程度減少し2010年と比較すると約14%の減少となっている。人口の減少の一途は税収入の減少に大いに結びつく。

現状、補助金40,000千円程度及び委託料550,000千円程度の市の負担は、上表からもわかるように高齢化社会と人口の減少という二重の原因による市の税収減少が予想されることから、実質的な負担が増大していくことと考えられる。

また、このような状況下において、当団体は平成16年度に策定した収支状況の見通しにおいて、平成20年度から赤字に転落し、以降平成29年度頃まで単年度赤字が続き、累積赤字が解消されるのは、平成30年代後半の見込みであるとの認識であった。

当団体は今後さらなる期待がもたれ、その存在意義が重要視されることになるものの、現状のように市からの補助金及び事業の委託が続くかは疑問であり、累積赤字が解消されるのは、平成30年代後半の見込みであることを考えても、自主財源の確保も含めた事業規模の適正性について再検討する必要があるのではないかと考えられる。

(8) 監査の結果及び意見

アンケート調査の実施について<意見>

H17年度に中期事業計画を策定するに際し、当団体の会員に対してアンケート調査を実施した(アンケート調査対象人数 約500人/会員人数約4,000人)が、当団体において過去5年以内に市民ニーズを捉えるべくアンケート調査を行ったことはない。また、当団体会員に対するアンケート調査も同様に行っていない。

補助金及び委託事業をより有効なものにするために、定期的に市民に対してアンケート調査を実施する必要がある。

当団体の設立目的は、定年退職後等において、生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に就業の機会を提供することで、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することである。

しかし、市民ニーズを適時適切に捉えなければ、いくら高齢者の能力が

あってもそれを活かした活動は市民ニーズからかけ離れたものとなり地域づくりに寄与しないものとなる。

また、当団体の会員に対しても定期的にアンケートを実施する必要がある。会員の声をすくい上げてそれを事業に活かすことは設立目的である生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に就業の機会を提供することができ大変有効であるからである。

双方に対して定期的にアンケートを実施することにより当団体の設立目的をより遂行することができるのである。

無償貸与について＜意見＞

現在、当団体は市から、尼崎シルバー会館の土地 6 3 9 . 2 4 m²の無償貸与を受け、ふすま作業所及び集会所としてワークプラザ（シルバー関係補助金で建設）を無償で借り受けている。

これら全てが無償貸与となったのは、ワークプラザについては、国庫補助の要件として無償貸与が前提となっていること、また、尼崎シルバー会館については、設立目的である、定年退職後等における生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に就業の機会を提供することで、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与するという公益性の観点から、主としてハード面は尼崎市が負担し、ソフト面は当団体が負担するということになったと市から回答を得た。

補助金や委託の効果検討の際に、無償貸与に係る効果も織り込んで市は評価検討を行う必要がある。

無償貸与は市民の効用に資するという目的のもと実施している。しかし裏を返せば、無償がゆえに税金を投じた貸与資産はその後無償のまま使用される。

つまり、無償貸与は隠れた補助金的性格を持っていることを示している。そのため本来であれば、無償貸与という行為そのものは慎重に行わなければならないのである。

ここで、有償貸与にした場合、当団体は事業運営そのものを遂行できなくなるとの意見を市から受けたが、そもそも公益性があるからという理由のみで無償貸与のまま推し進めること自体が問題ではないかと考えるのである。公益性がある事業に対して、無償で行うことによる効果の程を十分検証する必要がある。

補助金や委託料の積算根拠としての人件費について＜意見＞

当団体の平成 18 年度から平成 20 年度の 3 年間にかかる職員の平均給与額（年収）、平均在籍年数及び常勤職員数は次のとおりである。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
平均給与額（年収）	6,985 千円	7,244 千円	7,113 千円
平均在籍年数	19.0 年	20.0 年	19.6 年
常勤職員数	16 人	16 人	16 人

表からも分かるように、在籍年数に比例して給与の額も年々増加している。平成 20 年度において平均給与額等が若干減少したのは、1 人新規採用したことによるものである。

一方、当団体のプロパー職員にかかる人件費に関して、尼崎市、兵庫県及び国の公務員の平均給与と比較した場合、次のとおりである。

	シルバーセンター	尼崎市	兵庫県	国
月平均給与	431,090 円	455,508 円	401,957 円	387,506 円
平均年齢	45.4 歳	46.4 歳	44.4 歳	41.1 歳

（注）シルバーセンターは、平成 20 年度の平均給与額（年収）を 16.5 ヶ月で除して平均月額を算定し、市、兵庫県及び国のデータは、平成 20 年 4 月 1 日時点の一般行政職のデータを用いている。

この表を見ると当団体は自主財源の確保のための活動を今後展開していかなければならない状況になりつつある中で、補助金や委託料を積算するに際して、比較的に高い水準で推移している給与が負担になると考えられ、それが今後の課題ではないかと思われる。

現状当団体の職員給与制度は、市の制度を参考に運用している。尼崎市で業務を行っている当団体において、社団法人として公益性のある活動を行っているということから、給与の拠り所を市の制度に求めたためと推測される。

しかし、自主財源確保のため業務を見直しつつある環境下においては、そもそも市の制度による理由も乏しくなっているのではないかと考えられる。

この点に対して、当団体の中期事業計画においても、自主財源確保のために対外的な業務活動において具体的に取り組んでいるが、対内的には支出面の削減は厳しいとして特に計画上織り込まれていない。

今後当団体への期待が高まっていくと考えられる中で、シルバーセンタ

一の事業規模に対する現状の人件費の負担をどのように対処するのか。言い換えるならば、1人当たりの人件費に対する事業運営による効果の程度をどのように評価していくのか。

そのことから、当団体が成果指標を取り込む等の独自の給与体系を設けて、自主性を持って事業活動に取り組むことが、自身の独立性及び自主財源の確保に向けての架け橋になるものと考えられる。

退職給付会計の適用について＜意見＞

当団体において退職給付引当金の計上基準は、毎期末時点における自己都合による退職金要支給額から中小企業の退職金共済の積立金額を除いた金額を退職給付引当金として計上し、前年度の退職給付引当金残高との差額を退職給付費用として計上している。

ここで、平成19年度及び平成20年度における貸借対照表における退職給付引当金残高は次のとおりである。

	平成19年度	平成20年度	差引退職給付費用
退職給付引当金	54,383 千円	54,383 千円	- 千円

しかし、理論上の退職給付引当金は次のとおりである。

	自己都合要支給額	中退共積立金	差引退職給付引当金
平成21年3月末	128,394 千円	71,726 千円	56,667 千円
平成20年3月末時点退職給付引当金			54,383 千円
差引平成20年度計上すべき退職給付費用			2,283 千円

補助金や委託料の積算根拠として、退職給付費用及び退職給付引当金2,283千円の計上漏れとなっている。

期間比較可能性を確保するためにも、合理的な理由がない限り計上基準の変更は行ってはならず、これは利益調整として恣意性が介入し合理的理由に基づくものではなく会計基準違反である。

今後は、恣意性が介入しないようむやみな計上基準の変更は行わず、一度採用された基準は每期継続して採用する必要がある。

10 尼崎中高年事業株式会社

(1) 事業概要

所管部署	産業経済局 しごと支援課		
設立年月日	昭和 58 年 8 月 1 日		
設立目的	中高年齢者の雇用の促進と安定を図るとともに、事業を通じて地域社会に貢献することを目的として設立		
主な事業内容	(1)緑化事業 ・国等及び地方公共団体の街路樹、植樹帯の緑化に関する受託業務 ・地方公共団体の公園、駅前広場等の管理並びに公園樹木、施設緑地の緑化に関する受託業務 ・緑地、庭園樹木の保護育成並びに造園、植栽工事に関する業務 ・苗畑、園芸植物の生産管理に関する受託業務 (2)施設管理事業 ・自転車駐車場の管理運営に関する受託業務 ・各種事業施設の管理運営に関する受託業務		
管理施設（指定管理者）	—		
出資状況	資本金	50,000 千円	
	市の出資金額に占める割合	28,000 千円	56 %
	他の出資状況	22,000 千円	44 %

(2) 公益性の判断

公が行うべき事業である理由	(1)緑化事業 中高年齢者の雇用の促進するために設立された団体であることから、市内全域にわたる業務や小規模の業務が多く民間企業では経費的に難しい緑化事業において雇用を生み出す。また、道路や公園は公共のものであり、その維持管理(樹木の剪定、除草、薬剤散布等)は公又は公から委託を受けた団体が行うべきである。 (2)施設管理事業 駐輪場、地区会館等については、勤務時間が短時間で不規則であり、民間企業では受託が難しいと考える。また、市が設置した
---------------	---

	施設であり、その維持管理（受付、秩序維持等）は市（又は市から委託を受けた団体）が行うべきである。
市民ニーズ及びその把握方法	道路や公園等の良好な環境を維持し、人と緑のふれあいあるまちづくりを推進することができ、さらに、事業実施に伴い中高年齢者の雇用促進が図れる。
類似の事業を行っている他団体	緑化事業～（財）尼崎緑化協会、民間造園業者 施設管理事業～民間企業

（３）財務情報

（単位：千円）

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度当初予算
損益計算書	営業収益	747,550	727,387	702,340	638,754
	営業費用	745,271	725,099	707,885	638,101
	営業利益	2,278	2,287	5,545	653
	営業外収益	11,850	10,354	10,231	13,770
	営業外費用	220	531	28	0
	経常利益	13,908	12,111	4,657	14,423
	特別損益	1,168	0	1,742	0
	法人税等	0	3,791	235	0
	当期純利益	12,740	8,319	2,680	14,423
	減価償却前当期純利益	20,822	16,260	15,465	27,208
貸借対照表	流動資産	624,144	641,573	613,218	-
	固定資産	334,731	324,256	325,970	-
	資産合計	958,875	965,829	939,188	-
	流動負債	93,363	91,536	88,301	-
	固定負債	53,311	53,773	27,687	-
	（うち有利子負債）	-	-	-	-
	負債合計	146,675	145,309	115,988	-
	資本金	50,000	50,000	50,000	-
	利益剰余金	762,200	770,520	773,200	-
	純資産の部合計	812,200	820,520	823,200	-

（注）金額は、千円未満を切り捨てしている。

経営成績の状況

売上高についてみると、平成１８年度から平成２０年度にかけて７４７，５５０千円から７０２，３４０千円へと減少しており、年平均で約２２，６０５千円の減少となっている。これは、主として施設管理事業における競艇場駐車場(自主事業)の利用者の減少によるものである。

営業費用については、平成１８年度から平成２０年度にかけて７４５，２７１千円から７０７，８８５千円へと減少しており、年平均で約１８，６９３千円の削減となっている。営業利益では、平成１８年度、平成１９年度においてそれぞれ２，２７８千円、２，２８７千円の黒字となっているが、平成２０年度においては、５，５４５千円の赤字となっている。これは、売上高の減少が、前年同期比で２５，０４７千円であるのに対して、営業費用の削減が前年同期比で１７，２１４千円にとどまったためである。

営業外収益の主なものは、雇用助成金及び資産運用益であり、経常利益では、平成１８年度から平成２０年度にかけて１３，９０８千円から４，６５７千円へと年々減少傾向にあり、市からの委託料の削減や競争入札への移行が進み、年々受注額が減少するという厳しい運営を強いられ、収支均衡を図ることが困難な状況といえる。

財政状態の状況

平成１９年度における流動資産は６４１，５７３千円であり、前年同期比で１７，４２９千円の増加となっている。これは、主として現金預金の増加１９，３０６千円、売掛金の増加１１，０７１千円、未収還付法人税等１０，９４３千円の減少によるものである。流動負債は９１，５３６千円、固定負債は５３，７７３千円であり、前年同期に比して大幅な増減はない。平成２０年度における流動資産は、６１３，２１８千円であり前年同期比で２８，３５５千円の減少となっている。これは、主として現金預金の減少１０，１１６千円、売掛金の減少２０，９７６千円によるものである。流動負債は８８，３０１千円で前年同期に比して大幅な増減はない。固定負債は、２７，６８７千円であり、前年同期比で２６，０８６千円の減少となっている。これは、退職給付引当金の減少によるものである。

純資産では、平成１８年度から平成２０年度にかけて８１２，２００千円から８２３，２００千円へと毎年若干ではあるが、増加傾向にある。

なお、後述する退職給付引当金計上不足４０，８４２千円を考慮すると、

平成 20 年度における純資産は、782,358 千円となる。

(4) 市の関与状況

市の関与状況			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度当初 予算
公 的 支 援	出資金、低利貸付等に伴う 機会費用		616	588	630	532
	小計		616	588	630	532
	合計		616	588	630	532
指定管理料収入			-	-	-	-
そ の 他 市 の 委 託 料	緑化事業	委託料収入	261,514	249,093	233,368	233,368
		徴収利用料金	-	-	-	-
	施設管理事業	委託料収入	282,382	280,657	280,562	280,562
		徴収利用料金	-	-	-	-
	小計		543,896	529,750	513,930	513,930
公的支援+指定+その他(合計)			544,512	530,338	514,560	514,462
市の負担率(%)			72.78	72.85	73.20	80.47

(注) 出資金、低利貸付等に伴う機会費用は、出資金、低利貸付金の年度末残高に各年度末の長期プライムレートを乗じている。また、市の負担率については、公的支援のうち収入に計上されていないものを分母に含めて算出している。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
出資金額		28,000	28,000	28,000
市の出資割合(%)		56.00	56.00	56.00
土地	使用の状況(有償・無 償・減免中・他)	有償	有償	有償
建物		有償	有償	有償

(5) 役員及び職員の状況

役員の状況

過去 3 年間ににおける役員の状況は、以下のとおりである。

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
役 員	常 勤	団体職員	1	1	1
		市OB	2	2	2
		合計	3	3	3
	非 常 勤	出資者	6	6	6
		市	1	1	1
		合計	7	7	7

	合計人数	10	10	10
	平均在任期間 (年)	2	2	2.5
	人件費総額(千円)	9,032	9,324	8,348

(注) 1. 平均在任期間は常勤役員の平均在任期間をいう。

2. 人件費総額は、報酬及び賞与である。

職員の状況

過去3年間における職員の状況は、以下のとおりである。

			平成18年度	平成19年度	平成20年度
職員	常勤	正規職員	59	58	52
		嘱託職員	30	27	29
		臨時職員	128	133	135
		市OB	2	3	3
		合計	219	221	219
	平均在任期間 (年)		4.2	4.4	4.5
	人件費総額 (千円)		442,507	425,413	414,421

(注) 1. 平均在任期間は正規常勤職員の平均在任期間をいう。

2. 人件費総額は、給与及び賞与である。

(6) 事業別の状況

事業別の売上構成

過去3年間における事業別の売上構成は、以下のとおりである。

(単位：千円)

事業		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		金額	%	金額	%	金額	%
緑化事業	緑化	375,949	50.3	375,298	51.6	359,880	51.2
施設管理 事業	市営駐輪場・保管所	128,104	17.1	126,736	17.4	126,633	18.0
	駅前広場	99,711	13.3	99,711	13.7	99,711	14.2
	魚つり公園	40,527	5.4	40,121	5.5	40,121	5.7
	地区会館	14,039	1.9	14,086	1.9	14,094	2.0
	塚口駐輪場(注)	26,571	3.6	27,543	3.8	28,553	4.1
	競艇場駐車場(注)	62,646	8.4	43,888	6.0	33,344	4.7
小計		371,600	49.7	352,088	48.4	342,460	48.8
合計		747,550	100.0	727,387	100.0	702,340	100.0

(注) 1. 塚口駐輪場及び競艇場駐車場は、自主事業である。

2. 金額は、千円未満を切り捨てしている。

緑化事業及び施設管理事業の全体に占める割合は、それぞれ約50%となっている。

(A) 緑化事業

平成19年度における売上は、375,298千円であり、前年同期に比してほとんど増減はない。尼崎21世紀の森の保護育成業務を新規に受注したが、市営住宅や下水処理場等の保護育成業務の受注減となっている。

また、平成20年度における売上は、359,880千円であり、前年同期比で15,418千円減少している。これは、尼崎閘門植栽管理業務を新たに受注できたが、尼崎21世紀の森の保護育成業務やリフレッシュポートあまがさき樹木保護育成業務などの受注減によるものである。

(B) 施設管理事業

平成19年度における売上は、352,088千円であり、前年同期比で19,512千円減少している。これは、自主事業における競艇場駐車場での来場者の減少により、前年同期比で18,758千円減少したことによるものである。また、平成20年度における売上は、342,460千円であり、前年同期比で9,628千円減少している。これは、自主事業における阪急塚口駅南自転車駐車場管理業務では、若干売上が増加したものの、競艇場駐車場において、ポートピア梅田の開設などにより来場者が著しく減少し、前年同期比で10,544千円減少したことによるものである。

事業別の職員数及び人件費

(A) 過去3年間における事業別の職員数は、以下のとおりである。

(単位：人)

事業		平成18年度	平成19年度	平成20年度	うち、市在住者(%)
緑化事業	正社員	52	51	45	36(80%)
	嘱託社員	20	18	21	16(76%)
	パート社員	4	9	10	8(80%)
	計	76	78	76	60(79%)

施設管理事業	正社員	3	3	3	2(67%)
	嘱託社員	11	11	10	6(60%)
	パート社員	123	123	124	117(94%)
	計	137	137	137	125(91%)
総 務	正社員	4	4	4	3(75%)
	嘱託社員	1	1	1	1(100%)
	パート社員	1	1	1	1(100%)
	計	6	6	6	5(83%)
合 計	正社員	59	58	52	41(79%)
	嘱託社員	32	30	32	23(72%)
	パート社員	128	133	135	126(93%)
	計	219	221	219	190(87%)

(注) 1. 緑化事業では、76 人中 45 人が正社員であり、施設管理事業では、137 人中 3 人が正社員、総務では 6 人中 4 人が正社員である(平成 20 年度)。

2. 緑化事業における正社員数は、平成 20 年度 45 人であり、平成 18 年度の 52 人に比して 7 人減少し、嘱託社員 1 人及びパート社員 6 人が増加している。

3. 施設管理事業及び総務における正社員数は、各年度それぞれ 3 人、4 人と増減はない。

4. 正社員のうち約 79%、嘱託社員のうち約 72%、パート社員のうち約 93%が市在住者である。

(B) 過去 3 年間ににおける事業別の人件費は、以下のとおりである。

(単位：千円)

事業	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
緑化事業	253,987	239,960	238,512
施設管理事業	176,530	166,907	165,588
総務(役員含む)	86,143	96,004	80,153
合 計	516,660	502,871	484,254

(注) 1. 人件費には、賃金手当、給料手当、法定福利費、厚生費、賞与引当金繰入額、退職給付引当金繰入額を含んでいる。

2. 緑化事業における人件費総額は、平成 20 年度 238,512 千円であり、平成 18 年度に比して、15,475 千円(6.1%)減少している。

3. 施設管理事業の人件費総額は、平成 20 年度 165,588 千円であり、平成 18 年度に比して、10,942 千円(6.2%)減少している。

4. 総務部門の人件費総額は、平成 20 年度 80,153 千円であり、平成 18 年度に比して、5,990 千円(7.0%)減少している。

事業別損益

過去 3 年間ににおける事業別の損益は、以下のとおりである。

(単位：千円)

事業	科目	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
		金額	%	金額	%	金額	%
緑化事業	売上	375,949	100.0	375,298	100.0	359,880	100.0
	売上原価	329,750	87.7	324,137	86.4	326,610	90.8
	(うち労務費)	253,987	67.6	239,960	63.9	238,512	66.3
	(うち委託料)	32,367	8.6	39,991	10.7	45,775	12.7
	(うち賃借料)	4,398	1.2	4,398	1.2	4,398	1.2
	売上総利益	46,198	12.3	51,161	13.6	33,269	9.2
市営駐輪場等	売上	128,104	100.0	126,736	100.0	126,633	100.0
	売上原価	106,877	83.4	99,620	78.6	100,661	79.5
	(うち労務費)	105,628	82.5	98,282	77.5	99,124	78.3
	(うち委託料)	-	-	-	-	-	-
	(うち賃借料)	-	-	-	-	-	-
	売上総利益	21,227	16.6	27,116	21.4	25,971	20.5
駅前広場	売上	99,711	100.0	99,711	100.0	99,711	100.0
	売上原価	69,717	69.9	69,090	69.3	69,416	69.6
	(うち労務費)	17,425	17.5	16,756	16.8	17,018	17.1
	(うち委託料)	24,212	24.3	24,212	24.3	24,212	24.3
	(うち賃借料)	-	-	-	-	36	-
	売上総利益	29,993	30.1	30,621	30.7	30,294	30.4
魚つり公園	売上	40,527	100.0	40,121	100.0	40,121	100.0
	売上原価	27,606	68.1	29,626	73.8	29,433	73.4
	(うち労務費)	14,187	35.0	16,019	39.9	16,038	40.0
	(うち委託料)	12,159	30.0	12,159	30.3	12,195	30.4
	(うち賃借料)	-	-	-	-	-	-
	売上総利益	12,920	31.9	10,495	26.2	10,688	26.6
地区会館	売上	14,039	100.0	14,086	100.0	14,094	100.0
	売上原価	13,815	98.4	11,366	80.7	11,469	81.4
	(うち労務費)	13,605	96.9	11,295	80.2	11,343	80.5
	(うち委託料)	-	-	-	-	-	-
	(うち賃借料)	-	-	-	-	-	-
	売上総利益	223	1.6	2,719	19.3	2,625	18.6
塚口駐輪場(自主)	売上	26,571	100.0	27,543	100.0	28,553	100.0
	売上原価	16,957	63.8	19,358	70.3	20,465	71.7
	(うち労務費)	12,124	45.6	12,262	44.5	12,348	43.2
	(うち委託料)	-	-	-	-	-	-
	(うち賃借料)	3,407	12.8	5,428	19.7	6,252	21.9
	売上総利益	9,614	36.2	8,184	29.7	8,088	28.3
競艇場駐車場(自主)	売上	62,646	100.0	43,888	100.0	33,344	100.0
	売上原価	59,469	94.9	43,914	100.1	34,438	103.3
	(うち労務費)	13,557	21.6	12,290	28.0	9,714	29.1
	(うち委託料)	7,942	12.7	1,613	3.7	108	0.3
	(うち賃借料)	36,551	58.3	29,356	66.9	23,257	69.7
	売上総利益	3,177	5.1	26	0.1	1,093	3.3
合計	売上	747,550	100.0	727,387	100.0	702,340	100.0
	売上原価	624,194	83.5	597,114	82.1	592,495	84.4
	(うち労務費)	430,517	57.6	406,867	55.9	404,101	57.5
	(うち委託料)	76,681	10.3	77,976	10.7	82,291	11.7

	(うち賃借料)	44,357	5.9	39,184	5.4	33,944	4.8
	売上総利益	123,355	16.5	130,272	17.9	109,844	15.6
	販売費管理費 (うち人件費)	121,076 86,143	16.2 11.5	127,985 96,004	17.6 13.2	115,390 80,153	16.4 11.4
	営 業 利 益	2,278	0.3	2,287	0.3	5,545	0.8
	営業外収益 (うち助成金)	11,850 7,001	1.6 0.9	10,354 4,461	1.4 0.6	10,231 5,050	1.5 0.7
	営業外費用	220	0.0	531	0.0	28	0.0
	経 常 利 益	13,908	1.9	12,111	1.7	4,657	0.7

- (注) 1. 労務費及び人件費には、給料手当、賞与引当金繰入額、法定福利費、厚生費、退職給与引当金繰入額が含まれている。
2. 販売費管理費の人件費には役員報酬が含まれている。
3. 金額は、千円未満を切り捨てしている。

市との委託契約

過去３年間にける委託料(20,000 千円以上)は、以下のとおりである。

(単位：千円)

委 託 業 務	18 年度税込	19 年度税込	20 年度税込
(A-1)緑地緑道等保護育成業務	90,300	89,880	91,140
(A-2)道路植樹帯保護育成業務	64,050	69,720	75,495
(A-3)公園等巡回清掃業務	23,489	23,489	23,489
緑 化 事 業 計	177,839	183,089	190,124
(B-1)JR 立花駅自転車駐車場管理業務	101,390	101,390	101,382
(B-2)放置自転車等保管・返還業務	33,120	31,736	29,090
(B-3)中央公園等維持管理業務	68,138	68,138	68,138
(B-3)阪神尼崎駅北駅前広場等維持管理業務	36,559	36,559	36,559
(B-4)魚つり公園管理運営業務	42,554	42,128	42,128
施 設 管 理 事 業 計	281,761	279,951	277,297
合 計	459,600	463,040	467,421

(A - 1) 緑地緑道等保護育成業務

業務の内容は、市内の剪定工、施肥工、灌土工、支柱整備、薬剤散布、花の管理、芝生管理、清掃・除草、設備管理等の保護育成業務であり、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）に該当する随意契約となっている。

委託先の選定理由は、「当該業務は、清掃、除草、低木剪定及び花壇管理等が主体であり、実施場所は市内に広範囲に点在している。作業内容はきめ細かな手間作業が多く、作業時期も集中することから機動力が必要であり、また、臨機に対応することも必要である。当団体は、現在、緑化関

係の作業員が約 80 人いることから機動力があり、緊急時や短期間に行う市内一円広範囲の業務に対応ができ、直営施行による一体的で良質な維持管理が期待でき、従来から当該業務を受託してきており、業務内容を熟知し、かつ誠実に履行している、また、今日の雇用失業情勢に鑑み、中高年者の雇用が確保できる。中高年齢者の労働に適した樹木の緑化育成、自転車駐車場の施設管理等を中心に住みよいまちづくりに寄与する業務を実施し、昭和 58 年に高齢化社会に向けて事業の充実と拡大を図るため、株式会社へ組織変更し、本市の中高年齢者の雇用確保のため、事業内容の拡充を図っている。」とされている。

(A — 2) 道路植樹帯保護育成業務

業務の内容は、市内の道路植樹帯等(近松線ほか 171 路線)の剪定工、施肥工、灌土工、支柱整備、薬剤散布、花の管理、芝生管理、清掃・除草、設備管理等の保護育成業務であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)に該当する随意契約となっている。

委託先の選定理由は、(A - 1)と同様である。

(A — 3) 公園等巡回清掃業務

業務の内容は、子ども広場及び道路植樹帯・植樹等の巡回点検業務及び公園等の不法投棄物等の巡回点検・収集業務であり、2 社見積もり合わせによる随意契約で、当団体が委託先に選定されている。

2 社見積もり合わせの結果は、以下のとおりである。

(単位：千円)

業 者	平成 20 年度税込
尼崎中高年事業(株)	22,370
尼崎都市美化推進企業組合	24,000

(注)当初の設立意義及び業務能力等により見積書徴収先(2 社)を選定

(B - 1) J R 立花駅自転車駐車場管理業務

業務の内容は、尼崎市立花駅第 1 ～ 7 自転車駐車場、尼崎市立花駅南地下自転車駐車場における自転車等の駐車に関する管理業務であり、3 社見積り合わせによる随意契約で、当団体が委託先に選定されている。

３ 社見積もり合わせの結果は、以下のとおりである。

(単位：千円)

業 者	平成 20 年度税込
尼崎中高年事業㈱	101,382
(社)尼崎市シルバー人材センター	102,100
尼崎都市美化推進企業組合	102,000

(注)過去の委託経過、業務実績等より見積書徴収先(３社)を選定

(Ｂ－２) 放置自転車等保管・返還業務

業務の内容は、山手幹線第１・２保管所、名月第１・２保管所、大庄西保管所、小中島第１・２保管所、東園田保管所、(仮称)水堂保管所における自転車、原動機付自転車の保管・返還等に関する業務であり、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)に該当する随意契約となっている。

委託先の選定理由は、「 . 尼崎市内に所在し、円滑に業務の履行が行える事業者であること。 . 中高年齢者の雇用と促進と安定を図り、事業を通じて地域社会に貢献するために、市を筆頭株主として設立した事業者であり、中高年齢者への雇用対策を達成することができること。 . 実績等があり、確実な履行が見込めること。 . 上記の基準でなおかつ徴収した見積書が予定価格の範囲内であること。」とされている

(Ｂ－３) 中央公園等及び阪神尼崎駅北駅前広場等維持管理業務

業務の内容は、中央公園、立体遊歩道、庄下川東広場、阪神尼崎駅北駅前広場及び庄下川歩行者専用道路等の維持管理業務であり、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)及び平成６年３月３１日付尼調第２４０１号業務委託等に係る契約事務の適正な処理について(通知)に該当する随意契約となっている。

委託先の選定理由は、「 本件業務委託については、平成１４年度まで(財)尼崎市施設管理協会(以下「協会」という。)に委託してきたところであるが、市の行財政改革に向けた検討の中で、外郭団体についてそのあり方を見直すことが重要課題となり、協会を廃止することになった。そこで、協会を解雇されることとなる中高年齢のプロパー職員の再雇用に関する問題が生じ、これら職員の受け入れ先として、中高年齢者の就業の確保及び地域社会に貢献することを目的に設立された当団体が最適であると考えら

れた。しかしながら、当団体にとっては、協会のプロパー職員を受け入れることは職員のオーバー配置となりその経営が圧迫されることが想定された。そこで、これらの職員の受入に当たり、これに見合う業務の付与が不可避となり、本件委託業務を当団体に委託することが協会の廃止という本市の行政目標を達成する上での要件となった。このような理由により平成 15 年度より本件委託業務を当団体へ委託しており、また次のような効果も期待される。中央公園等の都心地域公共施設の維持管理業務については、経済性だけでなく、公共空間としてできるだけ多くの人々にとっての利用しやすさを併せて求めていく必要があり、青少年の指導・ホームレスの情報収集等について市・警察・受託事業者との連携を図っていくことが重要である。当団体は、中高年齢者の持ち味を生かしたサービスの提供を行い、「ひと・まち・いきいき」を究極の願いとして、市が推進するさわやかで、住みよい「まちづくり」に貢献することを経営の基本理念としており、市との十分な連携が図れる。当団体は、市の中高年齢者の雇用確保のため、事業内容の拡充を図っており、その一助となる。」とされている。

(B - 4) 魚つり公園管理運営業務

業務の内容は、魚つり公園の魚釣施設及び駐車場の管理業務であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）に該当する随意契約となっている。

委託先の選定理由は、(B - 3) とほぼ同様である。

市との賃貸借契約

(A) 賃貸借物件

名 称：阪急塚口駅南自転車駐車場

所 在：尼崎市南塚口町 2 丁目 8 6 3

地目及び構造：公衆用道路、鉄骨造 3 階建

数 量：土地(4 4 2 . 0 5 m²)、建物(1 棟 1 , 2 2 4 . 4 8 m²)

(B) 賃借料

過去 3 年間における賃借料は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
建 物	1,388	2,777	2,898
土 地	632	1,228	1,972
合 計	2,021	4,005	4,871

(注)1. 平成 17 年度までは無償であり、平成 20 年度において、賃貸料算定の見直しを行っている。

なお、建物・土地の減免率については、3 年間で 50%の減免率引下げを目標とし、段階的に平成 18 年度 85%、平成 19 年度 70%の減免率を適用している。

2. 建物の賃借料算定(月額)について

平成 18 年度 評価額 $\times$ 0.6% $\times$ 15% (減免率 85%)

平成 19 年度 評価額 $\times$ 0.6% $\times$ 30% (減免率 70%)

平成 20 年度 (評価額 - 減価償却累計額) $\times$ 0.6% へ変更

3. 土地の賃借料算定(月額)について

平成 18 年度 評価額 $\times$ 0.4% $\times$ 70% (減免率 30%) $\times$ 調整率 1.15 $\times$ 15% (減免率 85%)

平成 19 年度 評価額 $\times$ 0.4% $\times$ 調整率 1.00 $\times$ 30% (減免率 70%)

平成 20 年度 道路占用料 $\times$ 面積 へ変更

(7) 団体の総合所見

市は、外郭団体共通の取り組みとして、「外郭団体に随意契約している業務については、早期に解消を図るべきもので、平成 21 年度には原則として一般競争入札に契約方法を変更する。」とし、当団体への取組みとしては、「契約方法の段階的な見直しを行う中で、経営体質の強化を図り自立化を促進する」ことをあげている。

当団体は、本格化する高齢化社会に対応し、中高年齢者の雇用の促進と安定を図るとともに事業を通じて地域社会に貢献することを目的として昭和 58 年に設立された団体(昭和 50 年に中高年者の就業機会の確保、地域社会に貢献することを目的とし、国・県・市の関係行政機関、市内の経済、労働団体の総意に基づき設置された尼崎中高年労働事業団を前身とする)であり、高齢化社会に対応する行政の一端を担い、特に中高年齢者の雇用、再就職の場として、仕事を通じて地域社会に貢献するという市労働行政推進と直接結びついた団体として位置付けられる。

また、平成 15 年度以降の受託業務については、それまで(財)尼崎市施設管理協会に委託してきた施設管理業務を引き継ぐと同時に、同協会の廃止による中高年齢のプロパー職員の再雇用先として受入れたという経緯がある。

当団体が市から受託している事業の割合は、平成２０年度における金額ベースで７０％強となっており、市への依存割合が極めて高い状況であり、しかも受託事業である緑化事業及び施設管理事業の大部分の契約方法が、随意契約となっている。

当団体を取り巻く環境は、市からの委託料の削減や競争入札、指定管理者制度の導入が本格化する中で年々受注額の逡減が顕著化しており、収支均衡を図ることも厳しい状況であり、中高年齢者の雇用の安定・促進の縮小が余儀なくされる事態も想定される。そのため、当団体では人員の適正配置等による人件費をはじめとしたコストの削減を図ると同時に、民間企業等からの受注の確保、新規事業の開拓や技術力の向上に努めることが重要課題となる。

以上のような経営状況の中で、当団体が市の方針に基づき自立化を図るためには、団体自らが経営状況についての点検評価を実施し、経営改善の必要がある場合には、それを織り込んだ団体独自の経営改善計画等を策定することが不可欠となる。しかし、現状このような計画は策定されておらず、当団体独自の業績管理、成果管理や市民ニーズの把握も実施されていない。

当団体は、市が筆頭株主となっている第三セクター等であり、その業務について高い公共性が求められてはいるものの、一方では営利を追求する株式会社として存在する団体である。現状のような市からの高い依存体質から脱却し、自立した事業者として他の民間事業者との競合に勝ち残るためには、社会情勢の変化や市民ニーズに応じたサービスが提供できるような組織体制の整備や経営改善計画に基づく効率的な事業の運営に努めていく必要がある。

一方、市は委託業務における契約方法について、緑化事業及び施設管理事業そのものが他の民間の事業者と競合する事業であるため、公正性及び効率性の観点から、競争入札の可能性についても十分に検討する必要がある。この場合には、団体設立の趣旨である中高年者雇用対策として、現在の随意契約により市の資金を使用して事業を継続させる必要性についても、団体が設立された当時との社会環境の変化や行政の役割変化などを考慮し、他の外郭団体との統合を含め慎重に検討すべきである。

さらに委託料についても、長期間にわたり固定化しているものが数多く見受けられる。長期間にわたる業者の固定化は、契約金額を固定化させ競争性が確保されず、経済性・効率性を損なうおそれがある。市は独自の予

定価格を設計するとともに、委託先から見積書を入手するなどして、効率性、経済性の観点から見積金額の精査を厳密に行うべきである。

(8) 監査の結果及び意見

経営改善計画の策定を求めるもの<意見>

市の外郭団体の取り組みとしては、「市が出資する株式会社については、市への財政的依存体質を解消し、収益収支・資金収支等の経営見通し、経営計画に基づく自立経営を促進する。なお、経営計画に基づく経営改善が実施されたにもかかわらず、収支状況等の改善が極めて困難で、団体存続に係る継続性が懸念される場合、問題を先送りすることなく法的整理を含めた判断を行う」とされている。

当団体では、単年度予算の策定のみで、中長期の事業計画は策定されておらず、目標達成の把握が困難な状況にあるといえる。

当団体が、自主的な経営を行っていくためには、常に自らの経営の状況を分析し、自主的な経営改善に取り組んでいく必要がある。このため、中長期にわたって自主的に取り組む事項を掲げた経営改善計画を策定する必要がある。

民間からの役員登用を求めるもの<意見>

当団体では、常勤役員 3 人のうち、2 人が市OBである。「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成 18 年 8 月 31 日総務省)によれば、「3. 第三セクター等の人件費(4) 国の特殊法人等においては、政府が任命権を有する常勤役員について、国家公務員出身者の割合を半数以内にとどめる等の取組が行われている。これを踏まえ、第三セクター等の役員についても、地方公務員出身者が占める割合を抑制するよう取り組みを進めること」とされている。

当団体の経営は、独立した事業主体として自らの責任で事業が遂行されるものであり、常勤役員についても、職務権限や経営責任にふさわしい人材を民間も含めて広く求めることが適当であり、民間の経営ノウハウを有する人材が積極的に登用されるよう努める必要がある。

委託契約について

(A) 契約方法の見直しを求めるもの<意見>

(a) 以下の業務については、特命随意契約であり、その理由の大部分が業務に精通していること及び当団体の設立趣旨等をあげている。これらの理由は、契約履行の安全性、中高年齢者の雇用確保という観点からは十分に理解しうるところであるが、あくまでも委託先選定における一つの要素であり、特命随意契約の理由としては、不十分である。業務内容から判断して、排他的な特殊技能を要するものないし、専門性を有するものではないと考えられる。少なくとも「性質又は目的が指名競争入札に適しない」内容ではなく、他に同様な技術的条件を具備する業者がいるのであれば、競争入札によることが可能と考える。地方自治法の原則及び市の方針に基づき、競争入札が可能な契約についてはできるだけこれを導入し、公正性及び競争性が確保されるよう努めるべきである。

(A - 1) 緑地緑道等保護育成業務

(A - 2) 道路植樹帯保護育成業務

(B - 2) 放置自転車等保管・返還業務

(B - 3) 中央公園等及び阪神尼崎駅北駅前広場等維持管理業務

(B - 4) 魚つり公園管理運営業務

なお、(B - 4) 魚つり公園管理運営業務については、平成 22 年度より指定管理者制度が導入される予定である。

(b) 以下の業務については、見積もり合わせによる随意契約となっているが、長期間にわたり同一業者が見積書徴収先として選定されている。上記(a)と同様、受託可能な業者への入札参加について検討すべきである。

(A - 3) 公園等巡回清掃業務

(B - 1) J R 立花駅自転車駐車場管理業務

(B) 見積金額の精査を求めるもの<意見>

以下の業務についての委託料は、前年度予算額を基礎として決定されており、過去 3 年間ほとんど増減していない。このため、効率性・経済性の観点からの見直しが毎年行われているとはいいがたい。

長期間にわたる業者の固定化は、契約金額を固定化させ競争性が確保されず、経済性・効率性を損なうおそれがある。そのため、委託契約の締結に当たり、より慎重かつ厳正な判断が要求されることになる。市は、当団体を含め複数の同業者から見積書等を入手するなどして、独立した予定価

格を算定すべきであり、仮に当団体の見積書しか入手できない場合であっても、見積金額の内容を効率性、経済性の観点から厳密に精査すべきである。

(B - 1) J R 立花駅自転車駐車場管理業務

(B - 2) 放置自転車等保管・返還業務

(B - 3) 中央公園等及び阪神尼崎駅北駅前広場等維持管理業務

(B - 4) 魚釣り公園管理運営業務

(C) 業務報告の提出を求めるもの < 意見 >

以下の業務については、委託契約書に業務報告または成果報告の提出規定がない。そのため、当団体では市へ勤務表を毎月提出しているが、仕様書に基づいた委託業務の確実な履行を検証するためにも、委託契約書で業務報告又は成果報告の提出を明記すべきである。

(B - 1) J R 立花駅自転車駐車場管理業務

退職給付引当金の計上不足 < 意見 >

当団体の退職金規程に基づく平成 21 年 3 月末現在の退職金期末要支給額は、68,317 千円である。これに対する退職給付引当金の残高は、27,687 千円であり、差額 40,630 千円が退職給付引当金の計上不足となっている。

1 1 財団法人尼崎地域・産業活性化機構

(1) 事業概要

所管部署	産業経済局 産業振興課		
設立年月日	昭和 5 6 年 5 月 1 日		
設立目的	都市問題の解決に向けた調査研究等を行うとともに、産業の振興及び中小企業等の勤労者の福祉向上に向けた各種事業の推進により地域及び産業の活性化に寄与する。		
設立の経緯	産業の振興に向けた各種事業及び尼崎市中小企業センター管理運営を行っていた「尼崎産業振興協会」と調査研究及び地域の活性化の各種事業を行っていた「あまがさき未来協会」が、平成 15 年 4 月 1 日統合し、現団体となった。		
主な事業内容	都市問題の解決に向けた調査研究事業 情報収集・提供事業 中小企業支援 産業を担う人材育成事業 商業活性化事業 尼崎市業務受託事業 尼崎市中小企業センター管理運営 中小企業勤労者福祉共済事業（ハートフル事業）		
出捐状況	基本財産に充当している指定正味財産	300,250 千円	
	上記の指定正味財産に占める割合等	300,000 千円	99.9%
	他の出資状況	250 千円	0.1%

(2) 公益性の判断

公が行うべき事業である理由	・各種事業を横断的、複合的に行うことにより、人件費や費用の軽減が図れ、効率的な運営ができること ・固定した法人職員により市内事業所の推移など継続したさまざまな情報とノウハウの蓄積があること ・尼崎市中小企業センターを情報交流拠点とし、常に外部との接点を持ちながら、機動的に対応できることなど。
市民ニーズ及びその把握方法	・中小企業支援事業：融資・特許相談、大学との連携等のニーズ ・商業活性化事業：商業事業者への専門的支援等 ・人材育成事業：若手経営者や後継者の育成のニーズ ・把握方法：事業所へのアンケート調査、現場訪問等により、ニーズの把握を行っている
類似の事業を行っている他団体	貸会議室事業では尼崎市総合文化センターなど。

中小企業センターの内容等

建物所有	内容
(財) 尼崎 地域・産業 活性化機構	昭和 57 年開館
	地下 1 階、地上 7 階建て
	地下 (駐車場) 1 階 (大ホール) 3 階 尼崎地域・産業活性化機構業務室、4・5 階 貸室 (会議室、研修室)、6・7 階 テナント入居

中小企業センターは、公の施設として地方公共団体が所有する形態が多い中で、市は財団法人が建物を所有し、市が土地を提供するものである。

(3) 財務情報 (総括表)

平成 18 年度から、公益法人会計基準 (平成 16 年基準) により作成している。

単位：千円

年度		18 年度	19 年度	20 年度
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部			
	経常収益	189,324	203,170	188,289
	事業収益	105,117	110,141	96,387
	受取補助金等	64,352	75,501	76,640
	その他	19,854	17,527	15,260
	経常費用			
	事業費	208,752	206,074	216,273
	管理費	10,468	11,996	12,819
	当期経常増減額	29,896	14,901	40,803
	経常外増減額	825	16	8
	当期一般正味財産増減額	30,722	14,917	40,811
	一般正味財産期首残高	1,208,974	1,178,251	1,163,334
	一般正味財産期末残高	1,178,251	1,163,334	1,122,522
	指定正味財産増減の部			
	当期指定正味財産増減額	0	0	0
	指定正味財産期首残高	650,250	650,250	650,250
	指定正味財産期末残高	650,250	650,250	650,250
	正味財産期末残高	1,828,501	1,813,584	1,772,772
減価償却費		32,895	34,882	39,355
減価償却費控除前の当期一般正味財産増減額		2,173	19,965	1,456

減価償却前の当期一般正味財産増減額は、収支均衡に近い状況である。

単位：千円

年度		1 8 年度	1 9 年度	2 0 年度
貸 借 対 照 表	流動資産	184,774	81,151	107,914
	固定資産	1,804,674	1,775,458	1,746,480
	(うち基本財産と特定資産)	735,232	737,836	746,847
	資産合計	1,989,449	1,856,609	1,854,395
	流動負債	139,462	21,936	59,455
	固定負債	21,485	21,089	22,167
	(うち有利子負債)	0	0	0
	正味財産	1,828,501	1,813,584	1,772,772

固定資産中の基本財産・特定資産は安全有利に運用されている。

有利子負債はない。固定負債の主なものは、退職給付引当金である。

平成 2 1 年度収支予算書

単位：千円

		平成 21 年度 当初予算	左 の う ち ハートフル事業	左のうち21 年度限りの ものを除く
収 支 計 算 書	事業活動収入 の部			
	事業収入	183,236	84,000	84,000
	補助金等収入	127,299	22,800	22,800
	その他収入	239,188	(注) 224,530	17,983
	事業活動収入計	549,723	331,330	124,783
	事業活動支出 の部			
	事業費	299,293	96,888	96,888
	管理費	51,794	42,269	42,269
	事業活動支出 計	351,087	139,157	139,157
	事業活動収支 差額	198,636	192,173	14,374
	投資活動収入	3,194	0	
	投資活動支出	167,898	160,530	
	投資活動収支 差額	164,704	160,530	

	財務活動収入	—	—
	財務活動支出	—	—
	財務活動収支差額	—	—
	予備費支出	3,000	1,000
	当期収支差額	46,524	30,643

(注) 平成21年4月1日付け、ハートプル事業引継に伴い市からの寄付金が206,547千円ある。平成21年度は、特定資産に160,000千円、運用資産に30,000千円特別会計内で留保される予定である。

平成21年度予算は、平成21年4月1日に市から事業譲渡されたハートプル事業が新規に加わるが、市からの寄付金収入という当年度限りの収入を除くと、事業活動収支赤字の事業であることがわかる。

(4) 市の関与状況

単位：千円

市の関与状況			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度当初 予算
公的 支 援	補助金	人件費	18,931	18,233	19,551	31,233
		経営人材育成	2,466	2,447	2,466	2,466
		商業活性化対策事業	3,573	4,160	5,040	2,500
		産業立地支援事業	—	—	—	1,943
	新事業移管に伴う寄付金		—	—	—	206,548
	小計		24,969	24,840	27,057	244,690
	出資金、低利貸付等に伴う機会費用		22,949	22,649	23,099	23,099
合計			47,918	47,489	50,156	267,789
委 託 料	産業情報データバンク事業		600	600	600	1,660
	事業所景況等調査事業		2,650	2,650	2,650	2,517
	試験研究機関ネットワーク構築事業		1,600	—	—	—
	企業立地ガイドブック及び産業集積マップ作業事業		1,785	—	—	—
	産業功労者等表彰事業		637	454	460	497

	商業診断	1,000	1,000	—	—
	尼崎市業務受託事業	30,866	44,457	39,816	41,805
	尼崎市公設地方卸売市場に係る実態調査	—	1,000	—	—
	大庄中部大規模公有地活用検討業務事業	—	—	5,347	—
	地域ものづくり力連携推進事業	—	—	—	15,974
	小計	39,138	50,161	48,873	62,453
	公的支援+指定+その他(合計)	87,056	97,650	99,029	330,242
	市の負担率(%)	41.0	43.2	46.8	57.6

(注)

1. 市からの委託事業については、利用料金を徴収していない。
2. 出資金、低利貸付等に伴う機会費用は、出資金、低利貸付金の年度末残高に各年度末の長期プライムレートを乗じている。また、市の負担率については、公的支援のうち収入に計上されていないものを分母に含めて算出している。

単位：千円

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	指定正味財産	300,250	300,250	300,250
	市の出資割合(%)	99.9	99.9	99.9
土地	使用の状況(有償・無償・減免中・他)	無償貸付	無償貸付	無償貸付
建物		財団所有	財団所有	財団所有

なお、建物に担保権は設定されていない

(5) 役員及び職員の状況

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
役員	常勤	市職員	1 人	1 人	1 人
		その他	1 人	1 人	1 人
		小計	2 人	2 人	2 人
	非常勤	市会議員	2 人	2 人	2 人
		その他	10 人	8 人	8 人
		小計	12 人	10 人	10 人
	市兼務		2 人	1 人	1 人

	合計人数	16人	13人	13人
	平均在任期間 (年)	1.5	1.2	2.0
	人件費総額(千円)	3,296	3,296	3,296

(注) 1. 平均在任期間は常勤役員の平均在任期間をいう。

2. 人件費総額は、報酬及び賞与である。

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
職員	常勤	正規職員	11人	12人	12人
		嘱託職員	1人	1人	—
		臨時職員	—	1人	2人
		市兼務	5人	3人	3人
		市OB	1人	—	—
		合計	18人	17人	17人
	平均在任期間 (年)		14.7	14.9	9.8
	人件費総額(千円)		97,480	103,067	102,122

(注) 1. 平均在任期間は正規常勤職員の平均在任期間をいう。

2. 人件費総額は、給与及び賞与である。

(6) 事業別の状況(会館管理運営事業会計)

単位：千円

年度		18年度	19年度	20年度
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部			
	経常収益	102,922	110,742	93,089
	事業収益	101,090	107,840	92,551
	受取補助金等	0	0	0
	繰入金	1,126	—	—
	その他	706	2,902	538
	経常費用	130,040	128,101	124,755
	事業費	130,040	120,643	124,755
	繰出金	—	7,458	—
	当期経常増減額	27,118	17,359	31,666
	経常外増減額	333	16	—
	当期一般正味財産増減額	27,451	17,375	31,666
	一般正味財産期首残高	711,931	739,382	756,757
	一般正味財産期末残高	739,382	756,757	788,423

	正味財産期末残高	739,382	756,757	788,423
	当期減価償却費	29,002	30,756	34,717
	減価償却費計上前一般正味財産増減額	1,884	13,381	3,051

会館管理運営事業会計（中小企業センターの運営管理）は、補助金を受取らないで（免除されている地代が実質補助金であることを除く）「減価償却費計上前一般正味財産増減額」がプラスであり、健全な財務内容である。なお、固定資産税は、要負担額相当を市に全額支払っている。

（７）団体の総合所見

財団法人尼崎地域・産業活性化機構は、市からの産業振興・活性化事業の移管を含め、市の行政と実質一体の活動を行っている。また、建物等建設のための借入金は全額償還済みである。

近隣の競合団体は、貸室では尼崎市総合文化センターなどがある。

尼崎市中小企業センター会館（効率性）

（Ａ）利用率

尼崎市中小企業センター会館の利用率は次のとおりである。

	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度
（１階）ホール平均	45.0%	49.7%	47.7%
（４階）会議室６部屋平均	26.9%	27.2%	22.8%
（５階）主に研修室５部屋平均	42.6%	40.8%	34.6%
総平均	34.2%	34.5%	29.6%

利用率については、平成２０年度後半の景気の落ち込みを受け、利用率総平均は３０ポイントを下回った。しかしながら、その内容は１階ホールが健闘していることが伺われる。４階・５階の落ち込みが著しい。

（Ｂ）修繕計画について

修繕計画については、建物本体の計画は築２６年になる平成２０年度現在で存在しない。建物附属設備の修繕計画は次のとおりである。

建物附属設備の長期修繕計画（案）と実施状況との対比(年度別)

単位：千円・％

平成 19 年度 (築年数 25)	長期修繕 計画	執行状況	執行率
自動精算機等	720	66	紙幣搬送部履行、 その他未履行
小計	720	66	9.2％

平成 20 年度 (築年数 26)	長期修繕 計画	執行状況	執行率
電気設備	25,820		未履行
弱電設備	15,260		未履行
空調設備	760		未履行
給排水設備	3,870	2,572	受水槽塗装・計画 外補修、その他未 履行
消防設備	2,130		未履行
エレベータ設備	28,600		未履行
ゴンドラ設備	470	470	清掃契約変更
自動精算機等	352		未履行
小計	77,262	3,042	3.9％

平成 21 年度 (築年数 27)	長期修繕 計画	執行状況	執行率
空調設備	1,240	178	ベルト交換のみ、 その他未履行
消防設備	490		未履行
ゴンドラ設備	4,850	4,850	必要性なくなる
小計	6,580	5,028	76.4％
累計	84,562	8,137	9.6％

平成 2 1 年度執行額は予定である。

計画は予算ではなく途中変更もあり得るが、 3 年間通算の執行率は 9 . 6 % に留まっており、緊急性・安全性の観点から、現に改修せざるを得ないものの以外は先送りされている。

第 2 次中期計画（平成 2 1 年度から平成 2 3 年度まで）

活性化機構は 3 年ごとの中期計画を立案している。

（基本方針）

- ・事業所のイノベーションを応援します
- ・情報収集・発信機能を強化します
- ・交流と連携のコーディネート機能を担います
- ・中小企業における勤労者の福祉向上をサポートします
- ・中小企業センターの利用者に質の高いサービスを提供します
- ・機構の運営基盤強化に取り組みます

（事業内容、以下は中期計画初年度のものである）

1、調査研究事業
産業情報データベース事業
事業所景況調査
特定経済動向調査
地域データ及び関連情報の収集・分析事業
尼崎の産業活性化研究会
尼崎市内陸部工業集積地実態調査
2、情報の収集・提供事業
シリーズ「地域と産業」講演会の開催事業
「産業のまち尼崎」写真コンテスト開催事業
尼崎市産業団体等連絡協議会の運営
産業立地支援事業
事業概要のPR冊子の作成と配布・HPの更新と運用
3、中小企業支援事業
経営相談
尼崎市産学公ネットワーク事業
産業功労者等表彰事業
ものづくり達人顕彰事業
尼崎産業フェアの開催
尼崎倶楽部の運営
尼崎産業製品展示コーナーの運営
地域ものづくり力連携促進事業
4、人材育成事業
尼崎経営塾
正業塾
現場改善力向上講座
中小企業の売るための営業力向上セミナー
知的財産セミナー
中小企業経営講演会
パソコン教室
5、商業活性化対策事業
尼崎市商業活性化対策協議会の運営

専門家派遣事業
商業団体等への情報提供事業
6、尼崎市業務受託事業
中小企業新技術・新製品創出支援事業
空店舗活用支援事業
ＩＣカード活用、インターネット活用支援事業
商店街活性化研修支援事業
アーケード維持管理事業
イベント支援事業
特許権取得サポート事業
大学等協同研究支援事業
商業者提案事業
商業活動相談指導業務
商業施設環境整備促進事業
融資制度関係事務
7、尼崎市中小企業センターの管理運営
8、尼崎市中小企業勤労者福祉共済事業（ハートプル）
給付事業
福利事業
機関紙の発行

収支計画（総括表）

（単位：千円）

	科目等	21年度	22年度	23年度
収入	財産運用収入	14,672	12,874	12,874
	事業収入	183,236	190,290	196,545
	補助金等収入	127,299	127,299	104,499
	その他収入	227,710	18,798	21,477
	繰入金収入	3,000	10,000	10,000
	当期計	555,917	359,261	345,395
	前期繰越金	46,524	77,456	74,214
支出	人件費	143,402	140,562	142,368
	事業活動経費	198,874	198,030	192,068
	租税公課	11,811	11,911	12,005
	投資活動経費	167,898	9,000	0
	予備費	3,000	3,000	3,000
	当期計	524,985	362,503	349,441
	当期収支差額	30,932	3,242	4,046
	次期繰越金	77,456	74,214	70,168

総括表ベースの収支差額は22年・23年若干のマイナスを予測している。

ハートプル事業について

個別の内容では、新規事業のうち特に規模の大きいものは、ハートプル

事業である(平成21年度予算を参照)。平成21年度から実質的に事業赤字が見込まれるものであることは前述した。

計画ではその後、18,000人の会員を得られれば事業として軌道に乗っているとしている(平成21年4月1日現在では13,554人)。しかし、現実には中小企業・個人事業主の減少傾向に歯止めがかからない経済情勢であり、会員獲得には多大な困難が伴うものである。

また、国の補助金政策も産業構造の変化を踏まえ変更されようとしている。ハートプルへの補助金交付割合は国・市、50%：50%である。平成22年度で国は大企業と中小企業の特に労働福祉の格差を是正する当該補助金の趣旨が達せられたとして打ち切りを表明している。市も国に準じて平成22年度をもって補助金交付を取りやめるものと考えられる。その結果、次のような推移表の結論になる。

		A	B	C	D
		平成21年度当初予算	左のうち21年度限りのものを除く	ハートプル事業の23年度予想	ハートプル事業の23年度予想
収 支 計 算 書	事業活動収入の部				
	事業収入	84,000	84,000	84,000	108,000
	補助金等収入	22,800	22,800	0	0
	その他収入	224,530	17,983	17,983	17,983
	事業活動収入計	331,330	124,783	101,983	125,983
	事業活動支出の部				
	事業費	96,888	96,888	96,888	96,888
	管理費	42,269	42,269	42,269	42,269
	事業活動支出計	139,157	139,157	139,157	139,157
	事業活動収支差額	192,173	14,374	37,174	13,174

事業費のうちの予測の困難な「給付費」は平成21年度の水準で推移するものと仮定している。

C列は、単純な補助金カットのみ反映したもの、D列は1万8千人の会員獲得が出来た場合のシミュレーションである(事業収入 = 18,000人 × @500 × 12ヶ月)。D列であっても、依然として事業活動収支差額はマイナスであり、活性化機構全体の財務内容にマイナスの影響を与えるものである。

公益法人会計基準の適用

活性化機構は適用初年度の平成 18 年度から平成 16 年公益法人会計基準を採用している。公益法人会計処理のチェックポイントを網羅しており、その処理の信頼性は高い。

(8) 監査の結果及び意見

中小企業勤労者福祉共済事業（ハートプル事業）の今後＜意見＞

平成 21 年度から移管されたハートプル事業は、現在の会員数では赤字の事業であり、また補助金交付が平成 22 年度までであるため、たとえ 18,000 人会員体制にしても収支は厳しい。

国の補助金削減の理由を踏まえ、活性化機構としても事業を継続するかどうかの判断を平成 22 年度中（平成 23 年度予算に反映）に行わなければならない。

設備改修計画＜意見＞

中小企業センター改修計画は建物附属設備に対してのみ計画されているが、平成 21 年度予算に改修計画が反映されていない。これは第 2 次中期計画においても、「当面は、施設・設備改修は最小限にとどめ、大きな負担を伴う施設改修については、利用状況や収入確保の進捗を見ながら各年度の予算で設定する」こととされていることによる。

しかし、中小企業センターが市の産業振興行政の重要な一翼を担うものであることに疑念はない。施設設備改修計画は、資産の劣化を最小限に食い止め、後世に行政と一体となった施設を継承するためものであり、建物本体の改修計画を含め、必要最小限で実行可能なものを立案すべきである。その場合は市全体のバックアップが必要になる。当該改修計画を全力で取り組むことが望まれる。

貸室事業の効率性について＜意見＞

中小企業センター 4 階・5 階の貸室は低利用率のままである。国道 2 号線北向かい側に市の総合文化センターがあるが、そちらも稼働率は 30 % 程度である。近隣の貸会議室の需給バランスが崩れ、供給オーバーになっている。貸室のニーズは、中小企業センターで吸収すべきではないか。

1 2 財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所

(1) 事業概要

所管部署	産業経済局 産業振興課		
設立年月日	平成 5 年 1 2 月 2 4 日		
設立目的	・ レーザー等の高エネルギー密度熱源を駆使した、加工技術の調査研究、情報提供、普及を行い、産業技術の向上と学術の振興に寄与する。 ・ 「ものづくり」に関する技術支援事業を通して、地域企業のものづくり新技術の創生と技術の高度化を図り、産業振興に寄与する。		
主な事業内容	・ 高度加工技術の調査・研究開発 ・ ものづくり総合相談事業 ・ 人材育成・技術力向上支援事業 ・ 技術開発・試作支援事業		
管理施設（指定管理者）	—		
出資状況	基本財産	554,000 千円	
	市の出資金額及び基本財産に占める割合	10,000 千円	1.8%
	他の出資状況	544,000 千円	98.2%

(2) 公益性の判断

公が行うべき事業である理由	市はこれまで製造業を中心に発展してきた産業都市であり、市の都市活力を維持する上で、ものづくりを中心に多様な産業集積を生かした地域産業活力の創出を図ることが必要であるため。
市民ニーズ及びその把握方法	人材育成・技術力向上支援事業における受講者へのアンケート調査や、日頃機器を利用している企業の要望等に加え、中小企業等による「ものづくり支援センター」活用推進委員会において意見を聞くなどして把握している。
類似の事業を行っている他団体	該当なし

(3) 財務情報

		平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度当初予算
損 益 計 算 書	営業収益	153,316	164,647	157,458	164,342
	営業費用	163,597	158,154	159,583	164,342
	営業利益	10,281	6,493	2,125	-
	営業外収益	-	-	-	-
	営業外費用	-	-	9,620	-
	経常利益	10,281	6,493	11,745	-
	特別損益	-	-	-	-
	法人税等	-	-	-	-
	当期純利益	10,281	6,493	11,745	-
	減価償却前 当期純利益	10,281	6,540	11,633	112
貸 借 対 照 表	流動資産	11,983	17,725	16,623	-
	固定資産	591,143	591,765	582,145	-
	資産合計	603,126	609,490	598,768	-
	流動負債	1,956	1,827	2,850	-
	固定負債	3,368	3,368	3,368	-
	(うち有利子 負債)	-	-	-	-
	負債合計	5,324	5,195	6,218	-
	指定正味財産	554,000	554,000	554,000	-
	一般正味財産	43,802	50,295	38,550	-
	正味財産合計	597,802	604,295	592,550	-
	負債・正味財産 合計	603,126	609,490	598,768	-

損益計算書について、平成 18 年度においては、他社との共同研究に係る収入 10,000 千円を技術支援事業収入に振り替えたことにより、事業費の削減に努めたものの機械の修繕費が 11,724 千円発生したため、調査研究事業収入が前年比 16,700 千円減少するなどにより利益が 10,281 千円の赤字となった。平成 19 年度においては、当団体の施設内に置いてあるレーザー加工等に使用される機器の利用、依頼試験及び技術指導料が増加したことを受け技術支援事業収益が前年比 7,065 千円増加し、兵庫県が推進している兵庫県 COE プログラム補助金が 2,213 千円増加したこと及び消耗品資材・図書費等の廉価購入により費用削減に努めたことで調査研究事業費が前年比 5,425 千円減少した等により、6,493 千円の利益になった。平成 20 年度においては、機器利用の件

数が増加したものの、単価の高い依頼試験が減少したことにより技術支援事業収入が前年比 6,935 千円減少し、兵庫県 COE プログラム補助金が 3,338 千円減少したこと及び固定資産除却損が 9,620 千円生じたこと等により 11,745 千円の赤字となった。平成 21 年度当初予算においては、市より中小企業技術基盤強化支援事業として委託料収入 13,423 千円を見込んでいるため営業収益が増加している。

貸借対照表については損益計算書による影響以外特に大きな変動はない。

(4) 市の関与状況

市の関与状況			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度当初 予算
公 的 支 援	補助金	ものづくり支援 センター活動補 助金	49,706	49,706	49,706	49,706
		人件費補助金	5,529	5,718	5,724	5,724
		借地料補助金	10,489	10,489	10,489	10,489
	合計		65,724	65,913	65,919	65,919
その 他市 の委 託料	中小企 業技術 基盤強 化支援 事業	委託料収入	-	-	-	13,423
	小計		-	-	-	13,423
公的支援+指定+その他(合計)			65,724	65,913	65,919	79,342
市の負担率(%)			42.8	40.0	41.8	48.2

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
資本金		10,000	10,000	10,000
市の出資割合(%)		1.8	1.8	1.8
土地	使用の状況(有償・無償・減免中・他)	市からの補助金	市からの補助金	市からの補助金
建物		研究棟：無償支援センター：減免	研究棟：無償支援センター：減免	研究棟：無償支援センター：減免

(5) 役員及び職員の状況

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
役員	常勤	出資者	1 人	1 人	1 人
		合計	1 人	1 人	1 人
	非常勤	団体職員	1 人	1 人	1 人
		出資者	13 人	12 人	12 人
		その他	6 人	6 人	6 人
		合計	20 人	19 人	19 人
	市兼務		1 人	1 人	1 人
		合計人数	22 人	21 人	21 人
	平均在任期間 (年)		2	2	2
	人件費総額 (千円)		4,800	4,800	4,800

(注) 1 . 平均在任期間は常勤役員の平均在任期間をいう。

2 . 人件費総額は、報酬及び賞与である。

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
職員	常勤	正規職員	1 人	1 人	2 人
		嘱託職員	11 人	10 人	9 人
		市兼務	2 人	2 人	2 人
		他出資団体派遣	6 人	6 人	6 人
		小計	20 人	19 人	19 人
	非常勤	臨時職員	6 人	7 人	4 人
		他出資団体派遣	2 人	2 人	2 人
		小計	8 人	9 人	6 人
		合計人数	28 人	28 人	25 人
	平均在任期間 (年)		11	12	7
	人件費総額 (千円)		64,700	65,943	65,371

(注) 1 . 平均在任期間は正規常勤職員の平均在任期間をいう。

2 . 人件費総額は、給与及び賞与である。

(6) 事業別の状況

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
調査研究事業部門			
調査研究事業収入	39,100	40,661	43,900
調査研究事業費	39,762	34,359	38,492
(内、人件費)	17,752	17,775	17,909
差引損益	662	6,302	5,407
技術支援事業部門			
技術支援事業収入	32,357	39,422	32,486
ものづくり支援事業補助金収入	49,706	49,706	49,706
人件費補助金収入	5,528	5,718	5,724
その他補助金収入	3,493	5,707	2,369
計	91,085	100,553	90,286
技術支援事業費	87,204	91,070	88,748
(内、人件費)	40,289	41,619	40,592
差引損益	3,880	9,483	1,537
管理部門			
基本財産運用収入	6,813	6,942	6,937
賛助会費収入	5,800	5,900	5,700
借地料補助金収入	10,489	10,489	10,489
雑収入	28	99	145
計	23,131	23,431	23,272
管理費	36,629	32,723	32,343
(内、人件費)	11,458	11,349	11,669
差引損益	13,498	9,292	9,071
収入合計	153,316	164,646	157,458
支出合計	163,597	158,153	159,583
(内、人件費)	69,500	70,743	70,171
差引損益合計	10,280	6,493	2,125

調査研究事業部門は、高度加工技術の調査・研究事業の成果を地域中小企業等へフィードバックすることにより、地域企業の新技術の創生と技術の高度化を図り産業の振興を図ろうとする事業である。

この部門について過去３年間の推移をみるに、平成１８年度に調査研究に係る収入の減少から若干の赤字になったが、費用削減に取り組み平成１

９年度以降黒字化を図っている。

技術支援事業部門は、ものづくり総合相談事業、人材育成・技術力向上支援事業及び技術開発・試作支援事業からなる。

ものづくり総合相談事業は、ものづくりに関する各種相談・技術指導等を通じ、地域企業の「ものづくり」技術の向上による産業振興を図ろうとする事業である。人材育成・技術力向上支援事業は、地域企業が「ものづくり」に関して必要とする人材を育成することによる産業振興を図ろうとする事業である。技術開発・試作支援事業は、地域企業の既存製品の高付加価値化や新技術・新製品の開発に向けた、技術支援を行うことによる産業振興を図ろうとする事業である。

この部門は、約６割が補助金で賄われており、過去３年間の推移上概ね横ばいとなっている。残りの４割については、当団体の施設内に置いてあるレーザー加工等に使用される機器の利用等により利用者から徴収する利用収入及び受託研究による収入に基づくものが主なものである。平成１９年度において７，０００千円程度増加しているが、翌年度にまた平成１８年度の水準まで減少したものの部門全体としては赤字にならない程度に努力されている。

管理部門は、財団全体の運営を管理統轄する部門である。過去３年間の推移をみるに、全ての年度において赤字となっており等団体全体の損益に大きく負担となっている。

（７）団体の総合所見

現在の経済状況下において、地域社会における産業の活性化という問題は無視できないものである。当団体においても同様であり、その設立目的や経緯からも、そのあり方も含め今後もより注目が高まるものとは考えられる。

技術の進歩が著しい環境下において、当団体に設置されている機械装置の内、陳腐化、老朽化若しくは遊休化している資産の有無の状況について、言い換えると、利用者のニーズに合ったものなのか、今一度精査する必要があるのではないかと考えられる。

当団体に設置されている機械装置は、高度加工技術ができる高額資産である。

このため、今後も現状ニーズの変化に対して機械装置を入れ替えるということは、当該資産が高額であることから現実問題として厳しい。

そのような状況から、どれだけの効果を事業運営によりもたらされているのかを評価し、当団体自身の方向性について検討する必要があるのではないかと考えられる。

当団体において、それに資する重要な管理が、中長期計画管理であり、管理部門の採算性であり、固定資産の管理等であると考えられる。

現状、どのように活動していくのかという活動面における中期目標があっても、その活動から反映される経営状況や財政状況を数値化した数値目標がない。単年度としては、予算実績差異分析を行っているが、数値化された中長期計画がないために、中長期計画と単年度との関連性が持てず、十分な管理とまでは至っていない。

また、管理部門における不採算な状態をどのように対応するのか。財団全体として赤字になってしまっている状況から、当団体全体で事業規模の適正性を判断し、事業のスリム化や給与水準の見直しを図る等事業の採算がとれるような事業展開をしていく必要があるのではないかと考えられる。

さらに、固定資産を無償貸与されたままの当団体の運営に対して、その効果の程を適時に検討する必要がある。隠れた補助金的性格を持つ無償貸与が、どの程度市民のために役立っているのかという費用対効果の関係により、税金の有効利用を判断できるのではないだろうか。

無償貸与資産等の固定資産については、定期的に実地棚卸を行い資産の実在性や陳腐化及び老朽化等を確認し、資産の有効利用の程度を適時に認識する必要がある。

(8) 監査の結果及び意見

当団体の管理部門について < 意見 >

当団体の平成 18 年度からの過去 3 年間の管理部門の収支状況は次のとおりである。

(管理部門)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
基本財産運用収入	6,813	6,942	6,937
賛助会費収入	5,800	5,900	5,700
借地料補助金収入	10,489	10,489	10,489
雑収入	28	99	145
計	23,131	23,431	23,272
管理費	36,629	32,723	32,343

(内、人件費)	11,458	11,349	11,669
差引損益	13,498	9,292	9,071

借地料補助金収入は、土地使用料を神鋼不動産株式会社に賃料として当団体が支払っている金額を、市が補助金として交付しているものである。

収入面は大きな変動はなく、概ね一定している。

一方、費用面である管理費は平成 18 年度退職金支給のために費用が他年度に比して増加しているが、概ね 30,000 千円超に水準を保っており、上表 3 年推移では全期間損益は赤字となっている。人件費はその足かせとなっているのか概ね横ばいの水準を推移している。

当団体の補助金及び委託事業に対する安定した事業運営を遂行するため、管理部門の採算が合うように、管理費とりわけ人件費の見直しを行う必要性があるのではないかと考えられる。

公益性のある事業を行っているとする財団活動は、財政基盤の安定性の上に成り立っているものと考えられるからである。

ちなみに、平成 16 年度からの推移では管理部門の部門損益及び人件費は次のとおりである。

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
管理部門損益	22,210	11,032	13,498	9,292	9,071

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
人件費	20,149	10,961	11,458	11,349	11,669

これを見ても分かるように、費用削減努力により年々赤字幅の減少に努めてはいるものの依然として赤字が解消されるまでには至っていない。

しかし、管理部門が上記表のような収入により賄われていること及び調査研究事業及び技術支援事業とも管理部門の赤字を賄うほどの利益を生み出しているわけではないことから、結果的に管理部門の採算性が問題になるのである。

市南部地域の産業の活性化等のためという設立目的は、当団体自身の安定した財政基盤の上に成り立っている。このため、このような赤字体質の部門を早急に改善し採算の取れるように計画を立てる必要がある。

したがって、財団として当団体全体で事業規模の適正性を判断し、事業のスリム化や給与水準の見直しを図る等事業の採算がとれるような事業展開をしていく必要があるのではないかと考えられる。

無償貸与等について＜意見＞

現在、市から貸与されている固定資産は、土地を除く建物及び機械装置及びそれに関係する器具備品等全般である。

土地については神鋼不動産株式会社が保有しており平成 21 年度は 11,137,200 円 / 年間 (928,100 円 / 月) を使用料として支払っている。

建物としては、ものづくり支援センター 延べ床 655.47 m² 使用料 7,079,076 円 / 年間 免除、研究棟及び付属建物 延べ床 1,113.47 m² 公有財産の無償貸与であり、機械装置としては、レーザー技術等の調査研究やものづくりに関する技術支援のための高額なものであり、器具備品としては作業机、事務机をはじめとする細々としたものである。

無償貸与している建物の内容は次のとおりである。

	開業年月日	延床面積 (m ²)	支出額(千円)
ものづくり支援センター	平成 13 年 4 月	655.47	210,000
加工技術研究所本棟	平成 6 年 1 月	1,113.47	670,000

無償貸与している機械装置及び器具備品等(以下「機器等」という。)の内容は次のとおりである。

平成 7 年 4 月 1 日付で市と当団体との間で無償として締結した機器等の資産は次のとおりであった。

支出額	100 千円以上	100 千円未満	合計
機器等数 (件)	52	315	369
金額 (千円)	1,088,940	11,203	1,100,144

この他、平成 13 年 6 月 14 日付及び平成 14 年 6 月 11 日付機器等使用貸借契約書の一部変更契約により次のように資産を一部加えている。

資産支出額	100 千円以上	100 千円未満	合計	国庫補助金	市負担額
機器等数 (件)	43	112	155	-	-
金額 (千円)	467,098	3,711	470,810	225,197	245,613

また、これらの内、廃棄した機器等にかかる資産内容は次のとおりである。

る。

資産支出額	100 千円以上	100 千円未満	合計
機 器 等 数 (件)	5	32	37
金 額 (千 円)	123,089	794	123,883

さらに、平成１７年度より兵庫県、市及び当団体の間で兵庫ものづくり支援センター阪神整備事業に関する協定書を締結し、レーザーナノクラスター形成装置等を兵庫県の一部負担のもと市が購入し、無償で当団体に貸与している。

	件数	支出価格総額	兵庫県 負担額	尼崎市 負担額
機械装置 (千 円)	6 件	166,230	58,952	107,278

これら全てが無償貸与となったのは、当団体の設立経緯である市南部地域の産業活性化と地域企業のものづくり技術の高度化を目指したという市内産業の発展に資するという公益性の観点から、施設や機器といったハード面は市が負担しソフト面は当団体が負担するということになったためであると市から回答を得た。

そのため、これらの無償対象資産については、当初より有償貸与という概念がないことから、仮に有償となった場合にいくらになるかという資料はなかった。

ちなみに、ものづくり支援センターについては、本来市が行うべき技術支援機能を担っているとの認識から設立当初より使用料免除としている。

また、当団体に対する他の出資団体は主として民間の大手企業であり、当団体に対し人材を提供し民間会社の技術を提供しているが、資金的援助としての補助金は市だけである。

市においては、補助金事業等の評価検討を行うに際して、無償貸与あるいは免除（以下「無償貸与等」という。）に係る効果を勘案して、適時適切に検証する必要があるのではないかと考えられる。

無償貸与等は市民の効用に資するという目的のもと実施している。しかし裏を返せば、無償がゆえに税金を投じて建設した建物等の貸与資産等はその後無償のまま使用される。

つまり、無償貸与等は隠れた補助金的性格を持っていることを示している。

さらにこれは、仮に建物の大規模修繕や機械装置の入れ替え等が生じた

時には、さらなる税金により修繕等が行われていくことを意味している。

そのことから、本来であれば無償貸与等という行為そのものについては、その効果等の検討について慎重に行わなければならないのである。

仮に有償とすれば、事業運営そのものを遂行できなくなるとの意見を市から受けたが、そもそも公益性があるからという理由のみで、無償貸与等のまま推し進めること自体が問題ではないかと考えられる。

機器等だけで総額１３億円を超える支出額になっている。これが仮に有償であるならば、本来市が入手したであろう賃貸料収入はいくらであったのであろうか。また、無償になることで、どのような効果があるいは成果が上がっているのであろうか。市はこのような視点で無償貸与等という問題に取り組む必要があると考えられる。

技術発展が目まぐるしい今日において、そういった技術発展に対応するための機械装置の維持管理というものには、今後どれほどの資金が必要なのか不明である。

市において、今後負担になってくるこの無償貸与等による資産の修繕若しくは入れ替えに対する資金的担保をどこで確保するのか。それを考えれば、無償貸与等が将来に及ぼす影響は無視できないのではないかと考えられる。

無償貸与の固定資産の实地棚卸について＜意見＞

市は、当団体に対してレーザー技術等の調査研究やものづくりに関する技術支援のために、高額な機械装置を無償貸与し設置している。

当団体は、その機械装置を利用し日々研修等を実施しており、過去に固定資産の实地棚卸を行った際に、管理ナンバーを記したシールを張り直しナンバリング管理を行っているが、市において管理している資産台帳には、レーザー等の機械装置の他に、机や椅子といった事務用品のような備品が混在しており、ナンバリング管理している現物資産と突合しにくい台帳となっている。この点、市も認識しており現在改善中である旨の回答を得ている。なお、ここでいう实地棚卸とは、棚卸対象資産の实在性を検証するだけでなく、対象資産の陳腐化、老朽化の程度及び遊休資産の有無を判断することも含んでいる。

また、市において、無償貸与している機械装置について過去に实地棚卸を行ったこと及び日々の当団体による管理を理由に、定期的には固定資産の实地棚卸を実施していない旨の回答を得た。

定期的な固定資産の実地棚卸を実施する必要がある。

固定資産は棚卸資産のように大きく変動することのない資産であるが、その分陳腐化、老朽化及び遊休化には注意が必要である。
定期的な実地棚卸は、そのような要素を判断し適時に対応するために固定資産の管理には有効な手続きである。

市は、当団体に対して巨額の機械装置等の固定資産を無償貸与している。これは、市側が市民の税金を事業に有効利用してもらおうと判断したためである。逆に言えば、機械装置が有効利用されていなければ、税金が無駄遣いされていることになる。その状況を回避するためにも、当然にしてその資産の実在性のみならず、管理状況及び使用状況等を適時に認識しておく必要がある。

無償貸与といういわば隠れた補助金ともいうべき状況に対して、市はその無償という現実をもっと重大に受け止めしかるべき管理を実施する必要がある。

したがって、固定資産の実地棚卸は定期的の実施する必要がある。そして、定期的に実地棚卸を行うようにルール化し資産の利用状況を適時適切に認識する必要がある。

また、実地棚卸を行う際には、市及び当団体の共通認識として事前に棚卸方法、実施時期及び実施者、管理者等の役割分担の明確化等を棚卸実施要領として取りまとめ、それに従い実地棚卸を網羅的に実施し実在性を確認しつつ効率的に実施できるよう市は対応しなければならない。

中期経営計画について＜意見＞

尼崎市南部地域の産業の空洞化に歯止めをかけ、南部臨海地域の活性化と地域企業のものづくり技術の高度化を目指して設立された当団体は、現状市内に工場等を構えている大手企業の協力のもと加工技術向上のための調査研究等を実施しかつ周辺地元企業のものづくり技術の高度化を支援している。

これは、市がこれまで製造業を中心に発展してきた産業都市であり、本市の都市活力を維持する上で、ものづくりを中心に多様な産業集積を生かした地域産業活力の創出を図ることが必要であるとの位置づけから、財団として事業運営に取り組んでいるところである。

このような財団の設立経緯及び事業の必要性に対して、現状財団全体の戦略的計画は策定していないが、ものづくり支援センター事業については

平成１７年度から２１年度までの中期計画を策定しそれを目標に事業運営を実施している旨の回答を得た。

また、策定年度が平成１７年度のため、市の行財政構造改革プランとの関連づけはないが、事業実施に際しては、市が推進している企業立地促進を目的とした人材養成事業を実施している旨の回答を得ている。

当該中期計画は、技術開発成果の商品化・事業化支援、総合相談事業、人材育成事業の拡充及び独自産業創出に向けたクラスター形成支援を重点に置いた事業の取り組み方針を謳ったものとなっているが、それを具体的に数値に置き換えた財務諸表形式としての計画書は作成されていない。

今日の不況の経済状況下において、民間企業は、中長期的展望を数値化し、不採算事業の撤退、人員の削減及び事業の統廃合等いわゆるリストラクチャリングを実施していくことで経営資源の集約化に努めている。

つまり、事業を運営するに際しては、中長期的な計画を数値化し財務状況及び経営状況を示した戦略的な中長期計画を策定することが重要なのである。

補助金事業及び委託事業の事業規模の把握のためにも、当団体全体の中長期的な戦略的な計画を財務諸表形式により数値化し、期間比較可能な計画書を策定する必要がある。

これは、公益法人においても同様のことが言えるのである。

事業を行うからには、目的の如何にかかわらず、その事業運営について中長期的な展望を数値化した計画を策定し、かかる数値を客観的指標として事業規模及び将来展望の状況等を評価する必要があると考えられるからである。

しかし、当団体において、中長期的な戦略的経営計画が示されていないという点については、何を拠り所に今後の事業運営が行われるのかが問題である。この点、中長期的には事業の取り組み方針を謳ったものがありそれを拠り所にしている旨回答があった。

しかし、これは財務状況及び経営状況を示した中長期的計画があつてこそ、意義を有する判断指標なのである。

財団の運営は、財政基盤が安定してこそ継続維持されるものである。そのためには、数値化した計画を策定して、それを拠り所に事業運営を行わなければならない。その計画を達成するために用いられる補助的な指標が、現状、当団体において拠り所としている事業の取り組み方針なのである。

つまり、数値化した計画を策定し実績の財務数値をこの計画と比較する

ことが、根本的に必要な管理である。

市においても中長期的目標に立った指導監督を行っていく必要があり、そのためにもかかる戦略的な中長期の数値化した計画を作成するよう指導していく必要がある。

市は、補助金等を交付している以上、客観的指標をもとに財団を指導監督していく立場にある。短期的視点では予算に対する実績の検討及び利用件数等の比較による指導監督であるが、もう一つが中長期的展望に立った指導監督である。財団に対して、何をもって将来の事業状況を判断するのか、また、その計画のもと財団がいかにして健全に事業を運営しているかを判断するためにもその客観的指標として数値化した中長期の計画書は必要である。

民間企業の努力による地域産業経済の活性化は、結果として市にとって税収の増加に結びつくものと考えられる。財政基盤が逼迫しつつある市において南部臨海地域の活性化と地域企業のものづくり技術の高度化を目指す当団体の事業運営は注目度が高まるものと考えられる。中長期的視野に立ち、財団として周辺企業との協力関係をいかにして構築していくのかということが、当団体の事業運営上重要なのではないかと考えられる。

人件費補助金について＜意見＞

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 当初予算
人件費補助金	5,529 千円	5,718 千円	5,724 千円	5,724 千円

当団体に対する兵庫県からの人的支援について、平成 15 年度までは正規職員の派遣を受け、その人件費相当額を市から負担金として兵庫県へ納付してきたが、平成 16 年度からは、県の組織運営上の事情により正規職員の派遣継続が困難となったため、暫定的措置として、平成 20 年度からは正式に、兵庫県立工業技術センターの O B 技術職員による人的支援を受けている。当該職員については、兵庫県 O B 職員であるため当団体での直接雇用とし、これにかかる人件費相当額を市から補助金として交付されている。

市の当該県 O B 職員に支給されている補助金は、補助金の支出決裁には、合理的な効果検証の痕跡が見当たらず、事前事後の効果検証結果の資料を添付する必要がある。

補助金を支給することとなった経緯は上記のとおりであり、手続き的な

面では特に問題はないものと考えられる。

ただし、当団体においてこの職員の受け入れが、どのような効果をもたらしたのであるかという点について、事前段階及び事後段階において十分検討されているのか不明である。

従前、市が兵庫県に当該人件費負担分を納付しており、その後に人材派遣形態が変わったからというその理由だけで、補助金として交付する意義はあるのであろうか。

補助金として交付するのは、その効果の程度が認められるからこそ実施されるものである。従来から負担関係があったということだけで補助金を支給することの合理性にはいささか疑問の余地が残る。

市はその補助金の効果検証について、当該県OB職員の経歴をもって事前の確認とし、事後においては、ネットワークの強み、豊富な知識及び国・県からの技術開発にかかる市内企業の補助金獲得などに寄与しているとの回答を得た。

しかし、補助金交付決定を承認する決裁願いの事前段階においても、補助金に至った経緯を説明しているだけで、特に効果の程を記述しているわけでもなく、また事後段階においても、交付によりどのようなその効果があったのかについて検討しているような資料は、特に存在しなかった。

今後は、補助金交付の決裁において、事前事後の検証結果の資料を添付する必要がある。

1 3 株式会社エーリック

(1) 事業概要

所管部署	産業経済局 産業振興課		
設立年月日	平成 3 年 4 月 1 日		
設立目的	尼崎市の産業構造を転換し、地域産業の振興及び活性化を図るため、国・県・市・地元企業等との連携のもとに民活法（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する随時措置法）の認定を受け、先端的な都市型産業の育成・支援の拠点施設としての尼崎リサーチ・インキュベーションセンター（以下「インキュベーションセンター」という。）を運営するため、市が先導的な役割を果たし当社を設立した。		
主な事業内容	起業者や先端的研究開発、新事業に取り組むベンチャー企業などに対して施設を提供するとともに、入居企業の育成・支援事業を実施（インキュベーション事業） 一般企業等への施設の提供及び会議室等の貸館事業を実施（一般事業）		
出資状況	資本金	2,583,250 千円	
	市の出資金額及び資本金に占める割合	450,000 千円	17.41%
	他の出資状況	兵庫県	12.38%
		(株)日本政策投資銀行	12.38%
		神鋼不動産(株)	8.55%
		その他	49.24%

(2) 公益性の判断

公が行うべき事業である理由	インキュベーションセンター入居の起業者・先端的な研究開発、新事業に取り組むベンチャー企業等のニーズに応えるため、効率性・柔軟性などを考慮し、社会経済環境の変動に適応した事業運営を行うため。
市民ニーズ及びその把握方法	市民ニーズは、インキュベーションセンターにいかに入居してもらうかである。また、入居企業に対しては、インキュベーション・マネージャーによる経営相談等の各種相談事業や各種セミナー等を実施して、入居企業の育成・支援事業に努

	めている。
類似の事業を行っている他団体	該当なし

(3) 財務情報

単位：千円

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 当初予算
損 益 計 算 書	営業収益	211,465	267,556	251,366	223,567
	営業費用	275,271	288,456	201,616	221,267
	営業利益	63,806	20,900	49,751	2,300
	営業外収益	586	1,110	907	772
	営業外費用	2,222	1,394	948	800
	経常利益	65,441	21,183	49,710	2,272
	特別損益	764	134	7,106	-
	法人税等	1,032	1,140	1,086	1,086
	当期純利益	67,238	22,458	41,517	1,186
	減価償却前当期 純利益	52,670	97,202	80,781	39,235
貸 借 対 照 表	流動資産	126,831	109,854	135,825	-
	固定資産	1,180,778	1,063,139	1,020,502	-
	資産合計	1,307,610	1,172,993	1,156,328	-
	流動負債	1,006,396	890,265	833,211	-
	固定負債	75,965	79,938	78,809	-
	(うち有利子負 債)	935,046	850,000	800,000	-
	資本金	2,583,250	2,583,250	2,583,250	2,583,250
	利益剰余金(欠 損金)	2,358,001	2,380,460	2,338,942	2,337,756
	資本の部合計	225,248	202,789	244,307	245,494

損益計算書については、基幹事業である長期賃貸施設事業において、平成 17 年度末に兵庫県阪神南県民局が退去したことにより、平成 18 年度の売上高及び利益は大きく減少した。平成 20 年度は、入居率は前年度を上回ったが、入居促進を図るために一部の賃貸料を低廉化させたため、売上高は前年度比で減少したが、減価償却費の減少及び人件費の抑制やその他の経費の節減により設立以来初の黒字を計上した。平成 21 年度は大規模テナントの退去により売上高が減少し、また、これまで市が安定的な運営を支援するために負担していた神鋼不動産㈱に対する土地の賃借料 21,438 千円が当団体の負担になるため、営業費用の増加が見込まれる。

貸借対照表については、設立以来の経常的な赤字計上に加えて、平成 17 年度に 1,250,992 千円の建物の減損損失を計上したために、欠損金が大幅に増加している。有利子負債については、平成 19 年度に市中銀行からの借入金を返済し、平成 20 年度に（財）ひょうご産業活性化センターからの借入金を返済したため、平成 20 年度末は市からの借入金のみが計上されている。

（４）市の関与状況

市の関与状況			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度当初 予算
公的 支 援	補助金	インキュベ－ ションマネジ メント機能促 進事業	10,787	12,000	12,000	12,000
	小計		10,787	12,000	12,000	12,000
	出資金、低利貸付等に伴う 機会費用		48,138	46,888	48,763	22,950
	小計		48,138	46,888	48,763	22,950
	合計		58,925	58,888	60,763	34,950
市の 委 託 料	道意地 下道管 理事業	委託料収入	12,440	12,440	5,859	-
	蓬川緑 地保護 育成事 業	委託料収入	2,715	2,715	2,650	-
	リレー ション シップ 事業	委託料収入	-	-	1,285	1,234
	小計		15,155	15,155	9,794	1,234
公的支援+委託料(合計)			74,080	74,043	70,557	36,184
市の負担率(%)			28.53	23.54	23.50	14.67

出資金、低利貸付等に伴う機会費用は、出資金、低利貸付金の年度末残高に各年度末の長期プライムレートを乗じている。また、市の負担率については、公的支援のうち収入に計上されていないものを分母に含めて算出している。なお、平成 18 年度から平成 20 年度に市が肩代りしている神

鋼不動産㈱に対する土地の賃借料 21,438 千円は、出資金、低利貸付等に伴う機会費用に含めている。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
貸付金残高	800,000	800,000	800,000
資本金	450,000	450,000	450,000
市の出資割合(%)	17.41%	17.41%	17.41%

(5) 役員及び職員の状況

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
役員	常勤	市 O B	2 人	2 人	1 人
		その他	1 人	1 人	1 人
		合計	3 人	3 人	2 人
	非常勤	出資者	8 人	8 人	8 人
		その他	1 人	1 人	1 人
		合計	9 人	9 人	9 人
	市兼務		2 人	2 人	2 人
		合計人数	14 人	14 人	13 人
		平均在任期間(年)	3 年 1 ヶ月	2 年 1 ヶ月	3 年 3 ヶ月
		人件費総額(千円)	8,694	10,746	8,130

(注) 1 . 平均在任期間は常勤役員の平均在任期間をいう。

2 . 人件費総額は、報酬及び賞与である。

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
職員	常勤	正規職員	2 人	2 人	3 人
		嘱託職員	1 人	3 人	2 人
		臨時職員	2 人	1 人	-
		市 O B	-	1 人	1 人
		合計	5 人	7 人	6 人
		平均在任期間(年)	4 年 5 ヶ月	5 年 5 ヶ月	4 年 9 ヶ月
		人件費総額(千円)	21,628	21,833	20,956

(注) 1. 平均在任期間は正規常勤職員の平均在任期間をいう。

2. 人件費総額は、給与及び賞与である。

(6) 事業別の状況

当団体では、売上高及び営業原価は事業別に把握しているが、販売費及び一般管理費は事業別に把握していない。当団体の主たる事業は施設管理事業であり、支援事業及びその他事業に個別に発生する費用は当該事業の営業原価に集計されていることから、事業別損益の記載に当たっては、販売費及び一般管理費の全額を施設管理事業の事業原価に含めて記載している。

施設管理事業

(A) 長期賃貸施設

ベンチャー企業や一般企業に対して長期にわたり施設を賃貸している。インキュベータとして入居する場合は賃貸料金及び保証金が優遇されるが、事業計画書の提出と入居審査が必要である。また、一定の要件に該当する場合は、市の公的補助制度の活用で、入居企業は3年間、最大で月額賃料の4分の1の補助を受けることができる。

(B) 一時賃貸施設

多目的ホール(最大500人収容)や会議室、研修室等の施設を利用時間に応じて賃貸している。

(C) その他

水道光熱費収入・時間外空調収入など施設賃貸に付随する収入を計上している。

当該事業の損益の推移は以下のとおりである。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
事業収益	165,773	219,973	211,025
事業原価	250,492	264,696	181,608
事業損益	84,719	44,723	29,417

平成17年度末で兵庫県阪神南県民局が退去したため、平成18年度当初の入居率は44.42%まで低下し、平成18年度の事業損益は大幅に悪化している。平成20年度は、賃貸料の低廉化により事業収益は減少したが、建物附属設備の減価償却費の減少及び人件費の抑制やその他経費の

節減により事業原価が減少し、黒字を計上した。

長期賃貸施設の入居状況は以下のとおりである。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年 8 月 5 日現在
入居率		73.92%	75.00%	83.77%	73.75%
入 居 企 業 数	インキュベータ	16 社	14 社	19 社	19 社
	一般	27 社	26 社	27 社	30 社
	合計	43 社	40 社	46 社	49 社
平均賃 料 (㎡)	インキュベータ	2,196 円	1,890 円	1,715 円	1,621 円
	一般	2,200 円	2,239 円	2,092 円	2,078 円
共益費 (㎡当たり)		1,160 円	1,160 円	1,160 円	1,160 円

平成 18 年度から平成 20 年度はそれぞれ事業年度末時点の状況である。

入居企業数の一般には、インキュベータ卒業企業及びベンチャーブースへの入居企業を含んでいる。

入居企業数は積極的な営業活動により増加しているが、平均賃料は市場相場の影響と入居促進のための低廉化により、低下してきている。また、平成 21 年度は大規模テナントが退去したため、入居率が低下している。

支援事業

インキュベーション施設としての役割を果たすために、インキュベーション・マネージャーを配置し、経営・金融・人材相談や販路開拓支援などを行い、入居企業を支援している。また、市の補助を受け、インキュベーション・マネジメント機能促進事業として、講演会及び兵庫県・市の施策説明会等の各種セミナーや交流会の開催等を行っている。

当該事業の損益の推移は以下のとおりである。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業収益	10,787	12,215	13,427
(内、補助金)	(10,787)	(12,000)	(12,000)
(内、委託料)	(-)	(-)	(1,285)
事業原価	3,151	4,571	4,998
事業損益	7,636	7,644	8,429

当該事業の収入の大部分は市からの補助金及び委託料収入である。

その他事業

収入印紙、切手等の販売事業他を実施している。なお、平成20年度までは市から道意地下道管理事業及び蓬川緑地保護育成事業を受託していたが、随意契約から競争入札への変更により、平成21年度はいずれの事業も受託していない。

当該事業の損益の推移は次のとおりである。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
事業収益 (内、委託料)	34,905 (15,155)	35,367 (15,155)	26,914 (8,509)
事業原価	21,627	19,188	15,008
事業損益	13,278	16,179	11,906

(7) 団体の総合所見

当団体が運営するインキュベーション施設は、延床面積12,354㎡、地下1階、地上6階建ての建物であり、賃貸オフィスその他、多目的ホールや小ホール、各種会議室や研修室を有している。一方、当団体の平成21年度の売上高予算は223,567千円であり、事業規模を考慮すると修繕費等の施設維持費用の負担は相当大きいと考えられる。

当該施設は建築後16年が経過しており、近い将来に大規模修繕が必要となる。当団体の平成20年度末の財政状態は、利益剰余金が設立以来の累積赤字により2,338,942千円、現金預金は129,540千円、市からの短期借入金が800,000千円であり、今後の設備投資に必要な資金や借入金返済の原資を確保する目処はたっていない。

市の「外郭団体の統廃合及び経営改善について - 外郭団体の自立経営に向けた市の取組方針」によれば当団体は自立経営を促進する団体に位置づけられているが、当団体が資金的に自立することは相当困難であると考えられる。

(8) 監査の結果及び意見

市からの借入金について

平成5年4月に運転資金として市から300,000千円を借入れ、その後も下記のとおり、毎年、単年度の金銭消費貸借契約を行っている。

年度	借入額
平成5年度～平成7年度	300,000千円

平成 8 年度	660,000 千円
平成 9 年度	620,000 千円
平成 10 年度	660,000 千円
平成 11 年度	720,000 千円
平成 12 年度～平成 17 年度	750,000 千円
平成 18 年度～平成 21 年度	800,000 千円

上記は、市の一般会計からの借入れであり、金利は当初より 0.1% の低利で、期間 1 年の短期借入れの借換えを繰返している。

平成 19 年度までは市の出納整理期間を利用し、毎年 4 月 1 日付で前年度の借入金の返済と新年度の借入金の借入れを両建てで計上していたが、平成 20 年度は 3 月 31 日に市の公共施設整備基金から 800,000 千円の借入れを行い、同日に市の一般会計に返済し、平成 21 年 4 月 1 日に市の一般会計から平成 21 年度予算で 800,000 千円の借入れを行い、同日に公共施設整備基金に返済を行っている。

このような資金の流れの詳細は次のとおりである。

○：貸付元からの貸付

：貸付先からの返済

【平成 19 年度までの資金の流れ】

	平成 19 年 4 月 1 日		平成 20 年 4 月 1 日	
市（一般会計）	800,000 ↑	○ ↓	800,000 ↑	○ ↓
(株)エーリック		800,000		800,000

単年度契約の借入金を翌期首に一旦返済し、同日に新年度の借入れを行う処理を繰返している。すなわち、平成 19 年 4 月 1 日には平成 18 年度の借入金の返済及び平成 19 年度の借入れを行い、平成 20 年 4 月 1 日には平成 19 年度の借入金の返済及び平成 20 年度の借入れを行っている。

市の一般会計では、年度末から 2 ヶ月間は出納整理期間であるため、平成 20 年 4 月 1 日での返済を平成 19 年度の歳入の部に貸付金元利収入として計上することが可能である。

【平成 2 0 年度の資金の流れ】

	平成 20 年 4 月 1 日	平成 21 年 3 月 31 日	平成 21 年 4 月 1 日
市（一般会計）	○ ↓	800,000 ↑	○ ↓
(株)エーリック	800,000	800,000 ↑	800,000
市（公共施設整備基金）		○	↓ 800,000

公共施設整備基金から当団体への貸付に関する市の決裁書によれば、当該貸付は尼崎市公共施設整備基金条例第 4 条に基づく貸付であり、次のように記されている。

貸付理由	(株)エーリックは、～（省略）～市からの借入金の償還及び新たな借入に係る処理を行っていたが、全国的に見られたこうした会計処理について「地方自治法が定めた会計年度独立の原則に抵触する可能性が高い」との総務省の見解があり、市からの借入金は年度末に償還するという処理に是正することとなった。しかし、その場合、年度末から年度当初にかけて資金ショートに陥る事態も想定されるため、これを避ける目的により～（省略）～同社の経営改善に資する観点からやむを得ないものと判断されるため、貸付を行うものである。
利息	無利息
貸付期間	平成 2 1 年 3 月 3 1 日～平成 2 1 年 4 月 1 日

また、尼崎市公共施設整備基金条例第 4 条（運用）では、「市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を、歳計現金に替えて使用し、又は事業費その他の経費として運用することができる。」と規定されている。

（ A ）短期借入金について＜意見＞

（ a ）平成 5 年の最初の借入れ以降、市からの借入金残高はほとんど減少しておらず、市の予算の関係上、単年度融資の契約とせざるを得ないために短期借入金として処理されているが、実質的には長期借入金である。

（ b ）8 0 0 , 0 0 0 千円もの多額の資金が運転資金として貸し付けられている。当団体の平成 2 1 年度予算における減価償却前当期純利益は 3 9 , 2 3 5 千円であり、これを基礎として債務償還年数を算定すると 2 0 . 3 8 年となり、明らかに過剰な債務であるといえる。当団体の第 4 次中期計画（平成 2 1 年度～平成 2 3 年度）においても当該借入金の返済は計画さ

れておらず、また、借換えを繰返していることから実質的な回収は困難と考えられるため、具体的な対応策の検討が望まれる。

（Ｂ）借入金の基金資金利用について＜結果＞

平成２０年度から事業年度末日に公共施設整備基金より無利息で資金を借入れ、市に一旦返済する処理を行っている。本来であれば、当団体が市中銀行から借入れを行い、その資金で市に返済すべきであるが、当団体の決算状況を考慮すると一時的であっても市中銀行からの借入れは不可能だと予想される。

市が作成した平成２１年４月の「尼崎市の再生と発展をめざして」によれば、主な基金（財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金、土地開発基金）の平成２１年度末の残高見込みは８００，０００千円であり、ほぼ底をつく状態と予想されている。このような状況で平成２１年度も同様の処理を行えるのかどうかは疑問である。

当団体は基金からの貸付が実行されない場合は資金ショートに陥る事態も想定されており、このような貸付先に「運用」として基金を使用することについては、確実な繰戻しの方法とはいえないと考えられる。市からは「新年度予算に貸付金として計上されていることから確実な繰り戻しは確保されている」との説明を受けているが、資金繰りが逼迫している当団体を運用先とすることには疑問がある。当該基金からの貸付について、尼崎市公共施設整備基金条例第４条の「利率を定めて」の規定が無利息を含めたものとは考え難いと思われる。

今後、基金から当団体への資金支出を行う場合には、この点も十分に検討する必要がある。

出資金の回収可能性について＜意見＞

市は当団体に４５０，０００千円、１７．４１％を出資する筆頭株主である。平成２０年度末の当団体の純資産は２４４，３０７千円であり、市の出資割合に応じた純資産は４２，５３３千円となっており、出資金の価値は９割以上下落している。

当団体の第４次中期計画（平成２１年度～平成２３年度）においても平成２３年度末の累積欠損金は２，３２９，０９６千円であり、純資産はほとんど改善が見られない状況である。

出資金の回収可能性は極めて低いものである。

大規模改修資金の手当について＜意見＞

当団体の施設は平成５年のオープン後１６年が経過しており、施設・設備等全般にわたって老朽化が進んでおり、今後施設の大規模修繕が必要となってくる。第４次中期計画（平成２１年度～平成２３年度）では大規模改修事業の基本設計・実施設計業務の委託・外壁補修工事を実施する予定であり、次期中期計画（平成２４年度～平成２６年度）で空調設備・電気設備等の全面更新を組み込むことを予定しているが、次期中期計画以降の設備投資に必要な資金調達の目処はたっていない。

前述のとおり、当団体が市中銀行から借入れを行うことは困難と予想されるため、市も抜本的な経営再建策を検討すべきである。この点も借入金返済の障害となることが予想される。

補助事業の経費集計について＜意見＞

市のインキュベーション・マネジメント機能促進事業補助金交付要綱によれば、補助金の額は「１２，０００千円の予算の範囲内で、補助対象経費の総額に３分の２の補助率を乗じて得た額」とされている。一方、（６）事業別の状況に記載のとおり、当該補助金が主たる収入である支援事業では、平成２０年度で８，４２９千円の利益が発生している。

平成２０年度の取締役会資料による支援事業原価とインキュベーション・マネジメント機能促進事業の補助対象経費の内訳は次のとおりである。

	支援事業原価（取締役会資料による）	補助対象経費
人件費	2,969	10,820
事務室の低廉化	-	6,948
その他経費	2,029	2,639
計	4,998	20,407

このうち、事務室の低廉化に係る経費は取締役会資料では長期賃貸施設収入のマイナスで処理されており、特に問題はないと思われる。人件費及びその他経費の差額については販売費及び一般管理費で処理されたものであるが、ホームページのリニューアル・管理費用といった当団体の事業全体にかかる経費も含まれており、全てが補助対象経費に該当するとの確証は得られなかった。なお、補助対象経費の人件費は事業に係る人員を積上げ計算で３．１人とし、これに平均給与を乗じて算出している。

市からは、「人件費も含めて支出内容の具体的な調査を実施しているため、補助対象経費の内容に問題はない」との説明を受けたが、今後はより

踏み込んだ支出内容の調査を実施すべきである。

当団体の意思決定機関である取締役会への提出資料における支援事業原価との整合性も図っていくことが望まれる。

市が負担している地代（実質補助金）について＜意見＞

当団体の所有施設の敷地は神鋼不動産㈱が所有しているが、平成２０年度までは安定的な運営を支援するために土地の賃借料２１，４３８千円を市が全額負担していた。平成１１年４月１日付けの土地賃貸借契約書は㈱神戸製鋼所（後に神鋼不動産㈱に継承）、市、当団体の３者契約であり、市が直接の借主で、当団体に転貸することとされていたため、市の決算書上では賃借料で処理されていた。

市から当団体へ無償で転貸する必要性については、平成１１年の契約締結時及び各年度の賃借料支払時の決裁書に「市が賃借し、㈱エーリックへ転貸することにより同センターの安定的な運営を支援する。」と記載されているのみであり、本来、実施されるべき補助金のような支出の効果の検証がなされていない。

各年度ごとに、当団体の財政状態や損益見通し等の客観的なデータの分析に基づいて、市が支援を行う必要性及び有効性を明確にすべきであった。

なお、平成２１年４月１日付けで、当団体が神鋼不動産㈱に対して直接賃借料を支払う旨の変更契約を３者で締結しており、平成２１年度からは当団体が全額を負担している。

1 4 財団法人尼崎市都市整備公社

(1) 事業概要

所管部署	都市整備局 総務課		
設立年月日	昭和 45 年 7 月 1 日		
設立目的	尼崎都市計画に基づく都市の整備及び再開発のために必要な建築物等の確保を行い、事業の推進を図るとともに都市機能の更新と都市環境の向上に努め、もって尼崎市の住民福祉の増進と産業経済の発展に寄与すること。		
主な事業内容	市が実施又は指導する潮江、立花、中央、塚口地区の市街地再開発事業を推進するために必要な建築物等の取得、管理及び処分		
管理施設（指定管理者）	—		
出資状況	基本財産	15,000 千円	
	市の出資金額及び基本財産に占める割合	15,000 千円	100 %
	他の出資状況	—	— %

(2) 公益性の判断

公が行うべき事業である理由	本事業は、都市再開発法に基づく市街地再開発事業が目的とする「土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る」という事業要件に合致するため。
市民ニーズ及びその把握方法	特になし
類似の事業を行っている他団体	尼崎市土地開発公社 （財）尼崎市都市整備公社は、所管部署が都市整備局であり、土地・建物を含めたエリアとしての都市整備・再開発を事業として行っていて、かかるエリアについても寄付行為第 4 条において潮江・立花・中央・塚口に限定されている。したがって、所管部署が企画財政局であり、土地の先行取得に専ら特化しつつエリアを限定しない尼崎市土地開発公社とは、業務範囲ないし守備範囲が異なるものの、類似の事業を行っているといえる。

(3) 財務情報

単位：千円

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 当初予算
損益計算書	営業収益	711,700	0	0	0
	営業費用	3,418,692	14,258	410	512
	営業利益	2,706,992	14,258	410	512
	営業外収益	204,210	458,599	490,178	500,079
	経常利益	2,502,782	444,341	489,768	499,567
	当期純利益	2,502,782	444,341	489,768	499,567
	減価償却前当期 純利益	2,502,782	444,341	489,768	499,567
貸借対照表	流動資産	60,672	20,012	19,593	19,160
	固定資産	35,000	20,000	0	0
	資産合計	95,672	40,012	19,593	19,160
	流動負債	2,516,187	2,016,187	1,506,000	1,006,000
	基本金	15,000	15,000	15,000	15,000
	正味財産増加額 (減少額)	2,435,515	1,991,174	1,501,406	1,001,840
	正味財産合計	2,420,515	1,976,174	1,486,406	986,840

財務諸表については「公益法人会計基準」(平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事申し合わせ)公表以前の旧基準に、それぞれ準拠して作成している。したがって、損益計算書は、収支計算書を参考にして作成したものである。

損益計算書について

立花の市街地再開発事業(立花南第二地区市街地再開発事業)における「立花南第二地区駐車場施設(フェスタ立花駐車場施設)」の市への売却が平成 18 年度にあり、多額の売却損失を計上しているため、平成 18 年度の決算は大幅赤字となっている。

平成 19 年度以降は、再開発事業は行っておらず、専ら市からの補助金収入が計上されているのみである。

貸借対照表について

平成 18 年度の大赤字計上により、大幅債務超過となっている。

平成 19 年度以降は、市からの補助金収入によって債務超過を年々解消している。

(4) 市の関与状況

単位：千円

市の関与状況			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度当初予算
公的支援	補助金	市街地再開発事業	203,850	458,000	490,000	500,000
市の負担率 (%)			22.3	100.0	100.0	100.0

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
貸付金残高		2,516,187	2,016,187	1,506,000
基本金		15,000	15,000	15,000
市の出資割合 (%)		100	100	100
建物	使用の状況 (有償・無償・減免中・他)	無償 (市役所内)	無償 (市役所内)	無償 (市役所内)

(5) 役員及び職員の状況

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
役員	市兼務		5 人	5 人	5 人
	平均在任期間 (年)		-	-	-
	人件費総額 (千円)		-	-	-

(注) 1 . 平均在任期間は常勤役員の平均在任期間をいう。当団体には、常勤役員はいない。

2 . 人件費総額は、報酬及び賞与である。ただし、全員が尼崎市職員と兼務しており、当団体としての人件費の発生はない。

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	常勤	市兼務	4 人	4 人	4 人
	平均在任期間 (年)		0.42	0.92	1.42

	人件費総額（千円）	-	-	-
--	-----------	---	---	---

（注）１．平均在任期間は正規常勤職員の平均在任期間をいう。

２．人件費総額は、給与及び賞与である。ただし、全員が尼崎市職員と兼職しており、当団体としての人件費の発生はない。

（６）事業別の状況

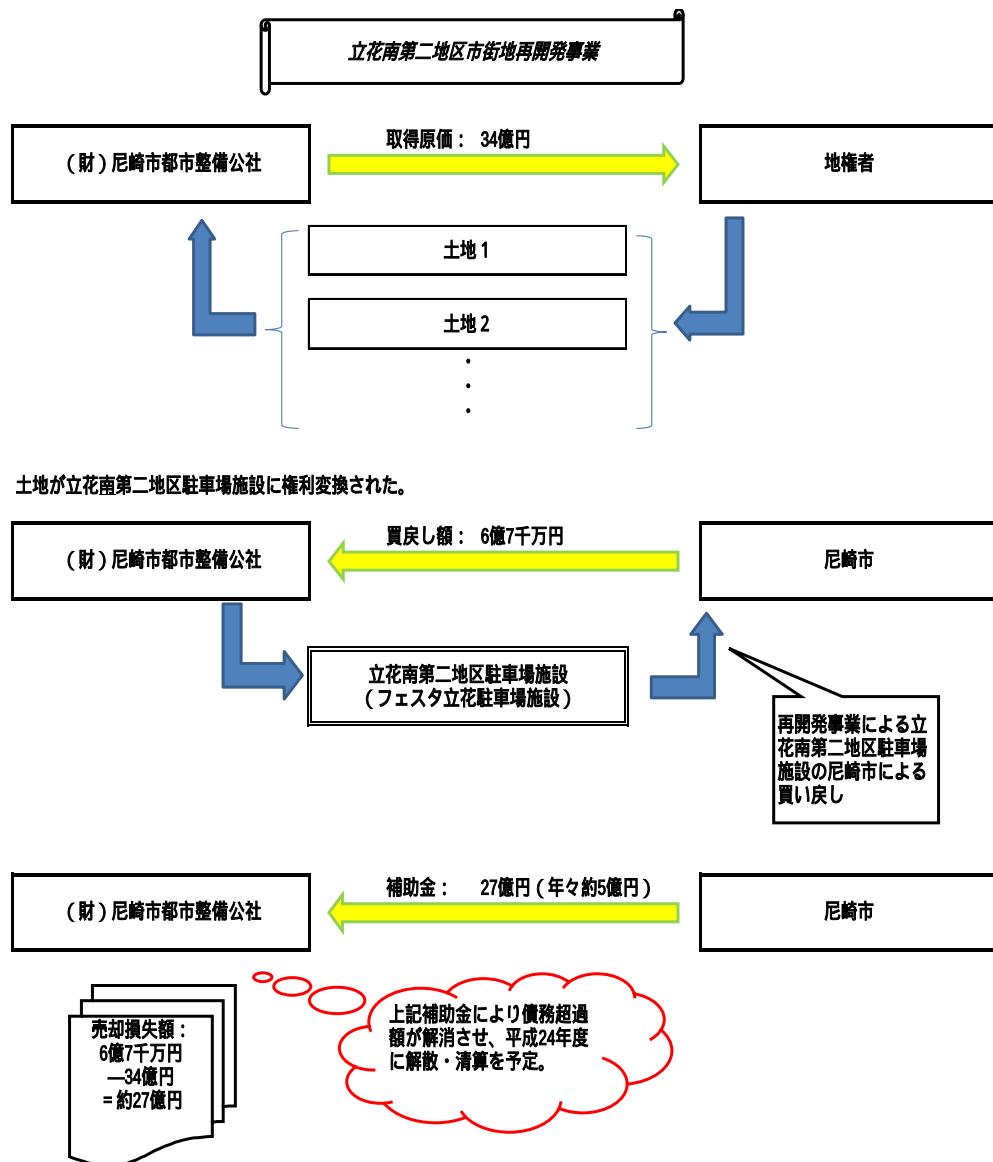
当団体は市の「外郭団体の統廃合及び経営改善について」（平成 19 年 1 月）の取組方針の中で、「団体の設立目的である市街地再開発事業（潮江、立花、中央、塚口）は、いずれも完了しており、市はフェスタ立花来街者用駐車場の買戻しを行い、平成 24 年度末までに当該団体を廃止する」とされている。したがって、事業は現在ほぼ完了しており、新たな事業を展開する予定はない。

また、現状の特例民法法人から一般財団法人又は公益財団法人へ移行する予定はない。

（７）団体の総合所見

現在、立花の市街地再開発事業（立花南第二地区市街地再開発事業）における「立花南第二地区駐車場施設（フェスタ立花駐車場施設）」について、当団体が市へ平成 18 年度に売却した結果生じた債務超過額（約 27 億円）を、市からの年々の補助金（以下 参照）で解消している。平成 23 年度には債務超過額は解消し、平成 24 年度には解散・清算となる予定である。

かかる再開発事業における一連の流れは以下のとおりである。



当団体が地権者から土地を取得するのに、市から融資を受けた結果生じた資金調達費用（支払利息）を含め、総額 34 億円を要した。

土地が駐車場施設に権利変換されたのは平成 8 年 9 月であり、供用開始は平成 12 年 4 月であった。

当団体は、平成 19 年 3 月に市に対して時価（6 億 7 千万円）で駐車場施設を売却した。

当団体の被った売却損失は 34 億円 - 6 億 7 千万円 = 約 27 億円であり、かかる売却損失は、市からの年々 5 億円の補助金によって補填されている。

(年々の補助金の額)

実績

(単位：千円)

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	合計
203,850	458,000	490,000	1,151,850

予定

(単位：千円)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合計
500,000	500,000	506,000	-	1,506,000

平成 18 年度は約 2 億円、平成 19 年度は約 4 億 6 千万円、平成 20 年度は 4 億 9 千万円の補助金が支出されてきたのに加え、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて年々約 5 億円の補助金を支出する予定である。



フェスタ立花南館 3・4 階フロアが駐車場となっている。

(8) 監査の結果及び意見

当団体が着手した、立花南第二地区駐車場施設（フェスタ立花駐車場施設）について＜意見＞

平成元年度から平成 5 年度までに地区財産（合計 1,246.55 ㎡）が先行取得され、平成 8 年 9 月に権利変換を受けた。それから約 3 年半を経て供用開始（平成 12 年 4 月）となり、また、供用開始から市による取得（平成 18 年 12 月）まで、長期間（6 年半強）を要している。昭和 46 年 8 月 2

日に市と当団体との間で締結された、公共用地等の取得に関する「覚書」には、その第 2 条に、原則として費用の額等を市から当団体に委任した日の属する年度から 4 年以内に買戻しを行うべき旨規定されている。

本件は、バブル経済崩壊とともに市財政が厳しくなり、先行取得から買戻しまでにかなりの長い期間が経過しているが、かかる原則規定に則った買戻しを行っていれば、平成 15 年度消費税改正による課税売上高の免税点の引下げ（3 千万円→1 千万円：平成 16 年 4 月 1 日以降開始事業年度より適用）前に間に合ったので、消費税を課税されずに済んだことになる。平成 18 年度において、13,445,100 円の消費税申告（国税＋地方税）を行っているが、回避できた消費税負担であった。

今後、清算終了まで各種税法の適用を受けるので、税制改正等に関する十分な情報収集に努める必要がある。

立花南第二地区駐車場施設（フェスタ立花駐車場施設）の買戻し差損について（意見）

立花南第二地区駐車場施設（フェスタ立花駐車場施設）の概要は以下のとおりである。

所在地	尼崎市七松町 1 丁目 353 番地 フェスタ立花南館 1～4 階
種別	駐車場施設（建物と土地の区分所有権，車路を含む）
土地面積	1,246.55 m ²
先行取得年度	平成元年度～平成 5 年度まで
床面積	11,539.10 m ²
供用開始	平成 12 年 4 月 21 日
取得原価	3,416,291,425 円

上記立花南第二地区駐車場施設（フェスタ立花駐車場施設）を市が平成 18 年度に当時の時価で買い戻しているが、買戻し額は 670,000,000 円（土地相当分：147,000,000 円，建物相当分：523,000,000 円）であった。

したがって、買い戻しに当たって当団体に生じた差損は、670,000,000 円 - 3,416,291,425 円 = 2,746,291,425 円であった。

昭和 46 年 8 月 2 日に市と当団体との間で締結された、公共用地等の取得に関する「覚書」第 2 条に基づき、市から当団体に委任した日の属する年度から 4 年以内に買戻しを行っていれば、当団体に生じた差損の抑制を図ることが可能であった。

今後は、差損の拡大を抑制するため、市は必要となる財源の確保に努め、適切な時期にこうした不動産の買戻しを行うことが望ましいと考える。

15 財団法人 尼崎緑化協会

(1) 事業概要

所管部署	都市整備局 公園課		
設立年月日	昭和53年4月1日		
設立目的	尼崎市民憲章の精神に基づき、市民が一体となって花と緑を育て、明るく豊かでうるおいのある町づくりを推進することを目的とする。		
主な事業内容	(1) 市民の緑化意識の高揚を図るための普及啓発 (2) 市民の環境緑化推進のための講習会、研修会、展示会及び催物等の開催 (3) 都市の環境緑化のための植栽及び樹木の保護育成等		
管理施設（指定管理者）	小田南公園ほか2公園（財団法人尼崎市スポーツ振興事業団との連合体にて平成21年度より受注）		
出資状況	基本財産	119,000 千円	
	市の出資金額及び基本財産に占める割合	62,500 千円	52.5%
	他の出資状況	56,500 千円	47.5%

(2) 公益性の判断

公が行うべき事業である理由	市内全域が市街地化し、自然の少ない尼崎市において、まちの緑化は極めて重要な課題であり、設立当初より当団体は民有地の緑化推進を使命として取り組んできた。当団体が実施している事業は、民有地緑化推進のための普及啓発事業であり、市民ニーズは高いものの収益性は低く（無く）、本来公が行うべき事業である。よって市の緑化行政の一翼を担う緑化協会が、市と緊密に連携しつつ行うことが最も相応しいと考えているため。
市民ニーズ及びその把握方法	(1) 行事開催時に参加者への満足度等について (2) 施設の開園時間、開園期間について (3) 行事の開催日程について 以上の内容等をアンケートにより把握し、

	また、直接意見を聞くなどして把握している。
類似の事業を行っている他団体	該当なし

(3) 財務情報

		平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度当初予算
損 益 計 算 書	営業収益	350,821	314,170	315,282	269,034
	営業費用	322,591	296,032	305,527	279,283
	営業利益	28,230	18,138	9,755	10,249
	営業外収益	63	3	2	-
	営業外費用	1,302	1,087	1,087	-
	経常利益	26,991	17,054	8,670	10,249
	特別損益	-	-	-	-
	法人税等	11,974	8,809	8,665	7,250
	当期純利益	15,017	8,245	5	17,499
	減価償却前 当期純利益	18,809	11,540	2,913	14,406
貸 借 対 照 表	流動資産	74,343	45,600	50,729	-
	固定資産	422,271	451,872	449,395	-
	資産合計	496,614	497,472	500,124	-
	流動負債	27,113	18,290	20,849	-
	固定負債	2,862	4,298	4,385	-
	(うち有利子 負債)	-	-	-	-
	負債合計	29,975	22,588	25,235	-
	指定正味財産	88,068	88,068	88,068	-
	一般正味財産	378,571	386,815	386,820	-
	正味財産合計	466,639	474,884	474,889	-
	負債・正味財産 合計	496,614	497,472	500,124	-

損益計算書については、年々利益が減少の一途をたどっている。これは、市の方針により平成 19 年度より 3 年間で、従来の随意契約により受注していた公園の維持管理業務を指名競争入札に移行したことで当団体が指名されなかったため、大幅に委託料が減少したことによるものである。安定財源の確保が必須であると緑化協会は認識し、兵庫県や民間等市以外からの緑化業務の受注にも取り組み自主財源の確保に努めてはいるが平成 21 年度においては赤字予想となっている。

貸借対照表については、平成１９年度に３０，０００千円有価証券購入による流動資産から固定資産の変動がある以外、損益計算書の影響を除き特に大きな変動はない。

(４)市の関与状況

市の関与状況			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度当初 予算
公 的 支 援	補助金	緑化基金事業	3,963	3,965	3,976	3,978
		財団職員人件費	-	-	7,001	5,155
	合計		3,963	3,965	10,977	9,131
指定管理料収入			-	-	-	45,350
そ の 他 市 の 委 託 料	緑の相談所及び緑化普及啓発フィールド公園維持管理運営業務	委託料収入	201,344	192,380	184,028	142,600
	花と緑のまちづくり推進事業業務	委託料収入	48,510	44,796	44,940	42,700
	花壇等保護育成業務	委託料収入	18,283	18,638	17,745	-
	アルカイック広場保護育成業務	委託料収入	1,512	1,397	1,376	-
	蓬川地区花いっぱい事業業務	委託料収入	-	991	987	938
	今北三十六団地花いっぱい事業業務	委託料収入	-	998	-	-

	本庁舎南 館外壁緑 化等業務	委託料収入	-	-	3,570	-
	小計		269,649	259,200	252,646	186,238
公的支援+指定+その他(合計)			273,612	263,165	263,623	240,719
市の負担率(%)			77.99	83.77	83.61	90.88

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
資本金		119,000	119,000	119,000
市の出資割合(%)		52.5	52.5	52.5
土地	使用の状況(有償・無 償・減免中・他)	有償	有償	有償
建物		当団体所有	当団体所有	当団体所有

(5) 役員及び職員の状況

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
役員	常勤	市	1 人	1 人	-
		市 O B	-	-	1 人
		合計	1 人	1 人	1 人
	非常勤	その他	13 人	13 人	13 人
		合計	13 人	13 人	13 人
	市兼務		3 人	3 人	3 人
		合計人数	17 人	17 人	17 人
	平均在任期間 (年)		1	2	1
	人件費総額(千 円)		-	-	6,142

(注) 1 . 平均在任期間は常勤役員の平均在任期間をいう。

2 . 人件費総額は、報酬及び賞与である。

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
職員	常勤	正規職員	13 人	13 人	13 人
		嘱託職員	2 人	2 人	2 人
		臨時職員	19 人	15 人	16 人
		合計	34 人	30 人	31 人

	非常勤	臨時職員	2 人	3 人	3 人
		合計	2 人	3 人	3 人
		合計人数	36 人	33 人	34 人
		平均在任期間 (年)	13.4	14.4	15.4
		人件費総額(千円)	129,619	123,605	127,735

(注) 1. 平均在任期間は正規常勤職員の平均在任期間をいう。

2. 人件費総額は、給与及び賞与である。

(6) 事業別の状況

【緑化普及啓発事業】

事業名	科目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
緑の相談所等緑化普及啓発業務	収入	54,626	54,024	59,742
	事業費	11,081	11,914	11,627
特色ある公園保護育成業務	収入	134,787	126,420	112,350
	事業費	75,931	68,860	60,649
元浜緑地駐車場等管理業務	収入	8,090	8,050	8,050
	事業費	7,592	7,685	7,393
わんぱく池運営管理業務	収入	3,940	3,885	3,885
	事業費	3,152	3,187	3,261
花と緑のまちづくり推進事業業務	収入	48,510	44,796	44,940
	事業費	10,812	10,316	10,114
花壇等保護育成業務	収入	18,282	18,637	17,745
	事業費	5,751	5,806	6,349
アルカイク広場保護育成業務	収入	1,512	1,396	1,375
	事業費	129	133	222
今北三十六団地花いっぱい事業	収入	-	997	-
	事業費	-	312	-
蓬川地区花いっぱい事業	収入	-	991	987
	事業費	-	567	142
本庁舎南館外壁緑化業務	収入	-	-	3,570
	事業費	-	-	712
(自主)緑化啓発業務	収入	1,319	1,321	1,081
	事業費	1,441	1,019	941
(一般)補助金事業	収入	3,963	4,335	4,076
	事業費	3,062	3,531	3,270

合計	収入	275,029	264,854	257,802
	事業費	118,956	113,334	104,685
	管理費	17,246	16,941	15,507
	人件費	141,171	135,860	143,550
	引当金	181	314	3,753
	利益	2,625	1,596	9,694

【兵庫県・民間等（尼崎市以外）からの緑化業務】

事業名	科目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
尼崎の森中央緑化維持管理業務	収入	9,776	-	12,939
	事業費	1,700	-	2,156
尼崎閘門植栽管理業務	収入	-	2,625	-
	事業費	-	675	-
21 世紀の森緑花祭企画運営	収入	-	2,625	-
	事業費	-	1,911	-
阪神南県民局壁面緑化登はん補助資材設置工事	収入	-	-	798
	事業費	-	-	501
（自主）民間緑化	収入	3,985	4,664	3,077
	事業費	1,739	1,295	959
（自主）販売等	収入	20,116	19,313	18,941
	事業費	14,598	13,316	12,648
合計	収入	33,878	29,227	35,755
	事業費	18,038	17,197	16,264
	管理費	2,125	1,869	2,150
	人件費	9,845	7,809	12,125
	引当金	22	34	520
	利益	3,847	2,316	4,693

【その他】

事業名	科目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
のじぎく兵庫国体関連事業	収入	24,386	-	-
	事業費	12,782	-	-
	利益	11,604	-	-

平成 18 年度においては、花壇等保護育成業務において、市役所本庁舎・支所の立体花壇業務が廃止され、委託料が大幅に減額されたことから、公

益事業である緑化普及啓発事業の収支はマイナスとなった。しかし当該年度については、のじぎく国体開催に伴う緑化事業を受託した等により全体としての事業収支は大幅な黒字となった。

平成 19 年度においては、今北三十六団地等の花いっぱい事業を新たに受注し、兵庫県の緑化事業などを競争入札で獲得したものの、市の外郭団体が実施する意義の観点からの随意契約の事業領域の見直し方針により、段階的に受託公園が指名競争入札に移行されることになり、3 公園が対象から外れ委託料が減少し収支を悪化させた。

平成 20 年度においては、緑化助成事業の窓口業務や本庁舎外壁緑化等の業務を新たに受注し、さらに 2 年ぶりに尼崎の森中央緑地維持管理業務を競争入札で獲得し、利益の増加を図ったものの、平成 19 年度に引き続き、市の随意契約の事業領域の見直し方針により、さらに 2 公園が対象から外れたために普及啓発事業での落ち込みが大きく、事業収支が赤字になった。

(7) 団体の総合所見

市内全域が市街地化し、自然の少ない尼崎市において、まちの緑化は極めて重要な課題であり、緑化協会が実施している事業は、民有地緑化推進のための普及啓発事業であり、その存在意義は十分にあり、その活動には十分期待したいところである。

しかし、それは緑化協会の財政基盤が健全であってこそ期待しうるものである。

現状においては、市の外郭団体の経営改善の見直し方針により、外郭団体が実施する意義の観点から事業領域を見直し、指名競争入札に移行した結果、対象から外れ当団体が指名されず、累計 5 施設の維持管理業務を手放すことになり収支状況が悪化している。

このことは、今後の受注件数を確保することが現状の必須課題であることを示しており、そのためには収支状況を改善するために早急に具体的対応策を講じ、それを具体化した中長期的な戦略的計画を策定し業績評価の程を検証していく必要がある。

(8) 監査の結果及び意見

当団体の事業規模について < 意見 >

当団体は、尼崎市民憲章の精神に基づき、市民が一体となって花と緑を

育て、明るく豊かでうるおいのある町づくりを推進することを目的として、昭和５３年４月１日に設立し、緑化普及啓発等の緑化事業を運営している。

そもそも当団体は、昭和２７年市民の手で設立された任意団体の尼崎緑化協会で、会長を務め市民憲章制定の市民代表でもあった方が亡くなった際に、遺言により、緑豊かな尼崎を願い、ご遺族が５，０００万円を市に寄附され、その資金を基本財産として、またその遺志を目的として尼崎市が設立したものである。言い換えるならば、民間の意思に基づく緑化推進という事業の上に緑化協会が存在しているのである。

その事業については、上記（１）事業概要の主な事業の内容に記載のとおりではあるが、設立当初に対して現在の取り巻く環境は大きく変わってきている。

財団として受託していた市との契約方法が、従来の随意契約から指名競争入札に変更することになり、財団が緑化普及推進のために事業を展開する機会が５事業も減少している。また、常勤職員の勤続年数が平成２０年度時点で１５．４年と比較的長いため、人件費負担が大きくなりつつある。

これらのために、平成２１年度当初予算においては、当期純利益が１７，４９９千円になってしまっている。

当団体の今後の委託事業に対する安定した事業運営を遂行するため、事業規模を見直すことも選択肢の一つとして、規模の適正化について検討する必要があるのではないかと考えられる。

民間の意思に基づいた当団体の事業活動は、確かに市民サービスのために実施されているものと考えられる。しかし、当該事業活動は当然費用対効果に照らしてその効果を推し量るべきものである。

具体的には、年々減少しつつある収益並びに人件費の負担等に対して、当団体は生き残りをかけ、どのように事業展開を行うかが重要である。

安定した財政的基盤の上にいることが、事業を行うための必要条件である。財政的基盤が損なう状況下では、費用対効果の関係で事業の経済的な効果が十分得られているのか疑問の余地がある。

したがって、事業規模が縮小し経営資源の集約化を図ることにより、より経済的な効果をもたらすことのできる組織に変更することが望まれるのではないかと考えられる。

このことから、事業規模の見直しも選択肢の一つとして考えておかねばならないと思われる。

中長期的な戦略計画の策定について＜意見＞

市による随意契約の事業領域の見直し方針により指名競争入札となったことに対して、過去３年の推移表からも分かるように受注件数の落ち込みによる収支状況の悪化が問題となっている。これに対して当団体においては、数年前に策定した全体計画はあったが、平成１９年度以降、市からの業務量の大幅削減、一部事務の移行、指定管理者制度の導入、指名競争入札への変更等、環境が激変したため、現在は全体的な中長期的計画は策定せず、現状事業毎の個別計画で対応している。予算収支計算書は作成するものの、これは決算書の添付書類としてのものであり、業績評価の判断材料の一つとして現状特に利用していない。

補助金事業及び委託事業の事業規模の把握及び収支改善を図るためにも、財団全体としての中長期的なビジョンを数値化し、財政状況及び経営状況が把握できるように数値化された計画を早急に策定する必要がある。また、その計画の基での短期的視点に立った単年度計画を策定し、随時実績と計画との乖離状況を分析し業績指標として利用する必要がある。

現状、全体的な中長期的計画は策定せず、事業毎の個別計画で対応しているとすると当団体の事業運営はその点で問題である。

この場合、中長期計画を策定するに際して注意する点がある。

(A) 計画の数値化

計画を策定するに際して必ず科目ごとに数値化して当団体全体の事業規模を期間比較できるように作成する必要がある。

(B) 計画策定時の責任関係の明確化

計画を策定するに際しては、その計画が財団全体において承認されたものであるために理事会等の決議機関の決議を得る必要がある。また、計画書上の数値に対して責任関係が明確となるように、策定過程において役割分担を課し、担当者個々人が責任感を自覚できるようにする必要がある。

(C) 中長期計画と単年度計画との関係

単年度計画は中長期計画のもと展開されるものであり、単年度計画は必ず中長期計画と関連させ実現可能な計画となるように策定する必要がある。

(D) 実績値との比較

中長期計画と関連付けられた単年度計画を実績値と比較することにより中長期計画に対する現状の実績分析が可能となる。この場合、差異分析を客観的にするために様式を形式化することが望ましい。

(E) 中長期計画の適時見直し

中長期計画は実現可能性を確保しなければならないものの、やはり不確実要素を含んでいる。そのため、その計画が現実と大きくかい離する場合には、かい離理由を分析したうえで合理的な理由に基づく限りにおいて、適時見直し実現可能な計画として修正する必要がある。

(F)実績値との比較による責任関係の明確化及び分析報告の形式化

分析結果に責任関係が明確になるように、実施者及び管理者等を明確にする必要がある。また、分析結果を報告できるように報告書の様式の形式化も有用と考えられる。

(G)計画に関する制度化

計画の策定から分析報告までの一連の流れを制度化し、事前段階でこれらの質を確保することが望ましい。

市の緑化協会に対する評価について＜意見＞

市において、平成20年度に当団体へ支給している補助金及び委託料は、上記(4)市の関与状況のとおりである。

ここで、補助金や委託料の支給に対し手続としては、次のとおりである。

- 市が補助金に関する要綱または委託内容についての要領を通知する。
- 市に対し当団体が見積書及び申込書により依頼の申し込みを行う。
- 市がこれを受け内容を吟味し決定を行う。
- 決定に際しては、決裁願いを作成し、事業の概要、金額、支払条件及び施工理由等を記載した書面を決裁願いに添付して、各承認者に回覧し決裁区分に対応した承認者の押印を得る。
- 承認後、補助金であれば補助金交付要綱を当団体と締結し、委託料であれば業務委託契約を締結する。
- 委託の場合には、契約のほかにそれを補足するための業務実施要領を作成し、より細かな業務運営方針を謳っている場合もある。
- 当団体はこの要綱または契約に従い業務を遂行し、補助金に対しては事業完了後遅滞なく事業報告を市に提出する。また委託に対しては、契約に従い成果報告を原則委託契約期間終了後遅滞なく市に提出している。
- 市は、この報告物を受けて内容を検討し当団体を評価し、次年度の委託に対する参考資料としている。

市において、当団体からの委託の業務報告に対する評価指標が客観的になく、評価制度が明確に存在していない。

委託において、当団体からの申し込みを受けて決裁を受けるまでの手続きとしては特に問題はない。しかし、その後の成果物としての業務報告に対して様式はあるものの、それをどのように分析検討したかというプロセスにおいて現状、問題があると考えられる。

この点、委託契約において成果報告を委託期間後速やかに市に報告しなければならない旨謳っているが、市側においてその報告物をどのように評価検討するのかという評価指標及び評価方法が制度化されていないために、報告書を入手するだけに留まっており、担当者の裁量の余地が多分に残されていることになってしまっている。

委託業務の評価を行うに際しては、委託先の選定にかかる評価を実施するという事前段階においての評価手続きとその後委託業務の遂行状況を把握し、どの程度の有効性、効率性等の効果があったのかという検討を行う事後的な評価手続きが必要である。

いわゆる、PLAN（計画）→DO（実行）→SEE（検証分析）→ACTION（検証分析を受けてのフォローアップ）といわれる代表的な管理サイクルがあるが、当団体に対する委託業務の管理プロセスは、PLAN及びDOは特に問題ないものの、SEEにおいて問題となっており、その結果ACTIONが有効なものになり得ているのか疑問の余地が残ることになってしまっている。

したがって、当団体の事業運営に対して有効に管理評価するためにも、市において担当者の裁量の余地がないように、客観的指標を定めてその指標の基に評価検討を行うという評価制度を設ける必要があると考えられる。

当団体への補助金について＜意見＞

当団体に対する補助金は、緑化基金事業及び当団体人件費にかかる２つの補助金である。

緑化基金事業については、市において尼崎市緑化基金条例を設け、その基金の運用収入を財源に緑化事業を推進するための経費に充てるとして、財団に対して補助金を支給し、これをもとに事業を運営している。

また、当団体職員人件費については、従来市職員を常勤役員として当団体の運営に携わってもらっていたが、平成２０年度より職員を派遣することができなくなり財団側の要請もあって市OBを常勤役員として据えることとなった。この市OBの人件費を補助金として市は支給している。

市のOB職員を常勤役員にするために支給されている補助金の支出決裁

には、合理的な効果検証の痕跡が見当たらず、事後の効果検証結果の資料を添付する必要がある。

当団体においては、従来常勤役員として役職に就いていた市職員が平成20年度より当団体の役員として就くことができなくなり、代わって市職員であったOBを平成20年度より常勤役員として招き入れている。

一方、市においては、未だ緑化協会のプロパー職員だけでは、常務理事や事務局長の職務をするまでの人材は育っていないとの認識から、当団体に対して常勤役員の人材派遣を行った旨補助金の交付に関する決裁願いの添付書類の中でコメントしてある。

確かに、実績が伴うからこそ当該市OBを役員に据えたものだと考えられる。しかしその効果の程を事後的に検討しているような資料は、特に存在しなかった。

このことから、今後は効果について事後的に検証するなど補助金に対して検討していく必要があるのではないかと考えられる。

また、当団体において過去、管理職3人が、市関係職員で占められていたものを順次減らし、平成18年度から役員の3人のうち市関係職員を1人に減らし、プロパー職員に職務を担うこととし、協会として自立に向けたに努力の跡は見受けられる。

しかし、一方で、未だプロパー職員だけでは常務理事や事務局長の職務をするまでの人材は育っていないとする市の考え方に対して、いつまでこの状況が続くのかという印象を持ってしまう。

今後、市は、将来的な人材育成を織り込んだビジョンを示し財団が自主運営できるように導く必要があると考える。

16 尼崎都市開発株式会社

(1) 事業概要

所管部署	都市整備局 市街地整備室 再開発調整担当		
設立年月日	昭和 52 年 6 月 10 日		
設立目的	市街地再開発事業により建築される建築物の管理及び運営等		
主な事業内容	塚口さんさんタウン及び出屋敷リベル他の土地・建物及び付帯設備の取得・管理・賃貸及び処分、駐車場の管理及び運営、駐輪場の管理及び運営等		
出資状況	資本金	207,000 千円	
	市の出資金額及び資本金に占める割合	82,800 千円	40.00%
	他の出資状況	尼崎信用金庫	6.70%
		(株)三井住友銀行	5.00%
		(株)りそな銀行	5.00%
		(株)みずほ銀行	5.00%
		(株)三菱東京 UFJ 銀行	5.00%
		(株)整理回収機構	5.00%
		(株)みなと銀行	5.00%
		大阪瓦斯(株)	5.00%
		京阪神興業(株)	5.00%
		その他	13.30%

(2) 公益性の判断

公が行うべき事業である理由	市街地再開発事業はハード面完了後も持続した「まちづくり」が必須であり、将来に亘って安定的かつ継続的に取り組む必要があるため。
市民ニーズ及びその把握方法	市民ニーズは地域商業の振興や市民生活の日常的な利便性、快適性、安全性の向上であり、きめ細かい維持管理業務に専心することにより市民ニーズの把握に努めている。
類似の事業を行っている他団体	アミング開発株式会社

(3) 財務情報

単位：千円

		平成 18 年度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度当初予算
損 益 計 算 書	営業収益	507,004	477,118	453,702	325,058
	営業費用	477,202	461,079	451,329	316,812
	営業利益	29,801	16,038	2,373	8,246
	営業外収益	324	989	285	190
	営業外費用	4,649	4,454	3,819	3,651
	経常利益	25,476	12,573	1,160	4,785
	特別損益	52	-	-	-
	法人税等	10,418	5,788	1,093	-
	当期純利益	15,005	6,785	2,254	4,785
	減価償却前当期 純利益	41,895	32,606	22,292	27,942
貸 借 対 照 表	流動資産	134,255	105,886	126,396	-
	固定資産	1,430,536	1,405,847	1,373,257	-
	資産合計	1,564,791	1,511,733	1,499,654	-
	流動負債	102,842	101,112	93,848	-
	固定負債	564,098	505,985	503,424	-
	(うち有利子負債)	351,668	315,716	319,503	-
	資本金	207,000	207,000	207,000	-
	利益剰余金(欠 損金)	690,850	697,636	695,381	-
	資本の部合計	897,850	904,636	902,381	-

損益計算書については、塚口さんさんタウンにおける利用客の減少に伴い、駐車場管理運営事業の収入が落ち込み、不動産賃貸部門も賃料減額要請等により厳しい状況におかれていることから、売上高及び利益が減少している。平成 21 年度予算では、売上高が大きく減少する中で増益を予定しているが、これは、依然として厳しい経営環境が継続する中で、できる限りコストを削減していくことに加えて、駐車場管理運営事業において、市内に点在する市所有の 6 駐車場（うち、3 駐車場を当団体が管理運営している。）に係る運営管理を一括して専門業者とマネジメント契約することを計画していることも主な要因である。

貸借対照表については、市から塚口さんさんタウン、出屋敷リベル及び潮江コミュニティ住宅の一部の床を取得したため、固定資産に建物及び土地が多額に計上されている。有利子負債は、ほとんどが床取得のための借

入金であり、上記の有利子負債には市からの無利子の借入金（平成20年度末残高10,000千円）を含んでいる。固定負債には借入金その他、テナントからの預り保証金及び塚口さんさんタウン3番館地下1階の物件を取得した際に特定承継した滞納管理費の分割支払に係る長期未払金が計上されている。

（４）市の関与状況

市の関与状況			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度当初 予算
公 的 支 援	出資金、低利貸付等に伴う 機会費用		16,425	15,953	22,663	21,676
	合計		16,425	15,953	22,663	21,676
市 の 委 託 料	スカイコ ム塚口管 理事業	委託料収入	7,300	7,300	7,300	6,930
	出屋敷 2 階連絡デ ッキ管理 事業	委託料収入	663	629	629	600
	出屋敷駅 屋上駐車 場管理事 業	委託料収入	6,624	6,292	6,292	5,979
	小計		14,587	14,222	14,222	13,509
公的支援+委託料(合計)			31,012	30,176	36,886	35,185
市の負担率（％）			5.92	6.12	7.74	10.14

出資金、低利貸付等に伴う機会費用は、出資金、低利貸付金の年度末残高に各年度末の長期プライムレートを乗じている。また、市の負担率については、公的支援のうち収入に計上されていないものを分母に含めて算出している。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
貸付金残高	163,268	152,116	140,955
資本金	82,800	82,800	82,800
市の出資割合(%)	40.00%	40.00%	40.00%

駐車場 施設	使用の状況（有償・無 償・減免中・他）	有償 及び無償	有償 及び無償	減免中 及び無償
-----------	------------------------	------------	------------	-------------

貸付金は、床取得及びリベル活性化支援事業に、市が低利または無利息で当団体に貸付けたものである。平成２０年度末時点で、出屋敷リベルの活性化支援事業に係る貸付金は１３０，９５５千円（年利０．１％）であり、アミング潮江コミュニティ住宅の床の買取りに係る貸付金は１０，０００千円（無利息）である。

駐車場施設は塚口さんさんタウン、出屋敷リベル及びアミング潮江の駐車場を市から賃借しているが、出屋敷リベルは核テナントが撤退した後に駐車場の収益が著しく悪化したため、平成１７年１１月以降、月額９３０千円の賃借料を無償にしている。平成２０年４月以降は、出屋敷リベルの駐車場収入を補填するため、塚口さんさんタウンの駐車場の賃借料も月額１，６５０千円から１，１００千円に減免している。これらの賃料減免額は、出資金、低利貸付等に伴う機会費用に含めている。

なお、アミング潮江イーストの駐車場については、平成１８年度より月額４５０千円の賃料が２４５千円に変更されているが、市が負担する修繕積立金を当団体が負担しているため、同額を減額したものである。

（５）役員及び職員の状況

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
役員	常勤	団体職員	１人	１人	１人
		市ＯＢ	１人	１人	１人
		合計	２人	２人	２人
	非常勤	出資者	５人	５人	５人
		合計	５人	５人	５人
	市兼務		１人	-	-
		合計人数	８人	７人	７人
		平均在任期間（年）	５年	６年	７年
		人件費総額（千円）	12,736	12,736	12,476

（注）１．平均在任期間は常勤役員の平均在任期間をいう。

２．人件費総額は、報酬である。

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
職 員	常 勤	正 規 職 員	10 人	10 人	10 人
		嘱 託 職 員	1 人	1 人	1 人
		臨 時 職 員	1 人	1 人	1 人
		市 Ｏ Ｂ	1 人	1 人	1 人
		合 計	13 人	13 人	13 人
	非 常 勤	嘱 託 職 員	-	1 人	1 人
		市 Ｏ Ｂ	1 人	1 人	1 人
		合 計	1 人	2 人	2 人
		合 計 人 数	14 人	15 人	15 人
		平 均 在 任 期 間 (年)	16 年	17 年	18 年
		人 件 費 総 額 (千 円)	71,697	71,820	72,105

(注) １．平均在任期間は正規常勤職員の平均在任期間をいう。

２．人件費総額は、給与及び賞与である。

(6) 事業別の状況

当団体では、直接費は事業別に集計しているが、人件費等の共通費は事業別に把握していないため、事業別損益の記載に当たっては、ヒアリングした人件費の従事割合を基礎として、共通費も含めた事業別原価を算出した。

さらに平成 20 年度については、塚口本社、出屋敷支社別に共通費も含めた事業原価を区分したが、平成 18 年度及び平成 19 年度については、平成 20 年度の塚口本社と出屋敷支社の比率で事業別の原価合計を按分して塚口本社及び出屋敷支社別の事業原価を算出している。

管理者事業

塚口さんさんタウンは建物区分所有法に定める管理者として、また出屋敷リベルは管理組合より管理業務を受託している。管理組合からの受託収入はほぼ一定のため収益は安定しており、経営努力によるコスト削減により損益は改善している。塚口本社の管理者事業は当団体の主たる収益部門であるが、出屋敷支社は人件費の負担が大きく、恒常的に赤字が続いてい

る。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
塚口本社	事業収益	54,600	54,600	54,600
	事業原価	30,272	28,398	26,434
	事業損益	24,328	26,202	28,165
出屋敷支社	事業収益	23,466	23,466	23,465
	事業原価	32,177	30,185	28,097
	事業損益	8,711	6,719	4,631
合計	事業収益	78,066	78,066	78,065
	事業原価	62,449	58,583	54,531
	事業損益	15,617	19,483	23,534

不動産賃貸事業

塚口さんさんタウン 2 番館・3 番館、潮江コミュニティ住宅及び出屋敷リベルの一部を所有し、賃貸している。なお、潮江コミュニティ住宅については塚口本社に含まれている。

平成 21 年 5 月 31 日現在の当団体所有区画の空き状況は、塚口さんさんタウン 2 番館が 11 区画のうち 1 区画、3 番館は 15 区画のうち 2 区画であり、潮江コミュニティ住宅は 6 区画全てが賃貸中であるが、出屋敷リベルは 8 区画のうち 5 区画が空いており、賃貸中の区画についても 2 区画の賃料が売上の歩合であるため、大変厳しい状況が続いている。

なお、塚口さんさんタウンについても賃料の減額要請が厳しく、収益は急速に悪化している。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
塚口本社	事業収益	159,520	148,708	141,557
	事業原価	115,436	111,757	117,186
	事業損益	44,084	36,951	24,371
出屋敷支社	事業収益	3,313	3,825	4,015
	事業原価	20,813	20,149	21,128
	事業損益	17,500	16,324	17,113
合計	事業収益	162,833	152,533	145,572
	事業原価	136,249	131,906	138,314
	事業損益	26,584	20,627	7,258

駐車場管理運営事業

塚口さんさんタウン地下駐車場、出屋敷リベル駐車場、阪神出屋敷駅屋上駐車場、アミシング潮江イースト駐車場の管理運営を行っている。なお、

アミシング潮江イースト駐車場は塚口本社に含まれている。

塚口さんさんタウンは平成 20 年度に利用客が大幅に減少したことにより赤字が拡大している。出屋敷リベルについては平成 17 年の核テナント撤退後に収益が著しく悪化した。その後、食品スーパー及び家電量販店が出店したことにより、依然として赤字ではあるが、損益はわずかながら持ち直した状況である。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
塚口本社	事業収益	119,430	109,123	99,210
	事業原価	118,865	114,361	109,036
	事業損益	565	5,238	9,825
出屋敷支社	事業収益	26,905	27,251	29,113
	事業原価	39,020	37,541	35,793
	事業損益	12,115	10,290	6,680
合計	事業収益	146,335	136,374	128,324
	事業原価	157,885	151,902	144,829
	事業損益	11,550	15,528	16,505

自転車駐輪場管理運営事業

主として塚口さんさんタウン周辺の駐輪場の管理運営を行っている。塚口さんさんタウン周辺の駐輪場は平成 21 年 10 月頃に機械化される予定であり、収益の改善が期待できる。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
塚口本社	事業収益	38,135	38,263	38,512
	事業原価	41,895	41,510	40,640
	事業損益	3,760	3,247	2,128
出屋敷支社	事業収益	3,490	3,582	3,830
	事業原価	3,561	3,528	3,454
	事業損益	71	54	376
合計	事業収益	41,625	41,845	42,343
	事業原価	45,457	45,039	44,095
	事業損益	3,832	3,194	1,751

その他の事業

塚口さんさんタウンにおけるたばこ・宝くじの販売、旅券事務所での証紙等の販売、「さんさんタウンテナント会」の事務局業務の受託等の事業であり、市からの受託事業であるスカイコム塚口管理事業及び出屋敷 2 階連絡デッキ管理事業もその他の事業に計上されている。

塚口本社の平成１９年度及び平成２０年度の赤字は、たばこ・宝くじの販売事業の不振が影響しており、今後も収益の改善が見込めないため、平成２０年度末をもってたばこ・宝くじの販売事業からは撤退している。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
塚口本社	事業収益	71,832	63,506	55,633
	事業原価	70,761	69,336	65,486
	事業損益	1,071	5,830	9,852
出屋敷支社	事業収益	6,314	4,796	3,762
	事業原価	4,399	4,310	4,071
	事業損益	1,915	486	309
合計	事業収益	78,146	68,302	59,396
	事業原価	75,160	73,646	69,557
	事業損益	2,986	5,344	10,161

（７）団体の総合所見

当団体は、当初、市の再開発ビルである塚口さんさんタウンの管理者業務を行う目的で設立され、着実な収益を上げていた。その後、平成２年の出屋敷リベルのオープンに伴って出屋敷支社を開設し、また、第３セクターという立場上、市からの依頼により一部の床を買い取らざるを得ず、不動産賃貸事業を行うに至っている。

収益部門であった塚口さんさんタウンは建築後３０年以上が経過し、老朽化と競合する商業施設の出現により、商業施設全体で利用者の減少が深刻な問題となってきたおり、また、出屋敷リベルは、核テナントの退店や空き店舗等で大変厳しい状況が続いている。これらに伴い、当団体の経営状況も近年著しく悪化してきているが、収益改善には塚口さんさんタウンと出屋敷リベルの商業施設全体の活性化が不可欠である。

市は、当団体と類似の事業を行っているアミング開発株式会社について、平成１９年９月に「再開発施設管理体制等検討会議」から「現在の２社を１社に統合し、安定した自立経営を目指すべき」との提言を受け、その提言内容を踏まえ、平成２１年度に外部の専門家に自立健全経営に向けた第３セクター２社の今後のあり方及び経営改善の具体策の検討を委託している。両社はそれぞれ固有の問題を抱えており、統合による合理化だけでは自立健全経営の実現は難しいと思われる。統合の是非の以前に市が問題の本質を見極め、大胆な改革を実施しない限り、今後、当団体が自立し、存続していくことは困難であると考えられる。

また、市が中心となって、アミング開発株式会社と平成 21 年度中に両社が管理する市の 6 つの駐車場を一括して専門業者に運営委託する計画を進めていたが、条件面で専門業者の選定に至らず、再度の選定に向けて、市及びアミング開発株式会社と協議を行っている。当団体の駐車場管理運営事業は継続して赤字が続いており、抜本的な改革が必要である。今後も計画を適宜修正の上、一括委託を推進することが望まれる。

(8) 監査の結果及び意見

出屋敷リベルについて＜意見＞

リベルは市の再開発事業によって平成 2 年 3 月に竣工した地下 1 階、地上 1 2 階の住宅及び商業ビルである。

平成 17 年 10 月に核テナントであるダイエーが撤退後、核店舗ゾーンには大型家電量販店や食品スーパーが出店しているが、平成 21 年 5 月期の当団体の事業報告書によれば商業ゾーンの空き店舗の状況は下記のとおりであり、ショッピングセンターとしては壊滅的な状況に陥っていると記載されている。尼崎市の「再開発施設管理体制等検討業務報告書」によると平成 18 年 6 月時点の専門店ゾーンの空き店舗は 31 店舗であるため、核店舗ゾーンにテナントを誘致した後も活況は取り戻せず、状況は悪化している。

地下 1 階	専門店ゾーン（ 7 6 区画 中 3 8 区画が空き ）	核店舗ゾーン（地下 1 階・ 3 階が空き ）
1 階		
2 階		
3 階		
4 ・ 5 階	駐車場	
6 ～ 1 2 階	住宅	

リベルは阪神出屋敷駅北に位置しており、出屋敷駅周辺の商店街は、尼崎市南部の工業地帯に近く、かつては賑わいを見せていたが、近年は高齢化が進み、商業施設としての採算を取るのは困難な状況である。

当団体は平成 9 年から平成 13 年にかけて、市の「市街地再開発地区活性化事業に係る貸付金」を主な原資として空き床 6 床を取得し、不動産賃貸事業を行う他、リベルの管理組合から管理業務を受託し、また、リベルの駐車場を市から賃借して駐車場の管理運営事業を行っているが、(6) 事業別の状況に記載のとおり、いずれの事業も 3 期連続で多額の赤字を計上している。

平成 19 年 1 月に策定された市の「外郭団体の統廃合及び経営改善につ

いて - 外郭団体の自立経営に向けた市の取組方針」によれば当団体は自立経営を促進する団体に位置づけられているが、商業施設としてのレベルの現状を考えると今後も当団体の経営努力だけで黒字化を図ることは至難の業だと考えられる。保有区画の売却、レベル事業からの撤退も視野に入れ、当団体の今後のあり方を検討すべきである。市が当団体に対して床の取得など、過剰な負担を求めてきたものであり、これまでの経緯を踏まえ、責任を持って、当団体と共同で今後の方策を模索する必要がある。

中期事業計画について＜意見＞

当団体は毎年４月の取締役会で単年度の来期予算を策定しているが、中期または長期の事業計画は作成していない。また、資金計画についても常に１年後までは作成しているが、中長期の資金計画は作成していない。

これに関して当団体は、出屋敷レベルの事業を今後どうするかなど当団体で独自に意思決定できない部分が事業計画に大きく影響するため作成できないと説明している。

中期事業計画がない中では団体が進むべき方向性が定まらず、戦略的な経営を実施することはできない。また、中期事業計画の枠内で短期予算を作成し、予算と実績の差異分析を行うことで経営責任の所在も明確になる。

なお、単年度の予算と実績の差異分析については、毎年７月の取締役会に前期実績と当初予算を記載した資料が提出されているが、増減分析は前期実績と前々期実績との対比でなされており、予算実績の差異分析については実質的には行われていない状況である。

所有不動産の時価について＜意見＞

当団体が保有する不動産の平成２１年５月３１日現在の帳簿価額と平成２１年度の固定資産税評価額は次のとおりである。なお、建物の帳簿価額に建物附属設備は含めていない。

		帳簿価額 (A)	固定資産税 評価額 (B)	差額 (B) - (A)	増減率 (B) / (A)
塚口さんさん タウン２番館	建物	124,056	158,492	34,436	127.76%
	土地	319,359	190,324	129,035	59.60%
	計	443,415	348,816	94,599	78.67%
塚口さんさん タウン３番館	建物	224,921	385,033	160,112	171.19%
	土地	399,058	200,750	198,308	50.31%

	計	623,979	585,783	38,195	93.88%
出屋敷リベル	建物	57,057	66,004	8,946	115.68%
	土地	113,258	37,654	75,604	33.25%
	計	170,316	103,658	66,657	60.86%
潮江コミュニティ住宅	建物	25,292	20,191	5,100	79.83%
	土地	63,487	20,456	43,030	32.22%
	計	88,779	40,647	48,131	45.79%
合計	建物	431,327	629,721	198,394	146.00%
	土地	895,164	449,185	445,979	50.18%
	計	1,326,491	1,078,907	247,584	81.34%

潮江コミュニティ住宅については、土地建物合計で固定資産税評価額が帳簿価額の50%以上下落しており、減損会計における減損の兆候が認められる。

塚口さんさんタウン2・3番館及び出屋敷リベルについては、土地は40%～70%程度下落しているが、建物の固定資産税評価額が高いため、土地建物の合計では50%以上の下落はみられない。しかしながら、塚口さんさんタウンでは最近の売買事例は競売以外にはなく、管理費に多額の滞納があることや高額な管理費を賄うだけの収益を上げることが難しいことなどから、競売であってもなかなか落札されないといった状況である。

これらのことから、時価は固定資産税評価額よりもさらに低いことが予想され、適正な時価を適用すれば減損会計の対象となる可能性は否定できないと考えられる。

退職給付引当金について＜意見＞

当団体は、勤労者退職金共済機構に加入し、退職手当支給規程に基づいて算出される退職金が同機構から支給される額を上回る場合は当団体が差額を支給する退職金制度を採用している。

当団体では退職給付引当金を計上していないが、平成21年5月31日現在の退職手当支給規程に基づく自己都合要支給額は50,976千円であり、そのうち勤労者退職金共済機構から支給される額は24,716千円であるため、差額の26,259千円については、当団体の負担となる。

退職給付会計の簡便法を適用し、26,259千円の退職給付引当金を計上すべきである。

役員退職慰労引当金について＜意見＞

役員退職慰労金については、平成１６年８月の定時株主総会で、当時の常勤役員（市のＯＢ役員）は辞退する旨を説明の上で役員退職慰労金規程の制定を決議している。支給の対象となる役員の平成２１年５月３１日現在の要支給額は３，８１７千円である。当該支給規定に基づき、期末日の発生額を引当金計上すべきである。

賃貸収入の計上基準について＜意見＞

不動産賃貸事業におけるテナントからの月額賃料は、原則として前月末までが入金期限になっている。当団体では入金月あるいは入金があるべき月に賃貸収入を計上し、前月末までに入金がない場合は未収入金を計上している。例えば、平成２１年６月の賃料は平成２１年５月末が入金期限であり、当団体は平成２１年５月の売上に計上している。

売上は財貨またはサービスの提供時に計上すべきであるため、本来は入金時に前受金勘定で処理し、翌月に売上に振替える処理を採用すべきである。

外注先の選定について＜意見＞

当団体は、長期にわたり同一の外注業者に業務を依頼している。例えば、塚口さんさんタウン、出屋敷リベル、アミング潮江イーストの３つの駐車場管理を委託している業者については、塚口さんさんタウンの駐車場の管理運営を始めた昭和５４年以来継続して契約を行っている。コスト削減のための価格交渉は随時行っているが、他社との相見積り等は実施していない。

当団体の事業の性質上、管理組合の委託業者と同一業者に委託した方が効率的であることや市道と一体で植栽管理を行う必要があること等の特殊事情はあるが、他社との比較をせず、同一業者と長期にわたり契約を続けることは望ましくない。外注業者決定の方針を定めて、複数業者との相見積りを実施するなどの方法を採用すべきである。

17 アミシング開発株式会社

(1) 事業概要

所管部署	都市整備局 市街地整備室 再開発調整担当		
設立年月日	平成10年4月1日		
設立目的	ＪＲ尼崎駅北地区において市街地再開発事業により建設された複合ビル等の管理運営業務を通じて、明るく生き生きとハミングしたくなるような尼崎のまちづくりに寄与することを目的として設立された。		
主な事業内容	再開発施設（ウエスト1番館、ウエスト2番館、プラストA棟、B棟及びアミシング潮江C棟分譲マンション6戸）の不動産の賃貸、管理、駐車場管理運営及びＪＲ尼崎駅前公共施設の維持管理並びに損害保険代理店業等である。		
出資状況	資本金	966,500 千円	
	市の出資金額及び資本金に占める割合	400,000 千円	41.39%
	他の出資状況	独立行政法人都市再生機構	31.04%
		キリンホールディングス株式会社	10.35%
		その他	17.22%

(2) 公益性の判断

公が行うべき事業である理由	市街地再開発事業はハード面完了後も持続した「まちづくり」が必須であり、将来に亘って安定的かつ継続的に取り組む必要があるため。
市民ニーズ及びその把握方法	管理物件に関わる地元商業者及び居住者のニーズを各管理組合、商店主等の各種会合で把握している。
類似の事業を行っている他団体	尼崎都市開発株式会社

(3) 財務情報

単位：千円

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 当初予算
損 益 計 算 書	営業収益	623,841	626,419	625,414	626,798
	営業費用	551,693	540,596	545,664	554,374
	営業利益	72,147	85,823	79,750	72,424
	営業外収益	20,467	15,070	17,498	12,788
	営業外費用	80,799	78,685	76,373	74,385
	経常利益	11,814	22,208	20,875	10,827
	特別損益	9,597	-	9,621	3,840
	法人税等	335	335	335	335
	当期純利益	21,076	21,873	10,918	6,652
	減価償却前 当期純利益	148,836	149,606	139,107	135,308
貸 借 対 照 表	流動資産	703,496	727,538	629,605	-
	固定資産	5,076,907	4,948,418	4,931,961	-
	資産合計	5,780,404	5,675,957	5,561,566	-
	流動負債	195,599	193,758	194,188	-
	固定負債	4,639,536	4,515,057	4,389,318	-
	(うち有利子 負債)	4,176,162	4,059,789	3,941,254	-
	資本金	966,500	966,500	966,500	-
	利益剰余金 (欠損金)	21,232	641	11,559	-
	資本の部合 計	945,267	967,141	978,059	-

損益計算書については、平成 15 年度にウエスト 1 番館の主力店舗が退店し、不動産賃貸収入が大幅に落ち込んだことにより赤字を計上したが、平成 18 年度以降は入居率が上昇し、損益は安定している。営業外費用のほとんどが独立行政法人都市再生機構に対する割賦金の利息である。また、特別損益については、平成 18 年度は全額が過年度事業所税の還付であり、平成 20 年度は全額が固定資産除却損である。

貸借対照表については、独立行政法人都市再生機構及び市から、プラストいきいき、ウエスト 1 番館・2 番館及びアミング潮江 C 棟住宅の区分所有土地建物を購入したため、固定資産が多額に計上されており、これらの固定資産譲渡代金の割賦支払に係る長期未払金が固定負債に計上されてい

る。有利子負債は全額が独立行政法人都市再生機構に対する割賦金であり、利率１．８５％、償還期間は３５年である。

なお、固定資産の減損については、平成１７年１月に財団法人日本不動産研究所に割引前将来キャッシュ・フローの算定を依頼した結果、減損の必要はないと判断し、また、その後の状況にも特段の変化がないことから、これまで固定資産の減損は実施していない。

(４)市の関与状況

市の関与状況			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度当初 予算
公 的 支 援	出資金、低利貸付等に伴う 機会費用		12,514	11,809	12,506	10,437
	小計		12,514	11,809	12,506	10,437
市 の 委 託 料	J R 尼 崎駅前 公共施 設維持 管理事 業	委託料収入	14,202	14,202	14,202	15,909
	小計		14,202	14,202	14,202	15,909
公的支援+委託料(合計)			26,716	26,011	26,708	26,346
市の負担率（％）			4.19	4.07	4.18	4.13

出資金、低利貸付等に伴う機会費用は、出資金、低利貸付金の年度末残高に各年度末の長期プライムレートを乗じている。また、市の負担率については、公的支援のうち収入に計上されていないものを分母に含めて算出している。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
貸付金残高		168,835	162,335	155,835
資本金		400,000	400,000	400,000
市の出資割合(%)		41.38	41.38	41.38
駐車場 施設	使用の状況(有償・無 償・減免中・他)	有償	有償	有償

貸付金残高は、アミング潮江Ｃ棟住宅６戸の譲渡代金の割賦支払金であり、無利息で、期間は３５年である。

なお、公的支援の低利貸付等に伴う機会費用欄には、当該割賦支払金に

係る無利息の機会費用を含めて記載している。

(5) 役員及び職員の状況

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
役員	常勤	出資者	1 人	1 人	1 人
		市 O B	2 人	2 人	2 人
		合計	3 人	3 人	3 人
	非常勤	出資者	6 人	5 人	6 人
		合計	6 人	5 人	6 人
	市兼務		1 人	1 人	1 人
		合計人数	10 人	9 人	10 人
		平均在任期間 (年)	2.3	2.6	1.6
		人件費総額 (千円)	11,138	9,864	9,904

(注) 1 . 平均在任期間は常勤役員の平均在任期間をいう。

2 . 人件費総額は、報酬及び賞与である。

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
職員	常勤	正規職員	4 人	4 人	3 人
		嘱託職員		1 人	
		他出資団体派遣	1 人	1 人	1 人
		市 O B	1 人	1 人	1 人
		合計	6 人	7 人	5 人
		平均在任期間 (年)	3.5	5.8	5.6
		人件費総額 (千円)	26,184	25,793	26,499

(注) 1 . 平均在任期間は正規常勤職員の平均在任期間をいう。

2 . 人件費総額は、給与及び賞与である。

(6) 事業別の状況

当団体では、営業外損益や特別損益も含めて事業別の損益を把握してい

る。

不動産賃貸事業

自社所有であるプラストいきいき 20 店舗、ウエスト 1 番館 6 店舗、ウエスト 2 番館 1 店舗及びアミング潮江 C 棟住宅 6 戸の賃貸を行っている。
平成 21 年 8 月末現在の入居率は 100 % である。

アミング潮江 C 棟住宅 6 戸は平成 10 年 8 月に市から割賦支払で取得したが、所有権の移転及び登記は譲渡代金を完済するまで留保されている。

なお、雑収入には水道光熱費の事務手数料及び敷引収入等が計上されている。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
プラストいきいき	営業収入	277,962	282,662	285,947
	営業支出	249,096	243,217	239,997
	営業収支	28,865	39,445	45,949
	支払利息	59,604	58,089	56,429
	雑収入	10,812	8,923	6,627
	資産除却損	-	-	9,621
	事業損益	19,926	9,721	13,474
ウエスト 1 番館・2 番館	営業収入	61,616	67,745	68,105
	営業支出	77,538	77,454	80,594
	営業収支	15,921	9,708	12,488
	支払利息	17,112	16,677	16,201
	雑収入	6,929	3,512	5,512
	事業損益	26,105	22,874	23,176
アミング潮江 C 棟住宅	営業収入	7,621	9,690	8,457
	営業支出	6,544	5,794	7,792
	営業収支	1,076	3,895	665
	雑収入	1,700	-	1,332
	事業損益	2,776	3,895	1,997
合計	営業収入	347,200	360,098	362,510
	営業支出	333,179	326,466	328,384
	営業収支	14,020	33,632	34,125
	支払利息	76,717	74,767	72,630
	雑収入	19,442	12,435	13,472
	資産除却損	-	-	9,621
	事業損益	43,254	28,700	34,654

プラストいきいき及びウエスト 1 番館・2 番館は独立行政法人都市再生機構から利率 1.85 %、期間 35 年の割賦支払で取得したが、金利負担

が大きく当事業損益を圧迫している。プラストいきいきは支払利息控除前の営業収支段階ではプラスとなっているが、ウエスト１番館・２番館は営業収支段階で多額の赤字を計上している。これは、平成１５年度に主力店舗が退店し、その後、テナントは誘致したが賃料が当初の半分程度に落ち込み、固定費を吸収できていないためである。

不動産管理事業

プラスト管理組合、ウエスト１番館管理組合、ウエスト２番館管理組合から再開発施設の管理業務を受託し、また、市からＪＲ尼崎駅北駅前広場及びＪＲ尼崎駅自由通路の清掃・エスカレーター等の保守管理を受託している。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
管理組合からの業務受託	営業収入	104,234	104,216	102,987
	営業支出	95,823	95,409	94,365
	営業収支	8,410	8,806	8,621
	雑収入	28	-	5
	事業損益	8,438	8,806	8,627
尼崎市からの業務受託	営業収入	14,202	14,202	14,202
	営業支出	12,325	12,253	12,473
	営業収支	1,876	1,948	1,728
合計	営業収入	118,436	118,418	117,189
	営業支出	108,149	107,663	106,839
	営業収支	10,286	10,754	10,350
	雑収入	28	-	5
	事業損益	10,314	10,754	10,355

不動産管理事業は、収入が安定しており、着実に利益を計上している。

駐車場管理運営事業

当団体が所有している居住者用の駐車場（ウエスト１番館６６台、プラスト６８台）及び市（ウエスト１番館１０７台、ウエスト２番館２１９台、プラスト４８台）及び尼崎ホテル開発株式会社（プラスト１０台）より賃借して時間貸ししている来場者用の駐車場を管理運営している。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
自社所有	営業収入	33,850	35,217	35,302
	営業支出	26,014	26,555	27,015
	営業収支	7,835	8,661	8,287
	支払利息	2,906	2,832	2,751
	雑収入	48	17	35
	雑損失	155	79	-
	事業損益	4,823	5,766	5,571
賃借	営業収入	122,644	109,838	108,909
	営業支出	82,847	78,431	80,625
	営業収支	39,797	31,406	28,284
	雑収入	-	49	-
	事業損益	39,797	31,456	28,284
合計	営業収入	156,495	145,055	144,212
	営業支出	108,862	104,987	107,640
	営業収支	47,632	40,068	36,571
	支払利息	2,906	2,832	2,751
	雑収入	48	66	35
	雑損失	155	79	-
	事業損益	44,620	37,222	33,855

市から賃借している駐車場の運営は、当団体の主な収益源である。平成 18 年度は近隣の駐車場が閉鎖したことにより収入が増加したが、平成 19 年度以降は来場者の減少により、収益は悪化してきている。

その他事業

損害保険代理店業、清涼飲料水及びたばこ販売事業を行っている。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
営業収入	1,709	2,847	1,502
営業支出	1,502	1,479	2,799
営業収支	206	1,367	1,296

平成 20 年度は損害保険代理店事業において代理店収入が減少した。

(7) 団体の総合所見

当団体は、独立行政法人都市再生機構からの施設購入代金の割賦支払に係る金利負担が重く、平成 15 年度に主力店舗が撤退したことにより、不動産賃貸収入が減少し、厳しい経営が続いていたが、平成 18 年度以降は安定して収益を計上してきている。しかしながら、平成 21 年 10 月に近

隣に大規模商業施設ＣＯＣＯＥがオープンし、今後の収益の悪化が懸念される。

市は、当団体と類似の事業を行っている尼崎都市開発株式会社について、平成１９年９月に「再開発施設管理体制等検討会議」から「現在の２社を１社に統合し、安定した自立経営を目指すべき」との提言を受け、その提言内容を踏まえ、平成２１年度に外部の専門家に自立健全経営に向けた第３セクター２社の今後のあり方及び経営改善の具体策の検討を委託している。両社はそれぞれ固有の問題を抱えており、統合による合理化だけでは自立健全経営の実現は難しいと思われる。両社は共に外部株主が存在し、特に当団体の株式は独立行政法人都市再生機構が３１％を保有しており、同機構に対する割賦支払金残高は平成２０年度末で３，９４１，２５５千円である。２社の統合には同機構との調整が不可欠である。

また、市が中心となって、尼崎都市開発株式会社と平成２１年度中に両社が管理する市の６つの駐車場を一括して専門業者に運営委託する計画を進めていたが、条件面で専門業者の選定に至らず、再度の選定に向けて、市及び尼崎都市開発株式会社と協議を行っている。当団体の駐車場管理運営事業は収益の柱であるが、近年収益力は低下してきており、抜本的な改革が必要である。今後も計画を適宜修正の上、一括委託を推進することが望まれる。

（８）監査の結果及び意見

修繕費とリニューアル費用について＜意見＞

当団体所有の商業施設は建設後約１０年が経過し、設備等の老朽化が進んできている。当団体の区分所有部分の設備更新等については、平成２５年度までの修繕計画を策定して中期経営計画に織り込んでおり、また、管理組合が実施する共用部分の修繕については、管理組合の修繕積立金で手当てされる予定である。

しかしながら、予定外の多額の修繕費が発生した場合や、将来的に管理組合から区分所有割合に応じた修繕費の追加負担を求められた場合には、当団体の現在の資金力では充分でないと考えられる。また、近隣の商業施設との競争力が低下した場合には大規模なリニューアルも必要になると予想される。特にプラストいきいきは当団体が８２％超を所有しているため、当団体が負担しなければならない修繕費やリニューアル費用が多額に上ると考えられる。長期的な視点に立ち、修繕費やリニューアル費用を経営計

画に織り込む必要がある。

外注価格について＜意見＞

当団体は、アミング潮江Ｃ棟以外の再開発施設の建物管理を一体的に業者委託しているが、自動更新の定めがあるため、年度ごとの外注業者の見直しは行っておらず、金額・仕様が変わった場合にのみ変更契約を締結している。当団体の事業の性質上、商業施設全体で同一業者に委託することでスケールメリットが生まれるという効果があり、また、業者変更には各管理組合の承認が必要であるため、短期間での外注業者の変更は現実的ではないが、客観的な判断材料を基に現状の外注価格が適正かどうかを検証する必要はあると考えられる。

定期的に他社の見積書入手するなど外注価格の適正性を確保する方法を採用すべきである。

常勤役員の構成について＜意見＞

（５）役員及び職員の状況に記載のとおり、当団体の平成２０年度末の役員総数は１０人であり、そのうち市のＯＢ及び兼務は３人である。しかしながら、常勤役員については３人のうち、代表取締役社長と常勤監査役の２人が市のＯＢ、代表取締役専務が独立行政法人都市再生機構からの出向であり、設立以来、同様の役員構成が継続している。また、役員の平均在任期間は３年未満である。

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成１８年８月３１日総務省）によれば、第３セクター等においては、常勤役員について地方公務員出身者の割合を半数以内にとどめる等の取り組みを進めることが求められており、さらに、「第３セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成２１年６月２３日総務省）では、役職員の選任については、職務権限や責任にふさわしい人材を民間も含めて広く求めることが適当であり、民間の経営ノウハウを有する人材が積極的に登用されるよう努めることとされている。

当団体の常勤役員は過半数が市ＯＢであり、上記指針を満たしているとはいえず、また、役員が短期間で交代しているため、経営責任の所在が曖昧になる可能性がある。当団体が自立経営を推進するためには、民間の経営ノウハウを有する人材を積極的に登用すべきである。

18 財団法人尼崎市スポーツ振興事業団

(1) 事業概要

所管部署	教育委員会 社会教育室 スポーツ振興担当		
設立年月日	昭和 58 年 1 月 5 日		
設立目的	・ 尼崎市民の間に広く、体育・スポーツの振興を図ることにより、心身ともに健全な市民の育成と、明るく豊かな地域社会の建設に寄与する。		
主な事業内容	・ スポーツ教室の開催、指導者養成・競技力向上事業、社会体育施設等の管理運営及び体育・スポーツに関する情報提供		
管理施設（指定管理者）	記念公園総合体育館、記念公園屋外施設、橘公園屋外施設、小田南公園屋外施設、魚つり公園屋外施設、屋内プール、各地区体育館、中央地区会館、美方高原自然の家、青少年いこいの家		
出資状況	指定正味財産のうち基本財産充当額	100,000 千円	
	市の出資金額及び基本財産に占める割合	100,000 千円	100%
	他の出資状況	— 千円	—%

(2) 公益性の判断

公が行うべき事業である理由	・ スポーツ教室の開催 市立のスポーツ施設が効率的・効果的に最大限活用されるよう市からの受託事業を補完すべく開催しているもので、一人でも多くの市民が参加できるよう低廉な受講料での開催はもちろんのこと、その剰余金についても基金を設立し、市民の健康づくり事業等に広く還元している。 ・ 指導者養成・競技力向上事業 市体育協会と連携を密にし、市の更なるスポーツ振興施策をつかさどる車の両輪として、スポーツ指導者講演会や選手強化練習会など各種事業に取り組んでいる。 ・ 社会体育施設等の管理運営 市からの受託事業である施設維持
---------------	---

	管理業務に加え、高齢者や障害者の利用促進に向けた利用料金助成事業や施設・地域ぐるみでのフェスティバル等多くの市民が参加できるイベントを開催し地域コミュニティにも貢献している。 ・体育・スポーツに関する情報提供 スポーツ・健康情報マガジンの配布やスマイル健康講座を無料で実施しており、また、ＨＰでは動画でのスマイルレッスンや運動・スポーツ相談メールなどのサービスを提供している。
市民ニーズ及びその把握方法	・平成１６年にアンケート調査し、サンプル数約４,８００件の結果をもとに評価分析を行い、各事業ごとに改善を加えてきたところである。また、各単発事業におけるアンケート調査や施設ごとの御意見箱の設置等により、市民ニーズの把握に努めている。 ・今日的な傾向としては、少子・高齢社会を反映し、子供の体力強化・運動技能向上と高齢者の健康づくりへの関心が高く、小学生の器械体操、キッズバレエ・ダンス、ジュニアテニスや高齢者の健康体操、卓球、ストレッチなどの需要が極めて高く、参加者の声や申込状況をチェックしながら、各施設ごとにスケジュールとプログラムの再構築に取組み、平成２１年度からは休館日の一部を臨時開館し、キャンセル待ち児童が一人でも多く運動に参加できる機会を設けている。
類似の事業を行っている他団体	・当団体が実施する事業のうち、スイミング・スポーツスクール、会員制スポーツクラブの運営については、会費等の設定がかなり高価であるもののティップネス・コナミ・ルネッサンス等の民間事業者も実施している。

(3) 財務情報

(単位：千円)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
損益計算書	営業収益	1,279,607	1,272,417	1,313,975
	営業費用	1,254,788	1,304,799	1,306,794
	営業利益	24,819	32,382	7,181
	営業外収益	0	0	0
	営業外費用	0	983	0
	経常利益	24,819	33,365	7,181
	特別損益	0	0	0
	法人税等	82	82	82
	当期純利益	24,737	33,447	7,099
	減価償却前当期純利益	41,103	7,536	34,500
貸借対照表	流動資産	191,497	172,235	182,853
	固定資産	2,243,422	2,275,593	2,299,892
	資産合計	2,434,919	2,447,828	2,482,745
	流動負債	136,428	126,072	130,741
	固定負債	152,743	209,456	232,604
	(うち有利子負債)			
	資本金	100,000	100,000	100,000
	利益剰余金 (欠損金)	2,045,748	2,012,300	2,019,400
	資本の部合計	2,145,748	2,112,300	2,119,399

(単位：千円)

固定資産のうち特定資産	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
退職給付引当資産	130,544	187,257	213,202
減価償却引当資産	19,564	14,228	14,652
スポーツ振興基金	1,000,000	1,000,000	1,000,000
財政調整積立資産	260,000	254,000	254,000
合計	1,410,109	1,455,486	1,481,855

損益計算書において、平成 19 年度に営業利益が 32 百万円となった原因は、主として退職手当規程の変更による引当金の増加 (約 56 百万円) によるものである。

平成 20 年度における営業収益の増加は、一般会計における総合体育館事業等の自主事業収益の増加 (約 23 百万円) と特別会計における施設の増設等による事業収益の増加 (約 8 百万円) 並びに一般会計から特別会計

への繰り入れの増加（７百万円）によるものである。また同年度における営業費用が前年度（平成 19 年度）において営業費用増加要因となった事象がなくなったにもかかわらず減少していない原因は、一般会計における人件費等の増加及び特別会計における賃借料等の増加並びに一般会計から特別会計への繰り出しの増加（７百万円）によるものである。

貸借対照表において、平成 19 年度及び平成 20 年度に固定負債が増加している原因は、主として退職給付引当金の増加によるものである。

なお、当該引当金に対応させた預金を固定資産に「退職給付引当資産」として計上しているため、同一年度において固定資産の増加が見られる。

（４）市の関与状況

（単位：千円）

市の関与状況			平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度
公 的 支 援	出資金、低利貸付等に伴う機会 費用		28,702 (1,315) (*1)	28,602 (7,890) (*1)	28,652 (13,151) (*1)
	小計		27,387	20,712	15,501
指定管理料収入			715,292	708,921	708,701
そ 他 市 の 委 託 料	トレーニング指 導等事業	委託料収入	52,765	52,760	52,761
		徴収利用料金	-	-	-
	スポーツのま ち尼崎促進 事業	委託料収入	9,481	9,491	9,491
		徴収利用料金	-	-	-
	スポーツフェス バル事業	委託料収入	3,500	3,460	3,500
		徴収利用料金	-	-	-
	市尼高トレー ニング指導管 理運営事業	委託料収入	6,950	6,955	6,953
		徴収利用料金	-	-	-
小計			72,696	72,666	72,705
公的支援+指定+その他(合計)			815,375	802,299	796,907
市の負担率(%)			61.58%	61.43%	59.47%

(*1)「尼崎市都市公園条例第 10 条及び別表第 2 中（１）公園施設を設ける場合 占用面積 1 平方メートルにつき 1 月 721 円」に基づき算出。出資金に対しては、年度ごとの平均長期プライムレートを適用して利息相当額を計上した。

なお、有償貸付土地については、当団体の支払地代を（ ）表示した。

（単位：千円）

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
資本金		100,000	100,000	100,000
市の出資割合(%)		4.66%	4.73%	4.72%
土地	使用の状況(有償・無償・減免中・他)	地代 95%減免 (24,986)	地代 70%減免 (18,412)	地代 50%減免 (13,151)
建物		社会体育施設 及び総合体育 館(*1)	社会体育施設 (*1) (*2)	社会体育施設 (*1) (*2)

(*1)「社会体育施設」は事業団が管理受託した教育委員会所管の地区体育館及び屋内プールである。なお、監査委員の指摘により、受益者負担の適正化の観点から平成 21 年度以降、それまでの光熱水費等の実費弁償方式にかえて、施設使用料を負担する方式に改められた。

(*2)平成 19 年度から都市整備局所管の総合体育館における自主事業にかかる施設使用料については負担を行っている。

(5) 役員及び職員の状況

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
役員	常勤	市 O B	-	-	1
		市	1	1	-
		合計	1	1	1
	非常勤	市	5	5	5
		市会議員	2	2	2
		その他	7	6	6
		合計	14	13	13
		合計人数	15	14	14
	常勤役員平均在任期間(年)		1	2	3
	人件費総額(千円)		-	-	6,143

(注) 1 . 平均在任期間は常勤役員の平均在任期間をいう。

2 . 人件費総額は、報酬及び賞与である。

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
職 員	常 勤	正 規 職 員	39	39	40
		嘱 託 職 員	49	53	49
		臨 時 職 員	8	8	12
		市 兼 務	1	1	-
		合 計	97	101	101
	非 常 勤	臨 時 職 員	64	61	66
		合 計	64	61	66
		合 計 人 数	161	162	167
		平 均 在 任 期 間 (年)	16.6	17.3	17.4
		人 件 費 総 額 (千 円)	546,301	556,229	552,442

(注) 1 . 平均在任期間は正規常勤職員の平均在任期間をいう。

2 . 人件費総額は、給与及び賞与である。

(6) 事業別概要

法人管理部門 (一般会計)

(単位 : 千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
経常収益	13,370	15,161	16,254
経常費用	25,535	76,730	58,758
他会計繰出額	42,000	23,000	30,000
経常増減額	54,165	84,569	72,504

屋内プール事業 (一般会計)

(A) 損益

(単位 : 千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業収益	106,240	103,432	98,682
事業費用	90,111	97,241	91,445
経常増減額	16,129	6,191	7,237

(B) 利用人数

(単位：人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サルー ススイミ ングスクール	18,887	17,990	17,769
短期スイミング スクール(*1)	1,711	2,556	1,995
ジョイフルスイ ミング等(*2)	226	209	647

(*1)平成 19 年度から夏期及び春期に加えて、冬期のスクール講座が開設された。

(*2)平成 20 年度からジョイフルスイミングに加えてワンポイントアドバイス等の講座が開設された。

体育館事業 (一般会計)

(A) 損益

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業収益	64,291	66,296	74,952
事業費用	38,484	43,502	52,910
経常増減額	25,807	22,794	22,042

(B) 利用実績

(単位：人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サルー ススポ ーツ教室	27,979	28,132	32,892

総合体育館事業 (一般会計)

(A) 損益

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業収益	38,628	45,596	54,494
事業費用	26,044	30,817	32,067
経常増減額	12,584	14,779	22,427

(B) 利用実績

(単位：人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
レインボーフ ィットネスス クール	1,364	4,381	5,026
レインボース ポーツス クール	475	1,858	3,030

注)平成 19 年度及び平成 20 年度は、利用者の少ないコースの閉鎖と新た

な種目コースの設定により利用実績を伸ばしている。

スポーツ振興基金事業（一般会計）（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業収益	9,367	11,380	12,258
事業費用	12,027	11,998	10,730
経常増減額	2,660	618	1,528

- ・ わんぱく相撲大会等市民参加型スポーツ促進事業
- ・ スマイル健康講座等スポーツ振興・普及事業
- ・ スポーツ調査研究事業
- ・ スポーツ情報収集提供事業 を行っている。

自然体験活動事業（一般会計）（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業収益	7,424	10,968	12,479
事業費用	6,728	8,938	9,820
経常増減額	696	2,030	2,659

- ・ じゃがいも植付け事業及び収穫祭
- ・ 親子キャンプ等の事業を行っている。

派遣指導等事業（一般会計）（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業収益	-	-	8,400
事業費用	-	-	8,400
経常増減額	-	-	0

有料公園施設等管理運営受託事業（一般会計）

（ A ）損益（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
受託収益	291,624	291,544	291,324
受託事業費	289,732	280,018	284,470
経常増減額	1,892	11,526	6,854

（ B ）利用実績（単位：人）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
記念公園総合体育館	330,936	338,091	379,118
記念公園屋外施設	295,390	282,776	308,980
橋公園屋外施設	47,013	31,749	29,269

小田南公園屋外施設	19,730	19,740	20,695
魚つり公園屋外施設	25,624	27,559	28,734

注) 記念公園総合体育館の利用実績において、メインアリーナの利用件数は平成 19 年度に 955 件、平成 20 年度に 942 件であるが、利用人数が 135 千人から 168 千人に大幅に増加した。

平成 18 年度から平成 20 年度において、記念公園総合体育館のメインアリーナの利用率は 85% 程度となっているが、会議室及び研修室の利用率は 30～45% 程度となっている。また、記念公園屋外施設の陸上競技場、野球場、テニスコートは 70～90%、補助陸上競技場は 50% 程度、橘公園屋外施設及び小田南公園屋外施設は 60% 弱、魚つり公園屋外施設は 30% 程度の利用率となっている。

屋内プール管理運営受託事業（一般会計）

（A）損益

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
受託収益	30,924	25,421	25,421
受託事業費	30,417	25,001	24,978
経常増減額	507	420	443

（B）利用実績

（単位：人）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
一般開放利用者	7,758	7,889	8,178
（うち幼児）	(210)	(207)	(246)

体育館管理運営受託事業（一般会計）

（A）損益

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
受託収益	187,392	187,392	187,392
受託事業費	183,460	182,717	180,122
経常増減額	3,932	4,675	7,270

（B）利用実績

（単位：人）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
地区体育館	244,685	244,531	245,907

地区会館管理運営受託事業（一般会計）

（Ａ）損益

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
受託収益	38,823	38,823	38,823
受託事業費	37,914	37,797	37,791
経常増減額	909	1,026	1,032

（Ｂ）利用実績

（単位：人）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
中央地区会館	65,930	66,348	73,011
図書室（閲覧）	4,166	4,160	3,948
図書室（貸出）	465	653	930

注）地区会館の利用率は平成 18 年度から平成 20 年度において、大ホール及び大・小会議室は 40～60%程度、料理、和室、茶室は 5～30%程度となっている。

トレーニング指導等事業受託事業（一般会計）

（Ａ）損益

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
受託収益	52,764	52,759	52,761
受託事業費	51,082	51,077	51,079
経常増減額	1,682	1,682	1,682

（Ｂ）利用実績

（単位：人）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
トレーニング室	65,815	68,025	72,357
健康スポーツ講座	192	286	212

注）トレーニング室の利用は、平成 20 年度において、29 歳以下では大きな増加は見られないが、49 歳以下では対前年比 10.1%（2,003 人）、50 歳以上では対前年比 6.6%（1,720 人）の利用者増となっている。なお、平成 20 年度における利用者数のうち 50 歳以上の占める割合は 38.3%となっている。

自然の家管理運営受託事業（一般会計）

（Ａ）損益

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
受託収益	139,200	139,200	139,200
受託事業費	137,830	137,617	132,916
経常増減額	1,370	1,583	6,284

（Ｂ）利用実績

（単位：人）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
美方高原自然の家	35,812	39,152	37,123

スポーツのまち尼崎促進事業等受託事業（一般会計）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
受託収益	12,980	12,951	12,991
受託事業費	12,980	12,951	12,991
経常増減額	0	0	0

- ・ 柔道、陸上、水泳競技等の選手権大会、女子ソフトボールリーグ大会等の事業
- ・ 「スポーツのまち尼崎」フェスティバル事業

市尼高トレーニング指導管理運営受託事業（一般会計）

（Ａ）損益

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
受託収益	6,949	6,954	6,952
受託事業費	6,949	6,954	6,952
経常増減額	0	0	0

（Ｂ）利用実績

（単位：人）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
尼崎高校トレーニング指導等	10,993	11,295	12,475

いこいの家管理運営受託事業（一般会計）

（Ａ）損益

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
受託収益	27,329	26,541	26,541
受託事業費	27,278	26,528	26,529
経常増減額	51	13	12

(B) 利用実績

(単位：人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
青少年いこいの家	17,663	19,377	20,303

スポーツクラブ事業 (特別会計)

(A) 損益

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業収益	203,454	212,052	220,589
他会計繰入額	42,000	23,000	30,000
その他収入	6,842	2,942	4,458
収益計	252,296	237,994	255,047
事業費用	236,211	251,904	254,830
経常外費用	-	691	-
正味財産増減額	16,085	14,601	217

(B) 利用実績

(単位：人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
会員数	2,430	2,298	2,328
ビジター	2,143	1,213	1,040
各種スクール	755	693	680
キッズクラブ	-	-	191

注)

・他会計繰入額は一般会計からの補填である。

・平成 19 年度において 14 百万円の赤字となっている原因は施設増設による事業収益の増加に先行して減価償却費、租税公課等が増加し賃借料負担が増加したためである。

(7) 団体の総合所見

当団体は、市民への体育・スポーツの振興を目的として設立され事業活動を行っている。有料公園施設、体育館、自然の家、屋内プール、地区会館等の管理運営を指定管理事業として、トレーニング指導、スポーツのまち尼崎促進、市立尼崎高校トレーニング指導等を委託事業として、スポーツ教室、指導者派遣、基金事業、自然体験活動事業等並びにスポーツクラブ尼崎 (W O O D Y) の運営を自主事業として行っている。

指定管理事業及び委託事業は、市からの受託であり、自主事業は、管理受託した体育館、屋内プールにおいて行われるスポーツ教室等が主体の事

業である。またこれら一般会計とは別に特別会計を設けてスポーツクラブ尼崎（WOODY）の運営を行っている。

損益面では、自主事業、委託事業、指定管理事業ともに利益を計上し、全体的な利用者数の推移にも特段の問題はなく、当団体としての損益及び事業遂行状況には問題はない状態にある。部門損益はいずれも法人管理部門の費用を配賦していないため、実質的な損益は明らかにされていないが、総括的な損益としては、平成 20 年度において約 7 百万円の利益を出している状況にあり、当団体としては特段の問題はない。しかしながら、一般会計と特別会計を区別して損益を見た場合、特別会計は一般会計からの 30 百万円の繰り入れを行ったうえで損益をおおむねゼロとしている状況にあり、損益的には極めて厳しい状況にあると言わざるを得ない。

財政面では、正味財産約 2,119 百万円を有し安定した状態にある。

人事面では人件費について市からの補助金等による補填は行われていないものの、平成 20 年度において、それまで市の職員であり事業団の常務理事を兼務していた者を、市からの退職に合わせて常勤役員として事業団の人件費負担で受け入れを行っている。

当団体では、「中期ビジョン検討委員会」を設け、「今後の事業団の果たすべき役割と具体的なスポーツ振興策」と、「組織体制及び職員給与制度」に関する提言を平成 20 年 3 月に行っている。このような活動は、その内容は別途検討するとしても、一般的に単年度の予算のみを立案し遂行することが多い外郭団体の中にあって、評価されるべき点である。

（８）監査の結果及び意見

事務所賃料について＜意見＞

当団体は、昭和 63 年度より管理事務所を市所有財産である記念公園総合体育館においているが、その使用について何らの対価を市に支払っていない。使用面積のうちの一部は指定管理業務の遂行に利用されていると考えられるが、当団体全体の一般管理事務に必要な部分にも使用されていると言ったことができることから、こうした施設の使用に係る費用負担について、文書等により明確にする必要がある。

登記事項について＜結果＞

スポーツクラブ尼崎 WOODY を運営する建物について、所有は当団体であるとされているが、登記されていない状態にある。不動産の登記省略

は事業団の規程に反するだけでなく、所有権をはじめ権利関係を第三者に対して明確にさせ得ないこととなり、問題が生じる可能性があることから、早急に登記手続きを取るべきである。

残高証明について＜結果＞

会計規程上は、預金残高について毎月末に金融機関から残高証明書を手入手することとされているが、実際には行われていない。規程に従った手続きを取るべきである。

指定管理業務における自主事業について＜意見＞

屋内プール事業及び地区体育館の事業は、社会体育施設指定管理業務(非公募)にあわせて自主事業として行われ、体育館事業と総合体育館事業は、記念公園の指定管理業務(非公募)にあわせて自主事業として行われている。

この点について、自主事業は民間事業者との競合が生じる事業でもあるので、現在の市の財政状況を考えると、こうした施設についても公募による指定管理者の選定も検討すべきである。

指定管理業務における修繕費支出等について＜意見＞

当団体による総合体育館の指定管理業務について、施設の維持修繕、備品購入に関わる一定金額以上の支出は市の負担において行われることとされているが、一部は当団体の負担において行われているものがある。この点については、書面に明記された条件によって指定管理業務が履行されることが求められているにもかかわらず、別個の合意契約が当事者間で新たに締結されているとも認識され得ることから、これらの契約関係を文書によって明確にすべきである。

市からの委託契約について＜意見＞

トレーニング指導その他委託事業についてもすべて非公募で市からの随意契約となっているが、民間事業者との競争によって契約者を選定し、効率性を追求すべき事業であると考えられる。

外部委託について＜意見＞

当団体から外部への委託業務について、平成１９年度から平成２０年度にかけて随意契約から競争入札への変更が図られているが、結果として一部を除きこれまでの業者との契約が大半を占め、金額的にも多くの契約が従前の金額と同様の金額となっている。

このような結果を見ると、随意契約から競争入札に変更した効果はほとんどの業務において現れていないということができ、この点については何らかの問題がないか、入札の方法、入札条件その他、十分な検証が必要である。

「中期ビジョン」について＜意見＞

当団体は、「中期ビジョン検討委員会」を設けて、平成２０年３月に「今後の事業団の果たすべき役割と具体的なスポーツ振興策」及び「組織体制及び職員給与制度」について提言を行った報告書を作成している。このような取り組みがなされることは高く評価されるべきであるが、その報告書の中では平成１１年３月にまとめられた、平成１５年度を目標とした中期運営ビジョンの成果評価とその後の継続的な取り組みについては明らかにされていない。この点については、目標の設定と結果としての成果評価を一体として捉えられる体制を整えていかなければ、こうした取り組みが成果を生むものとならず、単なる「報告」に終わってしまう可能性があることを認識する必要がある。

関連諸団体との関係について＜意見＞

中期ビジョン検討委員会報告書に記載されている「全体基本戦略」としての「子供の体力強化と中・高齢者の健康づくりの推進」における「子供と中・高齢者の健康を第一に考え、体力づくり・生活習慣病予防・介護予防等事業を推進する・・・」については、財団法人尼崎健康・医療事業財団（以下「健康・医療財団」という。）の事業と重複あるいは密接に関連する分野であると考えられることから、十分な連携、情報交換を行うべきである。

また、現時点における二つの団体の活動を具体的に見ると、当団体によるスポーツクラブの運営や自主事業としての体育施設等でのスポーツ教室の開催については、健康・医療財団が行っている運動教室やプール・トレーニングルームの運営と重複あるいは密接に関連しているということがで

き、施設の設置に地域の別があるとしても、市の出資を受ける外郭団体としては情報交換、人材交流、その他相互に有効に連携し、経済性、効率性を高めるよう努めるべきである。

19 尼崎交通事業振興株式会社

(1) 事業概要

所管部署	尼崎市交通局 経営企画課		
設立年月日	昭和 63 年 4 月 1 日		
設立目的	市バス事業の極めて厳しい経営環境に対処し市バス事業の付随業務の委託化、市交通局退職者等の知識、経験等を活用する場として前身である「尼崎交通事業振興協会」(昭和 60 年 4 月設立)をより強化発展させるため、市交通局と不可分の事業主体として、市バス事業の経営の健全化、乗客サービスの向上等市バス事業の維持発展に寄与することを目的として設立		
主な事業内容	(1)受託事業 ・「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託」による市バス路線受託運行 ・車両の洗車・清掃業務、乗車券の販売・着礼、遺失物の取扱い、案内業務、車両の給油、市交通局施設の構内・浴場の清掃業務、市交通局建造物・停留所施設等の維持管理業務 (2)自主事業 ・一般乗合旅客自動車運送事業(市バス 70 系統の共同運行) ・損害保険代理業務及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業務 ・広告代理業務 ・旅行業法に基づく旅行取扱いに関する業務(国内旅行、貸切バス手配等) ・その他飲食物の販売業務など(自動販売機代理業務)		
管理施設(指定管理者)	—		
出資状況	資本金	10,000 千円	
	市の出資金額に占める割合	7,000 千円	70%
	他の出資状況	3,000 千円	30%

(2) 公益性の判断

公が行うべき事業である理由	(1)乗合受託事業 市交通局との密接な関係の下、民間事業者として効率的で安価な運送コスト等によ
---------------	--

	り安全で経済的な運行により、市バス事業の運営の健全化、乗客サービスに貢献している。 (2)業務受託事業 市交通局との密接な関係の下、市バスサービスセンターの案内業務や車両の給油・洗車業務等前職の経験を生かして、またそれぞれの業務の特性に合わせた柔軟な対応を行っている。
市民ニーズ及びその把握方法	・乗合バス事業は、通勤通学の交通手段や高齢者等地域住民の貴重な足として、多くの市民ニーズがあり、市民の声を反映させた路線の運行を行っている市営バスは、公共交通機関として地域活性化には欠かせないものである。 ・受託路線運行は、市営バス事業が厳しい経営状況の中で当社が運行することにより、安価なコストでの運営ができ市の税負担が軽減される。 (「バス交通に関する市民意識調査結果(平成20年9月尼崎市実施)」より)
類似の事業を行っている他団体	一般乗合旅客自動車運送事業～阪急バス、阪神バス等 旅行業務～JTB、日本旅行等 広告代理業務～大宣広告(株)、(株)本州堂等

(3) 財務情報

(単位：千円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度当初予算
損益計算書	営業収益	768,524	790,770	761,767	787,030
	営業費用	718,813	722,170	716,086	768,112
	営業利益	49,711	68,600	45,681	18,918
	営業外収益	327	331	1,180	105
	営業外費用	495	0	700	36
	経常利益	49,543	68,932	46,162	18,987
	特別損益	201	101	734	0
	法人税等	20,110	28,329	18,712	7,760
	当期純利益	29,634	40,501	28,184	11,227

	減価償却前当期 純利益	35,061	44,738	35,627	15,991
貸 借 対 照 表	流動資産	192,972	216,284	231,384	247,363
	固定資産	22,644	25,215	25,094	22,848
	資産合計	215,617	241,499	256,479	270,211
	流動負債	97,612	79,307	70,130	66,475
	固定負債	15,871	19,556	15,528	21,689
	(うち有利子負債)	-	-	-	-
	負債合計	113,483	98,864	85,659	88,164
	資本金	10,000	10,000	10,000	10,000
	利益剰余金	92,134	132,635	160,819	172,047
	純資産の部合計	102,134	142,635	170,819	182,047

(注) 金額は、千円未満を切り捨てしている。

経営成績の状況

平成１９年度における売上高は７９０，７７０千円で、前年同期比で２２，２４６千円の増加となっている。これは、主として受託事業である局乗合事業の増加５９，２５５千円、自主事業である旅行業の減少３９，７０９千円によるものである。また、販売費及び一般管理費は、７２２，１７０千円であり、営業利益６８，６００千円、経常利益６８，９３２千円、当期純利益は、前年同期比で１０，８６７千円増加し、４０，５０１千円となっている。

平成２０年度における売上高は７６１，７６７千円で、前年同期比で２９，００３千円の減少となっている。これは、主として自主事業である旅行業の減少３５，８８３千円によるものである。また、営業費用は、７１６，０８６千円となり、営業利益４５，６８１千円、経常利益４６，１６２千円、当期純利益は、前年同期比で１２，３１７千円減少し、２８，１８４千円となっている。

財政状態の状況

平成１９年度における資産合計は２４１，４９９千円で、前年同期比で２５，８８２千円増加している。これは、主として現金預金の増加２５，４９０千円によるものである。また負債合計は、９８，８６４千円で、前年同期比で１４，６１９千円減少している。これは、主として未払法人税等の減少７，３２３千円及び賞与引当金の減少５，５００千円によるもの

である。以上の結果、純資産は、前年同期比で 40,501 千円増加し、142,635 千円となっている。

平成 20 年度における資産合計は 256,479 千円で、前年同期比で 14,980 千円増加している。これは、主として現金預金の増加 15,251 千円によるものである。また負債合計は、85,659 千円で、前年同期比で 13,205 千円減少している。これは、主として未払法人税等の減少 10,289 千円及び退職給与引当金の減少 4,028 千円によるものである。以上の結果、純資産は、前年同期比で 28,184 千円増加し、170,819 千円となっている。

(4) 市の関与状況

(単位：千円)

市の関与状況			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度当初 予算
公 的 支 援	出資金、低利貸付等に伴う 機会費用		154	147	157	133
	小計		154	147	157	133
	合計		154	147	157	133
指定管理料収入			-	-	-	-
そ の 他 市 の 委 託 料	乗合受 託事業	委託料収入	414,026	473,281	496,147	508,520
		徴収利用料金	-	-	-	-
	業務受 託事業	委託料収入	145,357	145,766	130,414	142,675
		徴収利用料金	-	-	-	-
	小計		559,383	619,047	626,561	651,195
公的支援+指定+その他(合計)			559,537	619,194	626,718	651,328
市の負担率(%)			72.79	78.29	82.25	82.74

(注) 出資金、低利貸付等に伴う機会費用は、出資金、低利貸付金の年度末残高に各年度末の長期プライムレートを乗じている。また、市の負担率については、公的支援のうち収入に計上されていないものを分母に含めて算出している。

(単位：千円)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
資本金		7,000	7,000	7,000
市の出資割合(%)		70.00	70.00	70.00
土地	使用の状況(有償・無 償・減免中・他)	有償	有償	有償
建物		有償	有償	有償

(5) 役員及び職員の状況

役員の状況

過去 3 年間ににおける役員の状況は、以下のとおりである。

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
役員	常勤	市 O B	2	2	2
	市兼務	市	5	4	4
	合計人数		7	6	6
	平均在任期間 (年)		2.5	3.5	4.5
	人件費総額 (千円)		7,547	7,542	7,547

(注) 1. 平均在任期間は常勤役員の平均在任期間をいう。

2. 人件費総額は、報酬及び賞与である。

職員の状況

過去 3 年間ににおける職員の状況は、以下のとおりである。

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
職員	常勤	正規職員	103	97	90
		嘱託職員	2	5	8
		臨時職員	3	3	11
		市 O B	18	20	20
		合計	126	125	129
	平均在任期間 (年)		2.5	3.3	4.1
	人件費総額 (千円)		441,396	467,128	490,980

(注) 1. 平均在任期間は正規常勤職員の平均在任期間をいう。

2. 人件費総額は、給与及び賞与である。

(6) 事業別の状況

事業別の売上構成

過去 3 年間における事業別の売上構成は、以下のとおりである。

(単位 : 千円)

事業	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	金額	割合 (%)	金額	割合 (%)	金額	割合 (%)
局乗合受託事業(注 1)	414,026	53.9	473,281	59.9	496,147	65.1
乗合事業(自主)	46,818	6.1	49,268	6.2	50,995	6.7
乗合事業計	460,844	60.0	522,549	66.1	547,142	71.8
業務受託事業(注 1)	145,357	18.9	145,766	18.4	130,414	17.1
旅客運送事業	8,058	1.0	8,027	1.0	7,658	1.0
旅行業事業	142,253	18.5	102,544	13.0	66,661	8.8
その他事業(注 2)	12,011	1.6	11,883	1.5	9,890	1.3
自主事業計	162,323	21.1	122,455	15.5	84,210	11.1
合 計	768,524	100.0	790,771	100.0	761,767	100.0
うち受託事業(注 1)	559,383	72.8	619,047	78.3	626,561	82.3
うち自主事業	209,141	27.2	171,724	21.7	135,206	17.7

(注) 1. 市交通局からの受託事業である

2. その他事業(自主事業)には、広告代理業務・損害保険代理業務・自動販売機代理業務が含まれる。

3. 金額は、千円未満を切り捨てしている。

乗合事業の占める割合は、平成 18 年度から平成 20 年度にかけて 60.0%から 71.8%へと毎年増加傾向にあり、また受託事業の占める割合についても、平成 18 年度から平成 20 年度にかけて 72.8%から 82.3%へと毎年増加傾向にある。これは、自主事業のうち旅行業の割合が平成 18 年度から平成 20 年度にかけて 18.5%から 8.8%へと減少傾向にあるためである。

事業別の損益

過去３年間にける事業別の損益は、それぞれ以下のとおりである。

(単位：千円)

事業	損益	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
		金額	%	金額	%	金額	%
(A)局乗合受託事業 (受託)	収益	414,026	100.0	473,281	100.0	496,147	100.0
	費用	384,192	92.8	432,916	91.5	451,606	91.0
	(うち人件費)	360,844	87.2	406,918	86.0	422,977	85.3
	営業利益	29,833	7.2	40,364	8.5	44,541	9.0
(B)乗合事業 (自主)	収益	46,818	100.0	49,268	100.0	50,995	100.0
	費用	42,749	91.3	38,228	77.6	39,293	77.1
	(うち人件費)	27,338	58.4	24,687	50.1	25,662	50.3
	営業利益	4,069	8.7	11,040	22.4	11,702	22.9
(C)業務受託事業 (受託)	収益	145,357	100.0	145,766	100.0	130,414	100.0
	費用	134,672	92.6	131,317	90.1	138,871	106.5
	(うち人件費)	94,386	64.9	90,225	61.9	101,100	77.5
	営業利益	10,685	7.4	14,448	9.9	8,457	6.5
(D)旅客運送事業 (自主)	収益	8,058	100.0	8,027	100.0	7,658	100.0
	費用	6,727	83.5	6,699	83.5	6,512	85.0
	(うち人件費)	6,162	76.5	6,126	76.3	6,068	79.2
	営業利益	1,331	16.5	1,327	16.5	1,145	15.0
(E)旅行業事業 (自主)	収益	142,253	100.0	102,544	100.0	66,661	100.0
	費用	142,380	100.1	108,788	106.1	75,403	113.1
	(うち人件費)	16,014	11.3	14,515	14.2	14,669	22.0
	営業利益	127	0.1	6,244	6.1	8,741	13.1
(F)その他事業 (自主)	収益	12,011	100.0	11,883	100.0	9,890	100.0
	費用	4,379	36.5	4,219	35.5	4,399	44.5
	(うち人件費)	-	-	-	-	-	-
	営業利益	7,632	63.5	7,664	64.5	5,491	55.5
本社管理費	収益	-	-	-	-	-	-
	費用	3,712	-	-	-	-	-
	(うち人件費)	3,712	-	-	-	-	-
	営業利益	3,712	-	-	-	-	-
合 計	収益	768,524	100.0	790,771	100.0	761,767	100.0
	費用	718,813	93.5	722,170	91.3	716,086	94.0
	(うち人件費)	508,459	66.2	542,473	68.6	570,478	74.9
	営業利益	49,711	6.5	68,600	8.7	45,681	6.0

(注) 1. 人件費には、社員給料手当、臨時社員等賃金、法定福利費、福利厚生費及び賞与引当金

繰入額が含まれている。

2. 平成 19 年度及び平成 20 年度の本社管理費(人件費)は、業務受託事業の費用(人件費)に含まれている。

3. 金額は、千円未満を切り捨てしている。

(A)局乗合受託事業(受託事業)

「尼崎市営バス事業第2次経営計画」に基づき、平成16年度から市バス事業の路線受託運行として開始された事業である。

平成19年度における売上は、473,281千円であり、前年同期比で59,255千円増加している。これは、受託運行路線の拡大(6路線から12路線へ)が平成18年8月からの実施であったことによるものであり、平成19年度での車両数は53台、営業キロ数は1,547千kmとなり、平成16年度の事業開始時に比べ営業キロ数では約1.9倍となっている。また平成20年度における売上は、496,147千円であり、前年同期比で22,866千円増加している。これは、業務受託事業からの振替によるものである。

平成19年度、平成20年度の費用は、432,916千円(うち人件費406,918千円)、451,606千円(うち人件費422,977千円)であり、平成19年度、平成20年度の部門損益は、40,364千円、44,541千円となっている。

(B)乗合事業(自主事業)

自主路線70系統(阪神尼崎南～クリーンセンター第2工場)の共同運行(車両5台)による自主事業である。

平成19年度における売上は、49,268千円であり、前年同期比で2,450千円増加している。これは、クリーンセンター第2工場北隣の物流センター設立に伴い乗客数が増加し、現金による乗客を中心に増加したことによるものである。また、平成20年度における売上は、50,995千円であり、前年同期比で1,727千円増加している。これは、現金収入が減少したものの、定期券等の収入割賦金が増加したことによる。

平成19年度、平成20年度の費用は、38,228千円(うち人件費24,687千円)、39,293千円(うち人件費25,662千円)であり、平成19年度、平成20年度の部門損益は、11,040千円、11,702千円となっている。

(C)業務受託事業(受託事業)

市交通局からの業務受託であり、バス車両洗車・給油、庁舎清掃業務、運行整理業務、市バスサービスセンター運営業務等を受託している。

平成19年度における売上高は、145,766千円であり、平成18

年度に比してほとんど増減はない。平成20年における売上高は、130,414千円であり、前年同期から15,352千円減少している。これは、局乗合受託事業への振替によるものである。

平成19年度、平成20年度の費用は、131,317千円(うち人件費90,225千円)、138,871千円(うち人件費101,100千円)であり、平成19年度、平成20年度の部門損益は、14,448千円、8,457千円となっている。

(D)旅客運送事業(自主事業)

身体障害者福祉センターへの送迎リフト付バス運行による事業であり、平成20年度の売上は、7,658千円であり、平成19年度に比してほとんど増減はない。

平成19年度、平成20年度の費用は、6,699千円(うち人件費6,126千円)、6,512千円(うち人件費6,068千円)であり、平成19年度、平成20年度の部門損益は、1,327千円、1,145千円となっている。なお、平成21年度以降は、採算上の理由から、廃止の予定である。

(E)旅行業(自主事業)

平成19年度における売上高は、102,544千円であり、前年同期比で39,709千円減少している。これは、平成18年度「のじぎく兵庫国体」開催に伴う特需や企業の従業員送迎バスの運行の取りやめ等によるものである。また、平成20年度における売上高は、66,661千円であり、前年同期比で35,883千円減少している。これは、自然学校等の受注(競争入札)ができなかったことによるものである。

平成19年度、平成20年度の費用は、108,788千円(うち人件費14,515千円、粗利益率12.8%)、75,403千円(うち人件費14,669千円、粗利益率17.2%)であり、平成19年度、平成20年度の部門損益は、6,244千円、8,741千円となっている。競争激化による単価ダウン等により非常に厳しい状況にある。

(F)その他事業(自主事業)

平成19年度における売上は、11,883千円であり、主な業務は、広告代理業務7,200千円、自動販売機代理業務4,104千円であり、

平成 20 年度における売上は、9,890 千円であり、主な業務は、広告代理業務 5,674 千円、自動販売機代理業務 3,681 千円である。

平成 19 年度、平成 20 年度の費用は、4,219 千円、4,399 千円であり、平成 19 年度、平成 20 年度の部門損益は、7,664 千円、5,491 千円となっている。

市との委託契約

(A)「局乗合受託」業務

(a) 委託料

過去 3 年間ににおける委託料は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度税込	平成 19 年度税込	平成 20 年度税込
「局乗合受託」業務	414,026	473,281	496,147

(注) 平成 19 年度及び平成 20 年度では、人件費(運転手 88 名分)が大部分を占めている。

(b) 委託業務内容及び委託先選定理由

市バス 12 路線の受託運行業務であり、「一般乗合旅客自動車運送事業の塚口営業所一部路線に係る管理の委託及び受託契約書」によれば委託の期間は、それぞれの年度の本契約に係る予算が尼崎市議会の議決を経ることを条件に、委託日(平成 16 年 4 月 1 日)から 5 年間とされ、毎年、「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託に関する実施契約書」が締結され、運行路線が決められている。

当該委託業務は、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)に該当する随意契約であり、委託先の選定理由は、「市交通局としての責任体制が堅持でき、公営のもつ特性をいかしつつより自由度の高い運営が可能であること 市交通局の出資団体であり、運営がスムーズに行えること 正規職員の退職に合わせ、年次的に委託をすることが可能であることなどを総合的に考え、第 2 次経営計画において委託先として選定し、それ以降の年度においても契約解除に当たるような問題がないため」とされている。

管理の受委託を行う運行系統の変遷は、以下のとおりである。

運行系統	起 点	終 点	平成 16 年 4 月	平成 18 年 8 月(注 1)	平成 21 年 12 月(注 2)
11	阪急園田	阪神尼崎	○		
20	JR 猪名寺	東園田	○		
21	阪急園田	阪急塚口	○		
21-2	戸ノ内	阪急塚口	○		
22	阪急園田	阪神尼崎	○		
23	戸ノ内	阪神尼崎	○		
24	阪急園田	阪神杭瀬	○		
30	阪急塚口	武庫川		○	
31	阪急塚口	阪神尼崎		○	
52	JR 尼崎	JR 尼崎		○	×
80-1	阪神出屋敷	阪神出屋敷		○	×
80-2	阪神出屋敷	阪神出屋敷		○	×
85	阪神出屋敷	松下 PDP 前		○	×
90	武庫川	尼崎テクノラント [*] 前		○	×
運 行 路 線 (累 計)			6	12	8

(注)1.平成 18 年 8 月より 6 路線から 12 路線へ拡大されている。これは、「市営バス事業第 2 次経営計画」における経営改善の取り組みとして、コスト削減と現行サービス水準の維持を目的に退職者の動向等にあわせて委託の拡大がなされたものである。

2.平成 21 年 12 月より 12 路線から 8 路線へ縮小された。これは、市交通局の武庫営業所の管理の受委託拡大に伴い、より効率的な勤務編成がなされるよう委託路線の業務量を決定したことによるものである。

(B)「業務受託」業務

(a) 委託料

過去 3 年間における委託料の内訳は、以下のとおりである。

(単位：千円)

業 務 内 容	平成 18 年度 税 込	平成 19 年度 税 込	平成 20 年度 税 込
車両洗車・給油、清掃業務	32,741	33,601	33,639
休憩所維持管理業務(出屋敷・東園田)	7,934	8,060	8,060
停留所施設維持管理・運行整理業務	14,128	14,244	14,308
庁舎清掃業務(武庫営業所)	1,020	801	801
市バスサービスセンター業務	15,642	15,901	15,891
一般管理業務	60,378	59,607	45,590
小 計	131,843	132,214	118,289
利 潤	6,592	6,611	5,915
消 費 税	6,922	6,941	6,210
合 計	145,357	145,766	130,414

(b) 委託業務内容及び委託先選定理由

交通局業務委託契約書によれば、委託業務の内容は、車両の洗車清掃等の業務、乗車券の発売・遺失物品の取扱い及び案内業務(市バスサービスセンター業務)、車両の給油、市交通局施設の構内・浴場の清掃業務、建造物の維持管理業務(出屋敷及び東園田休憩所、武庫営業所)、停留所施設等の維持管理業務及び運行管理業務、上記～の委託業務に付随する業務、会社の運営上、局が特に必要と認める業務(一般管理業務)であり、地方自治法第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)に該当する随意契約である。

委託先の選定理由は、「当団体は、その設立の目的として市バス事業に付随する業務の委託化、高齢職員の適切な退職の促進を図り、その知識・経験を活用する場として設立されたもので、市交通局と密接不可分の事業者として、車両の給油・洗車等の市交通局に付随する業務を包括的に設立以来行ってきたおり、直営で行うより効率的で安価に安定して実施してきた実績があるため」とされている。

(7) 団体の総合所見

市は、外郭団体共通の取組みとして、「外郭団体に随意契約している業務については、早期に解消を図るべきもので、平成21年度には原則として一般競争入札に契約方法を変更する。」とし、当団体への取組みとして、「尼崎市営バス事業第2次経営計画」(平成16年度～平成18年度)及び「市営バス事業のあり方懇話会」(市の交通政策及び市営バス事業の今後のあり方の検討)等を踏まえた上で、「市営バス事業経営のあり方に関する検討を進める」ことをあげている。

当団体は、市バス事業の経営の健全化、乗客サービスの向上など、市バス事業の維持発展に寄与することを目的として、昭和63年4月に設立され、平成15年度まで業務受託事業(市バス事業の付随業務)を主たる事業として行ってきた。また平成16年度より、市交通局では「尼崎市営バス事業第2次経営計画」を受け、公営のメリットを活かしながらのコスト削減、生産性の向上を図る目的で、自動車運転手等の退職の動向を踏まえながら、段階的に当団体への路線運行委託の拡大を行い、平成18年8月時点で28路線中12路線を委託しており、その割合は約35%となっている。

このように、当団体は、市交通局と密接不可分の事業者として、車両の

給油・洗車等の市交通局に付随する業務や、委託路線の運行などを直営で行うことにより効率的で安価に安定して行ってきたことから、市民サービスの維持や市のまちづくりにも貢献してきたといえる。

しかし、市からの受託事業の割合は、平成２０年度において金額ベースで８０％強となっており、市への依存割合が極めて高い状況であり、しかも契約方法はすべて随意契約となっている。平成２１年１２月以降には、武庫営業所が民間委託されることにともない当団体での受託路線が１２路線から８路線に縮小される見込みであり、また自主事業の主力である旅行業においても、競争入札等の影響により受注金額が年々減少し、粗利益ベースで人件費を吸収できない状況である。

市バス事業を取り巻く極めて厳しい環境の中で、当団体が市の方針に基づき自立化を図るためには、経営状況についての点検評価を実施し、経営改善の必要がある場合には、それを織り込んだ団体独自の経営計画等の策定が不可欠となる。しかし、現状ではこのような経営計画は、策定されておらず、団体独自での業績管理、成果管理や市民ニーズの把握についても実施されていない。

当団体は、市が筆頭株主となっている第三セクター等であり、その業務について高い公共性が求められてはいるものの、一方では営利を追求する株式会社として存在する団体である。現状の市からの高い依存体質から脱却し、自立した乗合事業者として他の民間事業者との競合に勝ち残るためには、効率的で安全な運行方法等の調査、分析、評価などを積極的に行い、社会情勢の変化や市民ニーズに応じたサービスが提供できるような組織体制の整備や経営改善計画に基づく効率的な事業の運営に努めていく必要がある。

また、市との委託契約においては、公正性及び競争性の観点から契約方法の見直しを行い、効率性、経済性の観点から見積金額の精査を厳密に行うべきである。

（８）監査の結果及び意見

経営改善計画の策定を求めるもの＜意見＞

市の外郭団体の取組みとしては、「市が出資する株式会社については、市への財政的依存体質を解消し、収益収支・資金収支等の経営見通し、経営計画に基づく自立経営を促進する。なお、経営計画に基づく経営改善が実施されたにもかかわらず、収支状況等の改善が極めて困難で、団体存続に

係る継続性が懸念される場合、問題を先送りすることなく法的整理を含めた判断を行う」とされている。

当団体では、単年度予算の策定のみで、中長期の事業計画は策定されておらず、目標達成の把握が困難な状況にある。

当団体が、自立的な経営を行っていくためには、常に自らの経営の状況を分析し、自主的な経営改善に取り組んでいく必要がある。このため、中長期にわたって自主的に取り組む事項を掲げた経営改善計画を早期に策定し、効率的な事業の実施、適正な運営を図るべきである。

民間からの役員登用を求めるもの＜意見＞

当団体における常勤役員は、市OBのみで構成されているが、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日総務省）によれば、「3.第三セクター等の人件費（4）国の特殊法人等においては、政府が任命権を有する常勤役員について、国家公務員出身者の割合を半数以内にとどめる等の取り組みが行われている。これを踏まえ、第三セクター等の役員についても、地方公務員出身者が占める割合を抑制するよう取り組みを進めること」とされている。

団体の経営は、独立した事業主体として自らの責任で事業が遂行される必要があり、自立した乗合事業者として経営ノウハウを蓄積し、他の民間事業者との競争力を高めるためにも、常勤役員は、職務権限や経営責任にふさわしい人材を民間も含めて広く求めることが適当であり、民間の経営ノウハウを有する人材が積極的に登用されるよう努めるべきである。

委託契約について契約方法の見直しを求めるもの＜意見＞

業務委託契約における委託先選定理由は、「市交通局と密接不可分の事業者として、市交通局に付随する業務を包括的に設立以来行っており、直営で行うより効率的で安価に安定して実施してきた実績があるため」とされている。これらの理由は、契約履行の安全性、直営と比較した場合の効率性という観点からは十分に理解しうるところであるが、あくまでも委託先選定における一つの要素であり、特命随意契約の選定理由としては不十分である。また、長期間にわたる業者の固定化は、契約金額を固定化させ競争性が確保されず、経済性・効率性を損なうおそれがある。

当該業務の大部分は、排他的な特殊技能を要するものないし、専門性を有するものではないと考えられる。少なくとも「性質又は目的が指名競争

入札に適しない」内容ではなく、他に同様な技術的条件を具備する業者がいるのであれば、競争入札によることが可能と考える。地方自治法の原則及び市の方針に基づき、競争入札が可能な契約についてはできるだけこれを導入し、公正性及び競争性が確保されるよう努めるべきである。

委託契約について見積金額の精査を求めるもの＜意見＞

委託料については、毎年団体からの実績額を基礎として決定しているが、市交通局では、できる限り複数の同業者から見積書等を入手する等して、独立して予定価格を算定するべきである。仮に当団体の見積しか入手できない場合であっても、それをそのまま予算要求額とするのではなく、見積金額の内容を効率性、経済性の観点から厳密に精査すべきである。

団体からの見積書を閲覧した結果、以下のような問題がある。

(A)「局乗合受託」業務と「業務受託」業務との明確化について

「局乗合受託」業務に含まれるべきである委託路線の運行に係る経費の一部（運行業務の管理に係る人件費２人分、研修費等）が、平成１９年度までは、「業務受託」業務の一般管理業務に含まれており、両委託業務の混在が見受けられた。仕様書等の見直しにより両委託業務の範囲を明確にし、委託料を積算すべきである。

(B)「業務受託」業務における一般管理業務の明確化について

「業務受託」業務における一般管理業務（ ）については、委託金額全体に占める割合が高い（平成２０年度ベースで約３５％）にもかかわらず、仕様書が作成されておらず、業務報告の提出もない。これについて市交通局に質問した結果、「局乗合受託」業務での管理コスト及び「業務受託」業務に係る各委託業務（ ～ ）での管理コストを「業務受託」業務における一般管理業務（ ）として一括計上しているとの説明を受けた。本来個々の委託業務ごとに仕様書を作成し、これに基づいた管理コストを積算すべきである。

(C)「業務受託」業務における経費負担の明確化について

「業務受託」業務における各仕様書（ ～ ）を閲覧した結果、市交通局と団体との経費負担区分の中で、本来受託者負担とされているにもかかわらず、団体からの見積金額で積算されており、委託料として支払われているものが見受けられた。市交通局と当団体とが負担する経費の範囲を具体

的に明示しておく必要がある。

消費税等の会計処理について変更を求めるもの＜意見＞

消費税等の会計処理は、税込方式を採用しているため、以下のとおり消費税等の納付額が、経費(租税公課)で処理されている。

平成19年度 30,637千円(うち未払計上額9,609千円)

平成20年度 31,003千円(うち未払計上額8,025千円)

しかし、当団体の適正な期間損益を算定するためには、消費税等の会計処理について、税抜方式(消費税等を損益に影響させない方式)を採用すべきである。

ホームページによる積極的な情報公開を求めるもの＜意見＞

現在、団体独自のホームページは作成されていない。市民に対して、最新の業務及び財務等に関する資料をインターネットで積極的に公開すべきである。

以上